



Title	ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして
Author(s)	前田, 星
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第13419号
Issue Date	2019-03-25
DOI	10.14943/doctoral.k13419
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74042
Type	theses (doctoral)
File Information	Hoshi_MAEDA.pdf



[Instructions for use](#)

ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判

—ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして

前田 星

目次

はじめに	—近世ヨーロッパ、学識法曹、魔女裁判	…… 1
序論	研究の射程	
第1節	魔女と学識法曹	
	(1)魔女研究史の概観	…… 3
	(2)法史的研究の意義	…… 11
第2節	本稿について	
	(1)研究の目的と対象	…… 18
	(2)論文の構成	…… 20
第1章	地域・著者・史料	
第1節	17世紀ヴェストファーレン公領の魔女迫害	
	(1)対象地域の地理的概要と裁判権	…… 21
	(2)魔女裁判をめぐる状況	…… 27
	(3)魔女コミサール	…… 31
第2節	史料について	
	(1)学識法曹ハインリヒ・フォン・シュルトハイス	…… 43
	(2)魔女裁判マニュアル『詳細なる手引き』	…… 45
第2章	例外犯罪としての魔女術罪	
第1節	魔女＝例外犯罪？	
	(1)例外犯罪であること	…… 53
	(2)例外犯罪の歴史	…… 60
	(3)例外犯罪論の分析にあたって	…… 62
第2節	魔女術の例外犯罪性	
	(1)例外犯罪の性質・具体的な犯罪群について	…… 63
	(2)裁判権に関する例外	…… 72
	(3)刑罰・処置に関する例外	…… 73
	(4)手続に関する例外① —被告人の防御の権利	…… 86
	(5)手続に関する例外② —拷問と証人	…… 93
第3節	小括 —シュルトハイスの手続と近世の例外犯罪論	……107
第3章	組織犯罪としての魔女術罪	
第1節	魔女の集団	……111
第2節	組織犯罪性	
	(1)魔女の組織 —規模と関係性	……115
	(2)血縁関係と魔女	……121

(3)尋問の主眼	……123
(4)供述の信憑性と法的効力①　－拷問の条件としての告発の信憑性	……126
(5)供述の信憑性と法的効力②　－「良き評判のある」人物に対する告発の場合	……136
(6)供述の信憑性と法的効力③　－自白の撤回	……147
第3節　小括　－魔女裁判手続と魔女術犯罪の組織性	……153
第4章　魔女術罪と宗教	
第1節　魔女術と宗教の関わり	
(1)魔女術罪の宗教性	……156
(2)魔女裁判理論における悪魔の存在意義	……157
(3)魂の救済をめぐる問題	……160
第2節　魔女と悪魔	
(1)悪魔と魔女の関係　－悪魔との契約	……163
(2)悪魔の能力	……169
(3)悪魔の存在と裁判手続	……180
(4)小括	……183
第3節　魂の救済	
(1)背景としての宗派化と手続上の効果	……185
(2)聴罪司祭と魔女コミサール	……190
(3)小括	……195
第4節　魔女裁判手続における宗教的要素の意義	……196
終章　近世刑事司法の中の魔女裁判と学識法曹	
第1節　学識法曹としてのシュルトハイスの立ち位置	……200
第2節　残された課題と今後の展望	……203
参考文献一覧	

はじめに ー近世ヨーロッパ、学識法曹、魔女裁判

「魔女狩り」と言えば、ヨーロッパ史上の汚点のひとつであり、また科学的知識の欠如や合理的思考の未発達が特徴とされる時代(往々にして、そのような特徴を持つ時代は「中世」と呼ばれる)において、迷信と狂信によって引き起こされた現象であるという印象が、一般に流布している。ここには素朴な近代的合理主義や科学主義への礼賛とその副産物が見てとれるのであるが、少なくとも魔女迫害に関して、それが「中世」の出来事であると述べるとすれば、語弊が生じるだろう。

ヨーロッパにおいて魔女迫害¹が最も苛烈だったのは、近代を目前にした 16、17 世紀であった。この中世と近代の間の時期は、しばしば歴史学においては「近世」と呼ばれている。近世という時代区分については諸説あるものの、とりわけドイツ史においては、概して宗教改革から神聖ローマ帝国の終焉までを近世として扱う見方が有力であろう²。この時代は、一般的な世界史においても宗教改革や三十年戦争、ヴェストファーレン条約などの著名な出来事によってドイツ社会、ひいてはヨーロッパが大きな影響を受けた時代とされる。歴史学においては、宗派化論や社会的規律化論と絡めながら、しばしば国制史上の大きな論点として近世領邦国家の形成が論じられる。

一方で、法史の分野において、近世という時代を見る時、学識法の継受と「普通法」の時代であると言うことができる。イタリアで発展したローマ法学は、15、16 世紀にはドイツを含むヨーロッパ各地でも広く受け容れられ、「イタリア学風」と呼ばれるようになった³。これによってローマ法およびカノン法という、大学で学ぶことのできる法(学識法)がヨーロッパ各地において通用し、各地の慣習法の補充的な役割を担ったため、この学識法を「普通法(*Jus commune*)」と呼ぶ⁴。このような普通法の観念の下、神聖ローマ帝国全土に適用されうるような統一的な刑事法典(『カール五世の刑事裁判令(カロリナ)』)が制定されるなど、学識法は刑事法の領域においても大きな影響を持つに至った。勿論、これによって既存の慣習法などが駆逐されたわけではなく、そのため神聖ローマ帝国においてはいくつもの法体系が錯綜するという状態に至ったのであるが、近世の法における学識法の影響は否定しがたい事実である。

このような近世の変化や発展を、君主や諸身分と共に担ったのが、大学で法学を学んだ人々、すなわち学識法曹という存在であった。ドイツにおいては国家が整備されていく過程において、統治のための官僚組織も整えられていった。中世後期においてはとりわけ教会の分野において、学識法曹が、裁判に限られず幅広い統治と行政に携わることになった⁵。やがて近世になると、教会のみならず世俗権力の側でも、領地の合理的経営のため

¹ 「魔女狩り(Witch-Hunt)」という言葉もまた、非合理的な精神によるパニックであるという印象を助長しているように思われる。本稿では特に断りのない場合、ヨーロッパ近世に起こった、「魔女」とされた人々に対する様々な攻撃を、なるべく中立的な言葉として「魔女迫害(Witch-Persecution : 英、Hexenverfolgung : 独)」という語で表したい。

² 踊・山本「近世の神聖ローマ帝国と領邦国家」2014年、63-64頁。

³ 勝田「学識法曹とローマ法継受」2004年、159頁。

⁴ 同上、159頁。

⁵ 田口「中世後期ドイツの学識法曹」2007年、296-297、299頁。

に学識法曹たちを広く採用するようになる⁶。また当初こそ、聖職者や貴族が学識法を学び、帰ってきて統治に加わるという形式であったが、やがて少しずつではあるが学識法曹の中に市民出身の人物が増え始める⁷。これには16世紀半ば以降に多くの大学が設立されたことが背景にあった。本稿第1章でも確認できるように、領域国家の統治においては貴族たちと市民出身の学識法曹たちが協働していたのである。学識法曹たちは統治のみならず、当然ながら裁判においても必要とされ、やがて裁判所にも進出するようになった⁸。彼らは法学の知識を武器として、やがてひとつの集団を形成するようになっていく⁹。尤も、市民出身の学識法曹たちと言っても、一方では貴族たちと競合しながら、他方では本稿で取り扱うハインリヒ・フォン・シュルトハイスのように、貴族化する者も多く存在したようである。

このように学識法曹たちが台頭しだした近世という時代に、魔女迫害はヨーロッパを席捲した。古くはその犠牲者も100万人を数えると言われたが、近年の研究ではヨーロッパ全体で4~5万人であっただろうと推定されている¹⁰。そして、その際に用いられたのは裁判という形式であった。そこには近世刑事司法の特徴として、カノン法から導入された糾問手続、拷問の利用などが見られるが、それらと共に学識法曹たちの姿を見いだす事もできる。近世において魔女裁判は、しばしば「厄介で難しい裁判」とされていた¹¹。それというのも、魔女術の事件においては一般的に現行犯で逮捕されるようなことはなく、その場合の目撃証言や状況証拠などによる立証も困難を極めたからである。このような裁判を遂行するためには、学識法曹たちの知識が必要とされた。そのため、学識法曹の側からしても、魔女裁判は社会的な地位向上の手段となり得たのである¹²。

以上のように、魔女裁判は学識法曹たちおよびその学識法の知識と大いに関係のある現象であった。本稿が研究対象とするのは魔女裁判に関わったごく一部の学識法曹であるが、しかし近世における彼らの法理論に関する本研究は、学識法曹たちの持つ学識法の知識や理解が、魔女裁判においてどのような意味を持ったのかに関して、具体的な一例を提供することになるだろう。

⁶ 西村『文士と官僚』1998年、30頁。

⁷ 同上、34頁。

⁸ 同上、32頁。

⁹ 同上、34-40頁。

¹⁰ スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、34頁。

¹¹ 牟田『魔女裁判』2000年、49頁。

¹² Rummel, *So mögte auch eine darzu kommen*, 2005, S. 218.

序論 研究の射程

第1節 魔女と学識法曹

(1) 魔女研究史の概観

魔女についての研究は、それを近代歴史学成立以降に限ったとしても、膨大な数に上る。加えてアプローチの多様さがその当初から存在し、近年の学際化の傾向がますますその全体を把握することを困難にさせている。このような理由から魔女研究の歴史をすべてをおさえておくことは困難なのであるが、本稿の目的及び対象の設定理由について説明するためには、ここで魔女研究の大まかな流れを提示しておく必要がある。そのため本章では、本稿の問題関心に沿った形ではあるが、研究史を概観しておくことにしたい¹。

長い間、そして現在においても、魔女研究の主たる関心は魔女迫害の原因に向けられている。換言すれば、何故近世ヨーロッパにおいてあれほど大規模な魔女迫害が生じたのか、という疑問が魔女(迫害)研究の根底にあったと言える。このような問題関心を背景として、モンターの区分に従えば、魔女研究は魔女に対するスタンスによって2つに大別できる²。一方はロマンチック・アプローチと呼ばれ、何がしかの異教的宗教行為を遂行した魔女とされたグループないしは個人が実在したのだとする立場であり、他方は合理主義アプローチと呼ばれる、魔女という存在が当局や裁判官の側によって創り出されたものであるという立場である³。また、魔女研究の初期においては、ロマンチック・アプローチは魔女の存在を前提とした故に、民衆の間の信仰に着目しがちであり、他方の合理主義アプローチは魔女の非存在から出発するために、むしろ積極的な迫害者であると思われていたエリートたちの方に着目するという傾向を持っていたが、この特徴は後述のような研究動向によって相対化されることになる。とはいえ、このモンターの区分は魔女研究の全体像を把握する

¹ 研究史については以下を参照。Behringer, *Erträge und Perspektiven der Hexenforschung*, 1989; Ders., *Geschichte der Hexenforschung*, 2004; Eichhorn, *Geschichtswissenschaft zwischen Tradition und Innovation*, 2003; Monter, *The Historiography of European Witchcraft*, 1972; Voltmer, *Netzwerk, Denkkollektiv oder Dschungel?*, 2007; Wiedemann, *Rassenmutter und Rebellin*, 2007. 法制史の立場からの魔女研究の動向を書いたものとしては以下を参照。Jerouschek, *Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte*, 1993. また、邦語では次の文献を参照した。井上「一六・七世紀魔女裁判研究への視覚」1982年；浜林／井上『魔女狩り』1986年；牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年；小林「魔女研究の新動向」2015年。なお、魔女研究の概説書としては以下を参照。Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004; Dillinger, *Hexen und Magie*, 2007(ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年); Levack, *The Witch-Hunt in Early Modern Europe*, 1995; Ders., *Hexenjagd*, 2003; Rummel, Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit*, 2. Auflage, 2012; Scarre & Callow, *Witchcraft and Magic in Sixteenth- and Seventeenth- Century Europe*, 2001(スカール、カロウ『魔女狩り』2004年。); Trevor-Roper, *The European Witch-Craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1969.

² Monter, *The Historiography of European Witchcraft*, 1972.

³ 井上正美氏の言葉をそのまま引用するなら、合理主義アプローチは「魔女裁判を非合理精神の産物、したがって、そこでなされた魔女の自白の内容も拷問によるデッチあげで信用するにたりない」という立場であり、「魔女関係資料を通して民衆のなかに実在した信仰の世界へ踏みこもうとするやり方」がロマンチック・アプローチとされている。浜林／井上『魔女狩り』1986年、226頁。

上で長い間利用され続けており、今なお有用であると考えられる⁴。以下では、この区分に従って叙述を進めたい。

近代歴史学の成立以降、19世紀における古典的研究としてはW. ゴルダンとJ. ハンゼンの研究がまず挙げられる。ゴルダンやハンゼンの研究は合理主義アプローチの側に属し、後述のグリムのように魔女をゲルマン民族的要素と結びつけながら実在する存在であると論じるよりも、キリスト教悪魔学と結びつけて考察した。ゴルダンは迫害の主たる原因を金銭欲と結びつけて論じたが、この見解は現在の研究によってほとんど否定されている⁵。続くハンゼンは研究書と共に『中世における魔女妄想、魔女迫害の歴史に関する史料と研究』(1901年)と題する浩瀚な史料集を刊行した⁶。このため、他の分野の歴史学者からも一目置かれることとなり、それまで好事家の仕事とされがちであった魔女研究の地位向上に大いに貢献したとされる。彼は魔女観念が異端審問において発展し、アルプス地方から世俗裁判所に入り込んだという大きな流れを提示した⁷。異教的慣習の色濃く残るスイス西部、そこに逃げ込んだヴァルド派を追ってはじめられた異端審問、そこでキリスト教的知識人が異教的農民の風習を異端と結びつけ、魔女観念が生まれる、というハンゼンの主張は「山岳理論」と呼ばれ、長い間魔女研究における通説とされた⁸。自由主義の影響を受けたゴルダンやハンゼンの研究においては魔女迫害を主導したのはキリスト教会(主としてカトリック)であり、魔女はキリスト教会と世俗国家による迫害と拷問の被害者であると認識されていた。そして彼らの研究は文化闘争の時代において、カトリックに対する攻撃材料としてイデオロギー的に利用され、主張が反教権的に先鋭化されながら再生産された⁹。

これに対して初期のロマンチック・アプローチの代表はJ. グリムとJ. ミシュレである。ここで結論を先取りするならば、本稿はロマンチック・アプローチのように何らかの宗教的儀礼に加わった女性たちが存在したという立場から研究を行うわけではない。というのも、以下で述べるように、ロマンチック・アプローチの多くが史料による根拠付けの点で問題を抱えているからである。グリムは魔女観念をキリスト教以前の習俗や慣習と関連づけ、魔女を異教的な習慣を行う女性と見なした¹⁰。また、グリムは魔女をゲルマンの「賢女」とすることで、後々まで影響を持つひとつの魔女イメージを提供することになった。さらに、女性と魔女をより強く結びつけたのがミシュレである。ミシュレは、抑圧された農民たちの反抗として悪魔教や黒ミサが実際に行われたとし、魔女をその中心で階級的搾取や性差別に抵抗する女性であると捉えた¹¹。彼らにとっても魔女迫害がキリスト教会や世俗権力

⁴ 例えば以下の文献がこの区分を採用している。Jerouschek, *Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte*, 1993, S. 215-216; 浜林/井上『魔女狩り』1986年、225-240頁; 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年。

⁵ Soldan, *Geschichte der Hexenprozesse*, 1880; スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、61-62頁。

⁶ Hansen, Franck, *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte*, 1901.

⁷ Hansen, *Zauberwahn*, 1900; 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、316頁。

⁸ 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、330頁。

⁹ Wiedemann, *Rassenmutter und Rebellin*, 2007, S. 40-50; 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、316頁。

¹⁰ 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、317頁。

¹¹ Michelet, *La Sorcière*, 1862. 訳本はミシュレ『魔女(上)(下)』1983年。

の手によるものであったのは変わらないが、彼らは民間医療技術を持った自然的な存在、民間信仰の守り手としての魔女の存在を主張したのである¹²。これらの主張は一方ではナショナリズムやフェルキッシュ運動と結びつきながらナチズムの時代における魔女イメージへと継承されていき、他方では現在に至ってもフェミニズム運動の際に引き合いに出されることになる。ナチスは魔女をイデオロギー的に利用し、魔女をゲルマン的な賢女であると捉え、カトリック教会がそれを迫害したという構図を強く主張した¹³。しかしながら、このグリムやミシュレの主張は史料的裏付けを欠いていることが明らかとなっている¹⁴。

20世紀になるとこのグリムやミシュレの流れを汲み、また人類学者 J. フレーザーの研究に影響を受けた M. マレーの研究が注目を浴び、学術的のみならず、社会的にも広く受容された。マレーは魔術こそが宗教改革以降においても民衆の宗教であったと主張し、魔女をキリスト教以前の豊穡信仰が残存したものであるとした¹⁵。この主張が受け容れられた背景には、20世紀初頭のオカルト主義の隆盛やロマン主義的な自然へのあこがれがあったとされる¹⁶。この流れの中で、魔女は1950年代以降のニュー・エイジ運動のようなオカルト主義やフェミニズムと結びつきながら、反現代文明の象徴にまで昇華された¹⁷。

このマレーの主張は、ウィッカ(魔女)崇拜などの宗教運動においては、上述のグリムやミシュレの魔女イメージと同様に未だに支持され続けており、一般社会においては魔女の存在への信仰や賢女イメージは根強く残り続けたものの、史料的裏付けに著しい不備があることが判明したために、ミシュレやグリムらの主張と同様に、現在の魔女研究においては顧みられなくなっている¹⁸。これは学問世界と一般社会との隔絶を意味していたのであるが、このような既に学会では通説とは見られていない学説を援用しながら行われた女性解放運動が、80年代後半の実証的フェミニズム研究などの契機となった¹⁹。ロマンチック・アプローチは即座になくなったのでも、全くなくなったわけでもなかったが²⁰、マレーの研究の不備が指摘されて以降学術的には衰退していく。このようにグリムから続くロマンチック・アプローチには史料的裏付けの点で困難な点があり、この立場を採ることは難しい。

¹² 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、317頁。

¹³ これについては既に挙げたヴィーデマンの研究に詳しい。Wiedemann, Rassenmutter und Rebellin, 2007.

¹⁴ スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、62頁。

¹⁵ Murray, London 1921；スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、62頁。

¹⁶ 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、318頁。

¹⁷ 同上、318頁。

¹⁸ スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、62頁；ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年、334-335、339頁。

¹⁹ 例えば実証的フェミニズム研究として位置づけられうるアーレント＝シュルテは著作の冒頭で、フェミニストたちが女性解放運動の象徴として魔女を持ち出しているのに対して、自身の研究の基本理念がこの「女性解放運動の魔女像を検証することによって成立した」と述べている。アーレント＝シュルテ『魔女にされた女性たち』2003年、1-6頁、引用は5頁。

²⁰ 例えば、カルロ・ギンズブルグの研究などは、ロマンチック・アプローチの特徴を受け継いでいると指摘されることがある。浜林／井上『魔女狩り』1986年、232頁；牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、324頁；スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、62-63頁。

このようなロマンチック・アプローチの研究に対して、第二次世界大戦後には合理主義アプローチによる魔女研究が盛んに行われた。魔女の非実在を基本的なスタンスとする合理主義アプローチの立場に立つとき、そのような非実在の存在に対して何故あれほどの激しい迫害が生じたのか、という問題がより一層重要となる。合理主義アプローチを採る研究は長い間この問題に対する説明を試みることになる。例えば K. バッシュヴィッツの研究は魔女を妄想の産物として理解しているし²¹、N. コーンもバッシュヴィッツと同じような立場から、魔女迫害の大規模化に際して必要な魔女のステレオタイプが、異端審問と拷問とによってどのように形成されてきたかを論じている²²。ここでコーンは、魔女迫害と「シオンの議定書」や「トロツキーの陰謀」といった同時代的な出来事をパラレルに捉えている²³。

また、同じように同時代の出来事から影響を受けつつ、魔女迫害の原因を説明しようとしたのが、H. トレヴァーローパーである。彼はマッカーシズムを念頭に置きながら、魔女迫害を宗教対立の延長線上においた²⁴。彼は、魔女迫害とはカトリック地域におけるプロテスタント信仰、プロテスタント地域におけるカトリック信仰の人物に対する攻撃であったと主張した。現在この主張を魔女迫害の唯一の説明として信じることは、宗派間対立の少ない地域における魔女迫害の存在からして不可能であるが、魔女迫害と宗教改革という近世史上の大きな出来事とを結びつけた点で当時においては重要な意味を持った²⁵。

魔女と近世史上のテーマとの接続という点では、1978年に公表された R. ミュシャンブレの研究は高く評価されている。というのも彼の研究は、G. エストライヒが唱えた「社会的規律化(Sozialdisziplinierung)」論²⁶に属していると考えられているからである²⁷。ミュシャンブレは、魔女迫害を教会や世俗当局により後押しされた、民衆文化に対する抑圧、「上からの規律化」、社会統御の手段であったと捉えた²⁸。彼は、魔術が16世紀までは日常生活の中で一定の価値を有していたと述べる。しかし、16世紀から18世紀にかけて、宗教改革に端を発するキリスト教的倫理の浸透と絶対主義国家による規律化により、細分化された社会がひとつのものに統合されていく過程において、魔術や魔女は反社会的、反文化的存在として排除された。彼はフランスにおける魔女迫害を、古い社会の中の民衆文化がエリートの文化的支配に服していく過程(「文化変容」)の副産物であると見なしたの

²¹ Baschwitz, *Hexen und Hexenprozesse*, München 1963. 訳書はバッシュヴィッツ『魔女と魔女裁判』1970年。

²² Cohn, *Europe's Inner Demons*, 1975. 訳書はコーン『魔女狩りの社会史』1999年。

²³ コーン『魔女狩りの社会史』1999年、166頁。

²⁴ Trevor-Roper, *The European Witch-Craze*, 1969.

²⁵ スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、参考文献、20-21頁。

²⁶ 社会的規律化論とは、ゲアハルト・エストライヒの提唱した、近世国家による公的・私的領域への積極的な干渉と統制のことである。社会的規律化論については以下の文献を参照。エストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」1982年；千葉「解題Ⅲ 近世における社会的規律化とポリツァイ」1993年；同「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」1995年。

²⁷ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、1-3頁。

²⁸ Muchembled, *Culture Populaire et Culture des Élités*, 1978.

である²⁹。ただし、彼の提示した無学な農民と知的エリートという構図については、過度に単純化されているという指摘もなされている。例えば、批判者のひとりであった R. ブリッグスは、ミュシャンプレの述べるエリートの中にはきわめて広い差異があること、そして学識法曹が法廷を占めたパリ高等法院では迫害が抑えられたということを主張した。ブリッグスは、迫害の前提は害悪を与える魔女の存在に対する人々の信仰であるとし、エリートの迫害支持は根本原因ではなかったと論じた³⁰。このような批判があって、やがて魔女研究は迫害の原因としての民衆の存在に目を向けていくことになる。

バシュヴィッツやコーン、ミュシャンプレが迫害の原因を社会の上層に求めたのに対し、K. トマスと A. マクファーレンはイングランドを対象として、迫害の動機を民衆の中に見出そうとした。1970年に、マクファーレンは人類学の研究成果を援用しながら、イングランドのエセックスにおける魔術と魔女告発の社会的機能を考察し、次のような告発のモデルを提示した。ある貧者(老婆であることが多い)が隣人に伝統的価値観に基づいて喜捨を求める。しかし隣人はそれを負担と感じて、罪悪感を抱きつつも喜捨することを拒む。これに対して貧者の側は罵りを返し、その後には何か隣人の側に不幸が訪れたなら、隣人は罪悪感から逃れるためにも貧者を魔女として告発する。このようにマクファーレンは魔女迫害に伝統的価値観の崩壊と、資本主義社会への移行を見出している³¹。この説明モデルは、翌年に刊行されたトマスの研究においても採用されている³²。この民衆への着目は魔女研究において大きな転換となり、これ以降魔女研究の主眼は民衆に移っていくことになった。前述のブリッグスによるミュシャンプレへの批判も、このような流れの中にあっただと言える³³。

1980年代以降魔女研究は地域的研究を蓄積するようになったが、これらの研究は迫害の原動力としての民衆に着目しつつも、より多層的な魔女裁判の構造を描き出している。この年代以降の研究の特徴は、裁判記録を用いた実証的研究であるという事である。これにより、実際の出来事や具体的な魔女迫害の構造に至るまで詳細な情報が明らかになった。丹念な研究の成果は、従来無批判に受け容れられてきたいくつかの通説に修正を迫り、また新たにいくつかの通説を生み出すに至っている。例えば、W. ベーリンガーによる研究はバイエルンにおける、領邦の各レベルでの魔女裁判の是非に関する議論を取り扱っているが、魔女迫害が上からではなく、むしろ下からの突き上げによって行われていたこと、バイエルンのような裁判機構の統制が行き届いた大領邦では迫害は慎重であり、逆に小さく、統制の行き届かない領邦では過激になる傾向があることなどが指摘されている³⁴。加えて彼は、迫害の波と凶作などの民衆生活の変化との関連を指摘し、近年では気候史と魔

²⁹ 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、322-323頁；小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、1-2頁。

³⁰ Briggs, *Witches and neighbors*, 1996, pp. 397-411；小林「トリーア選帝侯領における魔女迫害」2008年、41頁。

³¹ Macfarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England*, 1970；牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、321-322頁；小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、3頁。

³² Thomas, *Religion and the Decline of Magic*, 1971. 訳書はトマス『宗教と魔術の衰退』1993年。

³³ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、2-3頁。

³⁴ Behringer, *Hexenverfolgung in Bayern*, 1988.

女迫害との関連についても研究を行っているのみならず、魔女迫害を人類学的に捉える事によって、ヨーロッパ近世の出来事に限定せず現代の非ヨーロッパ世界における妖術への迫害をも含めたより広い視野で、魔女という現象を把握しようとして試みている³⁵。また A. ブラウアートは、ハンゼン以来の通説であった「山岳理論」について論じており、アルプス山地が産業面でも情報面でも先進地帯であり、悪魔学文献それ自体が現実の反映であったという事を指摘した³⁶。

さらに W. ルンメルはモーゼル川流域の魔女迫害についての研究の中で、民衆の側が「委員会」なる組織を作り、これを通じて裁判の過程にすら干渉していたということを示した³⁷。ルンメルの研究はベーリンガーの提示した、中央の統制の弱い領邦において迫害が加速するというテーゼを裏付けると同時に、「下からの」魔女迫害へ大きな注目を集めた³⁸。このような「下からの」魔女迫害という視点は広く共有されたが、魔女研究においてはもはや魔女迫害の唯一の原因を論じることは現実的ではなくなっており、この時期からしばらく魔女研究は個別具体的な地域、裁判を対象として、地域化、細分化していった。大きなテーマとの関連を論じる研究がないわけではなかったが、傾向として個別研究の蓄積の時期に入ったと言えるだろう。

1980年代の地域史的分散の傾向は1990年以降も続いたが、しかし学際的な魔女研究の場も整えられていった。1985年にチュービンゲン大学の S. ローレンツを中心として学際的魔女学会(AKIH)が結成され、同学会は定期的な研究大会を催す他、1995年からはほぼ毎年わたって研究書のシリーズを出版している³⁹。また、トリニア大学においても F. イルジグラールや R. フォルトマー、前述のルンメルらによる研究グループが形成されており、こちらも1995年から現在に至るまで『トリニアの魔女裁判』と題するシリーズを刊行しており、2007年に公刊されて以来少し間が開いたが、2017年には第9巻目が刊行された⁴⁰。

³⁵ Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004. なお、本書は2014年に邦語訳された。訳文自体には不精確な点が散見されるが、原著にはない章見出しなどが追加され、邦語で読める研究入門書として有用である。ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年。

³⁶ Blauert, *Frühe Hexenverfolgungen*, 1989.

³⁷ Rummel, *Bauern, Herren und Hexen*, 1991.

³⁸ 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、331-332頁。

³⁹ 以下の18巻。Bd.1: Lorenz, Bauer, *Das Ende der Hexenverfolgung*, 1995; Bd.2: Dillinger, Fritz, Mährle, *Zum Feuer verdammt*, 1998; Bd.3: Pohl, *Zauberglaube und Hexenangst*, 1998; Bd.4: Lorenz, Bauer, Behringer, Schmidt(Hrsg.), *Himmels Hexenkartothek*, 1999; Bd.5: Schmidt, *Glaube und Skepsis*, 2000; Bd.6: Kauertz, *Wissenschaft und Hexenglaube*, 2001; Bd.7: Ahrendt-Schulte, Bauer, Lorenz, Schmidt(Hrsg.), *Geschlecht, Magie und Hexenverfolgung*, 2002; Bd.8: Museen(Hrsg.), *Hexen und Hexenverfolgung in Thüringen*, 2003; Bd.9: Waardt, Schmidt, Midelfort, *Dämonische Besessenheit*, 2005; Bd.10: Moeller, *Dass Willkür über Recht ginge*, 2007; Bd.11: Zagolla, *Folter und Hexenprozess*, 2007; Bd.12: Dillinger, Schmidt, Bauer(Hrsg.), *Hexenprozess und Staatsbildung*, 2008; Bd.13: Sauter, *Hexenprozess und Folter*, 2010; Bd.14: Behringer, Lorenz, Bauer(Hrsg.), *Späte Hexenprozesse*, 2016; Bd.15: Behringer, Opitz-Belakhal(Hrsg.), *Hexenkinder – Kinderbanden – Straßenkinder*, 2016; Bd.16: Flurschütz da Cruz, *Hexenbrenner, Seelenretter*, 2017; Bd.17: Haas, *Hexen und Herrschaftspolitik*, 2018

⁴⁰ 以下の9巻。Bd.1: Franz, Irsigler, Biesel(Hrsg.), *Hexenglaube und Hexenprozesse*, 1996; Bd.2: Voltmer, Weisenstein, *Das Hexenregister des Claudius Musiel*, 1996; Bd.3:

このような場を通じて、魔女研究の、近世史上の問題への接続が試みられている⁴¹。例えばディリンガーは魔女裁判と国家形成との関係を論じているし⁴²、アーレント＝シュルテは女性史と魔女研究との接続を試みている⁴³。

ヨーロッパにおける研究状況と関連しながら、日本における魔女研究も多様なアプローチから研究が行われ、近年隆盛を見せている。1970年の森島恒雄氏による概説書が日本における魔女研究の草分けとされているが、1970年代には井上正美氏によるトレヴァ・ローパーの研究の紹介や批判、そしてイギリス史家浜林正夫氏による社会史的研究が続いた⁴⁴。浜林氏の研究は、マクファーレンとトマスの研究の流れを受けたものであった。社会史的研究としてはその後ミュシャンブレの翻訳などが出された⁴⁵。

1980年代には多様なアプローチによる魔女研究が登場し、とりわけ1990年代以降には法制史的研究が蓄積されていく一方で、魔女のイメージや表象を取り扱った研究が日本において隆盛を誇っている。その先駆けとなったのは池上俊一氏の『魔女と聖女』と題するキリスト教の女性観を取り扱った著作であろう⁴⁶。また法制史家である上山安敏氏もキリスト教やヨーロッパにおける古い信仰と女性観との関係を論じている⁴⁷。

魔女の表象を扱う研究領域において、近年もっとも精力的に活動している研究者の一人が黒川正剛氏である。氏は図像学の手法を取り入れつつ、魔女が近世ヨーロッパにおける他者イメージの集積であったと論じている⁴⁸。そしてヨーロッパ世界が近代へと移る過程において、魔女は貧者やインディアンと同じく排除されるべき存在とされたと述べる。氏は近年では、視角文化論を取り入れながら魔女信仰や魔女迫害とヨーロッパの近代化との関係を論じている一方で⁴⁹、人類学とも接近しており、呪術研究の論文集に魔女についての論文を寄稿している⁵⁰。

また、田島篤史氏による研究は、書誌学の成果を取り入れつつ、従来の魔女研究において史料として用いられてきた悪魔学書の「もの」としての側面に光を当てたものであ

Biesel, Hexenjustiz, Volksmagie und soziale Konflikte, 1997; Bd.4: Franz, Irsigler (Hrsg.), Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung, 1998; Bd.5: Dillinger, Böse Leute, 1999; Bd.6: Eiden, Voltmer(Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, 2002; Bd.7: Voltmer(Hrsg.), Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis, 2005; Bd.8: Scholer, Der Hexer war's, die Hexe, 2007; Bd.9: Sieburg, Voltmer, Weimann (Hrsg.), Hexenwissen, 2017.

⁴¹ 小林「魔女研究の新動向」2015年、114-121頁。

⁴² Dillinger, Hexerei und entstehende Staatlichkeit, 2008.

⁴³ Ahrendt-Schulte, Die Zaubereischen und ihre Trommelschläger, 2002.

⁴⁴ 森島『魔女狩り』1972年；井上「トレヴァ＝ローパー『魔女熱狂』論の検討」1978年、718-739頁；井上「十六・七世紀魔女裁判とキリスト教思想」1979年、968-991頁；井上「一六・七世紀魔女裁判研究への視覚」1982年、643-686頁；浜林『魔女の社会史』1978年。

⁴⁵ ミュシャンブレ『悪魔の歴史』2003年；同「一六世紀における魔術、民衆文化、キリスト教」1986年。

⁴⁶ 池上『魔女と聖女』1992年。

⁴⁷ 上山『魔女とキリスト教』1998年。

⁴⁸ 黒川『魔女とメランコリー』2012年。

⁴⁹ 黒川『魔女狩り』2014年。

⁵⁰ 黒川「呪術と現実・真実・想像」2012年。

る。氏は特に『魔女への鉄槌』の出版や印刷の状況を精査することで、その受容や影響の程度を論じている⁵¹。

さらに近年の魔女研究は人類学や宗教学、神学といった領域とも大きく接近してきている。2014年に日本でも活動を開始した「学際魔女研究会」は年に数回の研究会を開催する等活発に活動しているが、歴史学だけでなく宗教学や人類学といった分野を専門とする研究者が参加している。このような魔女研究の学際性は、2016年5月22日に第66回日本西洋史学会において催された小シンポジウム「魔女研究の新潮流—メディア・領域侵犯・グローバル・ヒストリー—」においても顕著にあらわれている⁵²。2018年には『思想』1月号に、同じく「魔女研究の新潮流」と題して複数の著者が実に多彩な論稿を寄せている⁵³。

以上見てきたように、西洋においても日本においても、近年の魔女研究は学際的な要素を取り込みながら非常に多様化している。近年の研究では、従来言われていたほど魔女迫害が社会の上層から推し進められたものではないこと、それに比べて民衆の間の迫害の動機が当局を魔女迫害へと突き動かしたパターンが多いことがわかってきている。しかしながら、「下からの迫害」という視点に重点が置かれつつも、近年の研究においては、従来の研究がそうしてきたように、これを魔女迫害の唯一の原因だと説明することはしなくなっている。金銭欲や宗教的対立、妄想の産物や女性迫害など、多様な原因がこれまでの研究によって魔女迫害の発生や大規模化の説明として提示されてきた。しかしながら、魔女迫害の唯一の原因を提示することがもはや不可能であるという認識は、たとえ迫害の原動力を追求する研究にあっても、近年の魔女研究に広く共有されるところである⁵⁴。小林繁子氏による、従来の「なぜ」という疑問から「どのように」という疑問へと問題の質が移行してきているという指摘も⁵⁵、1980年代以降のこのような唯一の原因を提示し得ないという状況や具体的な魔女裁判の構造研究の成果と無関係ではあるまい。

さて、魔女迫害が複層的な原因によって引き起こされる現象であるとするならば、魔女迫害の主たる動機が民衆の側にあったとしても、支配権力やその他の要因の役割や、それぞれの関係性を論じる必要が出てくるだろう。例えば、魔女迫害と支配権力との関係は今なお議論されている領域である。つまり、支配権力の側は司法を利用し、何らかの目的の

⁵¹ 田島「15世紀における『魔女への鉄槌』の受容」2011年、1-17頁。

⁵² このシンポジウムでは、メディアとしての悪魔学書、絵画に見る表象としての魔女、新大陸の魔女、近現代における魔女言説、の4つの魔女研究における新しい研究分野が紹介され、後述の小林繁子氏と人類学者である川田牧人氏がコメンテーターを務めた。(学際魔女研究会「小シンポジウム「魔女研究の新潮流—メディア・領域侵犯・グローバル・ヒストリー—」のお知らせ」<http://witch.jp.net/?p=385>(閲覧日2017年3月12日))

⁵³ 所収されているのは以下の論稿。黒川「表象としての魔女」；池上「魔女のダンスとサバトの成立」；小林「〈魔女〉は例外犯罪か」；田島「悪魔学の受容」；ヴィーデマン「近代における魔女神話」；谷口「リマの異端審問」；川田「〈研究動向〉個とマテリアリティに睨む呪術」；楠「キース・トマス『宗教と魔術の衰退』」。

⁵⁴ 例えば、リタ・フォルトマーは魔女迫害の政治的利用、「道具化」と呼ばれるモデルを提示する際に、唯一の原因ではない(だが、重要な原動力である)と述べている。Voltmer, *Hexenprozesse und Hochgerichte*, 2002, S. 485-497.

⁵⁵ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、6頁。

ために魔女裁判を「道具化(Instrumentalisierung)」したのか、という疑問が浮上してくるのである。そのような疑問の下で、魔女への恐怖が司法機関を通じて結晶化する過程、そして魔女迫害の要請に対する当局の側の反応といった具体的な迫害の構造、裁判実践が関心の対象となっている。この魔女裁判の実態について考察するためには、具体的な手続の詳細と共に、領邦の各レベルの間の多層的な関係が論じられねばならない⁵⁶。

上述のような研究状況を踏まえて、領邦の各レベルの間の関係についての日本における最先端の研究が、小林繁子氏によって2015年に上梓された『近世ドイツの魔女裁判』であろう⁵⁷。氏は上記の魔女研究の流れを踏まえて、近世国家における請願とポリツァイ条令の相互応答的な性格を明らかにする事で、魔女迫害と近世国家の統治の在り方の関連性を論じた。氏の研究はトリーア、ケルン、マインツの三大司教領を対象としているが、同地における魔女迫害の構造を中央/在地の裁判所や役人/民衆に分けて説明している。氏の研究はポリツァイ条令や請願を通じて中央から民衆に至るまでの魔女裁判をめぐる動きや関係性を、それぞれの領邦を対比しながら鮮やかに描き出している。

しかしながら小林氏の研究においては、学識法曹についての詳しい研究はなされていない。氏自身が「近世領邦における学識者の役割は非常に重要である」ことを認めているものの、氏の研究の範囲を超えることとして学識法曹たちは詳細な検討の対象から外されている⁵⁸。だが、とりわけ近世においては、学識法曹は宮廷顧問会や上級裁判所の構成員であり、また地方の裁判所の裁判官や参審人達も徐々に学識化が進んでいった。魔女裁判は後述するように「厄介な事件」であったため、その遂行のためには学識法の知識が必要とされたのである。ところが今日までの研究状況においては、従来重視されていた社会の上層に位置する人々の意図や思惑、マクファーレン以来関心の集まっている民衆の信仰や迫害への圧力などは盛んに言及されているが、統治に様々な面で関与している学識法曹たちについては、今なお研究が十分になされているとは言えない。魔女迫害における唯一の原因を論じることが難しくなっている現在、魔女裁判が「裁判」という形をとった以上、学識法曹の果たした役割は大きかったと推察されるが、研究史においては未だその評価は定まっていない。その一因として、日独を問わず、魔女研究において法制史側からの研究が乏しいという現状がある。

(2)法史的研究の意義

記録された魔女迫害の多くは裁判であり、故に魔女と法とはきわめて密接な関係にある。ところが、魔女研究においてはしばしば「魔女狩り」や「魔女との戦争」といった言葉が用いられ、これによって刑事裁判の問題であることが覆い隠されてしまっていたと、法制史研究者 H. マイホルトは指摘する⁵⁹。同様の指摘は、C. ラーナーによってもなされている⁶⁰。

⁵⁶ 同上、6頁。

⁵⁷ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年。

⁵⁸ 同上、266頁。

⁵⁹ マイホルト「例外犯罪」2011年、130頁。

⁶⁰ Larner, *Crimen Exceptum?*, 1980, p. 49.

無論、法制史家によって魔女が全く取り扱われてこなかったわけではない。幾人かの法制史研究者は魔女迫害を研究対象としてきた。例えば、かなり早期に F. メルツバッハーはフランケン地方で行われた魔女迫害についての研究を行っている⁶¹。メルツバッハーは、そのモノグラフ的研究において、この地方における大量裁判の終結が、決して啓蒙的な知見や訴訟手続への批判によるものではなく、むしろ財政的な問題に起因していたことを明らかにした。早期の研究のひとつとして、彼はハンゼン同様、魔女裁判の主たる原因として金銭欲を重視している⁶²。

刑法史の概説書においても魔女裁判のことは言及されてきた。1965年に刊行された刑事法史の概説書において E. シュミットは、『カール五世の刑事裁判令(カロリナ)』(1532年)を中心として、魔女裁判について言及している。『カロリナ』には魔女に対する火刑が定められているが、これには教会の糺問訴訟の影響があるとされている⁶³。また、この際に極めて重い罪と見なされていた魔女術罪においては、恣意的な拷問が行われたと述べている⁶⁴。シュミットは幾人かの学識法曹たちの名を挙げているがその多くについては詳述されおらず、カルプツォフのみがわずかに取り挙げられている⁶⁵。カルプツォフについては、古くはその魔女の大量迫害についての責任が問われてきたが、シュミットに拠れば、現在ではその数は大幅に少なく修正されねばならないという。シュミットがこのように述べるのは、一方には啓蒙主義の影響によって普通法時代の訴訟手続(糺問訴訟)や学識法曹たちに対する強い批判があり⁶⁶、また他方で前述のようにゾルダンやメルツバッハーらの研究によって、長い間魔女裁判における学識法曹たちの金銭欲や利己主義に対する非難があったからであろう⁶⁷。これについて、シュミットの記述においては、カルプツォフのような学識法曹は名誉がやや回復されつつあることが見てとれる。このようなシュミットの記述は『ドイツ法制史事典』の第1版にも、大きな影響を与えている⁶⁸。「魔女裁判」の項においては、「魔女裁判への反対者」としてシュペーと共に、法学者であるヨハン・ゲオルク・ゲーデルマンやクリスティアン・トマジウスの名前が挙げられているのである。

H. リューピングの『刑事法史概説』でも魔女裁判には言及がなされていて、1981年に刊行された第1版において既に魔女裁判について⁶⁹、そして魔女裁判の終焉に関してそれ

⁶¹ Merzbacher, *Die Hexenprozesse in Franken*, 1957. またその研究の一部であるバンベルク司教領に関する研究が和訳されている。メルツバッハー「バンベルク司教領における魔女裁判」1984年、261-288頁。

⁶² Merzbacher, *Die Hexenprozesse in Franken*, 1957, S.180.

⁶³ Schmidt, *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege*, 1965, S. 209-211, hier S. 209.

⁶⁴ Ebd., S. 210.

⁶⁵ Ebd., S. 210.

⁶⁶ 例えばカルプツォフに対する批判は、啓蒙主義の影響の下で発生したとされる。その批判に拠れば、カルプツォフは2万もの死刑判決を出し、狂信的に魔女迫害を行ったという。これはカルプツォフ自身が魔女術罪に対して特異な扱いをしており、また彼自身が普通法時代の代表的法学者であったためであろうと推察される。上口「ベネディクト・カルプツォフ」2008年、144-145頁。

⁶⁷ Klaitis, *Servants of Satan*, 1985, p. 149.

⁶⁸ Merzbacher, *Art. Hexenprozesse*, in: HRG, 1971, S. 145-148.

⁶⁹ Rüping, *Grundriß der Strafrechtsgeschichte*, 1981, S. 47-51.

ぞれ一節が設けられている⁷⁰。やはりゾルダンやハンゼン、メルツバッハーといった古い研究に依拠する一方で、1977年に出されたショアマンの研究も挙げてある。魔女裁判についての節においては、16、17世紀の魔女術罪の構成要件について、悪魔との契約、害悪魔術、悪魔との情交、サバトへの参加、そして魔女の飛行を挙げている。また、手続が告発(Denunziation)によって始まったこと、また例外犯罪として証明のハードルの緩和、防御の簡略化、そしてなにより制限のない拷問などの法定手続の逸脱が行われたことが記述されている⁷¹。この記述では主として『鉄槌』に言及してある。一方で、このようなやり方には当時から批判が存在したことにも同書の中では言及されている。こちらではヨーハン・ヴァイヤー、バルタザール・ベッカー、フリードリヒ・シュペー、クリスティアン・トマジウスの名を挙げ、とくにシュペーとトマジウスを取り挙げながら、彼らの魔女裁判への批判を簡単に紹介している⁷²。加えて後の世代としてベーマー、ホンメル、ベッカーア、フィランギエリといった法学者たちの名が挙げられている。ここでは、学識法曹として名の挙がっているトマジウスやベッカーアらは一様に魔女裁判に否定的な見解を示した存在として扱われている。

このような法制史家による概説書での言及や専門的な研究があるとはいえ、やはり全体として魔女裁判が法制史や犯罪史研究から「例外的な」、「特別な」ものであると捉えられ、具体的な検討の対象外とされてきたという状況にあった⁷³。さらに言えば、学識法曹たちについては魔女裁判に反対した者たちを主とした一部を除いて、ほとんど詳しく論じられていない。そして魔女研究の側からも、G. イェローシエックに拠れば、法制史的研究者は「アウトサイダー」と見なされていた⁷⁴。イェローシエックが後述する研究動向を著した1993年(あるいは牟田和男氏が研究動向を著した1997年頃)までは、魔女を主として分析の対象とした法制史研究は驚くほど少なかった⁷⁵。

ところで、1990年代の犯罪史研究に刺激を受けながら⁷⁶、魔女術の犯罪と通常の刑事裁判との比較や、魔女術の犯罪を刑事裁判の中に位置づけようという試みが近年一般史家の手によってなされてきている⁷⁷。従来の研究が『鉄槌』や他の悪魔学の著作を用いながら魔女が「特別な」犯罪として扱われたという事を強調していたのに対し⁷⁸、近年の研究はいずれも実務に関する記録を用いながら、魔女迫害における学識法曹たちの関心が、それを抑制する方向に向けられていたということを明らかにしている。この類の研究の先駆けはS. ローレンツのロストック大学とグライフスヴァルト大学の法学部に関する研究であるが、2000年代においてもR. ツァゴラ、M. ザウターらのロストック

⁷⁰ Ebd., S. 63-65.

⁷¹ Ebd., S. 50.

⁷² Ebd., S. 63-64.

⁷³ 小林「魔女研究の新動向」2015年、115-116頁。

⁷⁴ Jerouschek, Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte, 1993, S. 202-203.

⁷⁵ 牟田「魔女狩りの研究史と現状」1997年、338頁。

⁷⁶ 1990年代の犯罪史研究の展開と成果については、以下の文献を参照。池田「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」」2005年。

⁷⁷ 小林「魔女研究の新動向」2015年、114頁。

⁷⁸ 例えば、Hansen, Zaubervahn, Inquisition und Hexenprozeß, 1900.

及びチュービンゲン大学法学部の鑑定活動に関する著作は、同大学法学部が魔女裁判に対して慎重な態度をとっていたことを明らかにした⁷⁹。これらの研究は、魔女研究における学識法曹や大学法学部の影響力に焦点を合わせた研究といえる。しかしながら、ローレンツやツァゴラ、ザウターらの研究に対しては、彼らの対象としている地域がそもそも魔女迫害の抑制的な地域であったことが指摘されており、魔女裁判が苛烈であった地域においては、学識法曹たちは異なる判断をしている可能性が示唆されている⁸⁰。とはいえ、以上のような研究動向は、魔女裁判と学識法曹たちの関係が魔女研究において関心の的となりつつある現状を示していると言えよう。

他方で近年では、法制史家による研究も少しずつ増えてきている。1990年代初頭からのイエローシェックの一連の研究は、法史的魔女研究を大いに刺激したと言える。イエローシェックははじめ帝国都市エスリンゲンにおける魔女裁判の研究を行っていたが⁸¹、『鉄槌』や『刑事的警告』における魔術や悪魔との契約といった観念についての研究も行っている⁸²。彼のこれらの研究は法的手続についての研究ではなく、観念史や思想史に近い研究であるが、他方でイエローシェックは、トマジウスと魔女裁判との関連を論じた研究も行っている⁸³。

また、イエローシェックは1993年の魔女の研究動向についての論稿で、従来の魔女研究において法制史家が果たした貢献の程度が決して高く評価され得ないこと、それ故魔女研究に関して法制史家や法律家が一般史家から「アウトサイダー」と見なされていること、しかしながら、魔女(迫害)研究においてなお法史的の研究の余地が多く残されていることを指摘している⁸⁴。イエローシェックが法制史家によって研究されるべき内容として取り挙げた中には例えば、普通法および個別法のテーマとしての魔女裁判というテーマがある。ベーリンガーによる、魔術の犯罪についての立法に関する研究が存在しないという指摘をうけて⁸⁵、イエローシェックはこの点について法史的な迫害の背景への十分な理解が未だ欠けているのではないかと述べている⁸⁶。

とりわけ注目に値するのは、イエローシェックが『鉄槌』における証明理論と関連付けて、法定証拠理論から自由心証主義への変化について言及している点である。イエローシェックに拠れば、クラーマーは当時の法定証拠主義に対して、自由心証主義的な証明理論

⁷⁹ Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß, 1983; Zagolla, Folter und Hexenprozess, 2007; Sauter, Hexenprozess und Folter, 2010.

⁸⁰ 小林「魔女研究の新動向」2015年、117頁。

⁸¹ Jerouschek, Die Hexen und ihr Prozeß, 1992.

⁸² Jerouschek, Vom Schadenszauber zum Teufelspakt, 1991, S. 133-154; Jerouschek, Friedrich von Spee als Justizkritiker, 1995, S. 115-136; Jerouschek, Heinrich Kramer, 2003, S. 113-137; Jerouschek, Dämonologie und Magie im "Hexenhammer", 2008, S. 407-423; Jerouschek, Für und Wider die Hexenverfolgung, 2009, S. 253-287.

⁸³ Jerouschek, Die Fürstlich-Magdeburgischen Schöppen zu Halle, 1994, S. 273-284; Jerouschek, Christian Thomasius, 1995, S. 576-581; Jerouschek, Juristen am Abgrund, 1995, S. 703-713.

⁸⁴ Jerouschek, Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte, 1993, S. 202-215.

⁸⁵ Behringer, Erträge und Perspektiven der Hexenforschung, 1989, S. 635.

⁸⁶ Jerouschek, Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte, 1993, S. 207.

を推していたという。法定証拠主義は、犯罪が完全に証明された際に予め定められた法定刑を科すという側面もあり、当時はこの完全な証明の条件として2人の証人か(拷問による)自白が前提条件となっていた。すなわち、被疑問者が拷問を耐えきった場合、法定刑で有罪とされる可能性は排除されていた⁸⁷。これに対してクラマーは、もし裁判官が被告人の有責について「心の内に強いられた」なら、拷問無しに判決へと進めると論じている⁸⁸。

このような法定証拠主義から自由心証主義へのラディカルな変更の要請は、まさしく魔女裁判の手續に関する論点だと言える。ここでイエローシェックが取り挙げたのは証明に関する点であるが、魔女裁判においては手続的な問題が既に当時から議論されていたという事は前述の通りである。このような魔女裁判手續を巡る諸々の議論の刑事法学的・刑事法理論的な意味については、法制史研究者による研究が必要な領域である。後述するコッホやマイホルトは、まさにそのような刑法(学)史的観点から、魔女裁判の手續を取り扱っているのである。また、イエローシェックが言及したのはほとんど『鉄槌』のみであるが、『鉄槌』以外にも魔女裁判の手續について言及した史料は多く存在する。近世には魔女裁判に関する著作が、悪魔学者によってだけでなく、学識法曹たちの手によっても数多く作成され、公刊された。これらの著作を取り扱い、その手續と法理論とを詳らかにする作業は、それ自体が残されている研究分野であるというだけではなく、実際の裁判の帰結や判断を考える際にも良い評価軸となるだろう。

1997年にはP. エストマンが帝国最高法院の魔女の問題に対する態度を論じている。エストマンは、魔女に関する事案が帝国最高法院の実務においては非常に慎重に扱われていたということを史料裏付けとともに明らかにした⁸⁹。また、W. トゥルーゼンは1996年の魔女裁判の終焉に関しての論稿において、法学内部の議論が魔女裁判を遂行不可能にしたということを論述しているが、このトゥルーゼンの研究の主眼は魔女裁判の終焉に向いており、トマジウスや彼の弟子たち、すなわち魔女裁判に批判的な法学者たちによる議論を取り扱っている⁹⁰。この頃になると、学識法曹たちがむしろ魔女裁判に対して抑制的な役割を果たしたという見方が主となってきている。

さらに2000年代になると、A. コッホやH. マイホルトによる法史的魔女研究が現れる。コッホは「告発」をテーマとした学位論文において、中世から19世紀までの長い期間を取り扱っている⁹¹。彼は告発をめぐる通時的な議論の中で、近世の魔女裁判における共犯者の告発、供述(Besagung)を論じている。また、マイホルトも魔女裁判を専門的に研究しているわけではないが、彼の研究テーマである「例外犯罪」には魔女の犯罪も含まれており、魔女についても多く言及している。詳しくは本稿第2章に譲るが、コッホやマイホルトのこれらの研究は従来「特別な」ものとして刑法史において等閑視されてきた魔女裁判や魔女術の罪を、近世刑事法学の流れの中で理解しようとする試みで

⁸⁷ Ebd., S. 210.

⁸⁸ Ebd., S. 210.

⁸⁹ Oestmann, Hexenprozesse am reichskammergericht, 1997.

⁹⁰ Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse, 1995.

⁹¹ Koch, Denunciatio, 2006. なお、コッホは例外犯罪論に関する短い論稿も公刊している。Koch, Wider ein Feindstrafrecht, 2012.

あると評価できる⁹²。またコッホにしてもマイホルトにしても魔女裁判と現代的な問題との関係を提示しており、とりわけ近年高まっているテロリズムや組織犯罪に対する予防的刑法の主張に対して、近世の「例外犯罪」論を想起するよう示唆したり、あるいは魔女裁判の経験を思い起こすように指示しながら、警鐘を鳴らしている⁹³。

最新版の『ドイツ刑事法史概説』第6版(2011年)においては(リューピングと先述のイエローシェックの共著である)、先述のバーリンガーやブラウアートの研究を反映させながら、魔女迫害の大規模化に至るまでの記述が加筆されており、魔女迫害の時代以前の教会法の権威であり12世紀に成立した『グラティアヌス教令集』や、『カノン・エピスコピ(司教教令集)』の見解が追記されている⁹⁴。さらには迫害側の事についても最新の研究を反映して、『鉄槌』に至る前のドミニコ会士ヨーハン・ニーダーとバーゼル公会議の事を取り上げられている⁹⁵。これらの要素への着目は『ドイツ法制史事典』の新版の特徴とも合致する⁹⁶。また、魔女迫害への批判者としては、第1版と同様にシュペー、ベッカー、トマジウスが取り上げられ、ヴァイヤー、ペーマー、ホンメル、ベッカーレア、フィランギエリなどの名が挙げられている。

以上、ヨーロッパ(主にドイツ)における法史的研究の動向を見てきたが、日本における法史的魔女研究の動向はどのようになっているのだろうか。日本における法史的魔女研究としては、古くは不破武夫氏による魔女裁判の紹介があるが⁹⁷、1990年代にドイツをはじめとするヨーロッパの研究動向を取り込みながらひとつの隆盛を迎えている。林毅氏の研究は、自身の専門領域であるケルン市における魔女裁判の構造を提示したもので、ケルン市の魔女裁判が比較的穏やかだったことを明らかにし、その原因として選帝侯との不和、魔女信仰への懐疑、予審制度の存在を挙げている⁹⁸。若曾根健治氏は近世刑事裁判の手續に関して魔女裁判の事例を2つ紹介している⁹⁹。また、フランスの事例については、石井三記氏によるルーダンの悪魔憑き事件について論じた論文がある¹⁰⁰。

1990年代における法史的魔女研究の集大成は、上山安敏氏と牟田和男氏の共編による論文集『魔女狩りと悪魔学』であろう¹⁰¹。本書は魔女裁判の個別地域研究から全体的な構造についての研究、さらには本稿と関わりの深い学識法曹の法理論についての研究を含んでおり、示唆に富む。さらに本章においても利用した今なお有用な研究史を著した牟田和男

⁹² Maihold, Die Bildnis- und Leichnamsstrafen, 2013, S. 78-102. この論文の前身は関西大学において行われた講演であり、これは活字化されている。マイホルト「例外犯罪」2011年、123-141頁。

⁹³ Koch, Wider ein Feindstrafrecht, 2012, S. 58-59; マイホルト「例外犯罪」2011年、123-124, 141頁。なおこの予防刑法についての議論は松宮「『敵味方刑法』(Feindstrafrecht)という概念について」2007年、20-30頁を参照。

⁹⁴ Rüping, Jerouschek, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 6. Auflage, 2011, S. 59-60.

⁹⁵ Ebd., S. 60.

⁹⁶ Jerouschek, Art. Hexereiprozesse, in: HRG, 2. Aufl., 2008, S. 1019-1025.

⁹⁷ 不破『魔女裁判』1948年。

⁹⁸ 林「中・近世ケルン市における魔女裁判」1997年、227-249頁。

⁹⁹ 若曾根「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題(一)(二・完)」1985年、67-82頁; 1987年、161-192頁。

¹⁰⁰ 石井「ルーダンの事件とその時代」1993年、171-216頁。

¹⁰¹ 上山・牟田『魔女狩りと悪魔学』1997年。

氏は、その後『魔女裁判』と題する著書を公刊した¹⁰²。この牟田氏による書籍は1990年代の魔女研究を強く反映しており、「下からの魔女狩り」の視点で魔女迫害が描かれるが、同時に魔女裁判の全体的な構造についても言及しており、一般書とはいえ魔女裁判についての包括的なイメージを提供している。

ところで、近年の魔女裁判研究は具体的な手続や学識法曹を題材としながら、近世・近代史の大きな問題への接続を試みているようである。高橋直人氏による論文は魔女裁判の終焉について、啓蒙期の司法改革との関係を念頭に置きながら、18世紀なかばのバイエルン刑事法典を扱ったものである¹⁰³。氏はバイエルン刑事法典が魔女についての条文を残しつつも、実際にはその裁判遂行が不可能なように厳しく制限をつけていたということを明らかにしている。ごく最近では、宮本弘典氏による『カロリナ』およびカルプツォフの手続に関する研究と¹⁰⁴、福田真希氏による魔女裁判の理論と近代国家との関係を論じた研究がある¹⁰⁵。宮本氏の研究は裁判手続に関する論稿であり、氏は魔女裁判を不条理裁判であると述べ、刑事司法の流れの中で魔女裁判を見ようと試みている¹⁰⁶。福田氏は、魔女裁判が一種の近代性を有していたのだと述べ、近代国家が、共同体の「敵」である魔女を裁判にかけ処罰するという方法で排除することで、自らの権力を正当化しようとしていたと論じている。ここでも、魔女裁判と近代という大きな枠組みでの研究が試みられていると言えよう。

これまでの法史的魔女研究をまとめると、従来の研究は魔女裁判が特例的に扱われてきたと論じ、刑法史においても同様に扱うことによって魔女を等閑視してきたが、近年の一般史家による研究では実務においては必ずしも魔女が特別と扱われたわけではないことが明らかになってきている、と言える。このような一般史家の研究やイエローシェックの研究に背を押されながら、法制史家も徐々に魔女裁判を直接に取り扱うようになってきている。とりわけ近年の研究は傾向として魔女裁判を刑法(学)史の中に位置づける試みに取り組んできており、コッホやマイホルトらの研究はその流れの中に棹さすものであろう。

魔女裁判を当時の刑事法の枠組みの中で考える際には、実務における魔女術罪の取り扱いを精査すると同時に、やはりトゥルーゼンが示したような法学者たちによる議論状況も無視し得ない。早期の魔女研究が学識法曹たちの金銭欲を強調したのに対して、近年の魔女研究においては、学識法曹たちは一貫して魔女裁判を抑止する存在、または魔女裁判を終焉へと導いた存在として描かれているように見える。その一方、魔女裁判に反対した学識法曹たちの先進性ばかりが主張され、魔女裁判を推進する側の主張については、従来用いられてきた『鉄槌』や他の悪魔学者(彼らは刑法学の専門家とは限らない)による悪魔学論文の分析以外には議論の進展は見受けられない。これは刑法史の概説書においても同様であり、学識法曹たちの名前は魔女迫害を批判した側として(つまりは近代的刑事法学の発展に寄与した側として)挙げられている。しかし、学識法曹たちは魔女

¹⁰² 牟田『魔女裁判』2000年。

¹⁰³ 高橋「近代刑法形成期における『魔女裁判』」1997年、137-181頁。

¹⁰⁴ 宮本「刑事司法の原風景(1)」2008年、75-106頁；同「刑事司法の原風景(2・完)」2008年、101-144頁。

¹⁰⁵ 福田「フランスにおける魔女と国家」2012年、30-47頁。

¹⁰⁶ 宮本「刑事司法の原風景(1)」2008年、76頁

裁判を批判した者ばかりだったわけではなく、悪魔学者たちと並んで魔女迫害を推進した者たちもいた。彼らの存在は、研究史において等閑視されてきたと言える。

このような、従来の研究において等閑視されてきた、魔女迫害を推進する側の学識法曹たちについて研究することは、近年の魔女研究における多層的な迫害構造の把握の試みにも合致する。既に説明したように、魔女迫害の唯一の原因を提示することはもはや不可能であると結論されている現在の研究動向において、魔女迫害が「どのように」展開されたのが重要な問題となってきている。「上から」つまり当局や領主たちの思惑については、社会的規律化の流れを汲む「文化変容」の研究などがあり、他方で近年においては「下からの迫害」という文脈で民衆の側の迫害論理や構造が研究されてきた。これらについては一定の研究蓄積が存在すると言ってもよい。それらに対して、学識法曹たち(とりわけ魔女迫害を推進した側)の評価については未だ研究の余地があるのである。

第2節 本稿について

(1)研究の目的と対象

改めて研究動向を概括しておこう。魔女研究は大別してロマンチック・アプローチと合理主義アプローチとに分けることが可能であるが、これらのうちロマンチック・アプローチについては史料的裏付けに欠けていると言える。このため、魔女の非実在を前提とする合理主義アプローチの側に寄りつつ魔女研究は行われるのであるが、そうすると「何故あれほど大規模で凄惨な魔女迫害というものが(魔女というものは非実在の存在であるにもかかわらず)生じたのか」という原因への問いはより一層重要になる。そのため、従来の研究は多様な原因を提示してきた。その原因として初期は迫害する側としての当局や統治者に着目されてきたのであるが、1970年代以降は逆に社会の下層、つまり民衆に注目が集まり、「下からの迫害」が主張されるようになってきた。しかしながら、地域史的な研究の蓄積なども経ながら、やがて魔女研究においては、魔女迫害に関して唯一の原因を提示することが不可能であるという認識に達した。

そこで近年の研究動向は、唯一の原因を明らかにするのではなく、迫害の構造を明らかにするという段階に入っている。とりわけ最新の研究では当局や統治者の思惑や、民衆の考え、そして在地の役人たちという、三者の関係が論じられるに至っている。しかしながら、そこでは学識法曹という存在はその中に組み込まれておらず、その必要性は認められながらも検討から外れてしまっているのが現状である。

学識法曹たちについては、長い間法制史家が魔女研究に積極的に携わってこなかったこともあって、研究があまり進んでいない。かなり初期の段階では彼らの金銭欲が魔女迫害を拡大させたのだという主張もあったものの、これは既に有力な学説ではない。むしろ近年までの研究では彼らは魔女迫害を抑止する存在として取り挙げられ、描写されてきた。ところが、近世の魔女迫害においては魔女迫害を推進した側の学識法曹たちも確かに存在しており、彼らも含めた学識法曹については、改めて評価する必要がある。

上記のような研究状況に鑑みて、研究されるべき対象は、とりわけ魔女裁判を推進した側の学識法曹たちの見解や主張である。これらを分析し考察することによって、研究史上の空隙を埋めつつ、従来の魔女迫害(裁判)の見方とは異なる一面を提示することができるであろう。改めて述べれば、本稿の目的は魔女裁判を推進する側の学識法曹の主張を分析

し、当時の状況や批判との関係の中に位置づけることで、魔女迫害における学識法曹の存在を評価し、そして魔女迫害を解明することにある、と言える。

では、どこにその手掛かりを見いだす事が出来るだろうか。本研究では、この手掛かりとしてヴェストファーレン公領において魔女裁判を指揮する学識法曹として活動していたハインリヒ・フォン・シュルトハイスという人物に着目することとする。対象となる地域やシュルトハイスなる人物について、また主たる史料についての詳しい説明は次章に譲るが、ここでは簡単にシュルトハイスに着目する理由を、上記の研究史との関係も含めて述べておきたい。

まず、シュルトハイスという人物が活動したヴェストファーレン公領、およびケルン選帝侯領は、神聖ローマ帝国内でも魔女裁判がとりわけ苛烈であったことで知られる地域である。前述のように、ツァゴラやザウターの研究については、対象地域自体が魔女迫害の抑制的な地域であったことが指摘されている。魔女裁判が苛烈であった地域における学識法曹の見解を明らかにする事は、ツァゴラやザウターの研究との比較可能性の観点からも特に有益であると考えられる。

その上、ケルン選帝侯領においては学識法曹が地方の魔女裁判に直接行って裁判を遂行するという方法が採られていた。このような制度は当時の魔女裁判を巡る問題や、ヴェストファーレン公領の司法制度と無関係ではなかったのであるが、ともあれヴェストファーレン公領における魔女裁判への学識法曹の影響は、きわめて大きいものだったと推測されるのである。

シュルトハイスという人物はそのような中で魔女裁判を直接指揮した学識法曹であり、彼は史料として有用な魔女裁判マニュアルを残した。その都度の鑑定書から析出される魔女裁判への見解とは異なり、魔女裁判マニュアルはある程度手続の進行に沿ってまとめられた史料であるため手続に関する主張とその論拠が明確に把握しやすいという特徴がある。シュルトハイスの手続については、今までいくつかの研究により言及されているものの、決して詳述されてはこなかった。つまり、今まで手続や法理論にまで具体的に踏みこんで考察するような法制史的研究の対象とはなっていないのである。

また、ジャン・ボダンやペーター・ビンスフェルトといった他の悪魔学者と比べて、シュルトハイスは刑事法の専門家であり、彼の著作はより法学的な文脈で書かれている。その主張の論拠には悪魔学者および法学者の文献が挙げられている。さらに、詳しくは第1章で論じるが、彼の著作は魔女裁判に対する批判を相手取ったものであり、批判者の理論を論駁しながら記述を進めるため、魔女裁判における手続的な問題を詳しく見て取ることができる。この史料を用いることによって、魔女裁判をめぐる当時の議論と、その中で実務において活躍した学識法曹の位置づけをより明瞭に理解することができるようになるのである。

(2)論文の構成

本稿は4つの章で構成される。まず、第1章においては史料の分析と検討に入る前に、前提となる情報を提示する。史料の書き手が活動していた近世のヴェストファーレン公領およびケルン選帝侯領の状況と同地の魔女迫害の様相を概括し、次いで著者、史料の順に

紹介する。この章で、シュルトハイスがいかなる状況において仕事をし、いかなる立場を持っており、そして著作を残したのかということが明らかにされる。

続く章からは史料の分析に入る事になる。それぞれ、魔女術罪の例外犯罪性、組織犯罪性、宗教との関連性に着目し、各々一章ずつを割いて魔女術罪におけるそれらの要素の意味を明らかにする。これらの章では、シュルトハイスによって言及されている文献や同時代の文献を参照しながら、シュルトハイスの手続理論を当時の悪魔学や魔女裁判に対する批判、また近世刑事法学者たちの見解のなかで位置づけていく。

第1章 地域・著者・史料

本章は、研究の核となる史料の分析と比較・検討を行うにあたって、その前提としてヴェストファーレン公領における魔女迫害と史料を巡る諸状況を説明することを目的としている。まずは史料の著者であるハインリヒ・フォン・シュルトハイスが活動した17世紀ヴェストファーレン公領における行政・司法制度の状況と、魔女裁判をめぐる事情を説明し、特にケルン選帝侯領における魔女迫害の特徴である「魔女コミサール」という存在について論じる。第2節においてはそれを受けて、著者ハインリヒ・フォン・シュルトハイスと史料である『詳細なる手引き』を取り挙げ、史料の性質について考察し、その上で続く本論におけるシュルトハイスのテキストの検討方法を提示する。

第1節 17世紀ヴェストファーレン公領の魔女迫害

(1)対象地域の地理的概要と裁判権

はじめに説明せねばならないことは、ヴェストファーレン公領は17世紀当時ケルン選帝侯領の一部であったという事である。ケルン選帝侯はライン流域にあるボンを拠点としていたが、このライン流域の地域の他に選帝侯はいくつかの飛び地を所領として保有していた。近世のケルン選帝侯領は大きく分けて3つの部分に分けられ、ライン川左岸に位置するライン流域の大司教領(約4,300km²)、フェスト・レックリンクハウゼン(約600km²)、ヴェストファーレン公領(約3,800km²)があった。ケルン選帝侯領は17世紀の時点で約220,000の人口を抱えていたと推測される¹。

17世紀の段階で、ケルン選帝侯領のこれら3つの部分は行政面においてそれぞれで統一されていたが、しかしながらケルン選帝侯領としてひとつにまとまっていたわけではなかった。確かにこれから見ていくように、ケルン選帝侯の代理人がヴェストファーレン公領を治めていたし、魔女裁判令のようにケルン選帝侯が公布した法令がヴェストファーレン公領においてすぐに適用されるといった連動性も存在した。また同様に、司法のある面に限っては、最高裁判所がボンに定められているなど、統制が存在した面もある。しかし後に見るように、ヴェストファーレン公領においては貴族をはじめとした諸身分の勢力が強く、とりわけ刑事裁判権は諸身分の意向が強く反映される状況にあった。ケルン選帝侯からの影響がなかったわけではないが、基本的にはこの面で高い自律性を持っていたと言う事ができるのである。このようなことを説明するため、近世のヴェストファーレン公領の状況だけでなく、ケルン選帝侯領全体との関係を述べておかねばならない。

まずはケルン選帝侯領を構成する、ヴェストファーレン公領を除く他2つの地域を簡単に確認しておこう。ケルン選帝侯のお膝元であるライン流域の大司教領は、ケルン市を境として、北部の下ライン部と南部の上ライン部とに分けられる。さらに上ライン部、下ライン部共に管区が敷かれ、これに従って統治されていた。特に上ライン部は、選帝侯の宮

¹ Erkens, Janssen, *Das Ertzstift Köln*, 1985; Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 25. なお、ヤンセンは大司教ディートリヒ二世・フォン・モールス(1385年-1463年在位:1414年-1463年)の統治期には、ライン流域の大司教領が少なくとも100,000人、ヴェストファーレン公領が59,000人、ヴェストに14,500人の人口を仮定している。Erkens, Janssen, *Das Ertzstift Köln*, 1985, S. 37.

延があるボンやブリュールといった比較的大きい都市が存在し、ライン流域における選帝侯領の中心であったが、しかし多くの細かい飛び地も抱えていた²。ボンには後述する世俗上級裁判所や宮廷顧問会が常設された。とはいえ、やはり後述するように、コミサルであるフランツ・ブイルマンが上ライン部に属するラインバハを中心に活動し、ついには宮廷顧問会と衝突するに至った事を考えると、選帝侯のお膝元である上ライン部であっても選帝侯の支配が完全に行き届いていたというわけではないようである。

ところで、ライン流域における最大の都市であるケルン市については、17世紀においてケルン選帝侯の都市ではなかった。ケルン市は13世紀に政治的独立を勝ち取り、1475年以来帝国都市として振る舞ってきた。これに対してケルン選帝侯はボンに居を移し、ボンは宮廷都市として発展していくこととなった。林毅によれば、17世紀においてケルン選帝侯とケルン市は反目しあっていた³。ケルン市には選帝侯領下ライン部における上訴裁判所や選帝侯領全体における最高裁判所が設置されるなど、ケルン市が完全に選帝侯領全体と無関係だったわけではなかったようであるが、やはり基本的にはケルン選帝侯に対して高い独立性を保持していたと言える。

フェスト・レックリンクハウゼンは、ケルン選帝侯領を構成する3つの部分の内、最も小さな領域である。「フェスト」は低地ドイツ地方においては裁判管区を意味しており、レックリンクハウゼンと結びついて登場するのは1359年になってからである。レックリンクハウゼン市ははじまりとしてはカロリング期の国王宮廷であったと伝えられている。この土地はハインリヒ獅子公の凋落と共にケルン大司教の所領となった。近世においてはレックリンクハウゼン市にケルン選帝侯の代官が置かれ、統治を代行していた⁴。

一般的に、ケルン選帝侯領の一部としてのヴェストファーレン公領は15世紀に成立したとされる。ヴェストファーレンという地域的呼称は1180年にハインリヒ獅子公の凋落と共に形成されたが、すでに主要都市であったアルンスベルクや、ヴェルル、リューテンなどはケルン大司教の所領であり、それに加えてゲゼッケ、マルスベルク、ブリロン、メデバッハ、オルペ、アattendルン、バルヴェ、メンデンなどが皇帝の側についた大司教に与えられた。ケルン大司教は、この地域における自らの領地の拡大のために新たな都市の建設や軍事的な征服を行い、また自らの影響力を強めるために都市法の授与という方法を用いた⁵。1368年にケルン大司教領がアルンスベルク伯領を獲得すると、この土地がヴェストファーレンの中核となった。そして1444年のビルシュタインとフレーデブルクの征服によって、ザウアーラントとヘルヴェークにおけるケルン大司教領を基盤としてある

² 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、37-38頁、および38頁の図2を参照。

³ 林「中・近世ケルン市における魔女裁判」1997年、239頁。

⁴ Storm, *Kurköln in seinen Teilen*, 2009, S. 358; 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、39頁。

⁵ アattendルンやブリロン、ゲゼッケといった都市は大司教エンゲルベルト一世(1185年-1225年 在位：1216年-1225年)の治世において都市法を獲得することになった。大司教コンラート・フォン・ホッホシュターデン(1205年-1261年 在位：1238年-1261年)はハレンベルク、シュマレンベルク、ヴィンターベルクといった都市を建設し、ハインリヒ二世・フォン・ヴィルネブルクは(1244年-1332年 在位：1304年-1332年)は1311年にオルペに都市法を与えた。Köbler, Art. Arnsberg, in: *Historisches Lexikon der deutschen Länder*, 1995, S. 22.

程度の統一された領域が生じた。14世紀の半ば以来これらの地域は、後述するようにケルン大司教が「マルシャル」と呼ばれる役職を置いて管理させたために「ヴェストファーレン・マルシャル管区(Marschallamt)」と呼ばれていたが、15世紀のこれらの展開によって「ヴェストファーレン公領」は形成された。1449年にハンザ都市であったゾーストがフェーデの結果として大司教領から抜け出ることになったが、これ以降ヴェストファーレン公領の地理的範囲は神聖ローマ帝国の終焉に至るまで変わることはなかった⁶。

ケルン選帝侯領全体における統治の体制についてはどのようになっていたのだろうか。前述の宮廷顧問会は、その始まりを1469年に選帝侯ルプレヒト(1427年-1480年 在位: 1463年-1480年)によって出された中央行政に関する布告に基づいて集められた4人の委員会に見ることができる。当初は不定期かつ開催地も様々であったが、16世紀の前半に固定して宮廷で開催されるようになり、「宮廷顧問会」と呼ばれるようになった⁷。1597年に出された選帝侯の法令によって、宮廷顧問会はボンに常設されるようになった。また、当初は4人だった構成員も、時代が下るにつれて増えてゆき、17世紀には15人にまで増えていた⁸。顧問会は法的な問題をとり扱うことが多かったため、必然的に構成員に占める法学の素養のある人物の割合は大きくなっていった。16世紀の半ばまではランデスヘルが議長役を果たしていたが、16世紀後半には書記長や宮廷長官がその任を果たすようになっていった。彼らは基本的に統治と行政の全体的な問題を取り扱ったが、他方で選帝侯の法令に助言も行った。つまり、宮廷顧問会は、立法や税といった統治の諸問題についての最高機関であったと言える⁹。さらに宮廷顧問会は統治や行政のみならず、司法の面においても重要な機関であった。

これに対して、15世紀にはヴェストファーレン公領における統治組織も整備されていた。ヴェストファーレンにおける最高の行政府は「ラント代官と顧問会(Landdrost und Räte)」と呼ばれる組織であった¹⁰。後述するように元々は別個に成立したラント代官と顧問会であったが、16世紀の前半にひとつの統治機構として、「官房(Kanzlei)」と呼ばれたりしながら共同で統治を行った¹¹。「ラント代官と顧問会」の下には、ケルン選帝侯領の他の部分と同様に、管区(Amt)が統治における重要な区分として存在した¹²。

⁶ Köbler, Art. Arnsberg, in: Historisches Lexikon der deutschen Länder, 1995, S. 22; Storm, Kurköln in seinen Teilen, 2009, S. 356-357.

⁷ Simon und Keller, Kurköln, 1966, S. 427.

⁸ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、47頁。

⁹ Simon und Keller, Kurköln, 1966, S. 426-427.

¹⁰ 史料上はしばしばこの「ラント代官と顧問会」という文言が用いられる。Klueting, Das kurkölnische Herzogtum Westfalen, S. 451-455.

¹¹ Ebd., S. 451.

¹² 16世紀なかばにおいて管区と裁判管区は対応していた。以下の27管区が存在したことが判明している。メンデン管区、ヴェルル管区、ネハイム管区、アルンスベルク・ルール流域管区、ケルベック裁判区、ヒルシュベルク・アラーゲン裁判区、ベレック裁判区、オスティングハウゼン管区、エルヴィッテ裁判区、ゲゼック裁判区、リューテン裁判区、ブリロン裁判区、シュタットベルゲ裁判区、コーゲルンベルク管区、カンシュタイン領、エヴェルスベルク管区、ライステ裁判区、ベーデフェルト裁判区、メデバッハ裁判区、上フレーデブルク管区、下フレーデブルク管区、ビルシュタイン管区、ヴァルデンブルク管区、ヴァルベルト裁判区、ヘレフェルト裁判区、シュトクム裁判区、バルヴェ管区。Storm, Kurköln in seinen

管区においては、管区の管理者が上級、下級の裁判権を行使した。この各管区の長のことは「 Amtmann (Amtmann)」と呼ばれるが、近世においては他にも「代官(Drost)」あるいは「長官(Schulte)」という言葉も同様の意味で用いられた¹³。

ヴェストファーレン公領における統治組織についてももう少し詳しく見ていこう。12世紀末にケルン大司教がこの地を獲得して以来、ヴェストファーレンの統治と防衛のためにケルン大司教は「マルシャル(Marschall)」を置き、その任にあたらせた。マルシャルについては、大司教がその任命・罷免の権利を有しており、マルシャルは大司教に忠誠を宣誓しなければならなかった。また、各管区長の任命権は大司教ではなくマルシャルにあった。しかしながら、マルシャルが各管区長を任命できるのは、その官職が質入れされていない場合に限られた。加えて、マルシャル職自体もしばしば質入れされることになった¹⁴。質入れされた場合、それらの官職は貸し主によって世襲された。15世紀になるとヴェストファーレンの多くの管区や役職が質入れされたが、大司教ディートリヒ二世・フォン・モールスの下で官職が質入れされる現象が加速した。このようにしてマルシャルの権力が衰退していき、必然的にケルン大司教の影響力が低下していくのとは対照的に、ヴェストファーレン公領におけるラント等族の力は中世後期を通じて向上していた。1463年に彼らは大司教に、マルシャルに自分たちの代理人として顧問会をつけることを了承させた¹⁵。ヴェストファーレンにおける顧問会は、ラント等族の代表としての貴族からなる4人と、実際の統治業務を担当する4人の学識ある市民で構成されていた¹⁶。ヴェストファーレン公領においては、このような過程を経てマルシャルの権力とケルン大司教の影響力が低下し、ヴェストファーレンの貴族たちと市民たちによって統治がなされていたと言える。

他方、近世のヴェストファーレンにおいて、司法、行政、軍事におけるランデスヘルの代理人としての権限を持っている役人はラント代官であった。この官職がどのようにして成立したのかは不明であるが、ラント代官は遅くとも1482年には官職として存在していたことが分かっている。ラント代官はマルシャルと同様に管区長を含む役人の任命権を持ったが、やはりケルン大司教がラント代官を任命・罷免する権限を持っていた。ラント代官はそれまでのマルシャルの役割をほとんど受け継ぎ、アルンスベルク市を拠点として統治を行った。ケルン大司教は衰退したマルシャルの代わりに、このラント代官の官職を置くことで、ヴェストファーレン公領における自らの影響力を再び強めようとしたのかもしれない。しかしながら、後述するようにラント代官は原則として、この土地、すなわちヴェストファーレン公領の出身であることが求められた¹⁷。先述の顧問会も、その市民階層の

Teilen, 2009, S. 357-358.

¹³ Ebd., S. 357.

¹⁴ たとえば、1370年頃に一度パーダーボルン司教のものになり、これを大司教は1376年に、ゾースト市から2000グルデンもの借金をすることで債務を償還し、再び獲得した。しかし1455年頃のゾースト市とのフェーデに際し、その費用のためにマルシャルの職はナッサウ＝ディレンブルク伯ヨハン四世(1410-1475年)のものになった。Janssen, *Die Entstehung des Territoriums „Herzogtum Westfalen“*, 2009, S. 251-252, 258-260.

¹⁵ Klueting, *Das kurkölnische Herzogtum Westfalen*, S. 452.

¹⁶ Ebd., S. 454.

¹⁷ Ebd., S. 452-454.

構成員はアルンスベルクに居住しており、結果としてアルンスベルクが公領の中心となった¹⁸。これらを合わせてしばしば「官房」と呼ばれるが、この「官房」は1590年にさらに拡大し、一人の統治のための事務官とその下で働く多くの役人、さらにラント造幣官、ラント書記、それとは別の公証人、検事(Advokatus fisci)、そしてランデスヘルの役人として上級財務官(Oberkellner)と上級狩猟役人(Oberjägermeister)が属していた¹⁹。

大司教の代理人と言っても、生地主義の原則もあって、ラント代官を務めるのはヴェストファーレンにおいて権勢を誇る貴族である場合がほとんどであった。17世紀の初めにおいてヴェストファーレン公領におけるラント代官はカスパル・フォン・フルステンベルク(1545年-1618年 在任:1613年-1618年)であり、彼は亡父フリードリヒ(1510年-1567年)よりビルシュタイン、ヴァルデンブルクの管区を継承し、これに加えてドロールスハーゲン、ヴェンデン、オルペ、アッテンドルン、フレーデベルクの管区など公領の約4分の1において管区長であった²⁰。後述するハインリヒ・フォン・シュルトハイスは彼の管区で主として裁判を指揮しており、彼らの間には個人的な交友関係もあったようである。また、近隣のパーダーボルン司教ディートリヒ・フォン・フルステンベルク(1546年-1618年 在位:1585年-1618年)は彼の弟であり、カスパルは彼にとっての助言者としてパーダーボルン司教領にも影響力を持った²¹。カスパルはケルン大学において法学を学び、1563年に法学の博士号を、1566年に教授資格を獲得していた²²。カスパルの後任であったヴィルヘルム・フォン・バイエルン(?-1657年 在任:1618年-1624年)がケルン選帝侯エルンスト・フォン・バイエルン(1554年-1612年 在位:1582年-1612年)の子であったように、ラント代官の選出についてはランデスヘルの意向が強く反映される場合もあったようであるが、しかし彼にしても生まれはアルンスベルクであり、生地主義に反してはいない²³。実際、エルンストの後任である1624年以降にラント代官を務めたフリードリヒ・フォン・フルステンベルク(1576年-1646年 在任:1624年-1646年)はカスパル・フォン・フルステンベルクの子であった。このように、ヴェストファーレン公領におけるラント代官は当地の有力貴族が務めており、各管区長もヴェストファーレンの貴族によって占められていたのである²⁴。

次にケルン選帝侯領における司法制度について見ておきたい。ライン流域のケルン選帝侯領においては、ボン、ケルン、アンダーナッハ、レッヘニヒ、ノイスに上級裁判所が存在した。16世紀前半以降、選帝侯領における裁判機関の制限が試みられた。実際に1537年の法令によって裁判機関の数は制限され、ボンとケルンにおける裁判所がライン流域の司教領において上訴裁判所と定められ、ボンの裁判所が上ラインの、ケルンの裁判所が下ラインの下級裁判所にとっての上訴裁判所となった。これによって両裁判所は、

¹⁸ Storm, Kurköln in seinen Teilen, 2009, S. 357.

¹⁹ Klüeting, Das kurkölnische Herzogtum Westfalen, S. 454.

²⁰ Lahrkamp, Richtering, Die Geschichte des Geschlechtes von Fürstenberg, 1971, S.9; Schormann, Hexenprozesse in Nordwestdeutschland, 1977, S. 100.

²¹ Decker, Die Hexenverfolgungen, 1981/1982, S. 342.

²² Conrad, „Splendor Familiae.“, 2006, S. 112.

²³ Klüeting, Das kurkölnische Herzogtum Westfalen, S. 453.

²⁴ Ebd., S. 454. ヴェストファーレン公領の貴族たちについては、Müller, Zwischen Kontinuität und Wandel, 2009.

「世俗上級裁判所(Hohes weltliches Gericht)」と呼ばれた²⁵。さらにケルン市に常設された「世俗宮廷裁判所(Weltliche Hofgericht)」はライン流域における両世俗上級裁判所から上訴された事件を取り扱うのみならず、ケルン選帝侯領の他の地域からの上訴も引き受けた。ただし、宮廷顧問会に係属する事案はこの例外にあたった。宮廷顧問会と宮廷裁判所の管轄範囲は複雑に入り組んでおり、個別の事案ごとにばらばらであった。とはいえ、宮廷裁判所と宮廷顧問会は共に上訴裁判所として活動しながら、他方で宮廷顧問会は宮廷裁判所に対する上訴審として帝国最高法院と共に利用されたので、一般的には宮廷顧問会が選帝侯領全体の裁判における最高機関であったようである²⁶。

ただし、これらは民事事件の話であり、刑事事件については事情が異なる。刑事事件に関しては選帝侯領全体にわたる権限を持つ裁判機関は存在しなかった。確かにケルンとボンの世俗上級裁判所は宮廷顧問会と並んで中央の裁判機関としての権限を持っていたが、その権限はライン流域の司教領に限られており、ヴェストファーレン公領における流血裁判権の頂点はアルンスベルクの統治機関(すなわちラント代官と顧問会)であった²⁷。この点において、ヴェストファーレン公領においてはケルン選帝侯に対する広範囲にわたる独立性が保たれていた²⁸。さらに、G. ショアマンに拠れば、ケルン選帝侯領においては16、17世紀の間、管区ごとに参審人裁判所が上級裁判権を行使していたようである。ここでは7～14名の参審人が定められ、裁判官である管区長の下で裁判を担当した²⁹。上述のようにヴェストファーレン公領の管区長は周辺の有力貴族であった³⁰。ベーリンガーもまた、刑事裁判権が「貴族に質入れされていた」と評している³¹。

以上見てきたように、ヴェストファーレン公領における刑事裁判権については、各管区に参審人裁判所が存在し、ラント代官と顧問会がその上訴審であった。15世紀までの質入れの結果として官職は貴族たちの手に保持され、またラント代官は基本的に現地出身の貴族が任命され、顧問官達は現地の貴族たちと市民たちによって構成されていた。確かに法令の公布等でケルン大司教(選帝侯)は影響力を持ち得たが、ヴェストファーレン公領における刑事裁判権については、ほとんどヴェストファーレン公領の諸身分に委ねられていたと言ってよい。すなわち、近世のヴェストファーレン公領においては、統治においても刑事司法においても、貴族をはじめとする諸身分がケルン大司教に対する高い自律性を持っている状況にあったと言える。このような状況において、ヴェストファーレン公領の苛烈な魔女迫害が展開したのである。

²⁵ Strauch, *Das Hohe Weltliche Gericht*, 1994, S. 819. なお、ボンの世俗上級裁判所は同時にボン市や周辺の村落における第一審でもあった。Walter, *Entwicklung ihrer Verfassung*, 1866, S. 139.

²⁶ Simon und Keller, *Kurköln*, 1966, S. 435-436.

²⁷ Ebd., S. 436.

²⁸ Ebd., S. 427.

²⁹ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 30.

³⁰ Ebd., S. 30.

³¹ Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004, p. 116 ; ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年、169頁。なお、邦語訳では貴族に「牛耳られていた」と訳されているが、ここは前述のように「質入れされていた」と読むべきであろう。

(2) 魔女裁判をめぐる状況

ベーリンガーに拠れば、ケルン選帝侯領はヨーロッパでも最大規模の苛烈な迫害の中心地であった³²。彼は1626年から1635年に至るまでのケルン選帝侯領全体での処刑者数をおよそ2,000人としているが、これは彼によって取り挙げられたその他の地域より随分と苛烈であったように見える。というのも、彼が表にした「最大規模の魔女狩り」の中でも、ロレーヌ公領(1580年-1620年)やメクレンブルク(1570年-1630年)では40年や60年の間で2,000人規模の処刑があったのに対して、ケルン選帝侯領はわずか10年間の出来事だからである³³。デッカーによると、1630年頃にヴェストファーレン公領においてはおよそ1,100件の裁判が確認でき、その際に逮捕された人の80%以上が処刑されている³⁴。ここからヴェストファーレン公領における魔女迫害の苛烈さが推測できるだろう³⁵。

ベーリンガーはヴェストファーレン公領を含めたケルン選帝侯領における魔女迫害の時期を1626年から1635年の間と定めているが³⁶、ガウリッヒはより細かく1590年頃、1630年頃、1655年頃の3つの時期に分けている³⁷。これらのうち、最も多くの被害者を出したのは1628年から1630年までの時期であるとされており、同時期はヴェルツブルク司教領においても900人もの死者を出すなど、超領域的な裁判件数の高まりが特徴となっていた³⁸。それに比べ、1655年頃の迫害は規模が小さいものであったことが知られている³⁹。

従来、ケルン選帝侯領での迫害の苛烈さの原因は、大司教であり選帝侯でもあったフェルディナント・フォン・バイエルン(1577年-1650年 在位：1612年-1650年)にあると見なされてきた。フェルディナントは、ベーリンガーが述べるところの、ヨーロッパにおける「魔女迫害司教」の一人に数えられる⁴⁰。ショアマンはケルン選帝侯領における魔女迫

³² Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004, p. 130, Table 4.3. また、ケルン選帝侯領における迫害の展開については小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、74-82頁にも詳しい。

³³ Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004, p. 150.

³⁴ スコットランド高等法院における処刑率は約54%ほどだと言われている。スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、54頁、表2。

³⁵ Decker, *Die Hexenverfolgungen im Herzogtum Westfalen*, 1981/82, S. 362, 374.

³⁶ Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004, p. 130, Table 4.3.

³⁷ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 309.

³⁸ なぜこの時期にケルン選帝侯領で激しい迫害が行われたのかについては、多様な原因が主張されてきた。例えば、ベーリンガーなどはこの超領域的な魔女迫害の原因を極端な天候不順やそれに伴う不作と飢饉、疫病に求めている。中央ヨーロッパ全体で迫害が激化したと言われる時期は気候史上で「小氷期」と呼ばれる時期であり、とりわけ1620年代後半は、シュトゥットガルト市民の日記やフランケンのツァイルという都市の市長の記録などから、異常気象に見舞われたということがわかっている。とりわけ、このツァイルの市長ヨーハン・ラングハウスの記録からは、当時の人々が霜による穀物の破壊を魔女の魔術であると考えていたことが分かる。Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004, pp. 113-114; 黒川『魔女狩り』2011年、95-99頁を参照。

³⁹ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 309.

⁴⁰ この「魔女迫害司教」にはフェルディナント・フォン・バイエルンの他に、ヴェルツブルク司教フィリップ・アドルフ・フォン・エーレンベルク(Philipp Adolf von Ehrenberg)(1583年-1631年 在位：1623年-1631年)、マインツ選帝侯ゲオルク・フリードリヒ・フォン・グライフェンクラウ(Georg Friedrich von Greiffenklau)(1573年-1629年 在位：1626年-1629年)、バンベルク司教ヨハン・ゲオルク二世・フックス・フォン・ドルンハイム(Johann Georg II.

害を、若い頃にトリーアで教育を受けたこの選帝侯による、「絶滅プログラム」であると評価している⁴¹。林毅もまた、ケルン市での魔女迫害増大の原因をフェルディナントの政策に求め、「カトリック教を擁護しようとする彼の厳しい態度は、同時に厳しい魔女追及となって現れた」と述べている⁴²。

シヨアマンがフェルディナントをしてケルン選帝侯領における魔女迫害の主導者であると主張する要因は、ケルン選帝侯領で1607年と1628年の二度にわたって公布された魔女裁判令、とりわけ後者の法令にある⁴³。一度目の魔女裁判令は1607年7月24日に公布されたものであり、この法の中においてフェルディナントは「選任され認められたケルン大司教区の協働司教にして管理者」として、叔父である選帝侯エルンストとともに名を連ねている⁴⁴。この裁判令は大部分において1532年に公布された『カロリナ』を基盤としている⁴⁵。例えば裁判令の冒頭には、基本的な手続において『カロリナ』を参照することを明言している。また、魔女裁判令は原則的に告訴訴訟を想定しており、私人である原告が被告人の拘束に際して保証金および保証人を提出せねばならず、あるいは判決が下されるまでの間自ら拘束されねばならないと定めていた。また、仮に無罪判決が出た場合、原告は裁判費用等の負担を求められた。その一方で、魔女の罪に対して私人である原告が進みで

Fuchs von Dornheim)(1586年-1633年 在位：1623年-1633年)などが含まれている。彼らの中でも、フェルディナントの在位期間中に処刑された魔女の数は群を抜いている。Behringer, *Witches and Witch-hunts*, 2004, p. 109を参照。

⁴¹ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991. とりわけその主張は「全ての背後には選帝侯がいた。当局の管理はまったく明白である」という言葉によって表現されている。Ebd., S.44. このSchormannのケルン選帝侯領における魔女迫害観を、小林繁子は„Schormanns These“と呼んでいる。Kobayashi, *Kommisar und Bittschrift*, 2012, S. 84.

⁴² 林「中・近世ケルン市における魔女裁判」1997年、239頁。ちなみに林は自由帝国都市ケルンにおける魔女裁判の件数が、バンベルク、ヴェルツブルク、トリーアなどの他都市に比べて少なかった社会的原因として、(1) 経済的繁栄にともなう上層市民の間に理性的(魔女裁判に対して批判的)な考え方が存在していたこと、(2) 大司教(選帝侯)とは対立関係にあり、魔女狩り政策が影響を及ぼしにくかったこと、(3) 正規の裁判手続の前段階として、被疑者の釈放の権利すら持った、都市参事会による予審手続があったことを挙げている。林「中・近世ケルン市における魔女裁判」1997年、227-249頁。

⁴³ これらの魔女裁判令の成立については、以下の文献を参照。Heuser, *Die kurkölnische Hexenprozessordnung*, 2015.

⁴⁴ Behringer, *Hexen und Hexenprozesse*, 1988, S. 237, „erwählter und bestaetigter Coadjutor und Administrator des Erzstiftes Coeln“.

⁴⁵ 『カロリナ』については次の文献を参照。Friedrich Christian Schroeder, *Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. (Carolina) von 1532*, in: Schroeder (Hrsg.), *Die Carolina*, 1986, S. 305-337; Rüping, Günter Jerouschek, *Grundriß der Strafrechtsgeschichte*, 6. Auflage, 2011, S. 40-48. また、『カロリナ』の原文についてはレクラム版として以下の2つが存在するが、新版である後者を利用した。Radbruch(Hrsg.), *Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. von 1532(Carolina)*, 1967; Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V.*, 2000. 更に、『カロリナ』については邦語訳が存在するため、和訳する際には以下の文献を参照し、新しい上口訳を基本的に利用しつつ、適宜塙訳を参照した。塙「〈資料〉カルル五世刑事裁判令」1968年、210-299頁；上口「カール5世刑事裁判令(1)(2)(3・完)」2014年、149-200頁；2014年、299-348頁；2014年、243-288頁。

ない場合、魔女裁判令は補足的に糺問訴訟を認めている。当局はこれにより、単純な容疑や告発に基づいて調査を始めることができた。この場合、告発者には一切の危険がなかったため、「選帝侯領におけるほぼ全ての証明可能な手続が糺問訴訟として進められるという結果になった」とガウリッヒは述べている⁴⁶。また、被告人が魔術について悪評ある人物であるという証言に2名の公平なる証人を求める一方で、拷問され自白した魔女による供述を、別の被告に対する立証手段として認めていた⁴⁷。

加えて、この魔女裁判令は、拷問の利用のための「完全な徴表」を提示している。徴表とは、厳密には、刑事裁判において扱われる証拠のうち、間接事実(主要事実ではない、当該犯罪に関する被告の「疑わしさ」を表すもの)のことで、『カロリナ』では徴表の証明がなされてはじめて拷問の使用が認められていた⁴⁸。このため、徴表が証明されるか否かが、魔女裁判において決定的な要素のひとつであったのであるが、『カロリナ』第44条⁴⁹に示された「完全な徴表」に新たな項目を追加し、魔女裁判令では合計13項目を挙げている⁵⁰。

⁴⁶ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 301.

⁴⁷ Decker, *Die Hexenverfolgungen*, 1981/82, S. 348; Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 301; Schormann, *Die Hexenprozesse im Kurfürstentum Köln*, 1995, S. 184.

⁴⁸ 勝田他編著『概説 西洋法制史』2004年、190-191頁。なお牟田和男は、「徴表」とは「有罪と認めるべき証拠がどの程度まで揃っているか、疑わしさの程度を可能な限りその構成要素に分解し、その個々の要素の集積によって程度を判断しようというもの」だと説明している。これらは合算されて、より強い徴表となりうるという。牟田『魔女裁判』2000年、45-46頁。ただし若曾根健治は、『カロリナ』においては「徴表のみによる有罪の認定は禁じられ」ていること、「有罪判決は自白、あるいは証言が得られるときに初めて下されうる」こと、よって「徴表に基づいて拷問はなしうるが、徴表に依拠して有罪判決を下すことはできぬ」ことを指摘している。若曾根「徴表と有罪の理論をめぐる一問題」2014年、413頁。また、徴表の立証については以下の文献を参照。藤本「中近世ドイツにおける証拠法の変遷について」2001年。

⁴⁹ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 45. „44. Item so jemandt sich erbeut andere menschen zauberei zu lernen, oder jemandt zu bezaubern bedrahet vnd dem bedraheten dergleichen beschicht, auch sonderlich gemeynschafft mit zaubern oder zauberin hat, oder mit solchen verdecktlichen dingen, geberden, worten vnd weisen, vmbgeht, die zauberey auf sich tragen, vnd die selbig person des selben sonst auch berüchtigt, das gibt eyn redlich anzeygung der zauberey, vnd gnugsam vrsach zu peinlicher frage.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、173-174頁。「第44条 同じく、何びとかが、魔術(zauberei)を教えることを他の者に申し出た場合、他人に魔術をかけると脅迫し、脅迫された者にその種のことが生じた場合、特に男女の魔術師と交友関係を持ち、若しくは、魔術の特徴を帯びた怪しげなる物、身振り、言辞、記号を用いた場合において、当該人物について従来より魔術の風評があるときは、魔術の適法な徴憑かつ拷問を行う十分な理由である。」

⁵⁰ 13項目は次の通り。(1)別の人に魔術を教えることを申し出た者、(2)疑わしい、または悪態をつく者、(3)ある人に害をなすと脅す、またそれをなす者、(4)魔術的人物と親しいつながらりを持つ者、(5)自らをそれにより特徴づける者、(6)魔術的な言葉を使用したり、盗まれた物を再び見つけ出すと申し出る者、(7)魔術的な物品および様子とともに噂が広がっている者、(8)近隣の人や家畜に不幸があったところのとある場所にとどまる者、(9)そのそばに魔女の深鍋あるいは他の魔術的物品を持っている者、(10)はっきりした証人によって非難され

しかし、このような司直による大量裁判を助長するような魔女裁判令の公布にもかかわらず、1607年の魔女裁判令は際だった魔女迫害を引き起こすことはなかった。ショアマンは1616年にケルン市の対岸にあるドイツで逮捕されたある女について、ボンにおいて「十分に資格があり教養のある聖職者によって」説教を受けるように、という裁定が下されたことを指摘している⁵¹。そのことにより彼はまた、この時期に関して「魔女裁判令が全く存在しないかのようだった」と評価している⁵²。しかしながら、この魔女裁判令は1628年に再度確認され、また新たに魔女裁判の経済的な問題についての補足が付け加えられた。この補足は次のように定めている。ある人が魔女の訴えのゆえに逮捕されたなら、ただちに選帝侯の役人は2名の参審人と裁判書記と共に被告人の財産目録を作成する。被告人が処刑されたなら、被告人の(配偶者のものではない)家産から子供の相続分が、子供がいないのであれば半分が、国庫に入れられた。そこから裁判にかかった費用を捻出するように定められている⁵³。この1628年の魔女裁判令には、魔女裁判の従事者に支払われるための料金に関する税についての記載もある⁵⁴。

魔女裁判令は確かに後述の魔女裁判における金銭的な問題を解決し、大量裁判への道を拓いたように見える。この裁判令は裁判従事者による不法な利益や被告人の家族に対する過度の経済的負担を取り除くことができたかもしれない。事実として、1628年には裁判件数は2度目の波を迎えている。しかしながらガウリッヒによれば、財産目録の作成はただでさえ時間のかかる作業であり、「複雑な財産状況と、支払うつもりのない被害者」つまり被告人の家族とによって、さらに困難になった⁵⁵。裁判件数が多くなればなるほど、この規定が影響力を持つことは少なくなった⁵⁶。以上のことから、ガウリッヒはこの魔女裁判令が魔女裁判件数の上昇に果たした役割を評価してはいない。

まとめると、ケルン選帝侯領における激しい魔女迫害については、しばしばショアマンなどの研究者によって当時の選帝侯に原因が帰されていた。選帝侯は1607年と1628年の2度にわたって魔女裁判令を公布し、魔女迫害に積極的であったからである。とはいえ、ショアマンに拠ればこれらのうちの最初の法令はただちに影響を及ぼすようなものではなく、また1628年の魔女裁判令も、ガウリッヒに拠れば魔女裁判の拡大に大きな役割を果たしたとは言い難い。結局のところ、魔女裁判令は魔女裁判を大規模化させ、容易にさせる一要因ではあったであろうが、これのみでケルン選帝侯領における連鎖的で壊滅的な魔女裁判を引き起こすには至らず、よって魔女裁判令の内容はケルン選帝侯領

た者、(11)一般に悪評のある者、(12)その逮捕の際に深く意気消沈した様を表明した者、(13)魔女の印を持つ者。Scotti, *Sammlung der Gesetze und Verordnungen, ... Churfürstenthum Cöln, Abt.1 in Teil. 2, 1831, Nachtrag S. 10-11*; Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen, 1991, S. 36f.* この中で、『カロリナ』から追加されたのは(8)、(10)、(11)、(12)、(13)の5項目である。註49を参照せよ。

⁵¹ Schormann, *Die Hexenprozesse, 1991, S. 184.*

⁵² Ebd., 1991, S. 184.

⁵³ ここで余剰分が選帝侯の自由裁量に任されていたことは留意しておく必要がある。というのも、ショアマンはこの規定によって選帝侯が私腹を肥やしたとして、選帝侯を非難しているからである。Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß, 2009, S. 302.*

⁵⁴ Ebd., S. 302-303; Schormann, *Die Hexenprozesse, 1995, S. 184.*

⁵⁵ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß, 2009, S. 303.*

⁵⁶ Ebd., S. 303.

における魔女裁判の拡大に直接的な影響を与えなかったと評価できるだろう。むしろ、1607年の魔女裁判令が魔女裁判において学識法曹の活用を想定し、推奨していたということの方が、魔女裁判の拡大という点においては重要なことである⁵⁷。というのも、次に検討する魔女コミサルたちこそ、このような魔女裁判のために用いられた学識法曹たちであったからである。

(3) 魔女コミサル

「魔女コミサル(Hexen-Kommissar)」とは、魔女研究において、魔女裁判のために裁判の起こっている現地に派遣された学識法曹たちを示す言葉として用いられている。魔女裁判に学識法曹を派遣する(あるいは学識法曹を招聘する)という現象は神聖ローマ帝国各地で見られた現象である。例えば、ディリンガーに拠れば、そのような現象はトリーア選帝侯領やバンベルク司教領において確認されている⁵⁸。またエルヴァンゲン司教領⁵⁹においても、顧問官に魔女裁判の遂行を委任し、派遣するという類似の仕組みがあったようである⁶⁰。そして同様に、ケルン選帝侯領においても、「魔女コミサル」が魔女裁判のために投入された⁶¹。

ケルン選帝侯領における「魔女コミサル」に最初に注目したのは、ショアマンに拠れば1959年に刊行されたF. W. ジーベルの学位論文であった⁶²。ジーベルの研究対象はケルン市の魔女裁判であり、彼は「コミサル」という言葉を使わずにただ「参審人」あるいは「博士」と呼んでいる。彼は有名なカタリナ・エノートの裁判において彼ら学識法曹が大きな役割を果たしたことを認めており、また彼らが魔女裁判の拡大に寄与したと述べている⁶³。続いてヴェストファーレン公領の魔女迫害についての地域史的研究を行ったデッカーは、ヴェストファーレン公領での魔女裁判を、「大量殺戮の遂行のために、代官と高等裁判権保持者は大学で学んだ法律家をコミサルとして任命し、それと並んで正規の裁判官と参審人は端役のみを与えられた」と述べている⁶⁴。彼らが関与した裁判の判決文には、「公平にして中立な学識法曹の助言により(mit Rat unparteiischer Rechtsgelehrter)」という文言が付随した⁶⁵。以上のようにジーベルとデ

⁵⁷ Ebd., S. 302; Becker, Krämer, Kriecher, Kommissare, 2005, S. 198-199.

⁵⁸ Dillinger, Hexen und Magie, 2007, S. 98-99.

⁵⁹ エルヴァンゲン司教領については以下の文献を参照。Köbler, Art. Ellwangen, in: Historisches Lexikon der deutschen Länder, 1995, S. 148-149.

⁶⁰ Mährle, „Oh wehe der armen seelen“, 1998; Ders., Fürstpropstei Ellwangen, 2004.

⁶¹ Schormann, Der Krieg gegen der Hexen, 1991; Ders., Die Hexenprozesse im Kurfürstentum Köln, 1995. 同様に、小林繁子は「魔女裁判監督官は本来、ボンとケルンの世俗裁判所である宮廷裁判所(Hofgericht)に参審人として所属する学識法曹である。……彼らは必要に応じて地方の裁判所に送られ、法学の素養のない現地の裁判官や参審人に裁判手続その他について監督し、助言を与えることになった」と述べている。小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、150頁。略は筆者による。

⁶² Schormann, Der Krieg gegen der Hexen, 1991, S. 76. ジーベルの学位論文はSiebel, Die Hexenverförgung in Köln, 1959.

⁶³ Siebel, Die Hexenverförgung in Köln, 1959, S. 101.

⁶⁴ Decker, Die Hexenverförgungen, 1981/82, S. 358.

⁶⁵ Gawlich, Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß, 2009, S. 305.

ッカーは、ケルン選帝侯領における魔女裁判におけるコミサールたちの影響力と主体性を大きく評価している。

これに注目しつつ、魔女迫害を選帝侯や宮廷顧問会による計画的迫害であったと主張したのがショアマンであった。ショアマンは特別な学識法曹である「魔女コミサール」の存在を重視しているが、しかしショアマンはケルン選帝侯領での魔女迫害を、選帝侯と宮廷顧問官主導の計画的魔女迫害であると捉えている。つまり魔女迫害は「上からの」迫害であり、そこにおいてコミサールには迫害遂行のための専門家という評価が与えられている。1607年の魔女裁判令は「まず初めに次のことを理解しているべきである。お前たち〔現地の裁判役人たち〕は疑わしく、その理解力を上回る事件において、つねに公平なる法に精通した人々、あるいは上級裁判所に刑事裁判令に従って相談すべきであり、それについて自分でなにかを行ったり判決を下したりするべきではない」と定めている⁶⁶。また、1628年の魔女裁判令においても同様の文句が繰り返されている。「疑わしく、また参審人たちの理解力を上回る事態が生じたならば、それについて別の公平なる学識法曹に相談するべし」⁶⁷。ショアマンはこの1628年の魔女裁判令の1年前にはこの特別な学識法曹の派遣が行われていたと述べている⁶⁸。

しかしながら、ショアマンの著書が公刊された翌年に T. P. ベッカーは、魔女裁判への学識法曹の投入がケルン選帝侯ではなく地方の裁判領主によってなされたと主張し、ショアマンの主張に反論した⁶⁹。ベッカーの議論は次のようなものである。まず民衆による魔女迫害の要請があり、これに突き動かされて地方の裁判権保有者が魔女裁判を開始する。これが不幸な連鎖によって大規模化すると、徐々に法学上の批判と混乱が顕在化してくる。このように裁判の遂行に問題が生じて初めて、裁判権保有者は「魔女コミサール」を招聘する。ベッカーはこの根拠として、1630年におけるシュヴァルトツラインドルフの裁判領主(同地の女子修道院の院長)が、裁判が行き詰まった際に自発的に参審人を召集し、彼らに「フランツ・ブイルマン博士を代弁人(advocaten)および法律顧問(consiliarius)として任命させた」例を挙げている⁷⁰。ベッカーは、こうなって初めて学識法曹は裁判に影響を及ぼすことができるようになったのであるから、ショアマンの言うように選帝侯や宮廷顧問会が魔女迫害を主導・管理するために学識法曹を派遣したのではないと述べる。ここから解るように、両者の間には魔女迫害の原動力に関する大きな見解の違いがある。ショアマンが迫害の原動力を選帝侯や宮廷顧問会などの上層に見出しているのに対し、ベッカーは「下からの迫害」、すなわちケルン選帝侯領における魔女迫害を求める民衆による突き上げを

⁶⁶ Behringer, Hexen und Hexenprozesse, 1988, S. 237f. [] は筆者による。 „Undt Anfangs sollen sie wissen, daß sie in zweuffelhaftigen undt ihrem Verstandt ueberstiegender pphaellen, allezeit unpartheysche Rechtsverstendige, oder daß Oberhauptgericht vermoegh der peinlichen Halßgerichts-Orrdtnungh consuliren und fuer sich selbstn nichts vornehmen oder erkennen sollen“.

⁶⁷ Scotti, Sammlung der Gesetze und Verordnungen, ...Churfürstenthum Cöln, 1831, S. 18, „Solten nun zweiffelhaftige und dern Scheffen Verstand übersteigende Casus vorkommen, darüber andre unparteiliche Rechtsgelerten zu consultiren“.

⁶⁸ Schormann, Der Krieg gegen der Hexen, 1991, S. 68-69.

⁶⁹ Becker, Hexenverfolgung in Kurköln, 1992.

⁷⁰ Becker, Krämer, Kriecher, Kommissare, 2005, S. 199. ()は筆者による。

重視しているのである。

このようなベッカーの「下からの迫害」の主張はおおよそ正しいと考えられ、受け容れられているのみならず⁷¹、今日の魔女研究の動向にも沿うものである⁷²。また、ベッカーの言うように、現地の裁判権保有者がコミサールを召集したという見方は、本章で既に確認したヴェストファーレン公領における、貴族たちによる自治的な統治・司法の状況とも、良く符合するように思われる。とはいえ、ケルン選帝侯の側の迫害の意思や、また魔女裁判令なども魔女裁判の拡大に影響したと考えられるだろう。唯一の原因を定めるのではなく、様々なレベルでの迫害の構造を確認していくという近年の研究動向からしても、やはり現地の裁判権保有者たちと選帝侯の側の両方の思惑や要請の合致したところで、ケルン選帝侯領の魔女迫害が展開されたと考えべきだろう。

そもそも「魔女コミサール」は制度上どのような存在であり、権限を持っていたのだろうか。結論から述べるならば、現存するケルンの法令の中には、管見の限りで「魔女コミサール」についての規定は存在しない。これに関連して、ベッカーのショアマンに対する反論には注目すべき主張が含まれているように思われる。ベッカーはショアマンの主張を批判する中で、同時代の史料上これらの「魔女コミサール」が「コミサール (Commissarius)」と表記されていること、「魔女の」を表す「sagarum」やそれに類する言葉が附属していないことを指摘している⁷³。ベッカーによれば「コミサール」とは「大学で法学を学んだ法律関係の役人」であり、必ずしも魔女裁判と関係したわけではなかった。ベッカーはコミサールを、「ケルンの世俗上級裁判所にて(あるいは、ボンの世俗上級裁判所を付け加えうる)、参審人として職務を果たしていた学識ある法律家たち」と定義している⁷⁴。そして、彼は従来の「魔女コミサール」もまた、たいていは両裁判所の参審人であったと述べる。ベッカーの主張はすなわち、「魔女コミサール」ではなく、「コミサール」が魔女裁判に招聘され、裁判を遂行した、というものである。コミサールという仕組み自体は地域的にケルン選帝侯領に限定されるものではなかったし、ケルン選帝侯領においても、時代的に1627年以降に限定される制度でもなかった。コミサールについての記述は1537年のケルン選帝侯領の裁判法令の中に見受けられる⁷⁵。ベッカー自身は一般的なコミサールの制度や、ケルン選帝侯領におけるコミサール制度、彼らの持ちうる権限についてなどについてこれ以上論じていないが、この主張からは「魔女コミサール」という固有の制度や職業は存在せず、「魔女コミサール」の条件や権限は「コミサール」の規定に準じるものであると考えることができるだろう。ただし、コミサールの所属については、世俗上級裁判所のみならずケルン市に存在した世俗宮廷裁判所も含めることができると思われる。というのも、シュルトハイスが自らについて、

⁷¹ 例えば以下の文献が同様の立場を示している。Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 297-320; Kobayashi, *Kommissar und Bittschrift*, 2012, S. 77-85; 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年。

⁷² これについては本稿序論第一節(1)を参照。

⁷³ Becker, *Hexenverfolgung in Kurköln*, 1992, S. 209.

⁷⁴ Ebd., S. 209. ただし、後述のように、これは後に「魔女コミサールとして有名になった魔女裁判の際の法律顧問が、また必ずしも両ケルン選帝侯領上級裁判所の構成員であらねばならないわけでもない」と改められている。註77を参照せよ。

⁷⁵ Ebd., S. 209.

「ケルン市内の世俗宮廷裁判所のコミサール(Commissarius am Hoffgericht binnen Cölln)」であったと述べているからである⁷⁶。よって、ベッカーの定義は少なくとも、コミサールは「ケルンとボンの世俗上級裁判所あるいはケルンの世俗宮廷裁判所に(参審人として)属している学識法曹であった」と修正されるべきだろう⁷⁷。

このベッカーによる「魔女コミサール」についての見解は、繰り返すが、「魔女コミサール」という制度上の存在はなく、「コミサール」が魔女の事件のために派遣されたに過ぎない、というものである。確かに、仮に「魔女コミサール」が「コミサール」と条件や権限において決定的に異なる存在として定められていたとすれば、1607年と1628年の魔女裁判令において「魔女コミサール」という言葉が用いられておらず、「学識法曹(Rechtsgelehrte)」という表現のみが使われているのは不自然であるように思われる⁷⁸。また、管見の限りではあるが、これらの他に魔女術の事件について定めた法令も存在しない。以上のことからベッカーの主張にならい、「魔女コミサール」という職あるいは制度は、少なくとも法制上個別に存在しはしなかったか、あるいは単に「魔女術の事件を任せられたコミサール」という以上のものではなかったと考えることができる。よって、本稿では以降、引用や特別な注意のある場合を除いて「魔女コミサール」という言葉で統一するが、これは「魔女術の事件を任せられたコミサール」という意味であるということ

⁷⁶ Schultheiß, Instruction, 1634, S. iv.

⁷⁷ ところで、ベッカーの主張(当時の史料において「コミサール」に「魔女の」を示す語が附属していなかった)については、それを裏付けるかのような多くの史料と同時に、反論となりうる史料が存在しており、後者を前にしてベッカーは「魔女コミサール」が同時代的な言葉として存在したと認めている。例えば、1631年9月12日の宮廷顧問官の記録のなかに、後述のフランツ・ブイルマンを「魔女コミサール(hexen commissarius)」と表記しているものがある。ただし、ベッカーはこの記録について詳述していないため、これがどのような文脈で登場した言葉であるのかはわからない。また、1607年7月2日にヴェストファーレン公領においてラント代官と顧問会に選帝侯が、両法博士クリスティアン・クラインゾルグと教授資格保有者ヨープスト・ヘッカー(ショアマンによればヨープスト・フォン・ホクサー(Jobst von Hoxer))を「魔術の糾問の一般コミサールとして(zu Generalcommissarien inquisitionis magiae)」派遣した旨の記述がある。これについて付け加えるなら、これがゲゼッケ市の魔女裁判記録の中の1680年のある裁判についての古い料金規定にメモとして付されている記述であるという点は見逃せない。というのも史料の残り方からして、同時代の記録である可能性も、また正式な任官時の表記である可能性も不明瞭になってしまうためである。以上の2つの史料から、ベッカーは「魔女コミサール(Hexenkomissar)」という言葉が同時代的に通用した言葉であると結論している。ただし、彼はかつて「コミサール」に「魔女の」という語が附属していなかったとする自身の見解については修正をしたものの、それ以上については論じておらず、これがかつての自身の議論とどう関わるのかについては述べていない。しかし、さらにベッカーは魔女コミサールについて、自ら自身の定義を揺るがすようなことを述べている。彼に拠れば、ケルン選帝侯領の各地における魔女裁判において活動していたヤン・メーデン博士は、ケルン選帝侯領の臣民ではなく、ユーリッヒ公領の人間であったとされる。これを彼は魔女コミサールについての文脈で論じている。これを受けてベッカーは、「魔女コミサールとして有名になった魔女裁判の際の法律顧問が、また必ずしも両ケルン選帝侯領上級裁判所の構成員であらねばならないわけでもない」と記述しているのである。Becker, Krämer, Kriecher, Kommissare, 2005, S. 199-200.

⁷⁸ Scotti, Sammlung der Gesetze und Verordnungen, ... Churfürstenthum Cöln, Abt.1 in Teil. 2, 1831, Nachtrag S. 1-19.

を明記しておく。

さて前述のように魔女コミサールについての法令上の規定がない以上、魔女コミサールの条件や権限を確認するには、ケルン選帝侯領における実際の魔女コミサールたちを検討するしかない。まず条件については、全員が大学で学識法を修めていることが求められたということは、確かであろう。今日までの研究では、ケルン選帝侯領において、1627年以降合計で21人の魔女コミサールが確認されている⁷⁹。また、1629年～1631年の間においておよそ10人がヴェストファーレン公領に存在していることが確認されている⁸⁰。これらの魔女コミサールが全員、法学博士ないしは教授資格の取得者であったことが判明している。ショアマンに拠れば、最終的にどこの大学で学位を取ったかはともかく、大学の学籍登録簿などから、確認できる21名の内10名がケルン大学に在籍していたことがあることが分かっている⁸¹。当時、学位を取得できるのはカトリックの大学に限られていたため、魔女コミサールたちはそれらのうちのいずれかの大学で学位を取った可能性が高い。

さらに、法学博士の学位取得のためにはかなり高額な経済的負担が求められたため、そのような負担に耐えうるだけの社会階層の出身であることもわかる⁸²。教授資格だけであれば学位取得ほど高額ではなかったであろうが、やはりそれなりの経済的負担はあったはずである。実際に本稿において対象となるハインリヒ・フォン・シュルトハイスも、身分こそ土地領主に従属する農民であったが、パーダーボルン司教領における裕福な司教座聖堂参事会員の子であり、やがて聖職禄を取得して学資に充てている。他方で後述するビルマンなどは、貧しい農家の生まれだったというので、必ずしも完全に裕福な生まれの人物に限られたわけではないようである⁸³。

規範上魔女コミサールがどの程度の権限を有していたのかについても、魔女コミサールの条件と同様にケルン選帝侯領の法令からは明確にならないが、しかしながら拷問の決定や判決の宣言は彼らの権限に含まれていなかったようだ。既に述べたように、1607年の魔女裁判令はたびたび学識法曹の存在に言及しているが、具体的な記述がないため、ここからはコミサールの権限については窺い知れない。だが、シュルトハイスは裁判権について、コミサールは裁判権を持っているのではなく、飽くまで助言者であると述べている。彼は拷問の決定に関する議論において「コミサール達はラント代官によってこれらのきわめて困難な事件において諸都市、諸地区、村々の要請に従って、またそれ故にそれらの下級裁判管区に送られるのである。そして裁判従事者の要請また要望に基づいて派遣され、投入されるとき、委任(commission)とは次のようなものと理解されるべきだ。

⁷⁹ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 81.

⁸⁰ Ebd., S. 80; Decker, *Die Hexenverfolgungen*, 1981/82, S. 358.

⁸¹ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 81.

⁸² 田口正樹によれば、これら大学で法学を学んだ者たちの多くは聖職禄などを持っていたことが明らかになっている。また15世紀以前の大学教育について、はじめに近隣の大学で学び、後にイタリアの諸大学で学位を取得する、という流れが存在したことを示唆している。16、17世紀にもそのような事がなされていたかどうかは不明であるが、少なくともショアマンは学籍登録簿から「魔女コミサール」たちの所属していた大学を示しているにすぎず、彼らが最終的にどの大学で学位を取得したかは不明である。田口『中世後期ドイツの学識法曹』2007年、285-305頁を参照。

⁸³ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、157頁。

……(略)……そして委任によってコミサール達に裁判権が付与されるのではなく、それは裁判所の側にあり、また留まるのである」と記述している⁸⁴。この記述によると、魔女コミサールは裁判において逮捕や拷問を決定したり、判決を下したりする権限を持たなかったということになる。同様にシュルトハイスは、拷問の描写を含む尋問の展開例を記述する中で、それまで魔女コミサール主導で尋問を行っていたにも拘わらず、拷問の決定に際しては裁判官および参審人達との協議のシーンを挿入している⁸⁵。

後述するように、魔女コミサールが派遣されるようになった背景には、鑑定活動による裁判の長期化と高額化がある。大学法学部などからの鑑定意見そのものには拘束力はなく、受け取った側の現地の裁判所がそれに基づいて自由に判断し得た。魔女コミサールが鑑定の代わりであるのならば、確かに最終的な判断の権利は魔女コミサールではなく、現地の裁判所の側に存在していたのも道理である。加えてベッカーが述べるように、彼ら魔女コミサールが、魔女裁判が立ちゆかなくなった時に初めて裁判権保有者から招聘されたのだとすれば、なおのこと彼らが拷問や判決についての最終的な決定権を持っていなかったという事も理に適っているように見える。

さて、魔女コミサールたちが魔女裁判に派遣された理由には大きく2つあり、そのうちのひとつは魔女裁判それ自体の性質に大きく関わっていた。既に前章で述べたことであるが、魔女術の訴訟においては立証の困難性がつきまとい、また手続が複雑であったために、学識ある法律家による助言ないし指揮が必要であったのである⁸⁶。学識法の影響が強くなる以前では、参審人や裁判官の多くは在地の名士であったが⁸⁷、近世において彼らは、学識法による、とりわけ魔女術についての訴訟を遂行するために十分な知識を持っていない場合が多かった。そのため、裁判中で判断に窮するようなことがあれば、裁判官は大学や宮廷顧問官へ問い合わせを行ったり、鑑定を依頼したりすることがあった⁸⁸。これは『カ

⁸⁴ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 266. 略と()は筆者による。 „Die *Commissarij* seyn vom Herrn Landtrosten/ in dieser aller schwerlichster Sachen auff einständigs anhalten der Stätten/ Flecken/ Dörggern/ vnnd also so wol auff deren vnderm Gerichtszwang gesessenen/ als auch auff der gerichtspersonen bit vnnd begeren *deputirt* vnnd angesetzt/[...] vnd wird durch die *commission* den *commissarien* kein *Jurisdiction* attribuiert sondern dieselbe bestehet vnd bleibet bey den Gerichten“.

⁸⁵ Ebd., S. 192f.

⁸⁶ 牟田『魔女裁判』2000年、49頁。

⁸⁷ 同上、48-49頁；ミッターイス＝リーベリッヒ『ドイツ法制史概説』1971年、494頁。

⁸⁸ 訴訟記録送付による鑑定は、逮捕の前、拷問の前、死刑判決の前など、裁判の随所で用いられた。Rüping, Jerouschek, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 6. Auflage, 2011, S. 44-46; Ignor, Geschichte des Strafprozesses in Deutschland 1532-1846, 2002, S. 60-62. なお、鑑定という慣習について、荒井真によると、その起源は次のようなものである。中世イタリアにおけるポDESTA制の発展とともに、ポDESTAは裁判官、裁判陪席、諸官吏の団を率いて各都市を巡ることが普通となった。コムーネは彼らの職務が終わり次第、まだ市内にいる間にその職務について非常に厳格な審査を行った。これがシンディカートゥス(職務審査裁判)と呼ばれるものである。ポDESTAの司法官たちはこの厳しい職務審査に備えて、その判決についてできるだけ確実な法的根拠を得ようとした。そこで、都市の法に通じた法学者に助言を求めるといった慣習ができあがり、やがては法学者主導の司法をもたらすことになったのだという。荒井「中世イタリアにおける学識法律家」1992年。

ロリナ』においては「訴訟記録送付」の制度として登場している⁸⁹。魔女裁判令において

⁸⁹ Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 127-128. „219. Vnnd nach dem vilfeltig hieuor inn diser vnser vnd des heyiligen Reichs ordnung der peinlichen gericht von rath suchen gemelt wirdet, so sollen allwegen die gericht, so inn jren peinlichen processen, gerichts übungen vnd vrtheylen, darinn jnen zweivel zufiel, bei jren oberhofen, da sie auß altem veriërtem gebrauch dißher vnderricht begert jren rath zu suchen schuldig sein, Welche aber nit oberhoffe hetten, vnd auff eyns peinlichen anklegers begern die gerichts übung fürgenommen wer, sollen inn obgemeltem fall bei jrer oberkeyt die das selbig peinlich gericht fürnemlich vnd on alle mittel zu bannen, vnd zu hegen macht hat, rath suchen. Wo aber die oderkeyt ex officio vnd von ampts wegen wider eynen mißhendlern, mit peinlicher anklag oder handlung volnfüre, so sollen die Richter, wo jnen zweiffeln zufiele, bei den nechsten hohen schulen, Stetten, Communen oder andern rechtuerstendigen, da sie die vnderricht mit dem wenigsten kosten zu erlangen vermeynen, rath zu suchen schuldig sein. Vnd ist dabei nemlich zu mercken, daß inn allen zweiuellen fellen, nit alleyn richter end schöffen, sonder auch wes eyner jeden solchen oberkeyt inn peinlichen straffen zu rathen end zu handeln gebürt, derhalb rechtuerstendiger vnd ausserhalb der partheien kosten radts gebrauchen sollen, es begeb sich dann, daß eyn peinlicher anklager den richter ersuchte inn seinen peinlichen processen, handlungen vnd übungen der rechtuerstendigen radt zu suchen, Das soll auff des selben begerenden theyls kosten geschehen. Wo aber des beklagten herrschafft, freunt oder beistender jm dem gefangen zu gutem dergleichen rathsuchung bei dem richter begerten, so soll er auff des gefangen freundschaftt oder beistender kosten jnen damit willfaren. Wo aber des selbigen gefangen freundschaftt jetztgemelten kosten auß armut nit vermöcht, so soll er auff der oberkeyt kosten solchen radt zu erlernen schuldig sein, Doch so fern der selbig richter nit vermerkt, daß die rathsuchung geuerlicher weiß zu verzug der sachen, auch mer kosten auffzutreibenn beschehe, welchs die obgedachten freundschaftt vnd beistender auch mit dem eyde erhalten sollen, vnd inn dem allem keynen müglichen fleiß vnderlassen, damit niemandt vnrecht geschehe, als auch zu disen grossen sachen grosser fleiß gehöret, darumb dann inn solchen überfarungen vnwissenheyte die jnen billich kündig sein soll, nit entschuldigen, des also Richter, schöffen vnd der selben oberkeyt hiemite gewarndt sein seollen.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(3・完)」2014年、263-264頁。「第219条 朕及び神聖帝国の本刑事裁判令において、鑑定依頼に関ししばしば上に定められるところによれば、裁判所は、刑事訴訟、法廷慣行(gerichts übungen)及び判決について疑問が生ずる場合においては、教示を求める長年にわたる古き慣習ある上級裁判所(oberhofe)の許に鑑定を求めなければならない。ただし、ある裁判所が上級裁判所を有せず、かつ、刑事弾劾人の申立てに基づき訴訟手続が行われている場合において、上のような疑義を生ずるときは、当該刑事裁判所に対し特にかつ直接に命令しかつこれを設置する(bannen vnd hagen)権限を有する〔上級〕官権に鑑定を求めなければならない。官憲が、職権に基づき犯人に対し刑事の弾劾又は手続(peinliche anklag oder handlung)を行う場合において疑義を生ずるときは、裁判官は、最小の費用により教示を得ることができると思料する、直近の大学、都市、自治都市(Communen)又はその他の法有識者に鑑定を求めなければならない。ただし、疑義を生ずる場合においてはすべからず、裁判官及び参審人のみならず、刑事事件において鑑定を与え、審理を行うべきかかる官憲もまた、刑事弾劾人がその刑事訴訟、審理及び手続に関し法有識者の鑑定を求めることを裁判官に申し立てる場合を除き、当事者の費用負担とすることなく、法有識者の鑑定を求めなければならない。当事者の申立てに基づき鑑定を求めるときは、申立てを行った当事者の費用負担において行われなければならない。被拘禁者の主(herrschaftt)、親族又は補佐人が被拘禁者の利益のため鑑定を裁判官に申し立てるときは、

もたびたび学識法曹について言及してあるのは、そういった理由による。

魔女裁判への魔女コミサル投入の2番目の理由は、裁判の長期化と費用の問題にあった。魔女裁判において訴訟記録送付による鑑定を用いると、その鑑定書が戻ってくるまでの間訴訟は中断された。U. ファルクが紹介している事例は1589年ノルトヘッセンで行われた魔女裁判に関するものであるが、最初の訴訟記録送付が決定されたのは1589年11月30日で、マールブルク大学から短い鑑定書が送られてきたのは12月10日のことであった。2度目の訴訟記録送付はやはりマールブルク大学宛で、1590年2月2日に行われた。このときは非公式の書簡によって数日後には暫定的な判断が伝えられたが、公式の鑑定結果が届いたのは2月28日のことであった。このことから、鑑定を依頼してから公式の鑑定結果が出るまでに早くも10日、長ければ1ヶ月近くの時間を要したことがわかる。事実、この裁判ではディレンブルクの高等裁判所への起訴(1589年11月5日)から暫定的無罪判決(1590年3月13日)まで約4ヶ月、被疑者の逮捕拘束(1589年9月17日)からであれば約半年にわたって裁判が続けられている。

このような長期にわたる魔女裁判では、当然ながら費用も高額になる傾向があった。というのも、ケルン選帝侯領においては魔女裁判の関係者に支払われる報酬は日当で支払われたからである。1628年の魔女裁判令によれば、代官や参審人、裁判書記は1日あたり1グルデン、廷吏は12アルプスが支払われることになっている。規定においては食事の代金は支払われないが、しかし慣習的にはそれらも裁判経費に計上されていた。そして学識法曹には1日あたり2グルデンが定められた⁹⁰。1630年にボンのライナー・クルティウスという名の薬屋からの請願からは、彼の妻の裁判の故に100ターラー以上が請求されていることがわかる⁹¹。

では、この高額な裁判費用はどうやってまかなわれたのであろうか。『カロリナ』には、被告が拷問に耐え抜いて有罪とはならなかった場合、原告は自身に関する費用を、被告は拘留中の自らの食費のみを負担し、その他の裁判費用については裁判官が負担するよう定められていた(第61条)⁹²。また、告訴手続に則って裁判が始められた場合、原

裁判官は被拘禁者の親族又は補佐人の費用においてこれを許さなければならない。ただし、当該被拘禁者の親族が、貧困により上の費用を負担することができない場合において、裁判官は、鑑定依頼が裁判の引延、費用の増加を意図するものではないと思料するときは、官憲の費用においてかかる鑑定を入手しなければならない。上の親族及び補佐人は宣誓をもって、かかる意図のないことを確言しなければならない。すべからく、何びとに対しても不法が行われることのないよう、可能な限り慎重に行われなければならない。〔刑事事件という〕これら重大な事件においては、より一層の慎重さが相応しいからである。ゆえに、過誤が生じた場合において、当然知りおくべきであった事柄に関する無知は、免責されてはならない。この点につき、裁判官、参審人及び官憲はこれをもって警告されるものとする。」また、本条分にあるように、『カロリナ』においては多くの箇所、疑義があれば訴訟記録送付を行うようにと指示している。

⁹⁰ 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、234-237頁。

⁹¹ Schormann, *Der Krieg gegen der Hexen*, 1991, S. 89.

⁹² Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 45. „61. Item so der beklagt, auff eynen solchen argkwon vnd verdacht der zu peinlicher frag, (als vorsteht) gnugsam erfunden, peinlich einbracht, mit marter gefragt, vnd doch durch eygen bekentnuß oder beweisung

告側は被告人の逮捕拘禁に際して保証金を積むか、そうでなければ自らも拘禁されることとなった。しかしながら、魔女裁判においてはそれらの原則が守られることは少なく、諸費用は被告人から取り立てられることが多かった。その上、被告人側が支払えないほど裁判費用が高額であった場合、しばしばその費用を共同体が負担せざるを得なかった⁹³。その結果として、その当局自体が魔女裁判のために財政を危うくすることがあった⁹⁴。

der beklagten missethat nit überwunden wirdt, haben doch Richter vnd anklager mit obgemelten ordenlichen vnd inn recht zulesigen, peinlichen fragen, keyn straff verwürckt, dann die bösen erfunden anzeygung, haben der geschehen frag entschuldigte vrsach geben, wann man soll sich nach der sag der recht nit alleyn vor volbringung der übelthat, sonder auch vor aller gestaltnuß des übels, so bösen leumut oder anzeygen der missethatt machen, hütten, vnd wer das nit thett, der würde deßhalb gemelter seiner beschwerd selbs vrsach sein, Vnd soll inn disem fall, der anklager alleyn seinen kosten, vnd der beklagt dergleichen sein atzung, nach dem er seinem verdacht vrsach geben, auch entrichten, vnnd die oberkeyt die überigen gerichts kosten, als für den nachrichter vnd andere diener des gerichts oder gefengknuß halber selbs tragen. Wo aber solch peinlich frag, diser vnnd des heyiligen Reichs rechtmessigen ordnung widerwertig gebraucht würde, so weren die selben richter, als vrsächer solcher vnbillicher peinlicher frag strafflich, Vnd sollen darumb nach gestalt vnd gelegenheyt der überfarung, wie recht ist, straff vnd abtrag leiden, vnd mögen darumb von jrem nechsten ordentlich obergericht gerechtfertigt werden.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、179頁。「第61条 同じく、(上に定めるように)拷問に十分であると証明された疑惑及び嫌疑に基づいて被告人が拘禁され、拷問されたにもかかわらず、自らの自白又は〔証人による〕証明によって弾劾に係る犯行につき有罪を証明されない場合においても、裁判官及び弾劾人は、上に定める適式かつ法において許容される拷問を行ったことを理由として処罰されない。法の定めるところによれば、何びとも、犯罪を行うことのみならず、悪をなすかのような挙動により犯行の風評又は徴憑の原因を作出すること自体を避けるべきものであり、ゆえにこれに従わない者は〔拷問という〕苦難を自ら招くことになる。という点において、犯行に関し徴憑の存在が認定されたこと自体が、拷問の執行に対する免責事由となるからである。また、かかる場合においては、弾劾人はその負担すべき費用のみを、被告人は、嫌疑の原因を作出したがゆえにその〔拘禁中の〕糧食費(atzung)を支払わなければならない。また、官憲は、刑吏(Nachrichter)その他の裁判所属吏及び獄舎に関するその他の費用を負担しなければならない。ただし、本神聖帝国令に反して拷問が行われたときは、当該裁判官は、不当なる拷問を行ったものとして処罰されなければならない。したがって、裁判官は、法に定めるように(wie recht ist)、違反の態様及び事情に応じしかるべく処罰され、賠償の責めを負い、最寄りの正規の上級裁判所(inechstes ordentliches obergericht)において裁かれなければならない。」

⁹³ あるいは、「委員会(Ausschuss)」と呼ばれる人々が活動した地域においては、彼らが裁判費用を保証する役割を担った。彼らは魔女を訴追するために地域共同体の中から選ばれた人々であった。牟田によれば、「委員会」は地域共同体全体からこの件に関して全権委任を受けており、そのため当局は裁判費用を共同体全体で負うことを認めていたようである。「委員会」は必要に応じて魔女裁判の分担金を村々に課すことができた。しかし現実には、委員会は被告の財産目録を作成することも請け負っており、事前の差し押さえや、証拠不十分での釈放後の差し押さえすらも行っていた。このようにして、彼らは裁判の結果がどうであれ、是が非でも被告に裁判費用を払わせようとしたのである。そのみならず、彼らは1630年のトリーア選帝侯領における法令に拠れば、彼らのための報酬さえ裁判経費に計上していた。上山・牟田 『魔女狩りと悪魔学』1997年、234-238；牟田『魔女裁判』2000年、78-82頁；小林「トリーア選帝侯領における魔女迫害」2008年、40-63頁を参照。

これら2つの要因の結果が、裁判の迅速化と費用を抑える目的で定められた、ケルン選帝侯領での2度にわたる魔女裁判令であり、魔女コミサールの派遣であった⁹⁵。

ショアマンが示しているように、魔女コミサールを魔女裁判に派遣することがケルン選帝侯領における魔女裁判で、ケルン選帝侯の支持を受けていたということは、1629年7月24日付のケルン選帝侯が出した命令からも明白である。その中で選帝侯は「すべての裁判官に命じる。参審人たちにではなく、魔女術において用いられるよう任命されたコミサールである教授資格保有者フェーベンスとフィッテンに、そしてまた他の任命された者たちに従うように」と命じている⁹⁶。この命令などからショアマンは1627年以降「魔女コミサール」がケルン選帝侯領内で任命されたと考えたようだが、ガウリッヒによればその推測は、時期的な意味で、ヴェストファーレン公領においては当てはまらない⁹⁷。前述のゲゼッケ市の史料からは、ヴェストファーレン公領では最初の魔女裁判令布告(1607年7月)の1週間後に2人の学位を持つ法律家が「魔術の糺問の一般コミサール」として活動していることが分かる⁹⁸。また、後述のハインリッヒ・フォン・シュルトハイスも1616年以降ヴェストファーレン公領で働いており、それ故1607年以来コミサールはケルン選帝侯領の魔女裁判で活動していたと想定することができる⁹⁹。

魔女コミサールの報酬に関して、1607年7月2日にヴェストファーレンの代官および顧問官に宛てられた選帝侯の書簡によれば、逮捕命令、拷問命令にはそれぞれ1ライヒスタラー、判決には2ライヒスタラー、また拷問のあった日には1日ごとに2ライヒスタラーが支払われるよう求められた。その他雑費として、食事については1日あたり2回でそれぞれ6シリング、飲み物として魔女コミサールには一杯のワイン、使用人には1杯のビール、さらには馬のための餌が与えられるよう取り決められていた¹⁰⁰。

以上で見てきたように、コミサール制度というのは複雑な状況から生まれた制度である。一方ではランデスヘルであるケルン選帝侯による魔女迫害の意思があり、そのためにケルン選帝侯は2度にわたる魔女裁判令を出し、そこで学識法曹たちに頼るようにと勧めている。それだけでなく、魔女コミサールのための給与規定などを細かく定めている。他方でベッカーの言うとおり、魔女コミサールの派遣は現地における魔女裁判の要求に端を発している。民衆からの突き上げによって現地の裁判所や裁判権保有者は魔女裁判をせざるを得なくなるわけだが、魔女裁判の遂行には高い学識が必要となるうえ、魔女裁判は長期化し高額化する怖れがあって、経済的な負担となる場合が多かった。そのため、現地から魔女コミサール派遣の要請があったと考えられる。そうであるならば、魔女コミサールの派

⁹⁴ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 84-94.

⁹⁵ Ebd., S. 68-94; 上山・牟田『魔女狩りと悪魔学』1997年、234-238頁。

⁹⁶ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 69, „allen Gerichten zu befehlen, hinfuro nit die Scheffen, sondern die benennte Commissarios L. L. Fabens und Fitten, und was deren mehr benennt werden, in der Hexerei zu gebrauchen.“

⁹⁷ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 305.

⁹⁸ Seibertz, *Urkundenbuch*, 1854, S. 309.

⁹⁹ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 305.

¹⁰⁰ Decker, *Die Hexenverfolgungen*, 1981/82, S.349-350; Seibertz, *Urkundenbuch zur Landes- und Rechtsgeschichte des Herzogthum Westfalen*, 1854, S. 309-310.

遣を巡っては選帝侯側の思惑と現地の思惑とが存在することになり、ますますこれらの間の多層的な関係性を考える必要性が出てくるのである。

ところで、鑑定意見の代わりとしての魔女コミサールの意義というのは、裁判の迅速化に止まらない。というのも、裁判においてどのように手続を進めるべきか、助言をする人物がその場にいるのである。これは、現地において魔女コミサールたちが実際に魔女裁判を指揮するという事態を招いた。先述の俸給に関する選帝侯の命令からもわかるように、彼らは逮捕、拷問、判決などの裁判の各所にて強い影響力を持った¹⁰¹。上で述べたように名目上、彼らはこれらの決定について決定権を持たなかったが、実際には彼らの判断によって手続が進行したと言っても過言ではないような事例もある。1607年7月2日付のヴェストファーレンにおける両法博士クリスティアン・クラインゾルグと教授資格保有者ヨープスト・ヘッカーの例や、1629年7月24日付のケルン選帝侯が出した命令における教授資格保有者フェーベンスとフィッテンの例、魔女の印に関する鑑定書群を出版したブランケンベルク博士とレーメスヴィンケル博士の例などを見るに、ケースによっては魔女コミサールは2人1組で委任されたようである。このような場合であれば、ひとりの人間の恣意的な判断がまかり通る可能性は低くなるだろう。しかしながら、後述のカスパル・ラインハルトやフランツ・ブイルマン、本稿で取り扱うハインリヒ・フォン・シュルトハイスは単独で任に当たっていた可能性が高い。どちらのケースが典型的であるのかは判断に困るところであるが¹⁰²、いずれにせよコミサール制度というのは、このように派遣されてきた人物による専横を招きかねない、そのような余地のある制度だったと言う事が出来るだろう。

実際に彼らがどのように実務に携わったのかを見れば、彼らの実態が見えてくるだろう。ここでは2人の例を挙げておく。第1の例はヴェストファーレン公領のカスパル・ラインハルトである。彼は1630年5月から1631年3月の間、宮廷顧問会の議事録にあげられたドロールスハーゲンからの再三の苦情の中にその名を残している。同地の聖職者ニコラウス・ロートゲンは彼について、「ぞっとするような拷問」を用い、800人以上を火刑に処したと訴えた¹⁰³。彼については他にも2通の請願書が提出されている。しかし、宮廷顧問会はこの請願書に対して具体的な対処をすることはなかった。また、彼に対してバルヴェ市にて暗殺未遂が行われたということも、同僚であったシュルトハイスがその著書の中に書き残している。それに拠れば、3人の男女が夕食の際にラインハルトを射殺しようとしたようだが、結果としては裁判書記と召使いを殺害したものの、ラインハルト自身には怪我をさせたに留まった。その後捕まえられた下手人に対し、ラインハルトは男2名に四つ裂きと車刑を宣告し、また女を魔女として斬首の後に火刑に処した¹⁰⁴。

もうひとつの例は、ライン大司教領ラインバッハで専横の限りを尽くしたフランツ・ブイ

¹⁰¹ Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 304-305.

¹⁰² 実際に、多くの研究者が次に挙げるようなコミサールたちは特殊な例である可能性を認めている。Ebd., S. 305; Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 75.

¹⁰³ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 70. なお、ここでの800人という数字は明らかに誇張である。

¹⁰⁴ Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 487ff.

ルマンである。彼はオイスキルヒェンの貧しい家庭の出身でありながら、ケルン大学で法学を修め、1620年代にはケルン選帝侯領で魔女コミサールとして働いている。彼は1631年にラインバッハに赴任後、際限のない拷問、被疑者の家財の横領、反対する参審人の逮捕などを行った。目を覆いたくなるほどの彼の専横ぶりについては、ラインバッハから逃亡した参審人ヘルマン・レーアがその数十年後にアムステルダムで刊行した著書『敬虔にして無実の人々のきわめて必要なる訴え』(1676年)に記されている。彼によれば、ラインバッハだけで125~130人の犠牲者が出たとしている。彼はまた、ブイルマンが逮捕された女性に対して拷問を行い、その末に殺してしまった時のことを描写している。レーアは、次のように記述している。「フランツ・ブイルマンはその際次のようにいい、主張した。悪魔がこの大いなる魔女の首を折ったのだ、畜生、畜生、畜生。彼は言った。なんて悪臭だ、悪魔の腐った悪臭がする、魔女の臭い部屋から去ろうじゃないか、と」¹⁰⁵。このような出来事に対して、選帝侯の代官であり学識法曹であったシュヴァイゲル博士は『カロリナ』を印刷して拷問室に持ち込むという措置をとった。しかしブイルマンはこの措置に対しても批判的であり、この措置を行ったシュヴァイゲル博士はその5年後に魔法使いとして火刑に処されることになった。ブイルマンはこの死亡した被告人の家で見つかった4,000ターラーもの財産を着服したという。加えて彼は、参審人ゲルハルト・ペラーの妻が反対したために自分の結婚が成立しなかったことを恨みに思っており、彼女を逮捕しようとした。その際に参審人たちの反対を予想して、彼は参審人たちを脅しながら白紙の逮捕令状を出させることまでした。このような暴威はすぐさま宮廷顧問会の耳に届き、1631年に顧問会は現在審理中の魔女裁判を中止し、裁判記録を持たせた裁判書記をボンに召喚することを決定している。この後の取り調べによりブイルマンが暴利をむさぼっていたことが判明するが、しかしそれでもブイルマンはその後も魔女コミサールとして活動し続けている¹⁰⁶。

今日の研究において魔女裁判における魔女コミサールの評価は副次的なものに留まっている、と言える。冒頭で述べたように、ジーベルやデッカーがその実態や影響力の大きさを指摘して以降、ケルン選帝侯領の魔女裁判において一定の役割を果たしたことは認められている。しかし、魔女裁判の原動力への着目により、これら学識法曹たちは主体的な存在として見なされなくなっている。ショアマンは魔女迫害を「上からの」計画的な迫害ととらえ、そのツールとして魔女コミサールを想定した¹⁰⁷。ベッカーやガウリッヒは「下からの」迫害を重視しており、民衆を迫害の主体と認める一方で、魔女コミサールが魔女裁判のアクターとしては描かれていないように見える。ショアマンもベッカーたちも、互いに魔女裁判における学識法曹たちの寄与を認めてはいるが、迫害の原動力について議論する中で、魔女コミサールの主体性や影響力を過小評価しているように思える。

だが、確かに魔女コミサールは迫害の主たる原動力ではなかったかも知れないが、魔女

¹⁰⁵ Löher, *Hochnotige Unterthanige Wemütige Klage*, 1676, S. 30f., „Frans Beurman sagt und bestundt dar bey/ der teuffel habe der Ertzhexen den Hals zerbrochen/ pfuy/ pfuy/ pfuy/ sagt er: wie stinckt es hier/ der Teuffel ist mit einen faulen gestanck gescheiden/ pfuy lasset uns von den bestie der Hexen gehen.“ 和訳にあたっては小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、158頁を参照した。

¹⁰⁶ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991, S. 70-75; 牟田『魔女裁判』2000年、50-52頁; 小林『近世ドイツの魔女裁判』2015年、157-160頁。

¹⁰⁷ Schormann, *Der Krieg gegen die Hexen*, 1991.

裁判の遂行において大きな役割を果たしたのは厳然たる事実である。コミサール制度はランデスヘルである選帝侯の側からも推し進められ、また魔女裁判を行っている現地の裁判権保有者からも求められた制度であった。しかしながらそれだけではなく、既に見てきたように、それは現地に入ってきた魔女コミサールによる暴走の可能性も秘めており、またそれを許してしまう制度であった。そのような実例が、ブイルマンらだと言える。この魔女コミサールのような学識法曹たちの存在こそがケルン選帝侯領における魔女迫害の特徴のひとつであり、また本稿で魔女コミサールであるシュルトハイスの書き残した史料を用いて議論を進める理由である。

第2節 史料について

(1)学識法曹ハインリヒ・フォン・シュルトハイス

本研究の中心的な史料を著したハインリヒ・フォン・シュルトハイスは、1616年から1643年の間ヴェストファーレン公領で魔女コミサールとして活動した人物である。彼は1580年頃、パーダーボルン司教座聖堂参事会員であるハインリヒ・シュルテの息子として、パーダーボルン司教領シャルメーデに生を受けた。身分としては土地領主の支配下にある農民であったが、経済的にはシャルメーデの領地経営に関与していたためある程度裕福であった。父親であるシュルテは、参事会の役人としてシャルメーデにおける下級裁判権を持っており、また10分の1税の徴収と送達を任されており、それと引き替えに一部の税の免除が認められていた。母については、名前がカタリナであったことのみが知られている¹⁰⁸。

シュルトハイスの家は、父が聖堂参事会員であったこともあり、貴族と懇意にしていた。とりわけ当時司教座聖堂主席司祭であったディートリヒ・フォン・フルステンベルクとは直接の関係があったようである。シュルトハイス(当時は父と同じハインリヒ・シュルテという名であった)は、このディートリヒ・フォン・フルステンベルクがパーダーボルン司教となって対抗宗教改革を強く押し進めている頃に少年期を過ごし、彼はイエズス会によって引き継がれたパーダーボルンの聖堂学校へ通った。彼の父は、1597年にエッテルン、アッテルン、ヘングラルンといった村々で合計12人の女性が魔女として訴えられ、処刑された魔女裁判において、7人の参審人の1人として荷担していた。この裁判の裁判官は聖堂参事会の法律顧問であった教授資格を持つ学識法曹ヨハン・モラーであったが、後に彼と聖堂参事会との間に法的な紛争が生じた際、彼が魔女裁判を利用して女性たちと性的な関係を結んだことが明らかにされた¹⁰⁹。それらの裁判は、処刑された女性たちのひとりの息子である法学生が帝国最高法院にシュルトハイスの父たちを訴え、帝国最高法院からの裁判停止の指示を受けて参審人たちは魔女裁判を停止した。1601年頃に父親は死去したが、兄であるヘルマンが土地を相続したようである¹¹⁰。

それに対してシュルトハイスはパーダーボルン聖堂における下級聖職者の聖職禄を得ていた。この聖職禄が後の学資となったようだ。その後彼はまずケルン大学で法学を

¹⁰⁸ Decker, Der Hexen-Richter, 1996, S. 1046.

¹⁰⁹ Decker, Die Hexenverfolgungen im Hochstift Paderborn, 1978, S. 329-330.

¹¹⁰ Decker, Der Hexen-Richter, 1996, S. 1046.

学び、1602年に『窃盗と強盗について』という論稿を印刷している¹¹¹。翌年に彼はヴェルツブルク大学法学部の学生となり、何年後かは不明であるがここで博士号を取得している¹¹²。後述のケルン選帝侯領で職に就いた年から逆算すると、遅くとも1608年までには学位を取得したと考えられる。

学位を取得したシュルトハイスは聖職禄を放棄し、最初にマインツ選帝侯ヨハン・シュヴァイクハルト・フォン・クローンベルク(1553年-1626年 在位:1604年-1626年)の下で顧問官として、アイヒスフェルトで数年間働いていたようである¹¹³。同時期に彼は、恐らくケルン選帝侯領で書記官であったヨハン・ケンプ博士の娘であったアーデルハイト・ケンプと結婚した¹¹⁴。そして恐らくこの結婚を契機として、1610年頃にシュルトハイスはケルン市の世俗宮廷裁判所においてコミサルとなった¹¹⁵。そしてさらに数年後、遅くとも1614年までにアルンスベルクに転居しているため、シュルトハイスはヴェストファーレン公領においてコミサルとして任命されたようだ¹¹⁶。この時のラント代官は前述のカスパル・フォン・フルステンベルクであった。

シュルトハイスは1616年にヒルシュベルクで最初の魔女裁判を、1621年にアルンスベルクで二回目の魔女裁判を経験、指揮した。1628年以降はエルヴィッテのゴー裁判所に派遣されている。シュルトハイスが活動していたこの期間に、ヴェストファーレン公領は魔女裁判の最大のピークを経験した。シュルトハイスはその後、1633年には戦争の危険が高まってきたためにケルンへと避難し、翌1634年にケルンで、妻の遠縁にあたる出版所から自費で『詳細なる手引き』を刊行した。彼がいつヴェストファーレン公領に戻ったのかは知られていないが、1643年にヴェルルにて証明可能な最後の裁判の記録がある。また同年に彼はアルンスベルクのギムナジウム設立に携わっているのが確認される。デッカーによれば、1646年の2月頃まで、彼の名前はヴェストファーレン公領の顧問会議事録に登場するが、同年4月以降はもはや現れない。そしてこの頃にシュルトハイスの妻が未亡人と呼ばれ、1648年8月に彼の遺産のことが顧問会で話題に挙がっているため、1646年が没年と考えられている¹¹⁷。

シュルトハイスは、彼の父がそうであったように、フルステンベルク一族と懇意にしていたようである。さらにシュルトハイスはケルン選帝侯ともよしみを通じていたようで、1614年に生まれた彼の子どもの代父はケルン選帝侯フェルディナント・フォン・バイエル

¹¹¹ Ebd., S. 1047. 論稿はケルン大学図書館に所蔵。

¹¹² 当時のヴェルツブルク大学には学位論文の印刷義務はなく、彼の論文のテーマも、学士号の取得年もわかってはいない。Ebd., S. 1047.

¹¹³ Schultheiß, Instruction, 1634, S. iv.

¹¹⁴ 二人の間には多くの子供がいたようだが、教区簿冊が不完全であるため、名前が判明しているのは二人のみである。一人は1614年10月5日に洗礼を受けたフェルディナント、もう一人は1615年12月8日に洗礼を受けたアントンである。Decker, Der Hexen-Richter, 1996, S. 1058, Anm. 19.

¹¹⁵ Schultheiß, Instruction, 1634, S. iv.

¹¹⁶ シュルトハイスの記述では„als Rat und Advocatus Fisci“つまり「顧問官および検事」となっているが、ガウリッヒはこれを指して「コミサル」と述べている。Ebd., S. iv; Gawlich, Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß, 2009, S. 297.

¹¹⁷ Decker, Der Hexen-Richter, 1996, S. 1048-1050.

ンであり(子どもの名前はフェルディナントである)、代母はカスパー・フォン・フルステンベルクの妻であった。またシュルトハイスは1623年にパーダーボルン司教領において、「ラントに対する罪」の事件に関する捜査・処罰(すなわち、対プロテスタント)のための委員会の一員として三人に死刑を宣告した(そのうち2人に対して刑が執行された)が、その時のパーダーボルン司教位はケルン選帝侯フェルディナントが兼ねていた¹¹⁸。さらにデッカーによれば1632年から1634年の間に、その詳細は定かではないが、シュルトハイスは「貴族の地位に高められた」¹¹⁹。その際に彼は、元々の名前である「ハインリヒ・シュルテ」から「ハインリッヒ・フォン・シュルトハイス」という貴族風の名前に変えた。このケルン選帝侯領における支配層との親密な関係が彼の裁判実務や法理論にどのような影響を与えたかについては明らかになっていない。この点は本稿での考察の対象とはならないが、近世における法の担い手であった学識法曹たちの研究において、いずれ解明されるべき問題であると思われる。

(2) 魔女裁判マニュアル『詳細なる手引き』

シュルトハイスの著書である『詳細なる手引き』の正式な書名は『神とキリスト教徒の敵対者であるところの魔女に対抗して、魔術の忌まわしき悪徳についての糾問の事件において、無実の者たちの恐れなくして如何に裁判を行うかについての詳細なる手引き』である¹²⁰。そのタイトルの通り、本書の表向きの目的は「無実の人の恐れなくして」裁判を行うための手続を提示することにある。形式として本書は四つ折り版で合計523頁であり、序言と全10章からなる魔女裁判の手続についての詳細なマニュアルである。使用言語は主として初期新高ドイツ語であるが、ほぼ一章を使ってアダム・タナーの主張を論駁している第8章や欄外の註、他の文献からの引用についてはラテン語で書かれている。読者にあてた序言の前には簡便な索引が付されており、読者がすぐに該当箇所を参照できるようになっている。シュルトハイスのことと思われる「博士」なる人物と貴族である「フィラデルフス」なるフライヘルとの架空の対話形式をとっており、以上のことから本書はラテン語の読めない裁判権保有者を読者として想定しているとされる¹²¹。しかし、第8章の議論や要所でのラテン語での註の存在から、本書は学識者間での議論にも耐えうるように作られていると評価できるだろう。また、全ページ見開き上部に『慈悲深きイエス、我が知力を際立たせたまえ(Clementissime Jesu, Illumina Intellectum meum.)』という文言が入れこまれており、デッカーはこれによりシュルトハイスは自身の敬虔さをアピールしようとしている、と評している¹²²。

『詳細なる手引き』の序言(S. 1-11)では本書が書かれた目的や経緯が短く述べられる。

¹¹⁸ Ebd., S. 1048.

¹¹⁹ Ebd., S. 1048. ただ、西村によれば、法学識を持つ人物が「文書貴族」ないし「学識貴族」と呼ばれる一代限りの貴族となることは珍しくなかったようである。西村『文士と官僚』1998年、38頁。

¹²⁰ „Eine Außführliche Instruction Wie in Inquisition Sachen des grewlichen Lasters der Zauberey gegen Die Zaubere der Göttlichen Majestät vnd der Christenheit Feinde ohn gefahr der Unschuldigen zuprocediren.“

¹²¹ Decker, Die Hexenverfolgungen, 1981/82, S. 361.

¹²² Ebd., S. 361.

そして本書の中でシュルトハイスは、所領において魔女の訴迫を行おうとしているフィラデルフス卿に対して、訴迫に際して注意すべき点を議論しながら伝えると述べる¹²³。続く第1章(S. 13-66)は「公正かつ真実そのものである神が、偽りの霊である悪魔に、魔術について疑わしき人物の姿で、悪魔と魔女の集まりにおいてダンスの場に現われることを認めると考えられるか」というタイトルがつけられているが、実際にはそれ以降の議論の導入のような内容となっている。つまりフィラデルフス卿が、無実の者が悪魔の策略によって訴迫される場合に魔女を訴迫することを危惧するのに対して、博士がその疑問に答えていく。具体的にはタイトルの通り、悪魔が魔女のサバトにおいて魔女ではない者(すなわち無実の者)の姿で現れることができるとするならば、魔女のサバトにいたという証言から誰かを訴迫することは危険であるのではないか、という疑念をフィラデルフス卿は抱いている。これに対して博士は、神の許しなくして悪魔が無実の者の姿をとることができないこと、そして神がそのようなことを許しはしないということ为例示や聖書からの引用を用いて回答している¹²⁴。この議論は本書の中で後々まで再三言及されるため、本書の前提となる議論である。

続く第2章(S. 67-134)は「魔女に対する手続についての論争」というタイトルの下、魔女裁判の開始手続について論じている。具体的には、裁判官や参審人の宣誓(S. 75-76)、手続の端緒となる噂や悪評の収集の方法について(S. 76-78)、魔女の徴表の一覧(S. 78-97)、およびそれに関する議論(S. 97-134)が含まれている。本章で最も目を引くのは51項目にわたる長大な徴表のリストであり、『カロリナ』が4ないし5項目、ケルン選帝侯の魔女裁判令(1607年)が13項目を挙げているのに対して圧倒的に詳細かつ具体的な内容となっている。本稿でもその一部を考察するが、この中には被告人の防御の権利にとって制限となりかねない項目が含まれている。またシュルトハイスは、これらの徴表が等しく同程度の価値を持つのではなく、一部の徴表は単体では「確たる徴表」(すなわち拷問を行うのに十分な徴表)ではないという事を認めている¹²⁵。またこの章の後半では、徴表をめぐるヨハン・ゲオルグ・ゲーデルマン博士の主張を取り上げ、それに対して(やや的外れな批判である印象はぬぐえないが)反論している。ゲーデルマン博士は同時代のロストック大学の法学教授であり、この際に言及されたのは彼の『法的に認められ、裁かれるべき魔術師、毒使い、魔女についての論文』(1592年)という論稿である。

「証人の尋問について」と題する第3章(S. 135-156)は、タイトルの通り証人と尋問について論じている。まず前半部分では魔女の事件において誰が証人となりうるのかについて論じている。これについても後に言及するが、シュルトハイスは通常認められない類の証人が魔女裁判においては認められうると述べている¹²⁶。後半部分では証人尋問のやり方について論じられており、ここには詳しい尋問項目の例が載せられている¹²⁷。

第4章(S. 157-174)は「拘留(Captur)について」というタイトルであり、魔女として逮捕された人物を牢に止めておく際の注意事項や、見張りとなる番人(Hüter)あるいは監視人

¹²³ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 10.

¹²⁴ Ebd., S. 16, 21f.

¹²⁵ Ebd., S. 121.

¹²⁶ Ebd., S. 135ff.

¹²⁷ Ebd., S. 148.

(Wächter)に関する注意事項が述べられている¹²⁸。またこの章には番人や監視人が行うべき宣誓が載せられているが、「神と諸聖人にかけて(so wahr alß Gotthelffe vnd alle seine Heyligen)」という文言について『カロリナ』に記載された宣誓との違いからその有効性が論じられている。ここでシュルトハイスはこの文言が法にも教会の教えにも反しないということを論拠を挙げながら強く主張しているが、近世における宣誓という行為の重要性について考える上で興味深い議論だと言える¹²⁹。

第5章(S. 175-254)は本書の中でもきわめて長い章となっている。この章は「同意に基づく、あるいは苦痛を伴う尋問の明示的な提示」というタイトルであり、これまでの章で登場していた博士とフィラデルフス卿に加え、裁判官、参審人、裁判書記、ユルゲン親方という名の刑事、魔女として尋問されているグレタおよびトニスといったキャラクターが登場し、魔女に対する尋問がどのように進められるべきかが具体的に描写される。この章でのやり取りが実際の魔女裁判における尋問とどれほどの差異があるのかについては明らかにされねばならないが、例えば尋問は博士が中心となり項目に沿って行っていること、それに対して裁判官や参審人達は魔女の尋問に加わらないがその場にいるらしいこと、拷問に進む際には裁判官と参審人たちの許可が必要であることなどが描写されている。また興味深い点として、後半部分で裁判役人(裁判官と参審人達)の許可の下でトニスに対して拷問が加えられているが、この描写はきわめて僅かである¹³⁰。グレタに対する拷問を検討する際には、裁判役人たちが拷問を勧めるのに対して「コミサール」である博士は拷問に反対し、また実際に拷問を加える前に何度も警告したり説得したりしている。このように拷問に関する描写の少なさや慎重な態度は、シュペーの『刑事的警告』における批判が関係している可能性が考えられるだろう。

続く第6章(S. 255-282)では「同意に基づく、あるいは苦痛をともなう尋問に反対する動機」と題して、前章で描写された尋問についての議論が繰り広げられる。まずは誘導尋問の可能性について議論した後、尋問におけるそのようなやり方について聖書や聖人の例を根拠として正当化される¹³¹。また拷問の決定に関してシュルトハイスは、魔女コミサールは裁判官や参審人達に助言を与えるだけであり、彼ら自身に裁判権が与えられるのではないと明言している¹³²。また、拷問に際しては被告人に防御の機会が与えられるべきであるという主張に対して、シュルトハイスは街道強盗の例を挙げながら反論している¹³³。

第7章(S. 283-321)には「同意に基づく、あるいは苦痛をともなう審問と自白についての論争」という題がつけられている。この章では仲間による告発についてその信憑性の問題を簡単に言及した後、魔女に対する手続全体の構造を論じている。シュルトハイスは刑事手続を、裁判関係者、尋問、拷問の3つに分けて説明する。裁判関係者に関する議論の中で興味深いのは、シュルトハイスがその中に悪魔を含めていることである。

¹²⁸ Ebd., S. 165f.

¹²⁹ Ebd., S. 166-173.

¹³⁰ Ebd., S. 252f.

¹³¹ Ebd., S. 255-264.

¹³² Ebd., S. 266.

¹³³ Ebd., S. 267f.

この点については、本稿第4章において詳しく取り扱いたい。また、本章の中では、被告人のために祈ったり、被告人を説得する際に悪魔の性格や目的を説明するなど、魔女コミサールの宗教的な側面が強調されているようにも見受けられる¹³⁴。本章の最後には、魔女による仲間の告発、自白の撤回について論じられている。シュルトハイスは魔女が自白を撤回することを、「無実の者の危険のために」許可している¹³⁵。

「それによって無実の者に極大の危険が降りかかりうるどころの告発について」と題する第8章(S. 322-436)では魔女による告発の信憑性が論じられている。この章の半ば以降ではインゴルシュタット大学の神学教授アダム・タナーの主張を引用し、それについて逐次反論を加えている。タナーは「良き評判の人物に対しては、魔女の告発のみでは拷問へと手続を進めることができない」と主張し、その理由を提示している。これに対してシュルトハイスはそれぞれの理由に反論し、結論として「良き評判の人物であっても、他の徴表が存在し、あるいは複数の告発があれば拷問に進むことができる」と主張する。このような議論の性質から、本章の内容はほとんどラテン語によって記述され、またタナーによって論拠として主張された多くの法学者の文献が言及されている¹³⁶。

第9章(S. 437-465)は「それによって糺問官また聖職者である聴罪司祭が大きな狼狽と憂慮へとたびたび導かれるところの魔女の気まぐれと軽率な撤回について」というタイトルがつけられている。タイトルの通り、本章では第7章で言及された撤回について、その有効性と効果について論じている。シュルトハイスは魔女による告発の撤回の理由をまず説明し、それに対してどのような措置を執るべきかを論じている。シュルトハイスは悪魔の策略や魔女の仲間である裁判関係者による圧力などを理由として挙げると共に、しばしば騙され易い聴罪司祭が魔女や、魔女をめぐる「偽りの情報」に欺かれて、コミサールや裁判官を批判するという場合があることに言及している¹³⁷。

最終章である第10章(S. 466-502)は「いかに偽って、おぞましくまた驚くべき事に、神を愛する諸侯とその顧問官達と役人とが魔女の根絶の故に中傷され、非難され、迫害されているか」という題がつけられている。本章ではシュルトハイス自身が経験した批判や中傷、あるいは彼が耳にしたコミサールへの非難や攻撃の数々が取り上げられる。前述のコミサールであるラインハルトの暗殺未遂事件もこの章で紹介されている。

以上のような内容の『詳細なる手引き』は、史料としてどのような性格を持っているのだろうか。本書は確かに部分的にシュルトハイスの経験に基づいて書かれているものの、先述のように架空の対話形式をとっているため、実際の裁判記録と同じようには用い得ない。つまり本書の内容が実際の実務を反映しているかどうかは、未だ明らかにされていないのである。この点を理解した上で、デッカーは「魔女裁判官の思考と行動とは、良好な史料状況ゆえに、アルンスベルクの法学者ハインリッヒ・フォン・シュルトハイス博士について、最も正確に理解されうる」と述べている¹³⁸。このようにデッカーに倣えば、本書は魔女コミサールの考え方を知るために利用できる史料だと言える。

¹³⁴ Ebd., S. 292, 296ff.

¹³⁵ Ebd., S. 317-321.

¹³⁶ Ebd., S. 380-387.

¹³⁷ Ebd., S. 445f.

¹³⁸ Decker, Die Hexenverfolgungen, 1981/82, S. 361.

このように現実との関係が不明瞭なこの史料であるが、魔女裁判を推進する側の学識法曹の主張する魔女裁判の手續を把握し、それを当時の批判や刑事法学の中で評価することにより、近世の魔女迫害の一側面を明らかにするという本研究の目的にとっては大いに価値があると考えられる。デッカーはこの史料の執筆目的について「シュルトハイスの主著は、(中略)とりわけ法律にとりたてて明るいわけではない裁判権所有者に向けられているが、シュルトハイスが彼の魔女裁判官としての実務を批判者に対して弁明することによって、繰り返し裁判の遂行のための手引書という性格を逸脱している」と述べている¹³⁹。『詳細なる手引き』が刊行された当時、すなわち 1634 年にはケルン選帝侯領全体において魔女裁判の最大のピークは過ぎており、魔女裁判とその手續に対する批判が寄せられはじめていた。例えば、イエズス会士フリードリヒ・シュペーは 1632 年に匿名で『刑事的警告』を刊行し、魔女裁判の不法性、とりわけ拷問の非人道性を訴えた。バイエルンのインゴルシュタット大学で神学教授であったアダム・タナーは『裁判に関する神学的な論文』を著したが、これは 1629 年にケルンでも印刷され、多くの人に読まれることになった。また、ヴェストファーレン公領の聴罪司祭であったミヒャエル・シュタッパートは魔女裁判にて処刑が確定した人々から話を聞いて論文を著している。論文自体は先述のレーアの本に含まれる形で 1676 年アムステルダムにて公刊されたが、そこには被告や魔女コミサールとしてのシュルトハイスが実名で載っている。これらの反対文書は一樣に、魔女裁判における非人道性と共に、不適切な裁判実務を批判し、適正な裁判手續を要求していた。デッカーによれば、このような批判に直面して、シュルトハイスは弁明する必要を感じて『詳細なる手引き』を著したというのである¹⁴⁰。このようなデッカーの見立ては、実際に『詳細なる手引き』の第 10 章などを見ると、正しいと言える。

このようにシュルトハイスが批判に対する反論として本書を書いたのは明らかであるが、実際にシュルトハイスの方が本書の中で想定している魔女裁判の批判者は誰なのだろうか。まず、明示的に挙げられているのは、第 2 章と第 8 章において名指しで論駁されているゲーデルマンとタナーである。他にも、G. フランツによれば、シュルトハイスはとりわけ序言と第 1 章においてコルネリウス・プライアー(1584-?年)の『裁判官への鉄槌』(1627 年)を想定しているようだが、史料中にその名を挙げてはいない¹⁴¹。プライアーはキッツィンゲンの医者であったが、1627 年に本書を匿名で出版した人物である。プライアーの著書と同時期に、同じく匿名で出版された『刑事的警告』(1632 年)はどうだろうか。『刑事的警告』もフリードリヒ・シュペーの名もシュルトハイスの著作の中には明示的には登場しないが、デッカーによれば、シュルトハイスは『刑事的警告』の初版を所有していた¹⁴²。さらに随所でシュペーや『刑事的警告』を思わせるような記述があり、また議論の内容(例えば第 3 章で論じられる「悔悛」の基準についてなど)からしてもシュペーおよび『刑事的警告』を少なからず意識していたであろうことは想像に難くない。

¹³⁹ Ebd., S. 361. なお、略は筆者による。

¹⁴⁰ Ebd., S. 361-362.

¹⁴¹ Franz, *Der Malleus Judicum*, 1992.

¹⁴² Decker, *Die Hexenverfolgungen*, 1981/82, S. 361.

いずれにせよ、シュルトハイスが本書において、批判に直面して自らの実務に根拠をつけて正当化することを図ったのだとすれば、本書を読み解くことによって見えてくるものは、単にシュルトハイスが理想とした裁判手続だけではない。当時魔女裁判に寄せられていた批判、議論されていた問題点、そしてそれらに面してもなお魔女を裁く理由やその方法が、その論拠を含めて記されているのである。加えてシュルトハイスは、この論拠として多くの悪魔学者や法学者の文献を挙げている。つまり本書を通じて我々は魔女裁判をめぐる議論状況を知ることができるのである。

本稿ではシュルトハイスの議論を中心に置きながら、同時代の諸著作との比較検討を行う。まずはシュルトハイスが参照したことを明記している文献や、参照したであろうことがほぼ確実である文献が挙げられる。例えば、悪魔学者による魔女関連文献がある。これにはフランスの高名な政治学者にして悪魔学者ジャン・ボダンの『魔女の悪魔狂』(1580年)¹⁴³、トリーア選帝侯領の協働司教ペーター・ビンスフェルトによる『魔術師と魔女の自白について』(1591年)¹⁴⁴、ネーデルラントの新学舎であったマルティン・デルリオ『魔術の探求』(1599年)¹⁴⁵などの、必ずしも刑事法の専門家とは言えない人々によって書かれた文献が含まれる。次に、魔女裁判に反対する著作がある。ここではアダム・タナー『諸例外犯罪、特に魔術の罪に対する裁判についての神学論文』と題する論稿や¹⁴⁶、ヨハン・ゲオ

¹⁴³ ボダンについては多くの文献が存在するが、以下を参照。Art. Bodin, Jean.

(<https://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/personen/artikel/bodin-jean/> 閲覧日2018年11月20日) 利用したボダンの原テキストは以下のもの。Bodin, De la demonomanie, 1580. また、このドイツ語版が翌年にストラスブールで出版されており、こちらも活用した。Jean Bodin, De Daemonomania, 1581. なお、この著名な悪魔学文献は現代においては以下のように英訳されているが、文章中に省略された箇所が多い。Bodin, On the Demon-Mania of Witches, 2001. さらにしばしば邦語訳が試みられているが、いずれも断片的である。田中『魔女の誕生と衰退』、2008年、123-133頁；宮下『フランス・ルネサンス文学集1』、2015年、203-232頁。ボダンの手続や理論については以下の論文を参照。Siefener, Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie, 1992; Opitz, Der Magistrat als Hexenjäger, 2008, S. 45-47; 波多野「ボダンの悪魔学と魔女裁判」、1997年；平野『魔女の法廷』2004年。

¹⁴⁴ ビンスフェルトについては、以下を参照。Art. Binsfeld, Peter.

(<https://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/personen/artikel/binsfeld-peter/> 閲覧日2018年11月20日) 利用したテキストは以下の通り。Binsfeld, Tractatus de Confessionibus, 1589; Binsfeld, Tractat von Bekanntnuß, 1591. ビンスフェルトの述べる手続や理論については以下の文献を参照。Siefener, Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie, 1992.

¹⁴⁵ デルリオについては、以下を参照。Art. Del Rio, Martin Antione.

(<https://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/personen/artikel/del-rio-martin/> 閲覧日2018年11月20日) 利用したテキストはDelrio, Disquisitionum Magicarum, 1599/1600. デルリオの理論については以下の文献を参照。Siefener, Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie, 1992; Nagel, Die Bedeutung der Disquisitiones magicarum libri sex, 1995; 菊地「近世初期の悪魔学」2009年。

¹⁴⁶ タナーについては以下を参照。Art. Tanner, Adam, in: ADB. また、タナーの主張については、以下を参照。Behringer, Von Adam Tanner zu Friedrich Spee, 1992; Dillinger, Friedrich Spee und Adam Tanner, 2000. なお、この文献は元々独立したひとつの論稿では

ルク・ゲーデルマン博士『法的に認められ、裁かれるべき魔術師、毒使い、魔女についての論文』(1592年)¹⁴⁷、とりわけフリードリヒ・シュペー『刑事的警告』(1631年)¹⁴⁸を加えてここで検討したい。前述のようにシュルトハイスはシュペーの名にも、またその著作にも言及は無いものの、時期的に見てシュルトハイスがこれを参照した可能性は極めて高いと考えられるからである。また、シュルトハイスや上述の文献が引用している刑事法学の諸著作がある。これには、例えばイタリア人の法学者プロスペルス・ファリナキウスの『刑事の実務と理論』(1600年頃)¹⁴⁹やユリウス・クラールス『刑事実務あるいは民事実務についての著作集』(1576年)¹⁵⁰、マルクス・アントニウス・ブランクス『殺人の徴表について』(1546年)¹⁵¹などが含まれる。

一方で、シュルトハイスが直接的に名を挙げてはいないものの、同時代の刑事法学者による諸著作も確認しておく必要があると思われる。ベネディクト・カルプツォフによる『ザクセン新実務』(1635年)は、前近代ドイツの刑事法学において代表的な作品であり、また刊行年がシュルトハイスの著作とかなり近いこともあり、最適な比較対象であろう¹⁵²。

なく、タナーがインゴルシュタットで公刊した『トマス・アクィナス師の大全の全体についての神学的議論(Disputationes theologicae in omnes partes Summae S. Th. Aquinatis)』(1617年)の一部を、ケルンの書籍販売業者であるコンスタンティン・ミュニヒ(Constantin Munich)が抜粋したものである。彼はこれを、タナーの別の論文である『諸天使についての議論(Disputatio de Angelis)』と抱き合わせにして、1629年に『悪魔憑きたちと魔術師たちに関して、悪魔たちを閉じ込めることの教会の力についての諸論文(Diversi tractatus de potestate ecclesiastica coercendi daemones circa energumenos et maleficiatos)』として販売した。Lea, *Materials toward a history of witchcraft*, 1986, pp. 647-648. この現物は現在フランス国立図書館に所蔵されている。この抱き合わせ版の片方が『諸例外犯罪、特に魔術の罪に対する裁判についての神学論文(Tractatus Theologicus de Processu adversus Crimina Excepta, ac speciatim adversus Crimen Veneficii)』であり、おそらくシュルトハイスはこの抱き合わせ版を読んだものと思われる。

¹⁴⁷ ゲーデルマンについては、以下を参照。Art. Godelmann(Gödelmann), Johan Georg, in: ADB.

¹⁴⁸ 利用したテキストはSpee, *Cautio Criminalis*, 1631. なお、現代におけるドイツ語訳および英語訳が存在する。Spee, *Cautio Criminalis*, 2003; Spee, *Cautio Criminalis*, 2003. シュペーの主張について論じた論稿は枚挙に暇がないが、ここでは以下のもののみを挙げる。Jerouschek, *Friedrich von Spee als Justizkritiker*, 1996; Jerouschek, *Für und Wider die Hexenverfolgung*, 2009; Sellert, *Friedrich Spee von Langenfeld*, 1987.

¹⁴⁹ 利用したテキストはFarinacius, *Praxis et theoricae criminalis*, 1606. ファリナキウス個人については以下を参照。Art. Farinacci, Prospero(1544-1618), in: Stolleis(Hrsg.), *Juristen*, 2001, S. 206-207. また、本稿に関わりのあるファリナキウスの議論については以下を参照。Zagolla, *Folter und Hexenprozess*, 2007; Sauter, *Hexenprozess und Folter*, 2010.

¹⁵⁰ 利用したテキストはClarus, *Liber Quintus; Siue Practica Criminalis*, 1640.

クラールス個人については以下を参照。Art. Claro (Clarus), Giulio(1525-1575), in: Stolleis(Hrsg.), *Juristen*, 2001, S. 134-135.

¹⁵¹ 利用したテキストはBlancus, *Tractatus de Indiciis Homicidii*, 1546.

¹⁵² 利用したテキストはCarpzov, *Practica Nova*, pars. 1, 1670; pars. 2, 1670; pars. 3, 1670. なお、近年第一部の途中までのドイツ語版が出版されたが、残念ながら魔女術に関わる部分は未訳である。Carpzov, *Strafrecht nach neuer Kurfürstlich-Sächsicher Praxis*. 1. Teil,

これに加えて、シュルトハイスの頃からは少し時期があくものの、ヨハン・ブルネマンの手になる『糾問訴訟について』(1648年)が挙げられる¹⁵³。というのも、ブルネマンはドイツ普通法刑事訴訟史のなかでカルプツォフと並び称されるほどの影響力を持つ刑事法学者であるからである¹⁵⁴。またカルプツォフを含めた多くの法学者を引用し、体系的に刑事訴訟手続を論じているこの著作を対象とすることによって、シュルトハイスやカルプツォフ以降の刑事法学の「主流」を理解しうると考えられるからである。これらの著作は必ずしも魔女のみを対象としているわけではないが、魔女術犯罪と他の犯罪、そして例外犯罪論の関係を考察するにはとりわけ有益である。

以上のような様々な関連する著作における記述とシュルトハイスの手続や理論とを比較検討し、迫害を遂行する側の学識法曹がどのように考えて魔女裁判を指揮していたのか、そして当時の批判についてどのように考えていたのか、といったことを次章以降で明らかにしていきたい。

2000. カルプツォフ自身については以下を参照。Günter Jerouschek, Art. Carpzov, Benedikt(1595-1666), in: HRG, 2. Aufl., 2008, S. 819-821; Jerouschek, Schild, Gropp(Hrsg.), Benedict Carpzov, 2000. カルプツォフと魔女迫害との関係については以下を参照。Trusen, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgungen, 1990; Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung, 1995; 上口「ベネディクト・カルプツォフ」2008年; 宮本「刑事司法の原風景(2・完)」『関東学院法学』第18巻第2号、2008年。

¹⁵³ 利用したテキストはBrunnemann, Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu, 1648. なお、邦語訳が存在する。上口『近世ドイツの刑事訴訟』、2012年。ブルネマン自身については以下を参照。Heiner Lück, Art. Brunnemann, Johann(1608-1672), in: HRG, 2. Aufl., 2008, S. 690-692.

¹⁵⁴ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、i頁。

第2章 例外犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女＝例外犯罪？

(1) 例外犯罪であること

「例外犯罪(*crimes exceptés*)とは、毒殺、魔術、大逆、謀殺である」¹。「魔術ないし魔女術の犯罪は……非正規の、例外の犯罪(*crimen extraordinarium & exceptum*)である」²。これらはそれぞれ、近世悪魔学の権威であったボダンとデルリオの著作に見られる記述である。近世において、少なくとも一部の人々は魔女術罪を「例外犯罪(*crimen exceptum*)」なるものであると見なしていた。

「例外犯罪」とは、さしあたり「通常の犯罪(類型)とは異なる特別な取り扱いをされた犯罪(類型)」あるいは「特別な取り扱いをしようと見なされた犯罪(類型)」であると定義する事が出来る。魔女術の罪がしばしば「特別な」犯罪として見なされていたということは、時代を通じて多くの人に知られているところである。ラーナーに拠れば、20世紀の学者たちは合理主義的観点から、魔女術の犯罪が「不可能なものであり、我々がもはやそれを犯罪とは見なさないという意味において特殊なものである故に、特異な」犯罪であるとみなした³。このような不可能性から魔女術を「空想犯罪」とするような見方は既に18世紀後半から、すなわちヨーロッパの多くの国々で魔術に関する法律が廃止されるようになった頃から見受けられる⁴。現代の我々にとっても、魔女術によって人や家畜に害が加えられ、魔女と見なされた人物を拷問し処刑せねばならないというのは、きわめて非合理で「特異な」状況のように思えるだろう⁵。

しかし、近世においてはしばしばこのような観点とは異なる意味において、魔女術は「特別な」犯罪と見なされていた。つまり、魔女術の犯罪は、通常の犯罪群とは異なるものであり、しばしば刑罰の原則や刑事裁判手続が通常の手続に拘束されない、と考えられていたのである⁶。冒頭に引用した2人の悪魔学者もこのようなことを念頭に置いて魔女術罪を例外犯罪へと分類した。彼らは魔女術罪に通常の犯罪とは異なる取り扱いを求めたのである。

しかしながら、魔女術の犯罪は近世において一般的に例外犯罪であった、と単純に論じられてはいけない。後述するように、近年のいくつかの研究はこの前提とされてきた通説に疑問を投げかけている。そこでまずは、魔女迫害の時代に魔女術罪が例外犯罪として見

¹ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 2, p. 178v., „que és crimes exceptés comme est le poison & la Sorcellerie, le crime de lese maiesté, & d'assassinat.“

² Delrio, *Disquisitionum Magicarum*, 1599/1600, L. 5, §. 1, p. 366, „sortilegii siue maleficij crimen [...] esse tamen crimen extraordinarium & exceptum“.

³ Larner, *Crimen Exceptum?*, 1980, p. 58.

⁴ Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004, pp. 193-195.

⁵ このような疑問から近代歴史学における初期の魔女研究は出発した。すなわち、魔術を使ったという理由で魔女が厳しく法的に追求され、処罰されるという状況は、「西欧文明の進歩からの恐るべき逸脱」と捉えられたのである。このような考え方は「魔女狂気(*witch-madness*)」や「魔女熱狂(*witch-craze*)」といった言い回しに顕著に表れている。スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、2-4、59-60頁。

⁶ Larner, *Crimen Exceptum?*, 1980, pp. 55-56.

なされていたことについて、従来の研究がどのように述べているか、いくつか重要な研究を取り挙げてみたい。

魔女術が例外犯罪であったということは、魔女研究の最初期から述べられている。ハンゼンは1572年以降のドイツ各地での刑事裁判に関する法令を『カロリナ』と比較しながら、前者には後者に比べ、より明確に魔女の罪の宗教的解釈が現れていると述べている。そして、それと共にローマ法学の継受によって、この犯罪に「例外犯罪の理論(die Theorie vom crimen exceptum)」が適用されたと論じる。ハンゼンは、魔術が異端と見なされたため、異端と同様略式化された糺問が魔女にも用いられ、また糺問によって魔女の特異性と処刑の必要性が喧伝されてきたとしている。ハンゼンによれば、ドイツにおいては1468年には既に魔女犯罪が例外犯罪として扱われているという。この際にハンゼンは「共犯者による供述に基づいた拷問」について言及している⁷。ハンゼンはこの文言の直接的な出典を明記してはいないが、彼の研究は無数の聖俗の法令、勅令、勅書と並んで異端審問官のニコラス・エイメリクス『異端審問実務』(1376年)などをはじめとする中世の異端審問官の著作を史料として用いており、これらの内のいずれかから彼は例外犯罪の言葉を引き出してきたと考えられる。ともあれ、魔女というテーマを正統な歴史研究の対象にまで引き上げたハンゼンの影響力は計り知れない。これ以降、魔女＝例外犯罪という認識は、以下に示すようなとりわけ著名な悪魔学論文、そしていくつかの実際の事件における取り扱いから裏付けを得て、通説となっていった。

この通説はきわめて長い間受け容れられており、また別の視点からも補強された。戦後ドイツにおける魔女研究の大家であるバシュヴィッツは、『カロリナ』に規定された手続を正当な手続であるとし、これに対して魔女裁判官がかなり恣意的な裁判を行ったという立場に立っている⁸。1963年に刊行された著作においてバシュヴィッツは、『カロリナ』について「証拠調査に関してある一定の基準を持っており、その基準に従ってさえいけば、たいていの魔女裁判は不可能になってしまう」と述べた上で、魔女の迫害者たちがこれを無視したとしている⁹。また彼は、シュペーによる魔女裁判への批判の書『刑事的警告』を引き合いに出して、魔女裁判における無法を論じている。この中で彼が具体的に法に違反すると述べているのは拷問についてである¹⁰。ここでは拷問の過酷さ、自白しようがしまいが有罪にされるということ、拷問による仲間に対する密告、自己弁護の機会さえないことなどが、述べられている。バシュヴィッツは他にも魔女裁判の記録をいくつか参照しているが、これらと『カロリナ』、そしてシュペーやタナーといった批判者とを対照させることにより、魔女裁判において通常の手続的保障が無視されたと論じている¹¹。

⁷ Hansen, *Zauberwahn*, 1900, S. 524-525.

⁸ バシュヴィッツ『魔女と魔女裁判』1970年、280-281頁。

⁹ 同上、281頁。

¹⁰ 同上、311頁。

¹¹ なお、バシュヴィッツは本稿の主史料の著者であるシュルトハイスについても言及している。しかしながら、内容は『詳細なる手引き』の一部抜粋であり、批判者の批判との関係、拷問について、コミサールと裁判官達の関係等について触れられている程度である。同上、330-333頁。

冒頭に挙げた 1980 年のラーナーの論文は、魔女術罪を例外犯罪と見なすことで、魔女迫害を法的なコンテクストから乖離させてしまう事を危惧しており、直接的に例外犯罪について論じているわけではない。しかしその論稿の冒頭部分で彼女は「この例外犯罪(crimen exceptum)なる概念は、わかりきったことであるが、ジャン・ボダンの『魔女の悪魔狂』(バーゼル、1579 年)によって重要性を付与された」と述べている¹²。ラーナーが指摘したように、例外犯罪の概念に関してボダンからの影響は大きく、研究者は魔女術が例外犯罪と見なされたという事を述べる際に、往々にしてボダンの著書を挙げている。例えば、1995 年に刊行された B. リヴァックの研究は、魔女術が「例外犯罪、つまり並外れて重い違反」と見なされたと論じている。リヴァックはこの際にボダンの『悪魔狂』(1586 年版)第 4 巻第 5 章を引き合いに出しながら、「その訴追の際には、例えば証人の信頼性の検討といった手続上の多くの指示が無視された」と述べている¹³。確かに『悪魔狂』(1580 年)第 4 巻第 2 章においてボダンは、「魔女術の犯罪は他のものと同じように扱われてはならない。まったく異なる、例外的なやり方をそこにおいて用いるべきである」と述べている¹⁴。ボダンはこのような認識の下、同巻第 5 章を中心として通常の刑事裁判の手続とは異なる魔女裁判における手続について論じているのである。

他方で、ラーナーはもうひとつ文献を、つまり H. C. E. ミデルフォートの『西南ドイツにおける魔女狩り』(1972 年)を挙げている。この著作においてミデルフォートは、シュヴェービッシュ・グミュントの法律顧問であったレオンハルト・カーガー博士が、1613 年に同市の魔女裁判のためにしたためた自身の見解をもとに、1614 年に執筆した『同訴訟事件に対する法的回答』の内容を紹介している。ミデルフォートに拠れば、ここでカーガーは魔女術を例外犯罪(crimen exceptum)であるとし、通常の法的制限にはとらわれない、と論じているとされる¹⁵。このような実務的な記録が、魔女=例外犯罪という通説に実務からの裏付けを与えている。

近年の魔女研究を牽引しているベーリンガーもまた、魔女術罪が例外として扱われたことを認めている。1990 年に出された論文の中で彼は「魔女犯罪は多くの同時代人によって例外犯罪(Ausnahmeverbrechen)と見なされた」と述べているが、彼はこの際に前述のラーナーの論文を挙げている¹⁶。さらに彼は 2004 年に刊行された魔女研究に関する最新の概説書とも言える大著『魔女と魔女狩り』において、例外犯罪論に関する記述をボダンではなくピンスフェルトからはじめている¹⁷。ベーリンガーに拠れば、ピンスフェルトは被告人の防御の権利を否定し、拷問の際限のない繰り返しを容認しているとされる。ベーリンガーはこれをして、「ピンスフェルトは、例外的な取り扱いを求め、魔女術は例外犯罪(an extraordinary crime)であると主張している。これは実際には、帝国法の予防策は無視されるべきであり、正規の法的手続は非正規のそれ、すなわち例外手

¹² Larner, *Crimen Exceptum?*, 1980, p. 49.

¹³ Levack, *Hexenjagd*, 2003, S. 85, Anm. 25.

¹⁴ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 2, p. 180r., “Mais il faut bien prendre garde que le crime de Sorcellerie ne doit pas ester traicté en la sorte des autres: ains il faut suyure vne voye tout autre & extraordinaire, pour les raisons que l’ay deduites”.

¹⁵ Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany*, 1972, pp. 112-120, 特に p. 118.

¹⁶ Behringer, *Mörder, Diebe, Ehebrecher*, 1990, S. 98.

¹⁷ Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004, pp. 93-97, 特に p. 93.

続(the processus extraordinarius)に替えられるべきだ、という意味であった」と述べている¹⁸。さらに彼は、ネーデルラントの神学者でありイエズス会士であったデルリオがこの理論を発展させたと述べている¹⁹。

さらに、「例外犯罪」という言葉を用いなくても、いくつかの著名な魔女裁判についての史料が、実際に魔女裁判において一般的な手続的保障が無視されたということを示している。特に従来の研究において着目されたのは拷問であった。リヴァックは当時も今も、魔女術の事件における法的手続についての文献の主たる関心が、拷問の利用にあると述べている²⁰。魔女裁判にきわめて影響力のあったとされる悪魔学書である『鉄槌』に、魔女に対する拷問の生々しい描写があったことがこの関心を助長したかもしれない²¹。またこの拷問における逸脱は、いくつかの著名な事件の記録によって裏付けられている。例えば、1628年のバンベルク市長ヨハネス・ユニウスの事件がある。ユニウスについては彼が獄中から娘に宛てた手紙が残っており、魔女裁判における実態、とりわけ拷問の恐怖を伝える史料とされている²²。拷問に関するもうひとつの有名な魔女裁判の事例は、トリーア選帝侯領で1589年に魔法使いとして処刑されたディートリヒ・フラーデ博士の事件である。1587年に捕らわれたある少年がサバトの長としてフラーデの名を挙げ、これに基づいてフラーデは逮捕され、自白するまで激しい拷問を受けた²³。このような悪魔学書や裁判に関する史料は、過酷な拷問を魔女裁判の特徴として印象づけるに十分なものであった。

この拷問と魔女裁判との結びつきを、さらに魔女裁判の批判者の主張が強く印象づけた可能性がある。魔女裁判を批判する側の著作で従来の研究において大きな影響を持ったのはシュペーの『刑事的警告』であるが、シュペーの魔女裁判への批判は手続に関する批判であり、主として拷問に向けられていた²⁴。前述のバッシュビッツはシュペーを通して当時の魔女裁判を論じている²⁵。また、トマジウスをはじめとする後世の法学者たちは魔女裁判を批判する際に、拷問の非人道性を強く批判した。彼らの批判は実際には「密告」や「魔女の印」の問題にも及んでいたのであるが、一般的には魔女裁判と拷問のイメージがこれらの批判によっても強固に結びつけられたと見てよいだろう。

法制史の研究も、魔女裁判における例外的取り扱いを、しばしば拷問の利用という文脈で捉えていたようである。そこで最も重視されたのは、拷問の条件、回数、程度、限界で

¹⁸ *ibid.*, p. 95.

¹⁹ *ibid.*, pp. 100-104, 特にp. 104.

²⁰ Levack(Ed.), *The Witchcraft Sourcebook*, 2004, p. 117.

²¹ 例えば今日でも、通常犯罪とは異なる特殊な罪として魔女が説明され、そして『魔女への鉄槌』の記述から、魔女が「拷問を用いても抹殺すべき対象」であったとし、魔女の特異性と拷問が結びつけられて記述されている場合がある。例えば、浜本『拷問と処刑の西洋史』2007年、112-117頁。

²² Levack(Ed.), *The Witchcraft Sourcebook*, 2004, p. 198-202; Merzbacher, *Die Hexenprozesse*, 1957, S. 117; メルツバッハー「バンベルク司教領における魔女裁判」1984年、261-288頁。

²³ Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004, pp. 96-97.

²⁴ Jerouschek, *Friedrich von Spee als Justizkritiker*, 1996; Sellert, *Friedrich Spee von Langenfeld*, 1987; ゼレルト「ランゲンフェルトのフリードリヒ・シュペー」1992年。

²⁵ バッシュビッツ『魔女と魔女裁判』1970年、304-350頁。

あった。例えば、法制史家であるメルツバッハーは『フランケンにおける魔女裁判』(1957年)において「魔女術は例外犯罪(*crimen exceptum*)だった」と明言しているが、それは拷問について論じている文脈においてであり、「その〔例外犯罪の〕際、拷問は通常の程度を越えることができた」と述べている²⁶。同じく法制史家であるシュミットは、「人々が『最重罪においては罪の大きさ故に諸条を越えることができる』と考えていたため、しばしば恣意的に拷問のやり方が変えられ、基準が緩められた」と述べ、拷問と例外犯罪とを結びつけていた²⁷。

以上見てきたように、従来の研究はハンゼン以来、異端審問官や悪魔学者達の著作、とりわけボダンやビンスフェルトの著作を主たる根拠として、魔女術が例外犯罪として扱われてきたことを当然の前提として論じてきたように思われる。『カロリナ』の手續が正規の手續、通常の手続だと考えられ、これといくつかの著名な事件に関する史料や記録、実務家の著作や魔女迫害批判者達の批判を対照させ、魔女裁判の「異常さ」が主張されてきたと言える。それらの研究によって主張される魔女術罪の例外犯罪性は、拷問の利用を中心として、共犯者の供述の利用、証拠調べの適当さ、防御の機会の剥奪といった手續の面に集中している。ところが、魔女研究においては後述するようなローレンツやツァゴラ、ザウターの研究が現れるまで、例外犯罪を主要なテーマとして取り挙げた研究はほとんど見当たらなかった。その上例外犯罪のどのような部分が「例外」だったのかについては、研究者によって重視する点が様々であった。さらに従来の研究においては、刑事法学者の著作が取り上げられることは少なく、刑事法学者と悪魔学者の見解の丁寧な比較検討が行われることもなかった。つまり例外犯罪論について、体系的な把握と詳細な比較分析が不足していたと言える。

後者に関連して、1980年代の地域史的モノグラフの蓄積と1990年代の歴史的犯罪研究に刺激された魔女裁判と例外犯罪についての研究が、従来の研究とは反対の方向に大きな進展を見せている。近年の実務に関するいくつかの研究は、魔女裁判は例外犯罪的に扱われるべきであるという認識が、魔女裁判が苛烈であった17世紀においても、必ずしも法学上の共通見解ではなかったことを証明している。序論で述べたように、ローレンツはロストック大学とグライフスヴァルト大学の法学部による鑑定意見を分析し、両者が魔女裁判において「例外的な」手續を用いることに否定的であったことを明らかにしている²⁸。また彼によれば、ロストック大学の法学教授であったゲーデルマンやエルンスト・コットマンといった法学者たちは、魔女裁判において『カロリナ』に定められたやり方に従うように求めた²⁹。ロストック大学やテュービンゲン大学などのいくつかの大学の法学部がしばしば鑑定意見において例外犯罪的な扱いをすることに難色を示したということは、とりわけ拷問についての彼らの見解を分析したツァゴラとザウターの最新の研究によっても確認

²⁶ Merzbacher, *Die Hexenprozesse in Franken*, 1957, S. 112. □ は筆者。

²⁷ Schmidt, *Einführung*, 1965, S. 209-211, 引用はS. 210. シュミットはこれについて明確な論拠を示していない。

²⁸ Lorenz, *Aktenversendung und Hexenprozeß*, 1983, S. 378-380.

²⁹ Lorenz, *Erich Mauritius*(†1691 in Wetzlar), 2001, S. 11.

されている³⁰。ツァゴラとザウターは魔女裁判が他の刑事裁判と同等か、それ以上に慎重な扱いを受けていたという結論に至っている。他方で、彼らは例外犯罪の理論が魔女にのみ妥当したものではないということも主張している³¹。これらの研究は、従来の研究と比べて、拷問それ自体ではなく拷問の前提条件となる罪体や徴表に関する法学者たちの見解に焦点が合わせられているのであるが、従来のような魔女＝例外という認識を大きく揺るがすものとなっている。

とはいえ、魔女裁判が例外犯罪として扱われていたという従来の通説がこれらの研究の成果によって完全に覆されるわけではない。というのも序論で既に触れた通り、ロストック大学、グライフスヴァルト大学、テュービンゲン大学が存在し、影響を及ぼし得た地域は魔女裁判が比較的少なかった地域であり、魔女裁判が苛烈であった地域における魔女術罪の扱いはそれとは異なる様相を呈したと考えられるからである³²。これらの研究成果によって、確かに「魔女術罪は例外犯罪と認識され、また実際にそのように扱われた」という前提は実務において完全に妥当するものではないことが明らかになったが、同時に以前に増して個別の実務的判断や法学者の見解を丁寧に把握する必要性が生じていると言える。実際に、ローレンツやツァゴラ、ザウター以前の研究でも論じられてきたように、いくつもの事件においては明白に魔女術罪の際に通常の規定からの逸脱が行われており、それが例外犯罪論によって正当化されてきた。このような実務における判断の分裂の背景には、刑事法学における例外犯罪論の多様さ・曖昧さがあつたのではないだろうか。このように考えると、そもそも例外犯罪論についての近世の議論を検討してみる必要があることが分かる。

ところが、魔女術の犯罪を例外犯罪であると認める知識人、とりわけそのような学識法曹たちの見解については、魔女裁判に反対する立場を採る者達に比べて研究が進んでいない。16、17世紀には魔女裁判に関する論文が神学・法学を問わず大量に出版された。この中には、先述のボダンのように、魔女犯罪を例外犯罪であると規定して、例外的取り扱いを主張したとされる論文もあれば、シュペーのようにそのような扱いに反対したとされるものもあつた。このことを考えると、魔女迫害の時代にあつて魔女術の例外犯罪性を論じている知識人、とりわけ学識法曹がどれほどおり、彼らはどのような根拠で例外犯罪論を認め、あるいは拒絶しているのか、どのような点で通常的手続的保障が緩められると論じているのか、という疑問が出てくるが、これはまだ体系的に明らかにされてはいない。

ところで、魔女術罪の例外犯罪性についての法学的議論については、近年の魔女術に限られない例外犯罪全般についての法制史的研究において論じられている。例外犯罪についての研究は、E. ピーターズに拠れば、法制史の分野で長い間無視されてきたのであるが³³、このような近年の例外犯罪についての研究として、法制史家であるコッホやマイホルトによって研究がなされている。マイホルトは、例外犯罪における例外的取り扱いについて、魔女術罪が例外犯罪とみなされたとしても、そのことは魔女術罪の訴追において近世普通

³⁰ Zagolla, *Folter und Hexenprozess*, 2007, S. 165-180; Sauter, *Hexenprozess und Folter*, 2010, S. 69-73.

³¹ Sauter, *Hexenprozess und Folter*, 2010, S. 71-72.

³² 小林「魔女研究の新動向」2015年、116-117頁。

³³ Peters, 'Crimen exceptum', 1996, pp. 137-138.

法上の諸原則の全てが無視されたということの意味しないと論じる。マイホルトの研究によれば、例外犯罪論は手続上の諸原則のみならず、財産没収や「他人の責任を理由とした刑罰」など、刑罰に関しても影響を持った。しかしマイホルトもコッホも、「手続規定の『中核領域』は、いずれにせよ法律(*de jure*)及び通説によれば、最も悪質で秘密性の高い犯罪の場合にも侵されていない」と見なしている³⁴。マイホルトの研究に拠れば、例外犯罪論が刑罰から手続に至る刑事司法の幅広い領域で影響を持ちながら、しかしそれでも「中核領域」は守られていた。マイホルトは例外犯罪論を論じる際に、ボダンやデルリオ、ビンスフェルト、シュペーといった従来の研究においても用いられてきた文献に加えて、カルプツォフのような学識法曹の見解を検討している。このような一部の法学者の魔女裁判や例外犯罪に関する見解は以前からしばしば研究の対象となってきたが、これらの近年の研究を見るに、ますます近世の学識法曹たちの主張を把握する必要性は高まっている。

マイホルトの研究などを見ると、近世においてなにか定まった例外犯罪論があったかのようにも受け取れる。しかしながら、近世においては何かしっかりと規定された例外犯罪論があったのではなく、後に確認されるように、例外犯罪の理論によって刑法上のどの原則が無視されるのかという点、すなわち例外犯罪という主張の法的効果については、近世においてそれぞれの論者によって意見が分かれるところであった。そしてマイホルトやコッホが「中核領域」と述べているものも、あるいは論者によっては無視しうる制限のひとつだった可能性がある。前述のように近世の例外犯罪論を理解するためには、より多様な悪魔学者や学識法曹たちの議論を取り挙げ、比較・検討する必要があるだろう。

以上述べた点を要約すると次のようになる。従来の魔女研究においては魔女術罪が例外犯罪であるということは通説として受け容れられてきたが、例外犯罪であることがどのような法的効果をもたらすのかという事については研究者それぞれで重点の置き所が異なってきた。またその際の根拠として挙げられたのは悪魔学者や批判者、裁判記録などであるが、全体として刑事法学者に関する検討は十分とは言えず、それらの間の比較も不足している。近年の実務記録に関する研究は、通説であった「魔女術罪＝例外犯罪」というイメージを揺さぶるものであったが、魔女迫害が苛烈であった地域における考察を欠く。そして近年の法制史的研究の動向を見るに、魔女術罪における例外性を論じる上では刑事法学者達の著作をおさえておく必要がある。そしてこの例外犯罪論というものを体系的に把握するためには、多様な学識者たちの見解の詳細な比較検討が求められているのである。

とりわけ体系的な把握という目的を達成するためには、次節においてシュルトハイスの議論を手掛かりとしながらこのような近世の例外犯罪論を具体的に検討していくに先だって、分析の枠組みを提示する必要があるだろう。すなわち、どのような点に着目してそれぞれの著作やそこに含まれた例外犯罪論を検討すべきなのか、例外犯罪の法的効果をどのように把握すべきなのか、という点を明確にせねばならない。歴史上で

³⁴ Koch, *Die Grundlagen des deutschen Strafverfahrens*, 2008, S. 399-400; マイホルト「例外犯罪」2011年、136頁。引用は、マイホルト「例外犯罪」2011年、136頁。

例外犯罪に関する議論がどのような状況で現れ洗練されてきたか、そしてどのように衰退していったかについて詳らかにしていくことは、この点で示唆に富む。以下では、主としてピーターズの研究に拠りながら、例外犯罪の歴史について述べていく。

(2)例外犯罪の歴史

そもそも特定の犯罪を「例外」と分類することに関しては、帝政ローマの時代からその証拠が見られる。4世紀のキリスト教徒となったローマ皇帝たちが、罪人を牢から解放し代わりに労役に就けることを定めた一般的恩赦に、例外となる「5つの犯罪」を定めていたことを指摘している。その「5つの犯罪」とは殺人、姦淫、大逆、占星術と妖術、貨幣偽造であった³⁵。後にこの「5つの犯罪」には瀆神や近親姦といった犯罪が追加された。他方で、古代ローマの法においては手続上の例外も記録されている。例えば、大逆罪の際には、奴隷がその主人を訴えることが認められていた。また、異端者に対する証明に際しては、別の異端者による宣誓が許可されていた³⁶。このように、帝政ローマ期における例外犯罪は一方に処置・処遇の面での例外を、他方で手続上の例外を含んでいたのである。ピーターズはこの時期の例外犯罪について「社会自体の本質的な枠組み、しばしば皇帝その人を脅かすと考えられた違反」であると定義している³⁷。ピーターズに拠れば、例外犯罪の具体的な内容が定まっていなかったため、後世においてアナロジーによって例外犯罪に分類される犯罪群が増えていくことになった。

この例外犯罪の考えはローマ帝国の崩壊と共に初期ゲルマン諸王国の法の中に受け継がれた。ただし、ここには教会の影響が強く現れている。例えば、『レクス・ロマーナ・クリエンシス』においては、主人の瀆神や異教的慣習の継続を非難する際に、奴隷がその主人を訴えることができると規定している³⁸。中世初期においては、例外犯罪であると主張することにより、相手に対して例外的な取り扱いを求める事がしばしばなされた。1020年にシャルトル司教フルベールの教会にてある聖職者が亡くなった時、サンリスの司教ラルフが彼または彼の兄弟にその聖職者の職位を与えるよう要請した。フルベールがこれを拒み、エウラルドゥスという別の聖職者に与えたところ、これに怒ったラルフの手下たちがエウラルドゥスを闇討ちするという事件が起こった。フルベールはこの事件を「恐ろしい流聖」とし、神と諸聖人に対する残酷で不敬虔な行いだと述べ、当時の教会が贖罪と和解を勧めていたにも拘わらず、和解を拒否して公の裁判と有罪宣告を要求した³⁹。このように、例外犯罪であった異端の罪を主張することによって、通常の手続や取り扱いとは異なる扱いを求める事ができた。これは14世紀初めにおける政治的な例外犯罪の訴えに繋がっていく。

11、12世紀の教会改革の中で、例外犯罪の概念も大きな影響を受けたとピーターズは述べる⁴⁰。教会改革の主眼は聖職者たちの不道德を正すことにあった。ここにおいて、当時

³⁵ Peters, 'Crimen exceptum', 1996, p. 144.

³⁶ *ibid.*, p. 147.

³⁷ *ibid.*, p. 146.

³⁸ *ibid.*, p. 152.

³⁹ Behrends(Ed.), *The Letters and Poem of Fulbert of Chartres*, 1979, pp. 52-57.

⁴⁰ Peters, 'Crimen exceptum', 1996, p. 192.

問題となっていたシモニアとニコライティズムが、既に例外犯罪であった違反とのアナロジーによって、新たに例外犯罪へとカテゴライズされた。1059年にはニコラウス二世によってニコライティズムが異端と宣言された。12世紀のカノン法学者ルフィヌスは同じように大逆とシモニアを同一視した。ピーターズに拠れば、このような聖職者による大きな違反は議論の対象となり、例外犯罪の概念のみならず、教会法における刑法システム全体の発展をも促した⁴¹。この時期に例外犯罪に該当する犯罪群は主に異端とのアナロジーによって増し加えられ、大逆、シモニア、ニコライティズム、殺人、高利貸し、私通、姦淫、瀆神、貨幣偽造、教会への不服従などが例外犯罪とされた。この具体的な犯罪群は『グレゴリウス九世教皇令集』におさめられることになった⁴²。ここでもわかるように、例外犯罪とされる具体的な犯罪類型は、すでに例外とされていた犯罪とのアナロジーによって可變的であった。

12世紀には、しばしば世俗の統治者が、本来上級裁判権に属するいくつかの事案を、専決事項として自らの裁判権に係属させるという事態が生じた。このことは、12世紀のいくつかの証書やバルセロナ慣習法からも理解できる⁴³。また、ピーターズは、例外犯罪における公益の主張と、伝統的な裁判権への新たな裁判権の介入との関係を指摘している。彼に拠れば、1321年にアラゴン王ハイメ二世は、ハンセン病患者が井戸に毒を投げ入れたという訴えに接して、本来彼が持っていないはずのマルトレル市に対する裁判権を主張したという⁴⁴。この際には、この犯罪がもしそれを処罰しないままにするならば、神の怒りが共同体全体に降りかかるような「重い罪」「例外的な罪」であるという理論が主張された⁴⁵。このように、例外犯罪の主張は刑罰や手続だけでなく、裁判権における例外的取り扱いを要求する際にも用いられた。

近世以降の例外犯罪の歴史についてピーターズは僅かにしか言及しておらず、本稿次節でも取り扱う内容であるため、ここでは詳述はしない。近世における例外犯罪の筆頭は恐らく魔女術の犯罪であろうとピーターズは述べる。実際に魔女術は悪魔学者たちや法学者たちによって「例外犯罪(Crimen exceptum)」あるいは「最重罪(delictum atrocissimum)」等と表現・定義された。魔女術の犯罪は通常の犯罪とは異なる犯罪、より重大な犯罪であるという認識が広く存在していたのである。この認識に基づいて、魔女術の犯罪の際には種々の特別な扱いが主張された。従来の研究においては、魔女術に対する例外犯罪の主張はクラマーの『鉄槌』においてなされたが、理論付けはボダンによってなされたと考えられている⁴⁶。そしてこの主張はビンスフェルトの『魔女と魔術師の自白について』や、デルリオ『魔術の探求』などの著作において強く提唱された。しかしながら、既に述べたように彼らを含めた魔女迫害の推進者たちが、魔女術が例外犯罪であることを主張することでどのような例外的取り扱いを要求したのかについては、共通する部分もあるが、相違する点も多く存在する。また、例外犯罪は魔女術罪のみを意味したわけではなく、刑事法学者

⁴¹ *ibid.*, p. 172.

⁴² *ibid.*, p. 184.

⁴³ *ibid.*, p. 178.

⁴⁴ *ibid.*, p. 190.

⁴⁵ *ibid.*, p. 191.

⁴⁶ Lorenz, *Aktenversendung und Hexenprozeß*, 1983, S. 379; Zagolla, *Folter und Hexenprozess*, 2007, S. 171; Sauter, *Hexenprozess und Folter*, 2010, S. 70.

達の中ではあくまでも魔女術罪は例外犯罪の一部でしかなかったという点は留意せねばならない。このような例外犯罪の理論は18世紀に至るまで支配的であった⁴⁷。

もちろん、この例外的扱いについては近世の時点から批判が存在した。最も著名な批判者はシュペーであるが、実は後述するようにシュペー自身も例外犯罪の存在自体を完全に否定しているわけではなかった。彼は魔女術における手続上の例外的扱いを否定したのである。シュペーは魔女術の犯罪のような秘密裡に行われる犯罪については、より強い徴表をもって解明すべきだと論じている⁴⁸。このように例外犯罪への批判は主としてデュー・プロセスの要求という形をとった。このシュペーの主張は18世紀になると広く受け容れられた。シュペーと同様に、例外犯罪論への批判の多くは手続面に集中した。チャーザレ・ベッカリーアは『犯罪と刑罰』(1764年)において、魔女術罪はおろか、手続上のどんな例外的取り扱いについても批判的な立場を採っている⁴⁹。また法令においてもこのような慎重な態度が採用された。例えばバイエルン刑事法典(1751年)は、まさにシュペーを引用しながら、実体法の第7条において魔女術を例外犯罪として扱うことを戒め、逆により慎重に扱うように明記しているのである⁵⁰。このようにして、近代になるにつれて例外犯罪の理論は衰退していったのである⁵¹。

(3) 例外犯罪論の分析にあたって

以上のような例外犯罪の歴史からは、例外犯罪を論じる際のいくつかの論点が浮かび上がってくる。例外犯罪論を分析するにあたっては、議論をより明瞭に把握し、また他の学識法曹と比較・検討する際の基準のために、次のような枠組みを設けたい。

- A. 例外犯罪の性質・具体的な犯罪群
- B. 例外犯罪論の法的効果
 - a. 刑罰・処置に関する例外
 - b. 手続に関する例外
 - c. 裁判権に関する例外

⁴⁷ Koch, *Denunciatio*, 2006, S. 104; マイホルト「例外犯罪」2011年、137頁。

⁴⁸ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 37, p. 281, „An vniuersim probationes quae in vulgaribus criminibus non sufficerent, sufficiant in Exemptis & occultis difficilis probationis? RESPONDEO, Quod non.“

⁴⁹ ベッカリーア『犯罪と刑罰』2011年、224頁；マイホルト「例外犯罪」2011年、139頁。

⁵⁰ 高橋「近代刑法形成期における『魔女裁判』」1997年、155-156頁。

⁵¹ 近年のテロリズムや薬物犯罪、組織的経済犯罪、性犯罪等に対する予防刑法的な考え方に、近世の例外犯罪論と同一の発想を見る研究者もいる。本稿ではこの問題に直接触れることはないが、「敵味方刑法」(G. ヤコブス)や昨今の我が国における「共謀罪」を巡る議論を見ると、近世ヨーロッパの例外犯罪論を研究することの今日的な意義は否応に高まっていると考えられる。Dillinger, *Terrorists and Witches*, 2004; Koch, *Wider ein Feindstrafrecht*, 2012; マイホルト「例外犯罪」2011年；松宮「『敵味方刑法』(Feindstrafrecht)という概念について」2007年。

A. 例外犯罪の性質・具体的な犯罪群とは、例外犯罪とは何か、という根本的な問題である。すなわち、魔女術罪が例外犯罪であるのか否か、例外犯罪であるとすれば、それは何故か。他にどのような犯罪が例外犯罪と見なされるのか、という議論を扱う。古代ローマにおける例外犯罪が、後世アナロジーによって追加されたことを考えると、まずはそれぞれの論者においてこのことを把握する必要があると言える。

そのような議論を確認した上で、B. 例外犯罪論の法的効果について確認したい。この法的効果は、従来の研究成果に鑑みて、3つに大別できるだろう。すなわち、a. 刑罰・処置に関する例外、b. 手続に関する例外、c. 裁判権に関する例外である。a. 刑罰・処置に関する例外とは、具体的には財産没収を取り扱う。古代ローマにおける最初期の例外犯罪は手続と共に取り扱いにおける例外を含んでいた。マイホルトもまた、例外的取り扱いには実体法上のいくつかの原則が含まれたと論じている⁵²。

b. 手続に関する例外については、証人適格のない証人の許容や、拷問の条件・限界などに関する証明手続上の例外、徴表の開示や弁護人の雇用に関する防御の機会に関する例外といった下位区分が考えられる。近世・近代における例外犯罪論への批判が主として手続の面に向けられたこと、研究者の多くもまた手続上の例外取り扱いに着目していることから、この点が例外犯罪論を論じる上での最も重要な論点になる。

c. 裁判権に関する例外としては、本来係属していないはずの犯罪や人物についての裁判権の主張が想定できる。これについては多くの研究者が等閑視している点であるが、ピーターズの研究においてはしばしば本来持ち得ないはずの裁判権を、例外犯罪である事を理由として主張している事例が紹介されている。裁判権についても、例外犯罪論における法的効果を論じる上で検討すべき論点であると言えよう。

次節においてはこのような枠組みを用いて、シュルトハイスが魔女術罪についてどのような手続を主張しているかを取り上げ、それを他の著作と比較検討する。このような作業を通じて、シュルトハイスの例外犯罪論が近世刑事法学および魔女術罪についての議論の中でどのような位置にあるのかを評価すると共に、魔女裁判の手続における例外犯罪論の役割を考察することで、魔女裁判の理論的な背景について論じたい。

第2節 魔女術の例外犯罪性

(1) 例外犯罪の性質・具体的な犯罪群について

まずはじめに、魔女術の犯罪が例外犯罪であるか否かについての議論を確認すべきだろう。前節でまとめたように従来の研究においては、魔女術の犯罪が例外犯罪(特別な犯罪)であることはほぼ無批判に受け容れられており、その際に提示された論拠の中で主要なもののはボダンの『悪魔狂』であった⁵³。前述の通り、ボダンも著書の第4巻第2章において、魔女術の犯罪が他のものと異なると記している⁵⁴。ここでボダンは魔女術の犯罪における証人について議論している。ボダンはヴェネツィアやローマの事例を挙げながら、いかに

⁵² マイホルト「例外犯罪」2011年、136頁。

⁵³ これらを論拠としているものには、例えば以下の研究がある。Larner, *Crimen Exceptum?*, pp. 49-75, 特にp. 49; Levack, *Hexenjagd*, 2003, S. 85; Behringer, *Mörder, Diebe, Ehebrecher*, 1990, S. 98.

⁵⁴ 本章第1節(1)の註1を参照。

女性や共犯者が魔女裁判において証人になりうるかを論じた後、明確に魔女を含めて、毒殺、大逆、謀殺を「例外的な犯罪」と呼んでいる⁵⁵。ボダンも欄外註においてローマ法源⁵⁶を提示することで、自身の主張の論拠を示している⁵⁷。ボダンは魔女術罪を例外犯罪とする理由として、魔女術罪が「あらゆる犯罪を含む」ほど重大であり、「立派な人々によって明かされ得ないほど秘密裏になされる犯罪」であることを挙げている⁵⁸。また、ボダンは魔女術を他の犯罪と比較したり同一視したりしながら、議論を展開している。まず彼は前述の証人適格にかかわる文脈で、魔女術の犯罪を「神への大逆罪」と表現しているのであるが、これは後に論じるように魔女術の例外的取り扱いを正当化する上で重要な前提となっている⁵⁹。さらに魔女術の犯罪の重大性について、通常の間端と「真の間端」とを分け、魔女は「真の間端」であり、神の尊厳に対する犯罪者であり、火刑に処せられねばならないと論じる⁶⁰。この通常の間端と魔女との比較については、通常の間端と「真の間端」との取り扱いの差異が明記されていないものの、後に見るようなシュルトハイスの議論に通ずる点がある。加えてボダンの議論の特殊性は、彼が魔女術罪と嬰兒殺とを比較して論じている点にあるのだが、これは彼がフランスの知識人であったことに由来している。彼は1556年に公布されたアンリ二世のエディ(勅令)を引き合いに出しているが、この勅令は嬰兒殺に関して例外的な「法の推定(presomption de droit)」を認めていた。つまり、妊娠と出産が秘匿されており、子どもが洗礼を受けずに死んだとき、その女性は嬰兒殺が推

⁵⁵ 原文での「assassinat」すなわち謀殺(暗殺)は、ドイツ語版では「Plackerei oder Strassenrauberei」すなわち「虐待あるいは街道強盗」と訳されているが、ここでは原文であるフランス語の表現に従った。Bodin, *De Daemonomania*, 1581, L. 4, Cap. 2, S. 583. なお、『悪魔狂』は1580年にパリで2度出版された後、翌年にはパリでフランス語版、バーゼルでラテン語版2版、ストラスブールでドイツ版が出版されており、その後も17世紀初頭までは断続的に版を重ねている。出版地も、やがてアントウェルペンやヴェニス、フランクフルト、リヨンなど、ヨーロッパの各地に広まった。Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 11-12.

⁵⁶ ローマ法源については以下の批判版を活用し、その法文番号で示しているが、近世のものとは法文番号のずれに始まり、内容にいたるまで差異がある可能性には大いに注意が必要である。Krueger, Mommsen(Hrsg.), *Corpus Iuris Civilis*, Vol. 1, *Institutiones, Digesta*, 1954; Krüger(Hrsg.), *Corpus Iuris Civilis*, Vol. 2, *Codex Iustinianus*, 1954.

⁵⁷ ここで欄外註に挙げられたローマ法源はC. 9. 2. 17 [弾劾と告発に関する法文]、C. 9. 18 [魔術師、及び占星術師についての章]であるが、前者と彼の主張にどのような関係があるのかは不明である。

⁵⁸ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 1, p. 166v., „d'vn crime si detestable, & qui tire apres soy toutes les meschancetes qu'on peut imaginer, [...] Il fout docques en tel cas ou les crimes si execrables se font si couuertement, qu' on ne les peut descourrir par gens de bien.“

⁵⁹ *ibid.*, L. 4, Cap. 2, p. 178v., „pourquoy ne seront ils receus l'vn contre l'autre en vn crime de lese Majesté diuine, & en vne meschanceté qui emporte toutes les autres?“

⁶⁰ *ibid.*, L. 4, Cap. 5, p. 196v., „la vraye haeresie est crime de leze majesté diuine, & punissable au feu par le chapitre *vergetis, de haeret*. Si est ce qu'il faut remarquer la differéce de ce crime à l'heresie simple“. なお、魔女が最悪の間端であるという主張について、本書の英訳を試みたR. スコットは、『鉄槌』との関連性を指摘している。Bodin, Scott(trans.), *On the Demon-Mania of Witches*, 2001, p. 204, ann. 46.

定されるというのである。ボダンはこのような推定が魔女に対しても有効だと論じている⁶¹。

他にも従来の研究においては、後述のデルリオをはじめ、アンリ・ボゲ⁶²、ニコラ・レミ⁶³、ビンスフェルトといった悪魔学者が、魔女術の犯罪を「特別な犯罪」として認めているということが言及されている⁶⁴。従来の研究はボダンの記述をはじめとするこのような諸悪魔学書に従って、魔女術罪が「重大な犯罪」であり、「通常の手続では証明が困難な罪」としてという理由で例外犯罪であると述べている。

ビンスフェルトの記述は、既に例外犯罪に含まれる犯罪群の定型があったことを想起させる。ビンスフェルトは自著の中で、共犯者による供述が有効であるか否かを論じているが、彼はしばしばそういった抗弁が魔女の弁護人から主張されると述べている。その上で彼は、いくつかの例外となる犯罪があると述べ、まず「大逆罪(*das Laster belaidigter Majestät*)」を取り挙げ、続いて街道強盗、貨幣偽造、背叛、偽証、魔女、異端をローマ法源と共に列挙している⁶⁵。ビンスフェルトの議論は神学的な面が中心であり、何故これらの犯罪が例外であるかを述べていないものの、彼の議論においては実質的に手続における例外的取り扱いが認められるものとしてこれらの犯罪が言及されている。無論、ビンスフ

⁶¹ Bodin, *De la demonomanie*, L. 4, Cap. 5, p. 204v., „C'est pourquoy le Roy Henry second fist vn edict en ce Reyaume, fort salutaire, publié & enregistré le quatriesme de Mars l'an mil cinq cens cinquante six, par le quel il veut que, la femme soit reputeée auoit tué son enfant, & punie de mort, si elle à celé sa grossesse, & son enfantement: & que son enfant soit mort sans Baptesme, & qu'elle n'ayt prins tesmoignage de l'un ou de l'autre, & ne seront creues de dire que l'enfant est mort né. [...] Car non seulement les femmes perdues & desesperées faisoier mourir leur fruit, ains aussi les Sorcieres les incitoient à ce faire. C'est vne presumption de droict puis que l'edict est fait.“

⁶² アンリ・ボゲ(1550年頃-1619年)。ブルゴーニュ伯領サン・クロードの裁判官。1596年から1616年まで大判事(*grand juge*)であった。1602年に『妖術師論(*Discours execrable des sorciers*)』と題された大著を著した。ボゲについては以下を参照。菊地「近世初期の悪魔学」2009年、12頁。

⁶³ ニコラ・レミ(1530年頃-1612年)。ロレーヌ公領の魔女迫害者。ロレーヌ公に仕え、1575年から顧問官、1591年から1606年までは検事総長(*procureur général*)に就き、ロレーヌ公領での大規模な魔女迫害を行った。その経験を基に『悪魔崇拜(*Daemonolatriae*)』を書き、多くの影響を与えた。レミについては以下を参照。Elisabeth Biesel, *Art. Rémy, Nicolas*(*Dämonologie u. Procureur général de Lorraine*). (<https://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/personen/artikel/remy-nicolas/> 閲覧日2018年12月7日)

⁶⁴ Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004, pp. 107-108.

⁶⁵ Binsfeld, *Tractat von Bekantnuß der Zauberer und Hexen*, 1591, S. 32r. □は筆者。
„Seyn aber diese außgenommen/ in welchen ein Gesell von wegen deß andern zufragen ist/ als das Laster der Mörderey. *Vt in L. D. Adrianus ff. de custod. & exhibitione reorum* [D. 48. 3. 6] . & *L. Penulti. C. de ferijs* [C. 3. 12. 8] Falscher Müntz/ *L. fin. C. de fals. monet* [C. 9. 24. 3] . Verräterey/ *L. penult. & L. fin. de testib. cogendis* [C. 4. 20. 19, 20] . Das Laster der Zauberer vnnnd Vnholden *L. fin. C. de Maleficis & Mathematicis* [C. 9. 18. 9] . Vnnnd das Laster belaidigter Göttlicher Maiestät/ das ist Ketzerey. *Capit. in fidei fauorem, lobro 6. de haereticis*.“ なお、「街道強盗」については、ドイツ語版においては「Mörderey」と記されているが、原文のラテン語は「*Latrocinii*」である。Binsfeld, *Tractatus de Confessionibus Maleficorum et Sagarum*, 1589, S. 240.

エルトはその著作全体にわたって、魔女術罪が危険で重大な犯罪であるということを力説している。

またマイホルトは、例外犯罪が何故に例外犯罪であるのかは論者によって様々であり、例えばデルリオは罪の重大さにのみ着目していると述べている⁶⁶。デルリオは確かに大逆罪と異端の罪を挙げながら、「魔女術の犯罪は……非正規の、例外の犯罪である」と述べている⁶⁷。その理由としてデルリオは、「というのもそれには背教、異端、瀆神、流聖、殺人といったきわめて重大な罪が含まれるので、最も重大な、重い罪である」と述べているのである⁶⁸。このようにデルリオは魔女術の犯罪が例外犯罪である理由に、証明の困難性は含めていない、とマイホルトは論じている。しかしながら、デルリオは上記の引用箇所直後に魔女術の犯罪が夜間に犯され、しかも密かに犯される故に殺人よりも重大であると述べているため、魔女術の犯罪の「例外」性の根拠として、証明の困難性を全く考慮していないわけではない⁶⁹。

一方、例えばシュペーのような魔女裁判に反対した人々は、魔女術罪が例外犯罪であるとされることについてどのように述べているだろうか。しばしば誤解されることであるが、シュペーは例外犯罪論自体を完全に否定しているわけではない。シュペーはその著書の第4の設問に「魔女術は例外犯罪に属するか」という問を立て、これに対して是と答えている⁷⁰。シュペーは罪を2つに分けた上で次のように述べている。「法学者達が2つの種類の犯罪を定めていることに注意せよ。ひとつは一般的また普通の〔犯罪〕であり、例えば窃盗、殺人などなど。もう一方はよりおぞましく、より重大な〔犯罪〕であり、これらはより直接に共同体を害し、国家を脅かす」⁷¹。シュペーはこの「より重大で深刻な犯罪」として、大逆、異端、魔女術、背叛、偽証、貨幣偽造、街道強盗を挙げており⁷²、それぞれにローマ法源を引用している。M. ヘリヤーによれば、シュペー

⁶⁶ マイホルト「例外犯罪」2011年、134頁。

⁶⁷ Delrio, *Disquisitionum Magicarum*, 1599/1600, L. 5, §. 1, p. 366. 本章第1節(1)の註2を参照。

⁶⁸ *ibid.*, L. 5, §. 1, p. 366, „crimen enormissimum, grauiss[imum et] atrocissimum quia in eo concurrunt circumstantiae criminum enormissimorum, apostasiae, haeresis, sacrilegii, blasphemiae, homicidii“.

⁶⁹ *ibid.*, L. 5, §. 1, p. 366, „Secundo solet nocturno committi tempore, quando minus sibi homines cauere possunt. Tertio committitur clam & proditorie, siue per industria insidiosam: cuiusmodi homicidia sunt graviora“.

⁷⁰ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 4, p. 8, „An crimen hoc sit ex genere exceptorum? REspondeo, Quod sic.“

⁷¹ *ibid.*, Q. 4, p. 8f.. □ は筆者。 „Nota enim, solera Iurisconsultos duplicis generis criminal statuere, alia communia & vulgaria, vt furtum, homicidium, & similia, alia atrociora & grauiora, quae directe magis vergunt in damnū rei communis, ac mirifico quodā modo Remp. affligunt“.

⁷² *ibid.*, Q. 4, p. 9, „qualia sunt *crimen laesae maiestatis*, l. fin. C. de testibus [C. 4. 20. 20] & c. *crimen haereseos*, cap. in. fidei fauorem, l. 6. De haereticis [C. 1. 5. 6] , *crimen Sagaru[m]*, l. fin. C. de maleficis & mathematicis [C. 9. 18. 9] , *crimen prodicionis*, l. penult. fin. C. ad legem Iuliam Maiestatis [C. 9. 8. 5, 6] , *crimen coniurationis*, c. fin de testib [C. 4. 20. 20] . cog. *Crimen falsae monetae*, l. fin C. de fals. monet [C. 9. 24. 3] . *crimen latrocinij*, l. D. Adrianus, ff. de custodia & exhibit. reor [D. 48. 3. 6] . & l. penult. C. de

はこの例外犯罪のリストを、上述のビンスフェルトの著作から引用してきている⁷³。しかしながら後述するように、彼はこの例外犯罪論が刑罰にのみ妥当する理論であると主張していた。

同時代の法学者達、例えばカルプツォフやブルネマンも他の犯罪と異なって例外的に取り扱われるべき犯罪の存在を認めており、しばしばその中に魔女術罪を含めている。カルプツォフについて言えば、彼は確かに「例外犯罪(*crimen exceptum*)または(*crimina excepta*)」という呼び方もしているが、「重罪(*delicta atrociora*, もしくは *atrocia*)⁷⁴」と「最重罪(*delicta atrocissima*)」という犯罪の区分を設けている⁷⁵。カルプツォフによれば、「最重罪」の定義は「極刑 [= 単なる死刑ではない] ⁷⁶によって罰せられる」犯罪である。カルプツォフの「重罪」および「最重罪」の定義は次のようなものである。すなわち、通常諸法において死刑が法定刑となっている犯罪が「重罪」であり、「単純な死よりも」より厳しい刑が定められている犯罪、犯罪者の死刑以上の刑罰が科される犯罪(例えば子供たちにまで責任が及ぶ大逆罪など)、あるいは何らかの形で犯罪者にとって不利になるような扱いがあるのが「最重罪」である⁷⁷。具体的に最重罪としてまず挙げられたのは獣姦、放

feriis [C. 3. 12. 8], quae crimina vocari solent *Excepta*.” なお、*crimen proditionis*は「背叛」と訳したが、ドイツ語への訳本においては「[die Verbrechen] des Verrats」とされている。Friedrich von Spee, *Cautio Criminalis*, 2003, S. 5-6. 罪名の訳語については以下の文献を参照した。上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年。

⁷³ Spee, Hellyer(trans.), *Cautio Criminalis*, 2003, p. 19. ヘリヤーは何故このような結論に至ったかについて全く論じていないが、このシュペーの例外犯罪のリストは、既に述べたビンスフェルトの例外犯罪のリストと、順番は異なるものの内容は概ね一致している。

⁷⁴ カルプツォフにおいては、*delicta atrociora*と*delicta atrociora*の区別はないとされる。また、これらはしばしば*delicta gravia*や*delicta graviora*と呼ばれるが、これらも同一の扱いを受けている。よって、明確な差異が存在するのは、これら「重罪」と「最重罪*delicta atrocissima*あるい*delicta gravissima*」の間のみである。Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 102. n. 60, p. 16, „Non enim distingvi solet inter *delicta atrociora & atrociora, seu gravia & graviora, sed atrox delictum etiam atrocior dicitur, l. Praetor. 7. §. ult. ff. de injur* [D. 47. 10. 45] . *l. auxilium. 37. §. 1. vers. in delictis. ff. de minor* [D. 4. 4. 37] . “

⁷⁵ マイホルト「例外犯罪」2011年、134頁、註26。マイホルトはこの「最重罪」と「重罪」という犯罪区分について、「名称は様々であったにせよ、犯罪を効果的に訴追する目的から、特定の犯罪について、刑事手続や実体法上の諸原則との関係で通常とは異なった処理をすることが許されているということは、確固たる一般的原則として成立してい(た)」と述べている。マイホルト「例外犯罪」2011年、134頁。マイホルトは以降、カルプツォフによって「最重罪」として挙げられている大逆罪を例外犯罪の筆頭として扱いながら、カルプツォフの例外犯罪論についての議論を展開している。なお、カルプツォフは『新実務』において、他にも*delictum nefandum*という表現も用いている。Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 114. n. 34, p. 130.

⁷⁶ ブルネマンの史料を翻訳した上口裕はしばしば「*ultimum supplicium*」を「死刑」と訳しているが、ここでは文脈から「単純な死刑以上の刑罰」という意味である。

⁷⁷ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 102. n. 62, p. 16f., „*Qvod omnia delicta, pro quibus à Lege vel Statuto imponitur simpliciter poena mortis naturalis vel civilis, dicantur gravia & atrociora. Atrocissima autem sint delicta, pro quibus Lex vel Statutum imponit poenam graviolem, quàm simplicis mortis in ipso genere mortis, puta, quia vult pro talibus delictis Reos insui culeo, vel igne comburi, vel in frusta scindi, vel Rota contundi, vel trahi ad caudam eqvi. Vel quando addit alias qualitates ultra poenam mortis; ut quando*

火、魔術、貨幣偽造、異端であり、これらは「通常被告人の火(刑)によって焼き尽くされて罰せられる」犯罪である⁷⁸。また、毒殺、謀殺、街道強盗、教会窃盗は車輪刑によって、尊属殺人、嬰兒殺しは水に沈められることによって罰せられると述べられている⁷⁹。重罪は「剣、絞首、その他の刑によって単に死によって」処罰される犯罪であり、例として殺人、窃盗、瀆神、姦淫、近親姦、偽証が挙げられている⁸⁰。すなわち、カルプツォフにおいては重罪や最重罪は、刑罰の点で通常の犯罪から区別される犯罪群だといえるだろう。後述のようにカルプツォフは魔女術罪をいくつかに分類しているが、そのうちの最も重大な罪である「明示的な悪魔との契約」には火刑を定めており、上述の定義に従えばそれ故魔女術の一部は最重罪であるという事が出来る。このようにカルプツォフの「最重罪」および「重罪」の区分は刑罰に関連した類型化である。しかし、この「最重罪」や「重罪」の区分は刑罰にのみ関係しているのではなく、後述のように拷問の回数や程度に関しても用いられており、このことからカルプツォフの「最重罪」(と「重罪」)の区分は、手続においても意味を持つ区分であり、例外犯罪論の一種だと考えることができる。

カルプツォフが例外犯罪を刑罰において区別する一方で、ブルネマンは例外犯罪について述べている箇所、繰り返しファリナキウスの名を挙げながら、「もし重罪であり、証明が困難であるなら」と述べており、ブルネマンが重大性と証明困難性を例外犯罪の

extendit poenam etiam in filios; ut in crimine laesae majestatis, vel concedit aliqua specialia, adversus delinquentes. *Clar. dict. loco.*“

⁷⁸ *ibid.*, Q. 102. n. 65, p. 16, „Hinc ergo difficile haud est, poenas atque delicta atrocissima definire, nempe ea, quae peculiari quodam ac graviori genere ultimi supplicii vindicantur. Qualia sunt: *Sodomia, Incendium, Sortilegium, Falsificatio monetae, Haeresis*: quae delicta regulariter igne seu combustione Rei puniuntur. Sic & *Veneficium, Assassinium, Latrocinium, Sacrilegium, Rota, Parricidium & infanticidium*, submerisione aquae puniri solent.“ なお、*Sortilegium* には「予言」や「占い」という意味もあるが、ここでは以下の事から「魔術」と訳すのが適切であると考えられる。まずカルプツォフの同書の第 48 問は「*Sortilegium* の罪について：官吏は正しく *Sortilegus* 達と *Maleficus* 達を死の罰によって処罰するかどうか」という章題を掲げており、*Sortilegus* と *Maleficus* が併記されている。さらに第 48 問の内容を見てみると、*Maleficium* と *Sortilegium* は共に「神の尊厳への罪(*Crimen laesae Majestatis Divinae*)」だとされており、それを行う者たちには細かい区分があるとされている。具体的には「*Incantatores* あるいは *Exorcistae*」、「*Praestigiatores*」、「*Haruspices*」、「*Venefici*」、「*Lamie, Sagae* および *Striges*」、「*Necromanciti*」に分けられている。このうちの「*Lamie, Sagae* および *Striges*」は「この者達は嵐と雷を引き起こし、人々と家畜を根絶と死に至らしめ、さらに熊手や杖、あるいは箒によって運ばれて悪魔的な集まりあるいはシナゴークを訪れ、霊自身と邪悪な情交を行う」とされている。このことから、カルプツォフの「*Lamie, Sagae* および *Striges*」は、実質的に本稿での魔女術の構成要件の大部分を示していると見てよい。このように *Sortilegium* には魔女術が含まれていることを考えると、*Sortilegium* は「予言」や「占い」に限定されると考えるよりも、包括的に「魔術」を意味すると考える方が妥当であろう。*ibid.*, Q. 48. n. 1-8, pp. 307f.

⁷⁹ *ibid.*, Q. 102. n. 65, p. 16. 直前の註78を参照。

⁸⁰ *ibid.*, Q. 102. n. 66, p. 16, „Reliqua verò crimina, quae simpliciter morte, gladio nimirum, vel suspendio, aut etiam alia poena corporis afflictiva coercentur, qualia sunt: *Homicidium, Furtum, Blasphemia, Adulterium, Incestus, Perjurium, Dissidatio, &c.*”

指標としていることが分かる⁸¹。この際にブルネマンが例外犯罪の例として挙げている犯罪群は、反逆(Perduellionis)=大逆、毒殺、魔術、街道強盗、殺人である⁸²。ブルネマンが引き合いに出しているファリナキウスはどのように述べているだろうか。ブルネマンによって挙げられた箇所では、ファリナキウスは異端、大逆、街道強盗、シモニアなどを例外犯罪としてあげているが、魔術や魔女術については明示的に挙げているわけではない⁸³。しかし、そのひとつ前の設問において、確かに魔女術を「例外犯罪(crimen exceptum)」として挙げている⁸⁴。なお、ファリナキウスがこのように述べるのは証人適格

⁸¹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 2, §. 18, n. 28, p. 104. □は筆者。 „*Tertia limitatio in criminibus exceptis, ut Perduellionis, veneficii, magiae, latrocinii, homicidii, in quibus etiam testes alias inhabiles admittuntur, argum. L. famosi 7. ff. ad L. Jul. Majest* [D. 48. 4. 7 大逆罪の際には、主人に対する奴隷、保護者に対する被解放奴隷も尋問されるという法文] . *Masc. d. Concl. 1366. n. 15. Clarus d. quaest. 24. n. 19. Farinac. d. quaest. 62. num. 81. Nam & seruo credendum quodammodo in atrocioribus, l. 7. de Testibus* [C. 4. 20. 7 他に方法がない場合、奴隷の証言が許容されうるという法文] *l. 8. §. Servis. C. de Repud* [C. 5. 17. 8 姦通、大逆の際に、他に証拠がなければ、未成年の奴隷を拷問するという法文] . *l. 12. & seqq. de Quast* [C. 9. 41. 12, 13 他に方法がなければ、奴隷が拷問されなければならないという法文] . *Et arenarium testem interdum admittere cogimur, l. 21. §. 2. de testibus* [D. 22. 5. 21 剣闘士を証人とする場合、拷問によって信憑性を確認すべきであるという法文] , *si atrocitas criminis cum difficultate probationis concurrat. Conf. Farin. q. 50. n. 5. & q. 62. n. 23. & Clar. §. fin. q. 24. n. 10.* “ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、138頁。「第3に、反逆、毒殺、魔女行為、強盗殺人、殺人のような例外犯罪についても制限され、通常ならば適格のない証人も許容される(D. 48, 4, 7, 2)。重罪事件では奴隷もある程度信用されうる(D. 22, 5, 7; C. 5, 17, 8, 6; C. 9, 41, 12)。剣闘士を許容せざるをえない場合がある(D. 22, 5, 21, 2)。犯罪が重大でかつ証明が困難な場合がそうである。」

⁸² *ibid.*, Cap. 8, Membr. 2, §. 18, n. 28, p. 104. 直前の註 81 を参照。

⁸³ Farinacius, *Praxis et theoricae*, 1606, Q. 42. n. 81, p. 179, „LIMITA IIII. propositae quaestionis regulam in criminibus exceptis, prout est crimen haeresis, laesa maiestatis, latrocinij, simoniae, & aliis de quib. suo loco aliàs dixi. *in tit. de delictis, libro I. iis inquam casibus infabiles, & non admittendos testes admitti debere, nouissimè, & post alios quos allegant plures scripserunt, Clar. in pract. §. fin. quaest. 24. vers. sciendum est tamen in princip. vbi praesertim de crimine haeresis, & laesae maiestatis, Hippol. Riminal. consilio 254. num. 29. libro 5. vbi generaliter de criminibus exceptis, & generaliter etiam Maca. de probat. libro. 3. conclusione 1359. nu. 15.*“

⁸⁴ Farinacius, *Praxis et theoricae*, 1606, Q. 41. n. 100, p. 241, □は筆者。 „*Omnes praecedentes limitationes non procedere in infrà scriptis criminibus exceptis, in quibus etiam personas priuilegiatas, & alias à iure torqueri prohibitas posse tamen torqueri non obstante quocumque priuilegio, probat tex. in l. de minore, ff. de quaest* [D. 48. 18. 10] . *& in l. si quis alicui, & in l. nullus, C. ad l. lul. maiest* [C. 9. 8. 3, 4] . *quae loquuntur in cri. lesae maiest. Item tex. in l. proditores, ff. de milita. vbi loquitur de proditorib. & transfugis. & ibi hoc notant glos. & communiter Doctores, Ang. de malef. in verbo, Quod fama publica. n. 102. vers. Aduerias tamen, & in fine numeri, vers. Excepro crimine, vbi quòd existentes in Magistratu, & Doctores possunt torqueri in crimine lesae maiestatis, haeresis, & prodicionis, Mars. in l. edictum, in fine. n. 31. & 32 ff. de quaest* [D. 48. 18. 8, 22] . *vbi de crimine laesae maiestatis humanae, & diuinae, Ludou. Bolognin. in addit. ad Guido. de Suzzar. de indic. & tortura. n. 15. vbi quòd Doctor, miles, & alij omnes exceptuati, possunt torqueri in crimine laesae maiestatis, haeresis, & similibus delictis,*

の文脈においてであるため、先取りになるが、ファリナキウスは少なくとも例外犯罪について、手続上の例外を認めていたということがわかる。

以上のような同時代、および近接した時代の論調を踏まえた上で、シュルトハイスは魔女術が例外犯罪であるという事についてどのように述べているだろうか。シュルトハイスは、明確に魔女術の犯罪を「例外的な事件(*casu excepto*)」と表現している⁸⁵。彼は、その理由を「魔女術の罪はきわめて隠密で、きわめて重大な罪であり、敬虔で立派な人々によって証明され得ないから」だと述べている⁸⁶。この記述から、シュルトハイスは例外犯罪の要素として秘密性と重大性を念頭に置いていると言える。魔女の罪の秘密性と重大性はシュルトハイスの議論の中で繰り返し強調されている。シュルトハイスは他にどんな犯罪が例外犯罪に分類されるのかについては全く述べておらず、さらにこの部分について特に論拠を明示していないが、彼は著書の多くの箇所でもダン、ビンスフェルト、デルリオらの著作を挙げており、これらの内容を理解していたと思われる⁸⁷。

シュルトハイスの議論において同時代の法学者らと比較して注目すべき点は、魔女術罪の重さにある。シュルトハイスはこのような例外犯罪に含まれる具体的な犯罪群について一切記述していないのであるが、魔女術の犯罪を他の犯罪と比較・類比するような記述は存在する。例えば、シュルトハイスは異端者と魔女とを対比しながら次のように論じている。「異端者は誤った教えを擁護するが、しかし神を否認せず、自らを明示的な契約によって悪魔に委ねることもなく、人への大逆罪の被告人であって神への大逆罪の被告人ではなく、明示的な契約によって神の敵であるのでもなく、サタンの支持者でもない。魔法使いは、神を否認し明示的な契約で自らをサタンに委ね、神を否認する敵でありサタンの宣誓した

num. 16. vbi quòd in crimine laesae maiestatis, dignitas non excusat à tortura, Brun. de indic. & tortura, 2. parie, quaest. 4. nu. 24. vbi de crimine laesae maiestatis, proditiõnis, maleficiis, mathematicis, falsi, priuati carceris, & simoniae[...]”.

⁸⁵ Freyherrの発言として。Schultheiß, Instruction, 1643, S. 135f., „Derowegen dann die Rechten sagen/ daß auch die jenige/ welche sonsten gemeinlich in peinlichen Sachen zu zeugen nicht zulässig/ in diesem Fall/ als *casu excepto* können angenommen vnnd abgehört werden“.

⁸⁶ Ebd., 1643, S. 135, „Dieweil das Laster der Zauberey das allerheimblichste vnnd aller grösseste Laster ist/ vnnd solchs nicht jederzeit durch fromme/ ehrliche Personen kann bewiesen werden“.

⁸⁷ 例えば、シュルトハイスは魔女の罪を説明する際にそれに次のような内容が含まれると述べている。①神と神の母と全聖人と交わりを絶ち、悪魔に服従する、②悪魔から、魔術を子供たちやその他の者に教えることを強いられる、③悪魔を神として崇拜し、すべての榮譽を示す、④毎年幾度となく神への拒絶を繰り返し、確認する、⑤人々の身体や財、家畜に害をなし、また人々の命を奪う、⑥土地の実りを台無しにする、⑦神と人との絶対の敵、⑧考えられうる中で最も密かで大きな悪徳であり、全ての悪徳と罪とが集まっている、⑨ひとたび生じると、暴力的に蔓延する、⑩神の栄光の軽蔑、共通の豊かさの破壊、人々への損害のためのすべてのことを行う。以上のことからとりわけシュルトハイスは害悪魔術よりも背教・棄教を問題視していたという事が分かるが、最も重要なのは第八の点である。シュルトハイスはこれについて、欄外注でデルリオの著書第5巻第16節「魔術師達への罰について」を挙げている。Ebd., 1643, S. 70ff.

支持者である。それ故この罪は、異端の罪や大逆罪より一層より重いものであり、それどころか百倍もより重大なものである」⁸⁸。

既に見たように、近世の法学的著作においては、大逆罪や異端の罪は魔女術と同様、例外犯罪に含まれる。むしろ、魔女術の犯罪が大逆罪や異端の罪と同一視されることによって、例外犯罪化した、と述べることができるだろう⁸⁹。上述のようにシュペーもカルプツォフにおいても、シュペーが引用しているビンスフェルトにおいても、魔女術は大逆罪や異端の罪と併記してあり、「同格」であると言える。シュルトハイスもまた、魔女術の犯罪を「神への大逆罪」、異端者を「人への大逆罪」と述べており、ここに異端、大逆罪、魔女術の結びつきを見て取ることができる。この大逆罪とのアナロジーや異端との同一視は、例えば(3)刑罰についての例外の箇所であらうように魔女術罪における被告人の財産没収などの例外的扱いや、(5)手続についての例外の箇所であらうように、とりわけ証明に関する例外的取り扱いを根拠づけていた。シュルトハイスは議論の中でしばしば他の法学者の大逆罪についての議論を参照しているが、このようにシュルトハイスが魔女術を大逆罪と類似した犯罪と見なしていることは、以降の議論の前提として留意されるべき点である。

さらに、シュルトハイスが魔女術の犯罪を異端の罪よりも重い犯罪であると論じている点は重要である。このような主張は、実は『鉄槌』の頃から存在していた。『鉄槌』においては魔女術について次のように述べられている。「というのもこの魔術の異端は、それが明白のみならず、自発的な意思に基づいて結ばれた約定によって創造主とその被造物の中傷と冒瀆とに余念がないという点で、他の異端と異なっている。他の全ての単純な異端は、たとえ……誤った教えを信奉しているとしても、どんな類の黙示の、あるいは明示的な悪魔との契約を結ぶことはない」⁹⁰。ボダンもまた、前述のように異端と魔女とを分けて、魔女を「真の異端」と呼んでいる。シュルトハイスが著書の中でしばしば『鉄槌』や『悪魔狂』を引用していることから、この考え方をボダンら悪魔学の著作から受け継いだ可能性を指摘できるだろう。シュルトハイスは以降の議論で、他の法学者が他の例外犯罪、すなわち大逆罪について認めている例外的取り扱いを、魔女術罪に適用している。このような理論の前提には、上述のような魔女術罪と大逆罪とのアナロジーや、魔女術罪が通常の大逆罪より重い罪であるという「格付け」があると見てよいだろう。

以上のことをまとめると次のようになる。まず第1に、近世の刑事法学においては何らかの特別な取り扱いをされるべきとされた「例外犯罪」が存在した。カルプツォフやブルネマンといった刑事法学者達の著作から、このことは明白である。第2に、例外犯

⁸⁸ Ebd., S. 423, „haereticus pertinaciter defendit errorem, non abiurat Deum, nec se expresso pacto tradit daemone, reus laesae maiestatis humanae, non est reus laesae maiestatis diuinae, non est expresso pacto hostis diuinae maiestatis nec cultor sathanae, veneficus abiurat Deum, expresso pacto se Sathanae tradit, diuinae maiestatis abiuratus hostis, & iuratus cultor Sathanae est, ergo hoc crimen multo grauius, immo centuplo atrocius est crimine haeresios aut laesae majestatis humanae.“

⁸⁹ これについては前述のピーターズの文献に詳述されている。Peters, ‘Crimen exceptum’, 1996, pp. 172-184.

⁹⁰ Kramer(Institoris), Der Hexenhammer, 2003, S. 175f. 略は筆者による。

罪に含まれる犯罪類型は、ローマ法源を元にしてある程度確定していたとみることができ。これはシュペーのような魔女裁判への反対者がビンスフェルトの例外犯罪のリストを引用していたことから分かる。概ね魔女術の他に例外犯罪とされた犯罪は大逆、街道強盗、異端、毒殺、貨幣偽造であり、これにしばしば殺人やシモニア、嬰兒殺、偽証などが加えられることもあった。またその中に含まれる犯罪群はカルプツォフ等とも共通するが、カルプツォフが基本的には刑罰の観点から「何が例外犯罪なのか」を規定していた点には注意が必要である。というのも、後述のようにカルプツォフは魔女術に対する刑罰をケース毎に細かく分けており、それに従えばある魔女術は「最重罪」と「重罪」とそれ以外の犯罪に分けられてしまうからである。第3に、魔女術罪は例外犯罪に含まれると考えられていたようである。これについては法学者たちは勿論、シュペーでさえそれを認めていたということは注目に値する。つまりシュペーにとっての問題は、魔女術が例外犯罪であるか否かではなくその中身であり、以下で論じるような「例外であることの法的効果」が争点となっていたということである。このような議論状況の中でシュルトハイスが魔女術罪を例外犯罪に区分したこと自体は、無論『カロリナ』にはそのような文言は一言もないのであるが、とりわけ当時の刑事法学から逸脱した奇異な主張であったとは言えない。

しかし第4に指摘しておきたいのは、シュルトハイスは魔女術罪を他の例外犯罪と比較してより例外的な取り扱いに相応しい犯罪であると見なしている点である。これは、刑事法学一般について論じているカルプツォフやブルネマンが魔女術罪を例外犯罪の中で特別視しているわけではないことと対照的である。このような傾向は魔女術を「真の異端」と述べたボダンにも見られるが、ボダンは「真の異端」と通常の異端との間の取り扱いの差異について明示的に言及してはいない。それに対してシュルトハイスは魔女術罪を通常の例外犯罪の代表である「人への大逆罪」と対比させて、「神への大逆罪」と呼ぶことによって例外的取り扱いを正当化するのみならず、さらに進んで魔女術罪を例外犯罪の中でももっとも重いものであると見なし、しかも後に見るようにこのことに法的な効果を伴わせていた。このような主張は、確かにボダンら悪魔学者らの議論の延長線上にはあるものの、カルプツォフやブルネマンといった一般的な法学者には広まっていなかった。このことは、学識法曹としてのシュルトハイスの特異な立ち位置を示している。

(2) 裁判権に関する例外

例外犯罪と裁判権の関係については、従来の研究においてはほとんど顧みられてこなかった。例外犯罪論のこの面について唯一言及しているのは前述のピーターズであり、彼は、例外犯罪においては公益を主張することにより、本来持っていないはずの裁判権を主張できる、と述べている⁹¹。この際には、この犯罪は、もしそれを処罰しないままにするならば、神の怒りが共同体全体に降りかかるような「重い罪」また「例外的な罪」である、という理論が主張された⁹²。

他の論者がこの裁判権という点について特に論じていない中、ボダンが例外犯罪を根拠として裁判権について論じていたことは注目に値する。ボタンは第4巻第1章において魔

⁹¹ Peters, 'Crimen exceptum', 1996, p. 193.

⁹² *ibid.*, p. 191.

女罪が秘密裡に行われる犯罪であり、それ故に共犯者の証言を証拠として認めると述べた後に、「魔女に対して刑事裁判を進めるためにいくつかの方法がある。それは正規の裁判官による〔方法〕と同じく、コミサール(Commissaires)による〔方法〕である」と続けている⁹³。彼は通常の裁判官に加えて、魔女裁判を扱うための1人か2人の特別のコミサールが各管区に必要だと述べているのである。ここでボダン明確に述べてはいないが、彼の述べるコミサールは裁判官の代わりであり、裁判権を持っている存在であると考えられる。つまり、ボダンは裁判権に関して特別扱いを認めているということになる。

ではシュルトハイスはどのように述べているだろうか。第1章第1節(3)述べたことを繰り返すことになるが、シュルトハイスはコミサールは裁判権を保有しているのではなく、助言者に過ぎないのだと述べている。「コミサール達はラント代官によってこれらのきわめて困難な事件において諸都市、諸地区、村々の要請に従って、またそれ故にそれらの下級裁判管区に送られるのである。そして裁判従事者の要請また要望に基づいて派遣され、投入されるとき、委任(commission)とは次のようなものと理解されるべきだ。……(略)……そして委任によってコミサール達に裁判権が付与されるのではなく、それは裁判所の側にあり、また留まるのである」⁹⁴。つまり、シュルトハイスとしては、魔女術罪において裁判権についての例外的取り扱いを主張してはいないという事になる。

しかし、実際にシュルトハイスら学識法曹は、魔女コミサールとして扱いの難しい魔女術罪を取り扱うために特別に派遣、または招聘されていた。このことは、魔女術罪が裁判権の上で特別扱いされたということを示しているだろうか。この点に関しては、本稿第1章で論述したように必ずしも明確ではないものの、実際の裁判への影響力はさておき、裁判権が魔女コミサールに委ねられたということでは無かったようである。つまり裁判権に関する例外犯罪論はシュルトハイスも述べておらず、また実際にも例外的取り扱いはされていなかったということになるだろう。

(3) 刑罰・処置に関する例外

第1節で述べたようにマイホルト以前の研究においては、例外犯罪であることはすなわち手続的な保障の緩和のみを意味していた。しかしながらマイホルトが指摘しているように、例外犯罪であることには実体法上の諸原則の相対化が含まれる⁹⁵。

この刑罰・処置に関する例外という視点は、実は近世の魔女術罪と例外犯罪論を巡る議論の中で、多くの同時代人に受け容れられていたようである。例えばシュペーは、フェアリナキウスの記述に言及しながら、「例外的な場合において通常の法令を守る必要がないというこの学説は、単純に偽りであるか、あるいは単に刑罰についてのみ妥当する」と論じ

⁹³ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 1, p. 167r. □ は筆者による補足。 „Or il y a plusieurs moyens de proceder à la punition des Sorciers: soit par les Iuges ordinaires, soit par commissaires.“

⁹⁴ Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 266. 略と()は筆者による。第1章第1節(3)の註84を参照。

⁹⁵ マイホルト「例外犯罪」2011年、135頁。

ている⁹⁶。つまりシュペーの批判の対象は、例外犯罪論によって正当化された「手続に関する」法的効果であった。逆に言えば、シュペーにとって魔女術の犯罪が「刑罰・処置に関する例外」とされることについては、大きな問題とはされなかったと考えてよい。多くの研究が指摘するとおり、彼の主眼は手続面にあったのである⁹⁷。

この刑罰・処置に関する例外に関して、魔女裁判においてきわめて顕著なものとして財産没収に着目できるだろう。魔女術罪に対する刑罰について『カロリナ』の第109条は、実害がある場合には火刑による処刑、そうでない場合には状況に応じて対応するように定めている⁹⁸。このように魔女術が火刑に値するということが自体は、同時代の多くの悪魔学者にとって共通の見解であった⁹⁹。ところが、実際の魔女裁判や各ラントの魔女裁判法令を見てみると、魔女術罪にはしばしば火刑に加えて、実質的には¹⁰⁰財産没収が併科された

⁹⁶ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 5, p. 12. [] は筆者。 „vt proinde satis hinc arguatur multorum imperitia, ac bene doceat Farinacius q. 37. nu. 90 [適法な徴表なしに拷問することはできないという内容] . hanc doctrinam, quod in exceptis liceat ordinem iuris negligere, vel stricte loquendo esse falsam, vel intelligi solum oportere de punitione tantum.“

⁹⁷ ゼレルト「ランゲンフェルトのフリードリヒ・シュペー」1992年、68-69頁。

⁹⁸ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 73, „109. Item so jemandt den leuten durch zauberey schaden oder nachtheyl zufügt, soll man straffen vom leben zum todt, vnnd man soll solche straff mit dem feuer thun. Wo aber jemandt zauberey gebraucht, vnnd damit niemant schaden gethan hett, soll sunst gestrafft werden, nach gelegenheit der sach, darinnen die vrtheyler radts gebrauchen sollen, wie vom radt suchen hernach geschriben steht.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(2)」2014年、308-309頁。「第109条 同じく、何びとかが、魔術により人々に害を加え又は不利益を与えるときは、死刑に処せられ、この刑罰は焚刑でなければならない。何びとかが、魔術を用いたが、これにより害される者がいないときは、事件の状況(*gelegenhait*)に応じ、他の刑罰が科されなければならない。この場合においては、鑑定依頼について以下に定めるように、判決人は鑑定を用いなければならない。」

⁹⁹ Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 216-224.

¹⁰⁰ ここで「実質的には」と述べているのは、財産没収が「魔女に対する刑罰として」行われたのか、それとも裁判費用を賄うための措置に過ぎなかったのか、明らかでないためである。しばしば財産没収は魔女裁判における刑罰のひとつとして考えられている。しかしながら魔女裁判における財産没収には、本稿で論じる大逆罪の場合のような、刑罰として定められた財産没収とは別に、裁判費用負担の問題があったように筆者には思われる。牟田和男に拠れば、『カロリナ』は開廷のための費用、特に人件費は原則として裁判所が負担することや、原告が被告人の食費や牢番の手当をある程度負担することを想定していると述べている。また『カロリナ』の第61条は被告人が拷問を受けた後に無罪釈放となったときに、被告人は自らの食費を負担し、他の費用は当局と原告が負担することと定めている(『カロリナ』第61条については第1章第1節(3)註92を参照)。しかしながら、実際の魔女裁判ではしばしば裁判費用の負担が処刑された被告人の側の責任とされ、さらには無罪となった場合でさえ全費用が被告人に負担されるべきとされた場合もあったとされている。魔女術について無罪となった場合の裁判費用を被告人が負担するのであれば、それは魔女術の刑罰であるとは言い難いように思われる。ただし、『カロリナ』第61条は「嫌疑を受ける原因を作ったが故に」被告人が自らの食費を負担するとされており、その論理から、裁判費用の負担を魔女の嫌疑を受ける原因を作ったが故に科された一種の嫌疑刑と解釈することもできる。このよ

101. この財産没収については『カロリナ』の第 218 条に出てくるのであるが、ここでは大逆罪について財産刑を認めているように見受けられる一方で、財産刑を厳しく制限しているようにも受け取れる¹⁰²。他にカロリナが財産刑に明示的に言及しているのは、貨幣偽造

うに、財産没収が魔女術罪に対する刑罰のひとつであるとは明言し得ない場合があるものの、他の犯罪において刑罰としての財産没収が存在したこと、ローマ法においては財産没収の併科が認められていたこと、刑罰として論じている法学者がいること(クラールス等)から、本稿では「刑罰・処置に関する例外」の箇所を取り扱うことにする。牟田『魔女裁判』2000年、78-80頁を参照。

101 牟田和男に拠れば、財産没収が行われたか否かは領邦によってバラバラであった。例えばバンベルクでは財産没収が行われたが、トリーアでは行われていないとされる。また、小林繁子に拠れば、マインツ、ケルン、ヴェルツブルク、ヘッセン・ダルムシュタット、ヘッセン・カッセル、バイエルンなどでは財産没収の規定があるという。ミデルフォートに拠れば、南西ドイツにおいて大きな魔女迫害を経験した 15 の領邦や都市の内、ヴィーゼンシュタイク、オーバーマルヒタール、ロイトリンゲンについては財産没収に関する記録がないため実際は不明であり、ロットヴァイル、オッフエンブルク、ヴェルテンベルクでは財産没収が禁じられていた。残りのエルヴァンゲンやシュヴェービッシュ・グミュントなどでは少なくとも特定の時代においては財産没収が行われていたとされている。Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany*, 1972, pp. 167-169; 牟田『魔女裁判』2000年、79頁; 小林「魔女裁判における財産没収と請願」2014年、97頁、註 26。

102 Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 125-126, „218. Item nach dem an etlichen orten gebraucht vnd gehalten würdt, so eyn übelthetter mit gestolner oder geraucter habe betretten vnd gefenglich einkompt, das alßdann solch gestoln oder geraubt gut dem jhenen, so es also gestoln oder abgeraubt worden, nit widerumb zugestellt sonder der oberkeyt des orts eingezogen, Deßgleichen an vilen enden der mißbrauch so eyn schiffmann mit seinem schiff verferet, schiffbrüchig würde, daß er alßdann der oberkeyt des selbigen orts, mit schiff, leib vnd güttern verfallen sein solt, Item so eyn furmann mit eynem wagen vmbwürffe, vnnd eynen vnuersehenlichen tödt, das alßdann der selbig furmann der oberkeyt mit wagen, pferden vnd güttern auch verfallen sein soll. So werden auch an vilen peinlichen gerichtten vnd der selben mancherley mißbreuch erfunden, als daß die gefengknuß nit zu der verwarung sonder mer peinigung der gefangen vnd eingelegten zugericht, Item daß durch die oberkeyt etwann leichtlich auch erbare personen on vorgeend berüchtigung, bösen leumut vnd andere gnugsam anzeigung angegriffen vnd inn gefengknuß bracht werden, vnd inn solchem angriff etwann durch die oberkeyt geschwindtlich vnd vnbedechtlich gehandelt, dardurch der angegriffen an seinen ehren nachtheyl erleidet, Item daß die vrtheyl durch den nachrichter vnnd nit den richter oder vrtheyler außgesprochen vnd eröffnet werden, Item an etlichen orten, so eyn übelthetter außerrhalb des lasters vnser beleidigten Majestet oder sunst in andern fellen, so der übelthetter leib vnnd gut nit verwirckt vom leben zum todt gestrafft, werden weib vnd kinder an bettelstabe, vnnd das gut dem herren zugewiesen, vnd die vnd dergleichen gewonheytt, Wollen wir, daß eyn jede oberkeyt abschaffen vnd daran sein soll, daß sie hinfürther nit geübt, gebraucht oder gehalten werden, als wir dann auß Keyserlicher macht die selben hiemit auffheben, vernichtigen vnnd abthun, vnd hinfürther nit eingefürt werden sollen.“ 上口「翻訳 カール 5 世刑事裁判令(1532年)試訳(3・完)」2014年、262-263頁。「第218条 同じく、若干の地においてなお残る慣習によれば、犯人が窃取又は強取された財とともに捕縛され拘禁された場合において、かかる窃取又は強取された財が、窃取又は強取の被害者の許に返還されず、官憲の没収するところとなっている。同様に、水夫が航路を誤り難破した場合において、水

に関する第 111 条と、自殺について定めた第 135 条、窃盗について定めた第 157 条と第 164 条、第 169 条であるが、貨幣偽造と窃盗に関しては現在で言うところの罰金刑であり、魔女裁判でしばしば行われた財産没収と同種と呼べるものは、第 135 条に限られている¹⁰³。ここでは、身体や財産への刑罰を怖れた告訴された被告人が刑を怖れて自殺した場合に、本人の罰の代わりにその財産の相続権が認められず、当局が財産を没収することが定められている。結論として、財産没収は『カロリナ』を超越して（あるいは、『カロリナ』に反して）、魔女裁判において科されていたことになる¹⁰⁴。

夫が船、身体、積荷とともにその地の官憲の手に帰すことも、多くの地に見られる悪弊である。また、御者が馬車を転倒させ、予期せず人を死に至らしめた場合において、御者が馬車、馬及び積荷とともに官憲の手に帰すべきものとされることも、同様である。また、多くの刑事裁判所及び刑事裁判権を有する官憲の許においても、種々の悪弊が認められ、〔たとえば、〕獄舎は、拘禁を目的とするより、むしろ被拘禁者を苦悶せしめる構造となっている。同じく、悪評、風評及びその他の十分な徴憑が予め存在しないにもかかわらず、憐れむべき者たちが官憲により捕縛、投獄され、捕縛に際し時として官憲により性急かつ無思慮に扱われ、ために名誉を損なわれている。同じく、判決の宣告が、裁判官または判決人ではなく、刑吏によって行われている。同じく、若干の地において、犯人が、大逆罪以外の罪、すなわち、身体刑及び財産刑を科されていないその他の罪について死刑をもって処罰される場合において、妻子が物乞いとなり、〔犯人の〕財が官憲の手に帰している。朕は、各官憲が〔自ら〕これら及び同種の慣習を廃止し、かつ、朕が朕の皇帝としての権力に基づきこれをもってこれらの慣習を根絶し廃棄するがゆえに、これらの慣習が行われ用いられ又は維持されることなく、かつ、向後これらの慣習が新たに導入されることのないよう、配慮すべきことを欲する。」

¹⁰³ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532* (Carolina), 2000, S. 84-85, „135. Item wann jemandt beklagt vnd inn recht erfordert oder bracht würde, von sachen wegen, so er der überwunden sein leib vnd gut verwürckt hett, vnd auß forcht solcher verschuldter straff sich selbst ertödt, des erben sollen inn disem fall seins guts nit vehig oder empfanglich, sonder solch erb vnd gütter der oberkeyt der die peinlichen straff, buß, vnd fell zustehn, heymgefallen sein. Wo sich aber eyn person ausserhalb obgemelter offenbaren vrsachen auch inn fellen da er sein leib alleyn verwirckt, oder sunst auß kranckheyten des leibs melancolei, gebrechlicheyt jrer sinn oder ander dergleichen blödigkeyten selbst tödtet, der selben erben sollen deßhalb an jrer erbschafft nit verhindert werden, vnnd darwider keyn alter gebrauch, gewonheyt oder satzung statt haben, sonder hiemit reuocirt, cassirt und abgethan sein, vnd inn disem vnd andern dergleichen fellen, vnser Keyserlich geschriben recht gehalten werden.“ 上口「翻訳 カール5 世刑事裁判令(1532年)試訳(2)」2014年、316-317頁。「第135条 同じく、何びとかが、有罪を証明されるならば身体刑及び財産刑をもって処罰されるべき事件につき弾劾され、裁判所による召喚を受け、科されるべき刑罰に対する恐怖から自殺するときは、その相続人は自殺者の財産につき相続権を有せず、遺産は、刑事罰、罰金〔を言い渡し〕及び事件について〔審判する〕権限を有する官憲に帰属するものとする。ある者が、上に定める明白な理由以外の理由から、すなわち、専ら身体刑をもって処罰されるべき事件において自殺し、又は、身体の疾病、鬱病、精神虚弱その他類似の疾病から自殺するときは、その相続人は相続を妨げられない。かつ、これに反する慣行、慣習又は定めは効力を有せず、これをもって放棄、破棄又は廃棄され、以上及び類似のその他場合においては、朕の成文皇帝法が遵守されなければならない。」

¹⁰⁴ この財産没収は、例えばゾルダンやメルツバッハーなどの初期の魔女研究において魔女迫害の主たる原因であると見なされていた。例えば、裁判に携わった特定の官吏や学識法曹たちが私腹を肥やそうとしたというのはあり得る話である。ブイルマンのような恣意的に振

このように『カロリナ』では定められていない魔女裁判における財産の没収は、しかし大逆罪とのアナロジーによって可能となった例外のひとつである。前述の『カロリナ』第 218 条の条文を読むと、財産没収は大逆罪の場合にのみ認められているように理解出来る。ただし、この条項の解釈については同時代においても議論が分かれており、一体どのような犯罪に対して財産没収を科すことができるのかについては議論があった¹⁰⁵。

一方で、魔術に関連するローマ法源の中には、財産没収を定めた法文も存在する。ひとつは『勅法彙纂』の「魔術、占い及び類似の行為について」と題する第 9 巻第 18 章である。その第 3 法文では占い師が家に訪ねてくることを禁じて、当の占い師には火刑、そして占い師を招き入れた者には流刑と財産没収を定めている¹⁰⁶。なお、第 4 法文では治療を行う者や葡萄を悪天候から守る者は刑事的に告発されないこと、第 5 法文では魔術や占いの根絶とそれを破る者への斬首刑、第 6 法文では他者を害する目的で魔術を使う者への死罪、第 7 法文では仮に身分が高くても拷問が行われ、有罪宣告の後も否認し続けるなら死

る舞った学識法曹の例は、それを裏付けるかのように見える。しかしながら、J. クライツに拠れば、それを魔女迫害の主原因とする考えるのであれば、「なぜ近世ヨーロッパの至る所で法的なエリートたちが一斉に、また突然そのように強欲になってしまったのか」を説明する必要がある。Klaits, *Servants of Satan*, 1985, p. 149. また、財産没収によって押収された私財は当局の物になるため、当局の側の資金調達源として魔女裁判が利用されたという見方がある。しかしながら、1980年代の民衆への着目と地域史的研究の積み重ねによって、魔女として訴追された人物の大半が貧しかったという事が明らかになったため、このような見方も難しいだろう。上山「魔女狩りの諸相」1997年、39-40頁；スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、61-62頁。とりわけ第1章第1節(3)で述べたように魔女裁判は費用が高額化する傾向にあり、さらに裁判費用の回収も進まなかったため、当局の側は魔女裁判を行うのを忌避する傾向にあったともされる。

¹⁰⁵ Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany*, 1972, pp. 164-165. 例えばミデルフォートによれば、フリードリヒ・マルティニ(1573年-1630年)というフライブルクの法学者は魔術犯罪における財産没収を完全に合法であると見なし、ビンスフェルトやメノキウス、クラールスといった従来の法学者達はドイツの法の状況について無知であるか、あるいは誤ったテキストを利用したが故に間違っていると説いたとされる。彼は著書『財産の法について(De Iure Censuum)』(1604年)において、カロリナ第 218 条の条文から否定詞「nit」を除き、「大逆罪、あるいは身体と財産に合わせて刑を科せられたような他の場合を除き」というように解釈しているという。このように解釈すると、生命と財産を剥奪される刑を宣告された場合を除いて、君侯は処刑の後にその財産を没収してはならない、という意味になる。マルティニは粗悪な印刷状況によって「nit」が文中に紛れ込んだのだと主張した。一方、前述のカーガー博士は、三親等内の親族が存命でないときに限り、財産没収が可能であると論じ、マルティニの解釈では親族の有無に拘わらず没収ができることを批判した。また彼は、帝国議会で検討された法を法的助言者が変えようとすることは不適切だと述べ、マルティニを批判している。小林「魔女裁判における財産没収と請願」2014年、97頁を参照。

¹⁰⁶ Krüger(Hrsg.), *Codex Iustinianus*, 1954, p. 380, „3 *Imp. Constantinus A. ad Maximum*. Nullus haruspex, nullus sacerdos, nullus eorum, qui huic ritui adsolent ministrare, limen alterius accedat nec ob alteram causam, sed huiusmodi hominum amicitia quamvis vetus repellatur: concremando illo haruspice, qui ad domum alienam accesserit, et illo in insulam detrudendo post ademptionem bonorum, qui eum evocaverit suasionibus uel praemiis. Accusatorem autem huius criminis non delatorem esse, sed dignum magis praemio arbitramur. *PP. k. Febr. Romae Constantino A. v et Licinio C. conss.*“

刑を科すことが定められている。もうひとつは『学説彙纂』第48巻第8章の「暗殺と毒殺についてのコルネリア法」という章にある。その第5法文では人を殺す目的で毒を用意したり売ったり、保持していたりする者に対する罰について規定している¹⁰⁷。ここでは、このような犯罪を犯した者に対しては流刑と財産没収が定められているが、慣習においては身分の高い者には流刑(と財産没収)、身分の低い者には死刑とされているとある。これらの法文は、後に見るようにしばしば近世においても魔女術罪を語る上で参照されている。しかし財産没収は、『勅法彙纂』の方では魔術を使った者本人について定められたものではなく、『学説彙纂』の方にしても、死刑と併科ではなく流刑と併科となっているため、ローマ法源から直接、魔女術に対して死刑と財産没収の併科という結論を導き出すことはできない。

このような状況で、魔女迫害の推進者の中でも魔女術罪の有責者に対する財産没収の可能性を否定した人々もいた¹⁰⁸。例えばビンスフェルトは熱心な魔女迫害者であり、魔女裁判のための神学論文を著したが、財産没収はできないという立場に立っている¹⁰⁹。彼は「何故魔術の悪徳において財産が没収されないのか」という問を立て、これに対してカロリナ刑事法典を引き合いに出して、このようなことが残酷で法に反しており、また財産没収がなされたならば孤児や未亡人が困窮に陥ってしまう、と論じている¹¹⁰。ビンスフェルトが直接的に挙げているのは『カロリナ』の第20条¹¹¹であるが、これは適

¹⁰⁷ Krüger, Mommsen(Hrsg.), *Institutiones, Digesta*, 1954, p. 852, „Legis Corneliae de sicariis ut veneficis poena insulae deportatio est et omnium bonorum ademptio. sed solent hodie capite puniri, nisi honestiore loco positi fuerint, ut poenam legis sustineant: humiliores enim solent vel bestiis subici, altiores vero deportantur in insulam.“

¹⁰⁸ 小林「魔女裁判における財産没収と請願」2014年、97頁。

¹⁰⁹ 同上、97頁。

¹¹⁰ Binsfeld, *Tractat von Bekantnuß der Zauberer und Hexen*, 1591, S. 10r., „die Einziehung der Güter/ Warumb werden dann nit auch die Güter im Laster der Zauberey/ eingezogen? Gibt auff solches antwort *Iulius Clarus* vnd eklärt sich an gemeltem ort/ daß nach gewonheit dise Straffe nit gehalten werde/ noch stat habe/ und sey solches in Gerichtlicher übung/ Das können wir auch im Laster der Zauberey sagen/ wie in vil andern solches durch Keyserliche satzung Caroli V. durch rechtmessige Satzung/ daß solches billich/ die Einziehung der Güter zu begegnen gerichtlicher Geitzigkeit sey auff gehebt worden. Dann als etliche Richter/ auß Einziehung der Güter nichts haben bekommen mögen/ haben sie vnder anderer farben vnd schein/ eintweders der Gerichts vnkosten/ oder andrer mühe vnd arbeit/ w grewel ist/ vnnd wid' recht vnnd billigkeit der Thäter güter also confisciert/ daß die Pupillen/ Waisen vnnd Witwen gar offt in höchste Armut gerahten. Derohalben weil sie der Ehren zeitlicher Güter/ vnnd auch alles Trosts beraubt/ wirdt dem Teuffel/ einnewe vrsach/ zur versuchung gegeben/ Welchen aber solche Richter verglichen werden/ die also vnder dem schein vnnd blinden Tittel/ die Armen ersaigern/ vnd wie recht sie auch thun/ welcher wil/ der besehe in der peinlichen Halßgerichtsordnung Caroli V. im 20. Artickel.“ 小林「魔女裁判における財産没収と請願」2014年、97頁、註24も参照。

¹¹¹ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 33, „Item wo nit zuuor redlich anzeygen der mißthat darnach man fragen wolt vorhanden, vnnd beweist wurde, soll niemants gefragt werden, vnd ob auch gleich wol, auß der marter die missethat bekant wurd, So soll doch der nit geglaubt noch jemants darauff verurtheilt werden. Wo auch eyniche

法な徴表なしに拷問され得ず、もしこれに違反したときは裁判官が賠償しなければならないという条文である。むしろこの箇所では、内容からして前述の第 218 条が念頭にあったと考える方が自然であろう。

一方で、ボダンは魔女に相応しい罰について論じている第 4 卷第 5 章において、財産没収を科された古代の例をいくつか挙げて¹¹²。ボダンは魔女術罪に含まれる 15 個もの罪を列挙しているが、これらは「少なくとも苦痛に満ちた死によって罰せられる」ものだと述べる¹¹³。だが、魔女術罪の証明が困難であることから、死刑を科するのに十分な証明がなされない場合もある。このような場合にボダンは、被告人が魔女であるという「強い推定があるなら、死刑ではなく、厳しい身体刑を科す」ことができると述べる¹¹⁴。ここでボダンは科しうる刑罰の例として「笞打ち、四肢のいずれかの切断、焼印、無期禁固、罰金、財産没収」を挙げており、財産没収の可能性を認めている¹¹⁵。このボダンの議論は、大逆罪のように死刑に加えて財産没収を併科しうるというものではなく、飽くまで「強い推定」のある人物に対して財産没収を科しうるというものであるため、ビンスフェルトをはじめ、同時代の議論からはやや外れるところがある。とはいえ、このように悪魔学者の中でも財産没収が可能であるかどうかについては議論が分かれている状況であった。

oberkeyt oder richter in solchem überführen, Sollen, die dem so also wider recht, on die bewisen anzeygung, gemartert wer, seiner schmach schmerzen, kosten vnd schaden, der gebüre ergetzung zuthun schuldig sein. §. Es soll auch keyn oberkeyt oder richter inn disem fall, keyn vrphede helffen, schützen oder schirmen, daß der gepeinigt sein schmach, schmerzen, kosten vnd schaden mit recht, doch alle thetliche handlung außgeschlossen, wie recht nit suchen möge.“ 上口「翻訳 カール 5 世刑事裁判令(1532年) 試訳(1)」2014年、165頁。「第20条 同じく、当該犯行の適法な徴憑が予め存在しかつ証明されていないときは、何びとも拷問されてはならない。にもかかわらず、〔違法なる〕拷問により犯行について自白がなされたときは、自白は信用されてはならず、何びとも自白に基づいて有罪とされてはならない。官憲又は裁判官がこれに違背するときは、徴憑の証明なく違法に拷問された者に対し、恥辱、苦痛、費用及び損害をしかるべく賠償しなければならない。かかる場合において、いかなる官憲、裁判官も、受けた恥辱、苦痛、費用及び損害についていかなる実力行使も行わず裁判による訴求も行わない旨の被拷問者による不復讐宣誓(vrphede)を楯として、救済、保護又は庇護されることがあつてはならない。」

¹¹² Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 5, p. 200v.-201r., „& Claude l'Empereur fist procedet à toute rigueur contre vn cheualier Romain, qui fust condanné à mort, & son bien confisqué, pour auoir porté sur luy vn ceuf de coq.“; *ibid.*, L. 4, Cap. 5, p. 209r., „Et qui plus est, vn nommé Bassianus fut puny par confiscation de tous ces biens pour s'estre enquis aux deuins si sa femme estoit enceinte d'vn fils ou d'vne fille. Vn autre nommé Lollianus fort ieune fut bany, & son bien confisqué pour auoir transcript vn liure de Magie à vn autre“.

¹¹³ *ibid.*, L. 4, Cap. 5, p. 199v., „Voy la quinze crimes detestables, le moindre desquels merite la mort exquisite“. Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 216.

¹¹⁴ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 5, p. 202v., „Il suffit donc d'auoir des presumptions violentes pour proceder à punition corporelle en xe cas si detestable, & iusques à la mort naturelle exclusiuement: C'est à sçauoir par fustigations, sections, marques, emprisonnemens perpetuels, amendes pecuniaires, confiscations, & autres semblables peines, hors mis le banissement, si le Sorcier n'est confiné en certain lieu.“ 波多野「ボダンの悪魔学と魔女裁判」1997年、200頁。

¹¹⁵ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 1, p. 202v. 直前の註114を参照。

財産没収について、刑事法学者たちの議論はどうなっているだろうか。カルプツォフは金印勅書とカロリナを挙げながら大逆罪については財産没収を認めているが¹¹⁶、魔女術については財産没収を認めているのだろうか。カルプツォフが特に魔女について論じているのは第 48 問から第 50 問においてであるが、それぞれ扱っている内容が異なる¹¹⁷。第 48 問では魔術の分類や定義など、犯罪そのものについての記述が主である¹¹⁸。一方、具体的なカルプツォフの見解は第 49 問と第 50 問に示されている¹¹⁹。

第 49 問においてカルプツォフは、悪魔との「明示的な契約(*pactum expressum*)」¹²⁰を行った魔女を取り扱っている。カルプツォフは悪魔と明示的な契約を結んだ者に関して、基本的な刑罰として死刑(火刑)を指示している¹²¹。聖書¹²²、自然法(プラトンなど)¹²³、ローマ法¹²⁴、ボダンやレミなどの悪魔学者たちやゲーデルマンの主張¹²⁵、最後にレミの判決などを論拠にした上で¹²⁶、魔女術罪に対して死刑を定めている。

カルプツォフはこの章で、魔女に対する財産没収の可能性について論じている。カルプツォフは、ローマ法によれば魔女に対しては死刑と財産没収が科せられると述べており、論拠としてファリナキウスやクラールスなどの名前を挙げている¹²⁷。この点について

¹¹⁶ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 41, n. 88, p. 254, „*Qvod non infrigit titul. 24. Aur. Bull. qvo poena gladii & bonorum confiscatio constituitur specialiter in eos, qvi cum aliis in necem Electorum conspi rarunt; unde seqvi videtur, in alios Principes Imperii, praeter Electores, Crimen Majestatis nequaquam committi: cum unius inclusio sit alterius exclusio. Non enim specialitas dispositionis istius ipsum crimen laesae Majestatis, sed potiùs ejusdem poenam concernit, dum Imper. Carolus V. conspirantes in necem Electorum non modò gladio, sed & confiscatione bonorum puniri vult, non secùs àc si adversus ipsummet Caesarem Majestatis seu perduellionis crimen fuisset perpetratum, qvod certè in Electoribus speciale est.*“

¹¹⁷ ここでのカルプツォフの議論については以下の文献を参照した。Lorenz, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgung, 2000, S. 95-98; Trusen, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgungen, 1990, S. 28-34; 宮本「刑事司法の原風景 (2・完)」2008年、101-144頁。ただし、上記の内トゥルーゼンのものは『新実務』の1652年フランクフルト版を利用している。本稿及びローレンツの利用する1970年ヴィッテンベルク版とはページ数などの点で差異があるため、トゥルーゼンの文献を参照する際には別に1652年フランクフルト版を参照する必要がある。なお、宮本は1635年ヴィッテンベルク版を利用している。

¹¹⁸ Lorenz, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgung, 2000, S. 95.

¹¹⁹ Ebd., S. 95.

¹²⁰ この「明示的な契約(*pactum expressum*)」および「黙示の契約(*pactum tacitum*)」については本稿第4章第2節(1)で詳しく取り扱う。

¹²¹ Lorenz, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgung, 2000, S. 96.

¹²² Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 48, n. 40-42, p. 312f.

¹²³ ibid., Q. 48, n. 43-45, p. 313.

¹²⁴ ibid., Q. 48, n. 46, p. 313.

¹²⁵ ibid., Q. 48, n. 47, p. 313.

¹²⁶ ibid., Q. 48, n. 48, p. 313.

¹²⁷ ibid., Q. 49, n. 4, p. 318, „*Quibusdam, poenam mortis naturalis & bonorum confiscationis in Magos ac Sortilegos statuentibus, non tamen expresso aliquo genere supplicii, Prosper. Farinac. in prax. crim. libro primo, titul. 3. quaestion. 20. num. 88. Jul. Clar. libr. 5. sentent. §. haeresis. num. 25. Johan. Harppr. in tractat. crimin. §. item lex Cornelia. 5. titul. de publ. judic. num. 253. & seq. Herm. Vult. in dict. §. 5, num. 8.*“

て、これらの論者の記述のうちいくつかをしてみると、例えばファリナキウスは第 20 問第 88 番において確かにローマ法においては死刑及び財産没収が定められていると論じている¹²⁸。ところが、ファリナキウスは続く第 89 番において、慣習法においては、このような刑罰は残酷だとして行われていないとも述べている¹²⁹。クラールスの場合も同様で、ローマ法上は魔女(魔術師)に対しては死刑と財産没収が定められているが、慣習法上は行われていないと記述している¹³⁰。ファリナキウスもクラールスも、共に根拠として挙げているローマ法源は前述の『勅法彙纂』の箇所であるが、これについては先ほど述べたとおり、正確には魔術を行った人物に対する死刑と財産没収の併科の根拠たり得ないと思われる¹³¹。カルプツォフについて言えば、先に挙げた聖書その他を挙げて魔女に対する刑罰を論じている箇所では財産没収について論じていないため、明言はしないものの死刑に加えて財産没収を併科することに否定的であったのかも知れない。

第 50 問では悪魔との「黙示の契約(pactum tacitum)」を行った魔女について取り扱われている。トゥルーゼンやローレンツに拠れば、カルプツォフはこの犯罪を 3 つに分類し

Paul. Chirland. de Sortileg. qu. 11. numero. quint. & 7. Aliis aliter distingventibus. Vid. Matth. Berlich. part. 4. conculs. 5. numer. 30. & seqq.“

¹²⁸ Farinacius, Praxis et theoricæ criminalis, Pars. 1, 1606, Q. 20, n. 88, p. 268, □ は筆者。 „quòd de iure ciuili sortilegi cuiuscunque generis sint, & quomodocunque faciant sortilegia, poena mortis naturalis & bonorum confiscatione puniuntur, tex. est *in l. nemo, & in l. multi, & in l. & si excepta, & in l. eorum, C. de malef. & mathem* [C. 9. 18. 5, 6, 7, 4] . Ghirl. *de sortileg. qu. secunda, n. decimo, & q. 11. n. 5. 7. 11. 12. & 27. in quo n. 12. disputat etiam, an consulens, & mandans sortilegia fieri, puniatur eadem poena, Menoc. de arbit. q. d. casu 388. n. 5. Clar. in pract. §. fi. q. 68. ver. sortilegi & malefici.*“

¹²⁹ *ibid.*, Pars. 1, 1606, Q. 20, n. 89, p. 268, „quòd quicquid sit de jure, de consuetudine haec rigorosa poena mortis naturalis & confiscationis bonorum non seruatur, sed sortilegi confiscantes sortilegia non haeretalia vel fustigantur, vt attestatur Nunius *de los corregidores folio 259. n. 2.* vel mittantur in publico, & deinde banniuntur, vt attestatur Berber. *in suo viatorio iur. rubr. de sortileg. in fi.* vel alia arbitraria poena plectuntur, prout in Vrbe apud nos sepius seruatum vidi in diuersis superstitiosis sortilegis, qui vel sustigati fuerunt, vel danniti, vel ad triremes transmissi, vel pecuniariter mulctati, juxta sortilegi & leges xij tabularum, hanc poenam pariter arbitrariam esse testatur D. Menoc. *d. casu 388. n. 1. & seqq.* & particulariter in iis, qui superstitione Numinis alios terrent, piout faciunt illi, qui mittunt praecepta Vallis Iosaphat, quòd extra ordinem arbitraria poena puniantur, tradit Iul. Clar. *in pract. §. fin. q. 83. ver. puniuntur etiam, & Clarum refert, & sequitur D. Mono. d. casu 388. n. 19. in fi. & quod*“.

¹³⁰ Clarus, Opera Omnia, 1640, L. 5, §. haeresis, n. 25, □ は筆者。 „Poena autem de iure communi imposita huiusmodi sortilegis, diuinatoribus & maleficis, est mortis & confiscationis bonorum, vt est tex. *in l. 3. C. de malef* [C. 9. 18. 3] . sed de consuetudine haec poena non seruatur, sed imponitur poena fustigationis, vt attestatur Nunius *de los corregidores, fol. 259. n. 2*“.

¹³¹ ファリナキウスは『勅法彙纂』第9巻第18章の第4～第7法文、クラールスは第3法文を挙げているが、クラールスの提示する第3法文は占い師本人ではなく、占い師を家に招き入れた者に、財産没収と死刑ではなく、財産没収と流刑を科している。ファリナキウスが挙げた法文においてはそもそも財産没収について触れられていない。

ている¹³²。第1に、悪魔との明示的な契約はなかったが、黙示の契約によって魔術的な技を行い害を為した者、つまり害悪魔術を行った者が最も重いケースとして取り挙げられる¹³³。これに対しては、『カロリナ』に拠れば火刑であるが、カルプツォフはザクセン選帝侯領の法に従って剣による死刑を定めている¹³⁴。この際には、害悪の多寡や対象は量刑に影響しないものと考えられている。次に悪魔的な技によって害のない魔術を試みた者、例えば失せ物探しのためなどに水晶や鏡を使って悪魔に問いかけるなどした者について¹³⁵、これにもカルプツォフは斬首を指示している¹³⁶。最後に様々な迷信的方法によって病を治したり、魔術を打ち破ったりする者(いわゆる「白魔術」「対抗魔術」であり、これを生業にする者は「賢女」等と呼ばれる)については¹³⁷、ザクセン選帝侯領の諸法においても考慮

¹³² Trusen, Benedict Carpoz und die Hexenverfolgungen, 1990, S. 32; Lorenz, Benedict Carpoz und die Hexenverfolgung, 2000, S. 97.

¹³³ Carpoz, Practica Nova, 1670, Q. 50, n. 3, p. 326, „Prima classis est Veneficorum, sive Magorum, qvi artibus diabolicis damni qvid inferunt: Ubi non intelligo eos, qvi cum Diabolo foedus contralientes, & postmodùm ceu fideles ministri nutum & jussum Domini sui exequentes, malum qvodvis hominibus afferunt, qvi effectus ferè communiter subsequitur pactionem ejusmodi nefandam“.

¹³⁴ *ibid.*, Q. 50, n. 4, p. 326, „Hosce gladio puniri jubet *Const. El. 2. part. 4. §. 2. ibi*: Do aber ausserhalb solcher Vorbündnissen jemand mit Zauberey Schaden thut/ derselbe sey groß oder geringe/ so sol der Zauberer/ Mann oder Weibes Person/ mit dem Schwerd gestrafft werden.“

¹³⁵ *ibid.*, Q. 50, n. 37, p. 329f., „Ad secundam classem referendi sunt Magi, qvi nec foedus cum Diabolo pangunt, nec cuiqvam nocent, & damna inferunt, sed solummodò arte diabolica divinare conantur, in crystallo, in speculo, vel vitro polito Daemonem interrogantes, de rebus furto amissis, & aliis consulentibus respondentes, aut aliàs colloquia miscentes cum Diabolo, vel cvid commercii cum illo habentes: Qvi propriè dicuntur Arioli, Incantatores & Sortilegi, Pythonici & Phthonissae, *Petr. Theod. in Colleg. crim. disput. 7. th. 3. lit. O. Paul. Chirland. de Sortilg. qv. 2. n. 6. Martin. Delrio, l. 4. disqvisit. magicar. c. 2. qv. 6.*“

¹³⁶ *ibid.*, Q. 50, n. 38, p. 330, „Qvos etiam gladio puniri vult *Constitutio Electoralis 2. part. 4. §. fin.* in verb. Daß auch die/ so sich unterstehen/ aus des Teuffels Kunst wahr zu sagen/ oder mit dem Teuffel durch Cristallen/ oder andere Wege Gespräch/ oder dergleichen Gemeinschaft zu halten/ und sich von ihme beschehener oder zukünfftiger Dinge Bericht und Erforschung zu erholen/ mit dem Schwerd vom Leben zum Tode sollen gerichtet und gestrafft werden.“

¹³⁷ *ibid.*, Q. 50, n. 49, p. 331, „Tertia classis est eorum, qvi nec cum Diabolo foedus & pactionem contrahunt, nec Magicis artibus hominibus aut jumentis nocent, nec etiam cum Diabolo conversantur, loqvuntur, aut commercii qvid expressè habent, sed solùm superstitionis remediis, veluti characteribus, imagunculis, sigillis, ligaturis, crystallis, speculis, cribro, scypho, conceptis verbis ignotis, qvibus saepissimè immiscetur nomen SS. Trinitatis & benedictio divina, amuletis superstitionis de collo suspensis, (qvae retia Diaboli *D. Augustinus, Gödelmannus* verò sacramenta ejus appellat) morbos superphysicos curant, vel maleficia & fascinationes depellunt vel impediunt, qvandoque etiam res furto amissas & perditas recuperant, & furerm, qvi abstulit, significant. Hi propriè vocantur Sortiarii vel Sortilegi, Germanicè kluge Frauen (si foeminae sint) vel Sagensprecher/ confoederationem cum Diabolo habent, *Dan. Moll. ad Const. Elect. 2. n. 23. part. 4.*“

されていないため、裁量刑(禁固刑やラント追放、笞打ちなど)を指示している¹³⁸。以上見てきたように、カルプツォフは悪魔との明示的な契約を行った魔女も、また黙示の契約を行った魔女についても、財産没収を併科することについては否定的であるか、あるいは消極的であるように見える。

少し後の刑事法学者であるブルネマンもまた、魔女の犯罪に対する刑罰に財産没収を含めていないように思われる¹³⁹。確かに、ブルネマンはコルネリア法(『学説彙纂』第48

¹³⁸ *ibid.*, Q. 50, n. 50, p. 331, „De hisce *Constitutio Electoralis* non loquitur, nec certam poenam determinat, ideoque poena arbitraria, Carceris, Relegationis, & ad summum fustigationis, Sortiarios hosce placendos esse existimo.“

¹³⁹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 9, §. 13-16 n. 11-19, p. 199f., □は筆者。„*Quintum quicumque pactum cum Diabolo expressum habent, illi poena legis Corneliae tenentur. Ut magi, mathematici, qui nomine scientiae sc. abutuntur, eoque sua somnia palliant, augures, aruspices, vates, harioli sortilegi, & talia qui docent, vel discunt. Magi in specie sunt, qui diris defigunt homines &c. sed hi vel igne vel gladio absumendi. l. 3. 5. 6. C. de Malef. & Math [C. 9. 18. 3, 5, 6] . Ant. Matth. ad l. 48. tit. 5. cap. 5. Qui hominibus aut animalibus diris suis nocuerunt, illi in specie vivi exuruntur, art. 109. Qui hominibus aut brutis non nocuerunt, expresse tamen contraxerunt foedus cum Satana & renunciarunt foederi cum Deo inito, illorum poena est capitalis. Idque Jure Divino, Exodi 20. v. 18. Lev. 20. in fine. Deut. 18. v. 10. & horum poena est ignis, per tradita Matth. Steph. ad d. art. Carpae. q. 49. n. 29. quamvis soleat etiam poena gladii dictari, quod art. dict. 109. videtur magis congruere. Qui vero expressum pactum fecerunt, & simul abominandam consuetudinem habuerunt cum Satana, solent poena ignis affici, Carpz. qu. 49. n. 45. & seqq. Qui citra expressum pactum, tamen magicis utuntur remediis & aliis nocuerunt, illorum poena merito est eadem, quae veneficorum, & solent in Saxonico foro & alibi etiam gladio puniri, arg. l. 5. & 6. C. de Malef. & Mathem [C. 9. 18. 5, 6] . Carpz. q. 50. De aedituo, qui aquam baptismalem ad superstitionis potentiam coeundi novis conjugibus ademit, Carpz. dec. 186. Qui per artem magicam divinantur, illorum poena itidem est gladii, per d. l. 5. Carpz. d. q. 50. n. 40. Sortilegi vero, qui superstitionis remediis, characteribus, amuletis &c. utuntur, illi arbitrarie puniuntur, abolita lege 4. C. de Malef [C. 9. 18. 4] . de quibus Carpz. d. q. 50. n. 49. Consulentes Magos, gladio feriendi, si sc. dolo id faciant, non ex simplicitate, Exod. 10. v. 6. Deut. 18. v. 10. & l. 3. & 5. d. t. de Malef [C. 9. 18. 3, 5] . Ant. Matth. d. c. 5. n. 5. & multo magis, qui rogat veneficam, ut torqueret hunc vel illum.“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』、2012年、255-256頁。「第5に、悪魔と明示的な契約を結んだ者である。これらの者はコルネリア法〔暗殺と毒殺について定めた法(D. 48. 8).〕の定める刑罰を科される。例えば、魔術師(magus)、学問の名を騙ってたわごとを言い繕う占星師(mathematicus)、鳥占師(auguris)、腸卜師(aruspex, ariolus)、予言師(vates)、籤占師(sortilegus)及びこの種の術を教え又は学ぶ者がそれである。魔術師とは、人等に呪いをかける者であって、焚刑又は斬首刑に処せられる(C. 9, 18, 3, 5 et 6)。呪いによって人又は家畜に害を加えた者は生きながら焚殺される(CCC 109)。人又家畜に害を加えない場合であって、明示的に悪魔と契約を結び、神との間に結ばれた契約を破棄した者に対する刑罰は死刑である。神の法によっても同様である(出エジプト記22・18、レビ記20・27、申命記18・10)。シュテファーン、カルプツォフによれば焚刑であるが、斬首刑が科されることも多く、この方が刑事裁判令109条に忠実だと思われる。悪魔と明示的な契約を結び、同時にこれと忌むべき交合を行った者は、通常焚刑を科される。悪魔との明示的な契約を結ばない場合であっても、魔術的手段を用いて他人に害を加えた者は、毒殺犯人と同じ刑罰を科されるべきである。ザクセンの裁判所その他においては斬首刑が科されることが多い(C. 9, 18, 5 et 6)。*

卷第8章)に定められた刑罰を科すようにと述べている。コルネリア法については既に述べたように、確かに流刑と財産没収の併科を定めた法文があったが、死刑と財産没収の併科を指示してはいなかった。その上でブルネマンの定める刑罰は基本的に火刑や斬首刑、ないしは裁量刑である。彼が財産没収を認めているのは彼が「神に対する犯罪」と類別したものの内の第3に挙げられた異端と、大逆罪である¹⁴⁰。このうち、異端についてはその根拠としてローマ法が、大逆罪についてはローマ法にくわえて、カルプツォフからカロリナと金印勅書も論拠として挙げられている。このように、当時の刑事法学においては、魔女術罪には基本的に死刑が適応されていたが、これに財産没収を併科するのは、一般的では無かったようである。その点ではビンスフェルトの態度は当時の刑事法の流れに沿ったものだったと言える。

しかしながらシュルトハイスはこれについて、魔女術を「神への大逆罪」と表現することによって、財産没収を正当化している。シュルトハイスは裁判費用のために魔女として処刑された人物の財産を没収することを勧めている。「魔術師は神への大逆罪の被告人(*rei criminis laesae majestatis divinae*)として全てのその財産を自ら喪失させたのである。そして当局は、法の厳しさに従って全てのその財産を、国庫におさめることができる」¹⁴¹。

魔術によって予言を行った者の刑罰も同じく斬首である(C. 9, 18, 5)。しかし、迷信的手段、記号、御符等を用いた占師は、C. 9, 18, 4廃止後は、裁量刑によって処罰されている。魔術師に助力を求めた者は、他人に害を加える意図であった場合は、斬首刑であるが、無知による場合は斬首刑を科されない(出エジプト記20・6、申命記18・10、C. 9, 18, 3 et 5)。あれこれの者に害を加えることを魔術師に依頼した者は当然に斬首刑である。」

¹⁴⁰ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 9, §. 11, n. 9, p. 199, „Tertium, *Haeresis* est nostro jure pertinax defensio errorum in quatuor illis Oecumenicis Conciliis *Nicaeno, Constantinop. Eothes. 1. & Chalced. damnatorum*, l. 8. C. de Haeret [C. 1. 5. 8]. N. 115. c. 3. §. 14. Tabor. in Bar. l. 8. c. 4. ax. 2. *cujus variae poenae, Exilium, amissio bonorum, deportatio, & interdum in docentibus ultimum supplicium*, d. l. 8. §. fin. Pontificiis simpliciter poena capitalis; nostris non, nisi blasphemia concurrat. Carpz. pract. crim. q. 44. Haeretici quiete viventes asperius tractandi non sunt. N. 129. c. 1.“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』、2012年、255頁。「神に対する犯罪の第3は、異端であり、これは、ニケーア、コンスタンティノーブル、エフェソス及びカルケドンにおける4回の公会議において禁止された誤謬を執拗に擁護することである(C. 1, 5, 8; Nov. 155. 3. 14)。その刑罰は、追放、財産没収、流刑及び場合により死刑である(C. 1, 5, 8, 5)。教皇派の許では端的に死刑であるが、我々〔新教徒〕の許では瀆神を伴わない限り死刑とはならない。穏やかな生活をしている異端者はあまり厳しく扱われるべきではない(Nov. 129, 1)」； Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, C. 9, §. 29, n. 22, p. 200, „Committitur etiam in Consiliarios, si odio status praesentis fiat. Hujus poena est gladius, *art. 124. etiam section in quatuor partes, Carpz. q. 21. num. 40. & confiscation bonorum, l. 5. C. d. t. Aur. Bulla d. l. Const. Car. art. 218.*“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』、2012年、257頁。「現存の国家(*status praesens*)に対する敵意から行われる場合は、顧問官に対しても反逆罪が成立する。その刑罰は斬首(CCC 124)、さらには引裂であり、財産没収が併科される(C. 9, 8, 5; Cap. 24. Aur. Bullae; CCC 218)。」

¹⁴¹ Schultheiß, *Instruction*, 1643, S. 163, „die Zauber haben als *rei criminis laesae maiestatis diuinae*, sich aller jhrer Güter verrüstig gemacht/ vnd kann die Obrigkeit nach schärffe der Rechten alle deren Güter durch den *Fiscum* einnehmen lassen.“

この「神への大逆罪」という解釈は、『カロリナ』に従いつつ魔女に対して財産を剥奪する刑を科す上で、ひとつの論拠であったようだ¹⁴²。

ところで、シュルトハイスのこの主張は確かに魔女術の例外犯罪としての性質から主張されているが、彼は刑事法学者たちの文献を挙げてはいない。他方で、財産没収については、魔女裁判の財源を確保せねばならないというきわめて現実的な要求があった。シュルトハイスは前述のことを記述した後に続けて、財産没収がヴェストファーレン公領ではなされていないと述べ、「敬虔な者が魔術師のゆえに損害や苦勞へと導かれるかもしれないということは、おおよそ不当なことである」と憂慮している¹⁴³。既に述べたようにケルン選帝侯領においては1628年の魔女裁判令によって財産没収が定められたが、この法令が魔女裁判の増加のために高い効果を持つことはなかった¹⁴⁴。そもそも、シュルトハイスの言が正しいならば、ヴェストファーレン公領における魔女裁判では財産没収は貫徹されていなかったようである。ケルン選帝侯領の中でも、例えばオイスキルヒェンのハルト管区などは裁判によって財政が圧迫されていたという記録が残されている¹⁴⁵。シュルトハイスが財産没収について論じている裏に、このような魔女裁判に関する実態があった可能性は高いと思われる。

もうひとつ、奇妙な点としては、シュルトハイスが1628年のケルン選帝侯領における魔女裁判令を引き合いに出していない点である。前述のように、この法令は既存の法令を繰り返した上で魔女裁判の費用問題に触れている。そしてその際に、財産没収についても明確な指示を与えているのである。ケルン選帝侯フェルディナントは、裁判関係者の報酬やその他の費用を処刑された魔女の財産を没収することによって賄うように定めつつ、その手続を規定している。つまり、逮捕に際して被逮捕者の財産目録を作成し、処刑された場合に競売にかけて裁判費用にあてる事になっている¹⁴⁶。処刑された者に子どもがいれば

¹⁴² 小林「魔女裁判における財産没収と請願」2014年、96-98頁。

¹⁴³ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 163, „dann es ist fast vnbillig/ daß ein Frommer des Zaubers halber in Schaden oder Beschwernuß soll geführt werden.“

¹⁴⁴ 本稿第1章第1節(2)を参照。

¹⁴⁵ Schormann, Der Krieg gegen die Hexen, 1991, S. 87.

¹⁴⁶ Scotti, Sammlung der Gesetze und Verordnungen, welche in dem vormaligen Churfürstenthum Cöln (im rheinischen Erzstifte Cöln, Abt.1 in Teil. 2, 1831, S. 15f., „Nemblich und zum ersten: Wan inhalts darüber vor diesem außgangener Hexen-sonsten gemeiner Rechtten und Haltsgerichts Ordnungh, uff gnugsame Clage und anzeige, ainige selbiges Lasters bezigtichte Mans- oder Weibs-Personen gefenglich eingezogen, Sollen des Orts Vogt, Schultheiß, Kellner, oder derselben Verweser, mit Zuziehung zweier Scheffen und des Gerichtschreibers, alßpalt darauff in des Inhaftirten Behausungh sich verfügen, und die erfindliche gereidt- und ungereidegütter, Schuld und gegenschuld sich vorpringen lassen, mit fleiß ersehen und inrichttge verzeichnus pringen. Wan dan solche Person uff gütt- oder peinliches fragen sich des Lasters bekendlich gemacht, zum Töth verurtheilt und hingerichtet worden, Sollen gemelte Vogt, Schultheis, Kellner, Scheffen und Gerichtschreiber über die vorbedeutermaßen *consignirte* gütter und Schulden, was dern von des Hingerichten Erb oder *Patrimonio*, gewin und gewerb, gereibs und Ungereide herruren, und deren Schulden so von alters darauf gelegen und sonsten bei stehender Ehe, nit aber durch die Kinder gemacht, mahren bericht und erkundigungh einziehen, Solche von des unschuldigen Ehegattens gleicher gestalt *ex patrimonio* ererbten oder auß Nahrungh

子ども 1 人分の相続財を没収し、子どもがいない場合は半分が没収されることになっていた。とはいえやはり述べたように、この規定についても現地での慣習が優先されるという点も明記されていた。

この法令はただちにヴェストファーレンにも告知され、また詳細に財産没収について規定していた。それにも拘わらずシュルトハイスが財産没収を正当化する理屈としてこの法令を挙げなかったことには違和感が残る。考えられる可能性のひとつは、シュルトハイスがラントの枠組みを超えた普遍的な議論をしようとしているということである。ケルン選帝侯領の法令が当該ラントにしか影響力を持たない(それもどこまで効力があつたかは不明である)のに対し、ローマ・カノン法を用いた例外犯罪の理論はより広い射程を持つ。彼は著作の第 2 章冒頭で魔女の悪徳について論じる際に様々な学識者が違うことを言っていると述べ、「彼らの一部はカトリック、一部はルター派、一部はカルヴァン派」であると述べている¹⁴⁷。また、論敵として名指しで批判されているゲーデルマンはロストック、タナーはバイエルンの人物である。このように、シュルトハイスの議論は一地方の裁判実務の問題と限定されるものではなく、またシュルトハイス自身もそのような性質の議論ではないと認識していたことが分かる。

以上のように、刑罰・処置に関する例外犯罪の法的効果として、財産没収を取り挙げてみたが、魔女術罪を例外犯罪に含めた法学者たちが基本的に魔女術罪における財産没収の併科を認めておらず、悪魔学者達でさえ明示的に認めていないことから、シュルトハイスの財産没収に肯定的な主張は当時としては過激なものであったと結論できる¹⁴⁸。とはいえ、シュルトハイスのこの主張は、魔女術罪を「神への大逆罪」と見なした場合、理論的に導き出さう結論であるし、流刑との併科であったが、ローマ法においても財産没収に関する記述がなかったわけではない。だが、ビンスフェルトのように魔女術罪が「神への大逆罪」であると認めながらも、『カロリナ』を根拠として財産没収を許可しない知識人もいる。この点について確かにシュルトハイスはあらゆる刑事法学者、悪魔学者の中で最も魔女に厳しい立場を採っているものの、しかし既存の理論を大きく逸脱するものではなかった。また、財産没収の併科は例外犯罪一般に適用されたものではなく、あくまで大逆罪と「神への大逆罪」である異端に科された罰であるということは留意すべきだろう。

(4) 手続に関する例外① ー被告人の防御の権利

zuständigen gütern *separirn*, Fürters rechtlicher gebür und pilligkeit nach *aestimirn* und schetzen, wan Kinder vorhanden, ein Kindtheill, sonst in deren ermangelungh, die halbschiedt von berürtes Schuldigen *consignirten* gütern einnehmen und darauß al-dan die uffgehende Executions- und in nachfolgender Ordnungh ein und Andern *assignirte* Kosten und *Salariirung* alß eine, bei wehrender Ehe oder Wittiben Stand gemachte und *causirte* Schuldt, abrichtten und was alßdan übrig sein mochtte, wohin es Ihre Churfstl. Durchlcht. gnedigst veordnen, hinwenden.“
¹⁴⁷ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 68, „geschrieben seyn theils der Catholischer/ theils Lutherischer/ theils Caluinischer/ vnnd also vnderschiedtlicher *religion*“.

¹⁴⁸ なお、本稿では取り扱わなかったが、『鉄槌』においては魔女(異端者)に対して破門、免職、財産没収、および「肉体の死」つまり火刑が定められている。田島「『魔女への鉄槌』における「契約」概念」2016年、41頁。

おそらく多くの魔女研究において強調される魔女術罪の例外性とは、手続的な保障の緩和の事を指すと思われる。魔女裁判の手続に関する批判は、啓蒙時代を待たずに、同時代から既に存在していた¹⁴⁹。前述のようにシュペーもまた、『刑事的警告』の第4問において魔女術が例外犯罪である事を認めながら、しかし続く第5問においてそれが誤りであるか、刑罰に関してのみに限られる、と述べている¹⁵⁰。つまり、シュペーはいかに例外犯罪であっても、それは手続的な制限を緩和するものではなく、量刑の分野に限られるという認識であった。このようなシュペーの主張からもわかるように、例外犯罪論の法的効果については、刑罰や処置において例外的な取り扱いが許されるかということよりも、手続において例外が許されるかどうか、許されるとすればどのような場面でどの程度の例外的取り扱いが許されるのか、ということがより激しい議論の中心であったようだ。

魔女研究において指摘される魔女裁判における非人道性のひとつが、被告人の防御の機会がない、あるいは制限されていることである。魔女術が例外犯罪であると認めているような法学者たちであっても、被告人の十分な防御の権利を認めている。例えばブルネマンは次のように述べている。「公知ないし明白な犯罪の場合、被告人に防御の余地がなく、防御を与えることが全く無意味であるという主張がある。しかし私は、公知の犯人においても被告人に防御が拒まれるべきではない、と回答する」¹⁵¹。また、より直接的に魔女術罪についても「最重罪において、つまり毒殺、魔術において、また通常隠匿されるような罪において、被告人は防御を許されるべきでない」とされる。しかし、どの法においても、最重罪において被告人が防御を許されるべきではない、とはなく、許されるべきであるという対照的な意見が一般に受け容れられている」と述べている¹⁵²。つまり、たとえ最重罪においても、あるいは公知の理論を持ち出したとしても、被告人の防御の権利が認められないことがあってはならないと論じているのである。ブルネマンの引用しているファリナキウスも、最重罪や秘密犯罪であっても、防御の機会を与え

¹⁴⁹ Trusen, *Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse*, 1995, S. 211-215.

¹⁵⁰ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 4, 5, pp. 8-12. 本章第2節(1)の註70-72を参照。

¹⁵¹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 3, §. 6, n. 6, p. 130, „Sed, iniquunt, interdum versamur in delicto notorio ac manifesto, ubi absurdum esset, reum ad defensionem admittere, cum nulla ipsi competat. Sed respondeo, quod etiam in notoriis criminibus defensionem reo non denegandam esse.“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、170頁。「6 また、公知ないし明白(notorius ac manifestus)な犯罪の場合、被告人に防禦の余地がなく、防禦(の機会)を与えることは全く無意味である、という主張がある。これに対しては、クラールスが法学者の共通意見に基づいて、公知犯においても被告人に防禦を拒むべきではないと論じている、と私は答えたい。」

¹⁵² Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 3, §. 8, n. 8, p. 131, „Versamur iniquunt, in delicto atrocissimo v. g. veneficii, magiae, & quod occultari solet maxime, ubi non videtur reus ad defensionem admittendus. Sed cum nullibi in jure habeatur, in atrocissimis delictis reum ad defensionem non esse admittendum, & contraria sentential, quod admittendus sit, communiter recepta sit.“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、171頁。「すなわち、毒殺、魔女行為のように、ほとんどの場合隠蔽されるのが通例である最重罪(delictum atrocissimum)の場合は、被告人に防御を許すべきだとは考えられない、というのである。しかし、ファリナキウスが証明しているように、法のいずれにも、最重罪の被告人は防御を許されないとは定められておらず、防御を認める反対の見解が共通意見となっているのである。」

たり、そのために徴表の写し与えることを拒絶してはならないと述べている¹⁵³。いかなる場合においても防御の機会は認められねばならず、それは大逆罪や異端においても同様である¹⁵⁴。

また、近年の刑法史の研究(特にコッホ)においては、魔女裁判においても被告人の防御の権利は認められたということが主張されている¹⁵⁵。ここでコッホが述べている被告人の防御の権利というのは、具体的には職権によって被告人に弁護人が常にあてがわれたことを意味している。上に挙げたブルネマンも被告人の防御の権利について議論しているが、カルプツォフにおいてもまた、例えば弁護人をつけることは全ての場合に認められた¹⁵⁶。カルプツォフは第 115 問において防御について全般的に論じているが、最重罪においては制限されうるとか、あるいは公知の場合には制限されうるといった表現はない。すなわち、彼はあらゆる場合に防御の権利が認められると考えているのである。さらに第 74 番においては「防御の優位(*favor defensionis*)」という原則を取り挙げて、被告人側の防御に、原告側に対する有利を与えている¹⁵⁷。

シュペーもまた、この防御の権利について論じている。『刑事的警告』の第 17 問は「魔術の事件において逮捕された者に防御が許されるべきか、また弁護人が認められるべきか」という問を立てている¹⁵⁸。シュペーに拠れば、しばしば魔女術罪が例外犯罪で

¹⁵³ Farinacius, *Praxis et theoricae*, 1606, Q. 39, n. 41, p. 214, „AMPLIA XI. Et principaliter huius quaestionis regula procedat etiam in atrocissimis, in quibus adhuc reo minimè denegandas defensiones, & indiciorum copias cum termino competenti ad purgandum indicia antequam torturae subiiciatur, scripserunt Carrer. *in practica crimina. in 2. tractaetu de indic. & toriu. §. circa quinium. numer. 16* vbi allegat Gramm. *voto 34. in fine*, Marsil. *in practica. §. diligenter, sub numr. 157 & seqq. & praesertim, numer. 175.* dicentes quòd in enormibus criminibus seraundae sunt eadem iuris solemnitates, quae in aliis seruantur, idem Gramm. *voto 30. numer. 2. iuncto numer. 31.* vbi loquens in crimine veeni, & parricidij, & sic in enormissim o crimine, adhuc concludit reum esse admittendum ad suas defensiones faciendas cum termino, Ioan. Maria Monticell. *regu. crimin. 14. numer. 3.* vbi quòd nullibi in iure contrarium reperitur Boss. *in titu. de indic. & considerat. ante torutu. numer. 77. & seq.* vbi generaliter loquitur etiam quòd quis sit delatus maximi delicti, latè hanc defendit ampliationem Rolan. *consilio 12. numer. 58. in fi. & numer. 61. 62. 76. 79. ver. Non obstat, & num. 98* vbi de communi *libr. 3.* Francisc Personal. *in tracta. de indic. & tortu. nume. 23. versicul. Meritò in his criminibus,* vbi loquitur non solùm in atrocissimis, sed, quod plus est, etiam in occultis, & iis, que sunt difficiliss probatinis, Hieronym. Lauren. *decis. Auenionem. 15. num. 3. iuncto num 6. versicul. Quaemuis etiam, & num. 6. num. 10. & num. 18.*“

¹⁵⁴ *ibid.*, Q. 39, n. 44-45, p. 215.

¹⁵⁵ Koch, *Die Grundlagen des deutschen Strafverfahrens*, 2008, S. 400.

¹⁵⁶ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 115, n. 93, p. 142f., „Non tamen indifferenter admittendi sunt Advocati, sed tantummodò honesti, porbi & docti viri, non litium criminalium confufores, nec Rabulae loqventes non eloqventes, nex pravi non gnavi, nec tabifici non pacifici, ut dicit *Ventur. de Valent. in parth. litigios. lib. 2. cap. 7. nu. 26.* qvorum opera justitia causae non promovetur, sed lites criminales procrastinantur.“

¹⁵⁷ *ibid.*, Q. 115, n. 74, p. 141, „Notandum autem est, qvod in favorem defensionis multa admittantur.“

¹⁵⁸ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 17, p. 94, „An captis in causa MAgiae permittenda defensio sit, & Aduocatus concedendus?“

あるという理由から、いかなる種類の防御であっても許されないと考える者がいるという¹⁵⁹。シュペーは、確かにローマ法に拠れば、防御の権利や弁護人が認められない場合があるが、しかしこれは被告人が罪を認め、十分明らかである場合の話であると述べる¹⁶⁰。一方、犯罪が確立していないなら、被告人には防御や弁護人をつけることが許されねばならず、これは多くの法学者たちの共通見解であるとされる¹⁶¹。ここにはクラールスやファリナキウス、タナーに加え、デルリオや『鉄槌』の名まで挙げられている。こうして、シュペーは被告人の防御の権利を認めるのである。

シュペーが名を挙げているように、悪魔学者たちもこの防御の権利に完全に反対することはしていない。しかしながら、例えばデルリオを見てみると、直接的には無いものの、被告人の防御の権利に圧力をかけようという思惑を感じるかもしれない。というのも、デルリオは、確かに弁護人をつけることは認めているが、その弁護人について若干の留保をつけているからである。彼は魔女の弁護人について、もし相手が魔女であることを知りながら弁護したとすれば、弁護した者は弁護された魔女よりも悪く、共犯者と見なされると述べている¹⁶²。デルリオに拠れば、勿論相手が魔女であると知らなかった場合は罰せられないが、それも防御によって裁判が妨害されなかった場合に限ると述べられている。そし

¹⁵⁹ *ibid.*, Q. 17, p. 94, „existimant imperiti (imo malitiosi & iniqui, cum tam imperitus vix quisquam esse possit) quia Crimen hoc Sagarum exceptum sit, omnem prorsus defensionem prascindi oportere.“

¹⁶⁰ *ibid.*, Q. 17, p. 94f., „RESPONDEO I. Cum liquidum est de crimine excepto, reiicitur defensio, & negatur aduocatus ex iure communi iuxta cap. finale de Haereticis in 6. & legem quisquis, §. denique, C. ad leg. Iul. & leg. per omnes, quod si capta quaepiam crimen quidem de se non negat, sed crimine admisso, defendere illud cupit, id est, excusare, vt verbi causa obtendendo artem esse liberalem, vel Daemone se decptam, coactam, &c. potest ei negari defensio & aduocatus. RATIO est: quia excusationes huiusmodi friuolae sunt, ac proinde explodi possunt, nex audiri., praesertim cum iam sat excussa & definita sit huius criminis atrocitas a communi Doctorum consensu. Sed hic difficultas non est, nex de hoc casu proposita questio procedit.“

¹⁶¹ *ibid.*, Q. 17, p. 95, „RESPONDEO II. Cum non plene & plane constat de crimine, admittenda defensio est, & aduocatus concedendus ex sententia communi, vt vide apud Iulium Clarum, §. haeresis, num. 16. & Farinacium quaest. 39. num. 109. & 167. quod etiam seruandum in criminibus Exceptis, vt bene sentiunt Autores citati a Delrio, & post eum a Tannero de Iustitia disp. 4. quaest. 5. dub. 3. num. 76. nimirum Doctores Ingolstadienses, Friburgenses, Patauini, Bononienses, Autores Mallei Eimericus, Penna, Humbertus, Simancha, Bossius, Rolandus, &c.“

¹⁶² Delrio, *Disquisitionum Magicarum*, 1599/1600, L. 5, §. 4, p. 378f., „3. est, cum sortiarij, vt plurimum etiam sint haeretici: eos qui scienter defendunt ipsos & errores eorum esse ipsis deteriores, proque socijs habendos qui nesciunt esse sortiarios, hi punendi non sunt, vt tales: nisi sua defensione iudicis officium impediunt. Qui scientes esse sortiarios, non defendunt errorem, sed personam tantum: illi se valde suspectos reddunt, & contra illos specialiter in quiri potest, & ob defensionem hanc sunt puniendi: vt & aduocati & notarij: illi, si scienter & sponte in iudicio patrocinantur, venia non petita vel ad hoc a iudice non deputati, si instrumenta scienter illis confecerint. Quod si iudices, vel Domini eos in suis iurisdictionibus, aut terris defenderint: primo sunt excommunicandi, & post pertinaciam officijs, dignitatibus, & bonis priuandi, & in exilium mittendi, vt regijs Hispaniiae & Siciliae constitutionibus iustissime cauetur. fallit haec 3. regula, quando sortiarij non sunt haeretici.“

てもし魔女であることを知りながらその相手を弁護したなら、破門に始まり、職や地位や財産の喪失、追放といった罰を受けなければならないとしている。このようにデルリオは、魔女裁判における弁護人に対して、牽制ともとれるようなことを述べている。

シュルトハイスはどのように述べているだろうか。シュルトハイスは防御の機会のために時間を設けることについて厳しく反対している。「彼らに 8 日の時を防御のために定めることは……無駄な事であるのみならず、危険な行為である」とシュルトハイスは論じている¹⁶³。この文言とともにシュルトハイスが言及しているのは、徴表の写しを被告人に与えることである。既に書いたように、徴表が証明されるか否かは、魔女裁判において決定的な要素のひとつであった。徴表の内容への抗弁は、被告人が拷問を受けずに済む道であった。そのため、『カロリナ』第 73 条においては聴取された証言が開示され、特にその写しが被告人に渡されなければならないと定めている¹⁶⁴。シュルトハイスは徴表の写しを被告人に与えた場合、悪魔を通じてそれが他のまだ捕らえられていない魔女たちに伝

¹⁶³ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 273. 略は筆者による。 „daß alßdan nicht allein ein vergeblich sonder ein gefährlichs werck were/ [...] darbey jhnen 8. tag zeit *ad defendendum* zustatuiren.“

¹⁶⁴ Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 57, „73. So dann solche kundtschafft verhort ist, soll es mit eroffnung der selben also gehalten werden, nemlich würde kundtschafft vor etlichen eyns peinlichen gerichts personen die diser sachen verstendig, gehort, So soll der richter zu eroffnung der selben kundtschafft tag ansetzen, vnd schriftliche einrede, vnd schutzrede, zulassen auff form vnd maß, wie hernach volgt. [...] Anfenglich sollen die gemelten Commissari vnd kundtschafft verhörer, den partheien zu offnung der kundtschafft tag ansetzen, vnd auff solchen bestimpten tag beyden theylen abschrift, auff leidliche belonung dauon geben, vnd eyn zimlich zeit die sie nach gelegenheyt der sach, für not ansehen vnd erkennen, geben, damit solchs an die sachwalther, vnd sonderlich an den gefangen bracht, vnd sollen des gefangen beistender deß fals zu jm gelassen werden, vnd wes dann jedertheyl zu oder inn solchen kundtschafften reden will, das soll er vor gedachten kundtschafft verhörern, inn schriftten gezwweifacht, auff eynen namhafften tag, den jm die kundtschafft verhörer derhalb nach gelegenheyt der sachen, innn zimmlischer zeit ansetzen sollen, fürbringen, Vnd fürther die eyn schrift bei den kundtschafft verhörern behalten, vnd die ander dem widertheyl behendigt werden, sein gegenschrift (ob er will) darauff zuthun.“ 上口「翻訳カール 5 世刑事裁判令(1532 年)試訳(1)」2014 年、182 頁。(略)は筆者。「第 173 条 証言が聴取されたときは、証言の開示(eroffnung)が行われなければならない。すなわち、その能力のある若干名の刑事裁判所構成員〔=参審人〕の面前において証言が聴取されたときは、裁判官は当該証言の開示期日を定め、以下に定める形式及び方法(form vnd maß)により抗弁書及び再抗弁書(schriftliche einrede, vnd schutzrede)を提出することを許さなければならない。……(中略)……始めに、上に定める受任裁判官及び証言聴取者は、当事者に証言開示期日を指定し、所定期日に、適切な対価と引き替えに当事者に証言記録の写しを交付し、かつ、事件の状況に照らし、証言記録の写し〔の内容〕が代理人(sachwalter)、特に被告人に周知されるために必要と判断するしかるべき猶予を与えなければならない。また、被拘禁者の代理人が被拘禁者のもとに赴くことが許されなければならない。両当事者が当該証言について同意又は意義を述べようとするときは、証言聴取者が事件の状況に照らし相当な期限内に定めるべき期日に、書面 2 部作成の上、上に定める証言聴取者に提出しなければならない。書面 1 部は証言聴取者の手元に留められ、かつ、他の 1 部は反対当事者に交付され、(必要ならば)抗弁書(gegenschrift)作成の用に供されなければならない……(後略)。」

えられ、結果として魔女の訴追に支障を来すと論じている。さらにシュルトハイスは防御の機会について次のような論を展開している。まず彼の言うところによれば、防御の機会を設けなければならないのは告訴手続の場合であり、糺問手続においてはその必要はない¹⁶⁵。そして街道強盗を例に挙げながら、「公知」の場合においては、徴表が十分にあるのであれば被告人に防御の機会を与えることなく拷問に進むことができると述べる¹⁶⁶。そして『カロリナ』の第77条¹⁶⁷を引きながら、裁判の迅速化のためにもこの

¹⁶⁵ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 268. „Wann auff anruffen einiges anklegers/ durch den weg der anklagung die Obrigkeit gegen einen Peinlich beklagten verfaret/ so muß die Obrigkeit den gemeinen Ordentlichen weg halten/ von den Peinlich anklegern die Peinliche anklag auff und annehmen/ auch denselben handtfast halten/ biß er gnugsame *Caution praestirt*, die *articulirte* anklag wirt nach dem der Peinlich angeklagter darauff geantwortet/ den beklagten abschriftlich *communicirt*, dem anklager muß zeit seine *articulirte* klag zubeweisen angesetzt/ auch den Peinlich beklagten *Directorium probandi cum cominibus testium* vmbseine fragstücke zuuerfertigen zugestellt werden. Vnd muß der Richter in diesem wege der anklagung dem beklagten auch zeit geben vmb sein *defensional articul* zu *exhibiten*, vnd sintemahlen zwischen dem anklegern vnd Peinlich beklagten der *process* geführt wirt/ vnd der anklager *in affirmatiuis*, der beklagter aber *in negatiuis* bestehet/ So erfürdert des Richters ampt daß derselb ob *in affirmatiuis pro accusatore, contra Reum, vel in negatiuis pro reo, contra accusatorem* zuerkennen vrtheile/ daß *verbi gratia*, der Peinlicher anklager sagt/ der Peinlich angeklagter sey auff gefuhrte kundtschafft vnd fürbrachte *indicien*, durch die *Tortur* zufragen/ der Peinlich angeklagter sagt/ er sey nicht zu *torquieren*/ als muß darvber der Richter erkennen vnd ein Rechtmessiges vrtheil geben/ die vrsach/ warüb so ordentlich durch den weg der anklagung zu *procediren*, ist diese/ Nemblich weil ein jeder für Fromb so lang zuhalten/ biß ein anders vber jhnen bewiesen wirt/ weiln der anklager mit seiner anklag Rechtlicher gebür noch allerdings gefast seyn vnd der Richter so wenig an deß Peinlich anklegern/ alß an Peinlich beklagten seitden *pendiren* vnd dem REchtens seinen ordentlichen weg keinem zu nachtheil abschneiden muß/ aber wann die Obrigkeit durch den weg der *inquisition* auß tragendem ampt zu bestraffung deß bösen *procedirt*, so wirt schlecht durch einziehung der warheit/ ob nemblich solche vbelthaten begangen/ vnd durch welchen vervbt sein mögten/ ohn Form ordentlichen Proceß verfahren“.

¹⁶⁶ Ebd., S. 271, „auff solchen fall werden den Strassenreubern/ die *indicia* nicht Copeilich *Communicirt*, noch auch *terminus defendendi statuirt*, sondern es wirt/ wie in offenbahren vnlaugbahren fellen cnnd gebrüchlich *absque, strapitu Iudicii de plano, via regia procedirt*“; Ebd., S. 272, „Vnd weilen die fünff Personen Strassenraubere seyn/ vnd vnmöglich ist/ daß sie der *Tortur* sich entladen können/ *Ergo* ist schleunig mit der *Tortur* zuuerfahren vnd gefehrlich nicht zuerziehen; Es wehre an sich selbst einlauter vergeblicher auffendthalt/ vnd nährischer auffzug“.

¹⁶⁷ Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 59, „77. Item vnkosten zuuermeiden, Setzen vnd ordnen wir, daß inn allen peinlichen sachen dem rechten schleuniglich nachgegangen, verholffen vnd geuerlich nit verzogen werde.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、183頁。「第77条 同じく、費用節減のため、朕は、全ての刑事事件において訴訟(das recht)が迅速に行われ、かつ故意に(geurlich)遷延されないことを定め命ずる。」

ような措置は妥当なことだと論じている¹⁶⁸。このような主張からは、シュルトハイスが魔女術罪の被告人に対して防御の機会を与えることを忌避していることがわかる。既にカルプツォフやブルネマンに見たように、大多数の近世刑事法学の学説においては、防御の機会を認めることが前提とされているため、シュルトハイスの主張は極めて異質なものであったと言える¹⁶⁹。

また直接的な被告人の防御の権利の制限ではないが、シュルトハイスは学識ある弁護人の存在を警戒しているように思われる。というのも、学識ある弁護人が弁護をするということが、被告人が魔女であるとの徴表のひとつとなり得ると述べているのである。シュルトハイスは徴表の34番目として、「辩护人、代理人、公証人、法律相談者が、魔術の悪徳のゆえに逮捕されたようなある人に仕え、かつ意図的に、またよく知りながら、法や博士〔の論文〕を曲げて書面において主張をしたか」という項目を設けている¹⁷⁰。この部分の欄外注で、シュルトハイスはデルリオの前述の箇所を引用しながら「裁判を中傷的にあるいは狡猾に非難する辩护人、代理人、公証人、法律相談者は自らに疑惑をもたらす」と述べている¹⁷¹。このようなシュルトハイスの主張からは、学識ある人による魔女裁判への妨害を彼が快く思っていなかった様子が伝わってくる¹⁷²。勿論、シュルトハイスは魔女のための全ての弁護を禁じているわけではない。ただ、弁護人の存在についてのシュルトハイスの主張には、彼の経験が影響しているのかも知れない。『詳細なる手引き』第10章の記述が事実であれば、シュルトハイスは学識ある弁護人によって「不当に」中傷された経験があるようである¹⁷³。シュルトハイスのこのような記述は、魔女裁判とそれを遂行するコミサルに対する批判への牽制であると考えられることもできる。いずれにせよ、弁護人

¹⁶⁸ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 271, „Weil in allen Peinlichen sachen den rechten schleunig nachgangen/ verholffen/ cnd nicht verzogen werden soll. peincl. haltzg. odr. car. v. art. 77.“

¹⁶⁹ このような防御の機会を認めないことについては、悪魔の存在がその大きな根拠になっている。このような悪魔の存在の重要性については、本稿の第4章において取り扱う。

¹⁷⁰ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 92, „Ob ein Aduocat/ Procurator/ Notarius oder Sollicitator einem so deß Lasters der Zauberey halber verstrickt/ dienet/ vnd fürsetzlich vnnnd wolwissent die *Iura* oder *Doctores* fälschlich in seinen Schrifften *allegirt*.“

¹⁷¹ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 92, „Aduocati Procuratores Noraeij, Sollicitatores processum calumniosè seu delosè oppugnantes faciunt se suspectos. *Delr. d. lib. 5. sect. 4. n. 4.*“ 挙げられているのはDelrio, *Disquisitionum Magicarum*, 1599/1600, L. 5, §. 4, n. 4, p. 379, „Quod de defensoribus dictum, idem de fautoribus obtinet: qui verbis, factis, consilio, vel pecunia eos iuuant.“

¹⁷² シュルトハイスは『カロリナ』や1607年の魔女裁判令に挙げられている徴表群を具体化したのみならず、しばしば拡張し新たな徴表群を設けてさえいるのであるが、その新たな徴表群の中には魔女裁判遂行に対する妨害に関するものが多く含まれている。例えば32番目に挙げられた「裁判や悪徳の根絶のゆえにではなく、むしろ魔女コミサル、参審人、および審問に立ちあう他の者、ないし彼を連れてきた者について、ふさわしくない、恥ずべき、あるいは無責任な話をするか」や続く「それによって魔女に対して裁判がされなくてよいように、助言したり手助けをしたり、働きかけたりしたか」という項目等である。ここで挙げた学識ある弁護人による「法や博士〔の論文〕を曲げて」の弁護活動への警戒も、このような魔女裁判遂行の妨害という面から理解することができる。これらは組織犯罪としての魔女罪の性質とも関連しており、次章で詳しく扱う。Schultheiß, Instruction, 1643, S. 32f.

¹⁷³ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 471-478.

がいかなる場合も認められると論じる前述の法学者達の主張と比較すると、シュルトハイスの主張においては弁護人たちへの警戒心が前面に現れているように思える。そしてそれは、デルリオとシュルトハイスを通じて魔女迫害推進者のあいだでの、ある種の共通点となっている。

以上のことから、被告人の防御の権利についてのシュルトハイスの主張が、同時代の刑事法学において一般に許されていないような制限を含んでいることが分かる。カルプツォフもブルネマンもいかなる場合であっても被告人に防御の機会を与えるべきであると明言しているのに対して、シュルトハイスは十分な徴表があれば防御の機会を与えずともよいと主張し、さらに魔女術罪の被告人を弁護する人に対して間接的に圧力をかけてさえいる。この点についてシュルトハイスの主張や態度は、例外犯罪論や当時の刑事法学の枠を大きく逸脱したものであると見なすべきだろう。

ところで、シュルトハイスのこの主張は、いずれも「必要はない」とか「できる」という書き方がしてある。このような記述からは、シュルトハイスも被告人の防御の権利を認めるのが「通常」であり、それを無視するのが「例外」であるという認識を持っているということが見てとれるだろう。このような認識は、続く拷問と証人適格に関する記述において、より明白に現れてくる。

(5) 手続に関する例外② ー拷問と証人

研究史上、拷問と魔女裁判(と糺問訴訟)の間には複雑な関係性がある。魔女研究においては、拷問は魔女裁判における証明手段として重視されている。無論、証明としての自白とそれを得るための拷問の重視は魔女裁判に限らない。近世の証拠法は法定証拠主義であった¹⁷⁴。つまり、証拠の価値は裁判官の心証によるのではなく、法によって定められていた。この時代において有罪判決を下すためには、2人の証人による証言か、被告人の自白が必要とされた。これは魔女裁判の場合においても同様であった¹⁷⁵。中世以来刑事事件全般において自白を重視するようになり、その結果として拷問もまた重視される結果になったとされている¹⁷⁶。しかし古い魔女研究においては、拷問は魔女裁判において決定的な役割を果たしたのみならず、魔女を生み出しさえした、と見なされていた¹⁷⁷。というのも、合理主義アプローチからすると魔女は実在しない。魔女術の証明はその性質上困難であった以上、魔女を有罪として処刑するには、被告人の自白が必要とされた。この自白を得るために苛烈な拷問が加えられ、被告人は強制的に自白させられた、と考えられていたのである¹⁷⁸。他方で、従来の法史的研究において拷問は糺問主義の重要な一要素として論じられていた。シュミットは拷問を、実体的真実の追究、職権による手

¹⁷⁴ 近世普通法の証拠法については以下の論文を参照。Rüping, Jerouschek, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 6. Auflage, 2011, S. 44-46; 藤本「中近世ドイツにおける証拠法の変遷について」2001年; 若曾根「徴表と有罪の理論をめぐる一問題」2014年。

¹⁷⁵ Koch, Die Grundlagen des deutschen Strafverfahrens, 2008, S. 400.

¹⁷⁶ 藤本「中近世ドイツにおける証拠法の変遷について」2001年、76-77頁。

¹⁷⁷ 例えばCohn, Europe's Inner Demons, 1975.

¹⁷⁸ この考えを反映している研究として、例えばBaschwitz, Hexen und Hexenprozesse, 1963; Cohn, Europe's Inner Demons, 1975; バーストウ『魔女狩りという狂気』2001年。

続と共に糺問訴訟の原理として挙げている¹⁷⁹。そしてまた、魔女裁判はこのような拷問を伴う糺問主義によって遂行され、大量迫害に至ったと見なされていた¹⁸⁰。このように、従来の研究においては魔女裁判と拷問と糺問主義は強く結びついて考えられていたのである¹⁸¹。

ところが、近年の法史研究は少なくともこの糺問主義と拷問の結びつきを弱めつつある。教会法史の研究者であるトゥルーゼンは、糺問主義と拷問を切り離れた¹⁸²。トゥルーゼンによれば、糺問主義はインノケンティウス三世によって発明ないしは発展させられたが、インノケンティウス三世の目的は高位聖職者の犯罪を追求することであり、そのため被告人の権利には十分配慮された。また、証明方法は旧来の雪冤宣誓を利用して、彼によれば、拷問はその起源を古代ローマ法に持っており、「重大な犯罪」(とりわけ大逆罪)の際に利用された。そして拷問は「重大な犯罪」の際には、告訴訴訟においても利用されたのである。とはいえ、近世においても、魔女裁判において最も問題視されたのが拷問であったことは確かである。シュペーやトマジウスが拷問の非人道性を批判していたことは、研究者の内に限らず広く知られているし¹⁸³、とりわけシュペーに関する文献のほぼ全てが、彼が立証の手段としての拷問に反対したという事を述べている¹⁸⁴。

しかし、前節で述べたように、魔女術罪が例外犯罪として扱われたか否かの問題において、近年中心的に議論されているのは、拷問の無制限の使用ではなく、むしろ拷問の判断を下すための証人や徴表の問題である。既に見たように、リヴァックも魔女術の「例外犯罪」性については、証人の問題を挙げている¹⁸⁵。従来の研究においても、例えばボダンなどを用いながら、通常の犯罪においては認められない証人の許可されていたことなどが知られている¹⁸⁶。以上のことから、拷問については、拷問それ自体についての議論と、拷問の条件についての議論とに分けられるだろう。

まずは拷問それ自体について、例外犯罪においてはどのような取り扱いが許され得たのか、確認してみよう。本章第1節で述べたように、メルツバッハーやシュミットは例外犯罪と拷問を結びつけ、拷問の程度ややり方において例外的取り扱いが可能だったと論じている¹⁸⁷。拷問については、程度、時間、種類、回数、対象など、細かい規定や議論があっ

¹⁷⁹ Schmidt, Einführung, 1965, S. 91-95.

¹⁸⁰ Cohn, Europe's Inner Demons, 1975.

¹⁸¹ 例えば法制史の概説書においては、近世糺問主義の特徴を示すものとして、魔女裁判を例に挙げて説明しているものもある。岩村、三成賢次、三成美保『法制史入門』1996年、118-119頁。

¹⁸² Trusen, Der Inquisitionsprozeß, 1988.

¹⁸³ 例えば、Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse, 1995, S. 217-221; マイホルト「例外犯罪」2011年、137-141頁; ゼレルト「ランゲンフェルトのフリードリヒ・シュペー」1992年。

¹⁸⁴ Jerouschek, Friedrich von Spee als Justizkritiker, 1996, S. 262-263; ゼレルト「ランゲンフェルトのフリードリヒ・シュペー」1992年、62-63頁。

¹⁸⁵ Levack, Hexenjagd, 2003, S. 85, Anm. 25.

¹⁸⁶ 波多野「ボダンの悪魔学と魔女裁判」、1997年、198頁。Bodin, De la demonomanie, 1580, L. 4, Cap. 2, p. 177r-186v.

¹⁸⁷ Merzbacher, Die Hexenprozesse in Franken, 1957, S. 112; Schmidt, Einführung, 1965, S. 209-211.

た。例えば程度については、カルプツォフは3段階¹⁸⁸、ブルネマンはフェリナキウスに従って5段階があると論じている¹⁸⁹。この拷問の程度については、例外犯罪論と関係が

¹⁸⁸ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 117, n. 59-63, p. 158, „Huius torturae in foro Saxonico tres gradus enumerantur, qui ab invicem sunt distincti, nec in quovis casu & crimine indifferenter locum obtinent, *Primus & infimus est*: Quando adhibitis funiculis cruciantur Rei: ut, quando manus ipsorum retrò funibus arctissimè constringuntur. Qui gradus torturae à territione, quae cum ligatura funiculis quandoque sit, in eo differt, quod in hac, territione nempe, carnifex manus Rei funibus tantum modò paululùm ligare incipit, in primo autem gradu torturae, juncturae manuum funibus arctissimè usque ad ossa constringuntur: unde corpus intolerabiles sentit dolores, ita ut hic gradus torturae, quoad cruciatus & dolores, secundo gradui ferè similis sit. Ajunt namque carnifices, Reum ligaturam hancce perpassum, facilè etiam dolores gravioris torturae vincere posse. *Hancque differentiam territionis cum funibus, & ligaturae in primo torturae gradu innuunt etiam verba Scabinorum, quibus in decernendo primo torturae gradu uti solent in sententiis*: Vnd da dieses bey ihme nicht fruchtet/ wird dem Scharffrichter auch verstattet/ jhn mit den Banden zu schnüren. *Contra verò territione cum funibo indicta, haec verba ponuntur* (Mit den Schüren den Anfang zu machen.) *Qvam verborum differentiam & efficaciam Carnifices periti exactissimè noscunt. Alter & medius torturae gradus est*: Quando Rei scalae subjiciuntur, & violenta quadam expansione seu extensione omnium membrorum articuli distinguntur, atque dilacerantur, wenn inquisit uff die Leiter gezogen und gespannt/ oder gefoltert wird. *Johann. Zanger in tract. de qvaest. & tortur. c. 4. nu. 10.* Hic gradus torturae omnium frequentissimus est, & nomine torturae simpliciter posito propriam venit, ac subintelligitur. *Tertius & summus torturae gradus est*: Quando carnifices ultra expansionem Rei in scala jam peractam, superioribus adhuc tormentis utuntur, & vel videntibus luminibus, vel sulphuro & igne corpori injecto cutem adurunt, aut extremas digitorum partes, immissis infra unguis pineis cuneolis, iisque postmodum accensis, adustione laedunt: aut etiam tauro vel asino ex metallo fabricato, & igne immisso paulatim excandescenti Reum imponunt, *Zang. dict. 6. 4. num. 10.* Quae aliaque tormenta carnificibus notissima sunt.“

¹⁸⁹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 32, n. 42-44, p. 162, „Sunt autem gradus Torturae, secundum communem Doctorum sententiam quinque, quos recenset *Farinac. qu. 37. n. 40.* *Primus* gradus est territio realis. Nam territio duplex est: alia verbalis, quando reo praesentatur carnifex cum Torturae instrumentis, ita tamen, ut Carnifex reum apprehendere non debeat. Wenn ihm der Scharffrichter vorgestellt wird/ mit den peinlichen Instrumenten/ doch daß er ihn nicht angreifen darff; altera realis, quando reus spoliatur, ligatur, & funi applicatur. *Secundus* gradus est, quando reus elevatur, & modico tempore detinetur. *Tertius*, quando diutius detinetur, sine tamen quassatione. *Quartus*, quando adduntur quassationes. *Quintus*, quando adduntur compedes ferrei, vel aliquod simile pondus. Carpzovius *qu. 117. n. 59.* dicit, tres esse gradus in foro Saxonico: *Primus* est, quando inquisiti manus retro funibus arctissime constringuntur, quem gradum a territione reali manifeste diversum esse constat, in qua non constringuntur manus, sed tantum paulum ligantur. *Alter* gradus est, quando rei scalae subjiciuntur & violenta quadam expansione, omnium membrorum articuli quasi dilacerantur. *Tertius* est, quando severiora adduntur remedia, ut ignis & similia. Sed hac in parte stylus cujusvis Judicii est attendendus. In Facultate nostra observavi tria formularum genera usurpari: Interdum enim modicam torturam indicere solemus, Daß der Gefangene mäßiger Weise durch den Angstmann anzugreifen. Vel simpliciter dicimus: Ipsum esse subjiciendum tormentis, daß der Gefangene vernüttest der Peinligkeit zu befragen: Vel tertio acriorem Torturam definimus, qui videtur esse gradus supremus, daß der Gefangene mit ziemlicher

ある。カルプツォフは、この第3段階目の拷問は、あまりにも残酷であり過酷であるので、「忌むべき、また例外的な犯罪(in Criminibus nefandis & exceptis)に」、また徴表が大量に存在する犯罪、極めて確かな犯罪や秘密犯罪、「ただ自白のみが欠けていると思しき」場合にのみ適用されると述べている¹⁹⁰。また、ブルネマンも、拷問の程度について、「最重罪」の場合、被拷問者が自白しないなら強めることができると述べているのである¹⁹¹。このように、例外犯罪であれば、拷問の段階や強さが引き上げられ得た。

拷問の繰り返しは、当時の刑事法学者達の言うところの「拷問の反覆(torturae repetitio)」にあたる。ブルネマンに拠ればこの「拷問の反覆」には2つの場合があり、彼は被拷問者が拷問の際に自白し、その後すぐに撤回した場合と、被拷問者が自白しなかった場合とに区別している¹⁹²。ブルネマンは、撤回がなされた場合については、ファリナキウスやアン

Schärffe anzugreifen/ etc. Nec haec habere opus puto declaratione, cum periti carnifices & cordati, distinctionem & differentiam horum verborum facile scire possint. “ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、210-211頁。「42 拷問の程度は、法学者の共通意見によれば、5段階ある。ファリナキウスはこれを列挙する。第1段階は、拷問具を用いて行う威嚇である。威嚇には2種類ある。一つは言葉による威嚇であり、被告人に拷問吏と拷問具を示すが、拷問吏は被告人を羈束しない。他は拷問具を用いて行う威嚇であり、被告人を裸にし、羈束して吊索に繋ぐ。第2段階は、被告人を吊り上げ、適当な時間その状態に置く。第3段階は、これを一層長い時間続けるが、揺らさない。第4段階は、揺らす。第5段階は、鉄製足枷又はその他の重量を加える。43 カルプツォフは、ザクセンの裁判所では拷問の程度は3段階であるという。第1段階は、被拷問者の両手を背中で非常に堅く縛する。これは、両手を堅くではなく軽く縛する、拷問具を用いて行う威嚇とは明らかに異なる。第2段階は、被告人を梯子の上へのせ、四肢を引き抜くように激しく引く。第3段階は、火等のより厳しい手段を加える。ここでは各裁判所の慣習に従うべきである。44 わが法学部では3種類の命令が用いられた例を私は知っている。すなわち、『被告人は拷問吏によって適度の拷問されるべし』として、軽い拷問を命ずる場合がある。あるいは単純に、『被告人は拷問によって尋問されるべし』と判決する場合もある。第3番目に、『被告人は非常に厳しく拷問されるべし』として、厳格な拷問を命ずることがあるが、これが最高の程度の拷問であると思われる。これらについて説明を加える必要はないと考える。熟練した分別のある拷問吏はこれらの文言の違いを容易に知ることができるからである。」

¹⁹⁰ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 117, n. 65, p. 158, „Qvia verò tertius hic torturae gradus atrocissimus & horribilissimus est, in omnibus indifferenter delictis locum non habet, sed tantùm in Criminibus nefandis & exceptis, indiciis mulùm urgentibus & certissimis occurrentibus, ita ut sola confesio deficere videatur, quod probè notandum est, *Joh. Zang. de quaest. & tortur. cap. 4. nu. 10.* Et ut verum fatear, extra casum, quo Reus sacrilegii vel alterius criminis atrocissimi, indubitatis indiciis gravatus ac ferè convictus, in prima tortura obstinatus in negando perstitit, torturam hujus tertii gradus à Scabinis cuqvam fuisse adjudicatam, non memini.“

¹⁹¹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 44, n. 66, p. 167, „Si autem inquisitus nollet plane fateri, sed tormenta parvi pendere cideatur, in atrocissimis delictis etiam intendi tortura potest, ut ex *Chartatio lib. 4. cap. 1. numer. 105. tradit Ambrosin. d. c. 2. num. 11.*“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、217頁。「66 被拷問者が全く自白しようとし、拷問を意に介していいないと思われる場合は、最重罪の場合であれば、拷問を強めることができる。これは、カルタリウスに基づいてアンブロシヌスが説いている通りである。」

¹⁹² Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 56, n. 87, p. 177, „Sed quid si reus in tortura secunda fateatur delictum, ac denno poste

ブロシヌスの議論を挙げながら、徴表が強力であれば3回まで可能であると論じている。しかしそもそも拷問によって自白されなかった場合については相反する2つの主張を取り上げている。一方では、その場合に「拷問の反覆」を行うことが『カロリナ』(第58条¹⁹³)において許可されていると述べ、マテウス、クラールス、ファリナキウスもまた「新たな徴表なくして拷問の反覆が可能である」としているとして記述している¹⁹⁴。しかしながら

a confessionem ratificare nolit, sed secundo revocet? hic ad tertiam torturam (praemissis tamen Considerationibus, ut jam proposui) Judicem devenire posse, Dd. communiter statuunt, *Clarus d. quaest. 21. n. 36. in fine, Ant. Gometz. d. cap. 13. num. 27. Farinac. quaest. 38. numer. 99.* Ubi tertiam torturam admittit, quando indicia sunt multum urgentia & manifesta, *Ambrosin. d. cap. 5. num. 14. ubi u. seq. recte monet, ut jam antea monuimus, considerandas esse praecedentium indiciorum qualitates. Si enim gravia fuerint indicia, (& crimen etiam atrocius) tertiam putat adhiberi posse torturam.*“ 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、226-227頁。「87 被告人が第2回の拷問に犯行を自白したが、再び自白認証を拒み、再度自白を撤回する場合はどうすべきか。この場合、裁判官は(上述したような検討を加えた上で)第3回の拷問を行うことができる、と法学者は一致して述べている(ファリナキウスは、徴憑が非常に強力かつ明白な場合に3回目の拷問を認め、さらにアンブロシヌスは、上述したように〔拷問前に〕予め存在した徴憑の性質に注目すべきことを正しく指摘し、徴憑が強力で、かつ犯罪が重大である場合に3回目の拷問を科しうるとする)。」

¹⁹³ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532* (Carolina), 2000, S. 51, „Item die peinlich frag soll nach gelegenheyt des argkwons der person, vil, offt oder wenig, hart oder linder nach ermessung eyns guten vernünfftigen Richters, fürgenommen werden, vnd soll die sag des gefragten nit angenommen oder auffgeschriben werden, so er inn der marter, sondern soll sein sag thun, so er von der marter gelassen ist.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、178頁。「第58条 同じく、拷問は、人物に対する疑念の状況に応じ、良き賢明なる裁判官の裁量により、その多少、回数、緩急が決定され、執行されなければならない。拷問中の被尋問者の供述は採用され録取されてはならず、被尋問者は、拷問から解放された上で供述しなければならない。」

¹⁹⁴ Brunemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, C. 8, Mem. 5, §. 60, n. 91, p. 178, □ は筆者。 „Interdum vero, licet in tortura prima nihil fassus fuerit inquisitus, nihilominus tamen denuo torqueri potest, quae torturae repetitio vocatur, ac judici discreto permittitura Carol. V. Imperat. in *Ordinat. Criminal. art. 58.* Sed non esse repetitioni locum, Dd. communiter statuunt, nisi nova interveniant indicia, *Clarus §. fin. quaestion. 64. Farinac. quaestion. 38. nume. 88. per. l. 18. §. 1. ff. de quaestion* [D. 48. 18. 18] . Ubi perevidentiora indicia non intelliguntur, quae prioribus firmiora, sed quae a prioribus sint specie dicersa vel substantia, ut post alios interpretatur Carpzov. *quaest. 125. num. 43.* Illa tamen interpretatio Carpzovii verbi *evidentiorum*, vix videtur probabilis. Nam inter diversitatem & inter evidentiam indiciorum, planum est discrimen. Nex priora indicia hic attendenda puto, quia per torturam purgata. Ideoque nova indicia requiruntur, quae non tantum a prioribus specie sint diversa, sed etiam per se ad torturam inferendam sufficientia, praesertim cum tortus pro se novam praesumptionem innocentiae, ex tortura consecutus sit, ut adeo non male locutus videatur *Zanger. de tort. c. 5. n. 14.* Licet autem *Ant. Matth. tit. 16. c. 4. num. 14.* etiam sine novis indiciis torturam posse repeti dicat, non obstante *l. 18. §. 1. de quaest.* qui de Inquisito jam oppresso loqui videtur, quem allegat etiam *Clar. q. 64. num. 38. & 46. & Farinac. q. 38. n. 79. & 106.* Illa tamen sententia in Germania non recepta, nec illa sententia per illum §. 1. probata, & in hac materia potius levior sententia

ブルネマン自身はそれとは異なり、ローマ法を根拠として、ツァンガーと同様にこの場合の「拷問の反覆」は不可能であるという見解を支持している。ただしブルネマンは、彼が挙げているアンブロシヌスが「重罪(*crimen etiam atrocius*)であれば」という条件をつけているにも拘わらず、この際に問題としているのは徴表の質や量であり、例外犯罪であるか否かは条件としてはいない。

他方で、カルプツォフが「最重罪」の法的効果として拷問の回数に関する異なる取り扱いを定めていることは、既に言及した。カルプツォフは、「最重罪」においては3回までの拷問を、「重罪」においては2回までの拷問を許可している¹⁹⁵。そしてまた、こ

apprehenditur. Nisi forte quis ponat casum, ubi quis evidentissimis indiciis gravatus, statim in principio torturae fassus est, & eam postea ratificare non vult, nam tunc hoc pro tortura haberi nequit. Ergo quaevis indicia ad torturam per se sufficientia, licet infirmiora sint per se considerata prioribus: quia tamen priora per torturam sunt purgata, ideo posteriora seu nova indicia, prioribus jam elisis, sunt urgentiora & evidentiora.“ 上掲『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、228頁。「初回の拷問に対して被糾問者が全く自白しなかった場合であっても、再度拷問することができる場合がある。これも拷問の反覆と呼ばれ、カール5世皇帝が刑事裁判令58条において賢明なる裁判官に許しているところである。しかし、法学者は一致して、新たな徴憑が現われない限り、拷問の反覆は行われないという(D. 48, 18, 18, 1)。この法文にいう『より明白な徴憑』とは、他の論者と並んでカルプツォフの主張するところによれば、前の徴憑よりも有力な徴憑ではなく、前の徴憑と種類又は実質において異なる徴憑を意味する。しかし、『より明白な』という文言のカルプツォフの解釈は支持しがたい。すなわち、徴憑の〔種類の上での〕差異と明白性とは明らかに異なるからである。また、この場合〔＝再拷問の場合〕、前の徴憑は、拷問〔に耐えること〕によって雪冤されているのであるから、考慮すべきではないと考える。したがって、種類において前のものと異なるだけではなく、それ自体拷問に十分である新たな徴憑が要求される。ツァンガーが正当にも述べているように、とりわけ、被糾問者は拷問〔に耐えること〕によって、自ら新たな無罪の推定根拠を勝ち得ているからである。これに対し、マテウスは、D. 48, 18, 18, 1の定めるところに反し、新たな徴憑がない場合であっても拷問を反覆しようとするが、これは〔第1回拷問の時に〕既に圧倒的な徴憑に基づく嫌疑のあった被糾問者について述べているものと解される。マテウスは、クラールス及びファリナキウスを引用している。しかし、この〔クラールス等の〕見解はドイツでは受容されておらず、また、D. 48, 18, 18, 1によっても是認されない。むしろ、この点については、〔新たな徴憑が現われなければ拷問は反覆できないという〕寛容な見解がドイツではとられているのである。ただし、極めて明白な徴憑に基づく嫌疑を受けた者が拷問の開始と共に直ちに自白し、後に自白を認証することを拒んだ場合はこの限りではない。この場合、拷問が行われたとみなすことができないからである。したがって、いかなる徴憑も、それ自体としてみた場合に前の徴憑より弱いものであっても、それだけで〔このような場合の再〕拷問に十分である。これに対し、〔前の拷問に対して自白していない場合は、〕前の徴憑は拷問によって雪冤されているのであるから、新たな徴憑は、既に除去されている前の徴憑よりも一層強力かつ明白なものでなければならない。」

¹⁹⁵ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 126, n. 51, p. 229, „Cui sententiae lubens subscribo in delictis atrocissimis; Nam in aliis criminibus, quae atrocissima non sunt, ultra secundam torturam in foro Saxonico non procedendum, nec ad tertiam quaestionem deveniendum esse, puto propter *Const. Elect. sub. Rubr. Wie oft die scharffe Frage zu repetiren, quae nona est in Constit. Elect. Anno 1572. promulgatis. sed publicè non editis*; quae in criminibus atrocibus vel atrocioribus ultra duas vices torturam infligi prohibet, ut pluribus demonstravi. *qvaest. praecedent. num. 51.*“

れは「同一の犯罪」の場合の拷問回数の限界でもあった¹⁹⁶。このことはカルプツォフの「重罪」「最重罪」といった分類が、手続上の法的効果を持つこと、ひいては例外犯罪の概念の一種であることを如実に示すと同時に、例外犯罪の法的効果が拷問の回数や反覆に及び得たことを示している。

シュルトハイスの著作は具体的な拷問の限度について多くを語っていない。シュルトハイスの著作において拷問の記述がきわめて少ないことについては既に説明した。とはいえ、拷問に関するシュルトハイスの考えは、テキストからいくらかうかがえる。例えば、シュルトハイスは拷問の回数について、3回を限界と定めている。「徴表を持つ非行者が、2度目、3度目の拷問を加えられるということは明らかに正しいことである。魔女は第1の拷問に耐えた後に解放されるということはなく、更なる拷問を別の日に2度目、ないし3度目に課されうる」¹⁹⁷。この記述のように3回目の拷問を認めることは、最重罪ないし例外犯罪に対する扱いとして、カルプツォフやブルネマンと意見を同じくしているように見える。しかしながら、シュルトハイスは続けて「もし3度目の行われた拷問によっても魔女が自白しないなら、その時コミサールは同人を、別の徴表が生じているかのように置いておかせる」ことができると述べている¹⁹⁸。以上の主張からは、シュルトハイスが魔女と目された人物に対して、同一の徴表に関しての拷問については3回という限度を定めながら、3回の限界を超えてなお拘留しておけると理解していることが分かる。このような扱いは、拷問を耐えきった被尋問者にとって、幾分厳しい取り扱いと言えらる。ただし、シュルトハイスはこの事を正当化するために例外犯罪の理論を持ち出していない。

拷問に関して例外犯罪の枠組みで言及されたのは、「拷問の反覆」だけではない。例えば、ある種の犯罪においては「拷問特権」とでも言うべき身分的特権が無視され得た。カルプツォフは第118問にて「どのような人々が拷問また尋問から除外されているか」という問をたて、妊婦、貴族、メランコリーにおかされた人々、聖職者といった類の人々が拷問を受けないと論じた後に、いくつかの例外について言及している。彼は、異端、大逆、シモニア、背叛、偽造罪においては、貴族、博士、軍人が拷問を受けないという規則が制限されると論じている¹⁹⁹。

¹⁹⁶ *ibid.*, Q. 125. n. 47, p. 220, „SECUNDÒ notandum quoque, quoties ob unum idemque delictum in quaestionem repeti possit Reus; ubi Regulam pono: Quòd in delictis atrocissimis ultra tres, in aliis verò delictis, quae atrocissima non sunt, sed atrocia vel atrociora dicuntur, ultra duas vices tortura infligi non debeat.“ この点については、マイホルト「例外犯罪」2011年、135頁、註39を参照せよ。

¹⁹⁷ Schultheiß, *Instruction*, 1643, S. 306, „sintemahlen cnlaugbaren rechtens/ daß noch beschaffenheit der *indicien* ein vbelthäter zum andern vnd drittenmahl kann *torquirt* werden/ so ist mit dem Zauber auff die erste außgestandene *tortur* zur *relaxation* nicht zuerfahren/ sondern mit der zweyter auff den andern oder dritten nachfolgenden Tag zubelagen.“

¹⁹⁸ *Ebd.*, S. 306, „wann dann auff die dritte vorgenomene *tortur* der Zauber nicht bekändt/ so lasse gleichwoll der *Commissarius* denselben etwan sitzen/ jmmittels möchten andere *indicia* vorkommen.“

¹⁹⁹ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 118, n. 87, p. 167, □ は筆者。 „Ac 1. quidem limitatur haec Regula in delictis nefandis, in quibus Generosi, Nobiles, Doctores, milites,

ブルネマンもカルプツォフを引用しながら、第8章第5節の拷問を扱った箇所、全ての被告人を拷問しうるわけではないと述べ、軍人、参事会員、貴族、博士、聖職者、学生が裁判権やその他の事情から拷問を加えられないと論じた後で、次のように述べている。「しかし、これらの特権も、大逆、殺人、猥姦、姦通、近親姦、強奪、偽造罪、背叛、逃亡のような重罪については妥当しない」²⁰⁰。

シュルトハイスはこのような「拷問特権」については論じていない。むしろシュルトハイスの議論の主たる論点は、拷問に手続を進めるための別の条件にあった。それは例えば第2章に大量に列挙された徴表リストなどにも現れているが、ここで注目したいのは証人適格の問題である。シュルトハイスは魔女術の証明がきわめて困難であることを承知していた。そしてそれ故、シュルトハイスは『詳細なる手引き』の第3章の冒頭において、次のように述べている。「魔術の罪はきわめて秘匿された罪、またきわめて大きな罪であり、そしてそのような罪は敬虔で立派な人々によって証明され得ないということが常であるので、その他の刑事裁判においては証言することが許されないような人々が、例外的事件としてのこの事件においては受け容れられ、尋問され得る、と諸法は述べている」²⁰¹。

具体的なシュルトハイスの主張に移る前に、この点について当時の悪魔学者および法学者がどのような見解を持っていたのかを確認したい。ボダンも既に述べたように、魔女術罪が例外犯罪であることを述べる文脈において、女性に対して証人適格を認めている²⁰²。ボダンは女性については男性の半分の証明力しかないとする学説を紹介し、ローマ法やカ

aliiq; homines Illustres veniam non merentur; quale est crimen Haeresis, l. 4. §. inmortem. 4. C. de haeret [C. 1. 5. 4] . Crimen laesae Majestatis, l. 3. l. 4. C. ad Leg. Jul. Majest [C. 9. 8. 3, 4] . cui etiam comparatur crimen Simoniae, l. si quenuquam. 31. in fin. C. de Episc. & Cleric [C. 1. 3. 30] . Gloss. in dict. l. 4. verb. Majestatis. C. ad Leg. Jul. Majest [C. 9. 8. 4] . Proditio patriae, l. 3. §. is, qui ad hostem. 10 l. proditores. 7. ff. de re mil [D. 29. 1.] . Crimen falsi, l. si quis Decurio. 21. C. ad Leg. Cornel. de fals. & quae sunt crimina alia nefanda, de quibus vid. Johan Zanger. in tract. de quaest. & tortur. c. 1. n. 66.“

²⁰⁰ Brunnemann, Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 20, n. 25, p. 156-157, „Sed haec omnia privil. cessant in criminibus atrocioribus, ut Majest. L. Nullus. C. de Crim. Maj. Homicidii, Carpz. d. q. 118. num. 89. (quod ad expressum ab ipso casum adstringendum non puto) Sodomiae, Adulterii, Incestus, Raptus, & crimine falsi L. Si quis decurio. 21. C. de fals. Proditionis, Transfugii, L. Proditores. 7. ff. de Re Militar.“ 上掲『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、205頁。「しかし、これらの特権も、反逆罪(C. 9, 8, 4)、殺人(ただし、カルプツォフが挙げる場合に限定されるとは考えない)、鶏姦、姦通、近親相姦、誘拐、偽罪(C. 9, 22, 21)、軍人の内通、逃亡(D. 49, 16, 7)のような重罪については妥当しない。」

²⁰¹ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 135f., „DJeweil das LAster der Zauberey das allerheimlichste vnnd aller grösseste Laster ist/ vnnd solchs nicht jederzeit durch fromme/ ehrliche Personen kann bewiesen werden/ Derowegen dann die Rechten sagen/ daß auch die jenige/ welche sonsten gemeinlich in peynlichen Sachen zu zeugen nicht zulässig/ in diesem Fall/ als casu excepto können angenommen vnnd abgehört werden“.

²⁰² Bodin, De la demonomanie, 1580, pp. 177r-177v., „Car les Iurisconsultes reçoient les femmes en tesmoignage à fin que les forfaits ne demeurent impunis, qui est vne raison fort grande & considerable, comme dict le Iurisconsulte.“

ノン法において女性が証人適格を認められていないとしながらも、これが認められなければきわめて大きな悪徳が野放しになってしまうと主張する。同じ理由から彼は事実において、また法において不名誉な人々や共犯者にも証人適格を認める²⁰³。このように証人適格を欠く証人を広く認めるようにボダンは求めている。

カルプツォフの著作を見ても、このような通常の刑事裁判において認められ得ないような証人を許可することはそれほど特異なことではなかったように見える。彼の見解に拠れば魔女術が最重罪として、大逆罪と同様に扱われ得たことは既に述べた通りである。『ザクセン新実務』の第41問は「大逆罪(*crimen laesae majestatis*)」について論じている箇所になるが、カルプツォフはここで「他の犯罪においては信用されないような証人がこの犯罪において許可される」と明記している²⁰⁴。ではカルプツォフはどのような証人が証人適格を欠くと考えていたのだろうか。彼は第114問で証人について論じているが、彼は「親類、未成年、精神不安定な者、狂人、敵対者、聾啞者、事実において不名誉な者、他の刑事裁判において有責とされた者、姦通者、濫訴した者、悪しき生活の故に参事会から除名された者、拘留中の者、証人の引き受けを巡って報酬を受け取ったことで有責とされた者、主人に対する奴隷、親子関係にある者、犯罪の共犯者」は「重大犯罪(*delictum nefandum*) および例外犯罪、真実がその他によっては得られえない秘密犯罪でなければ」受け容れられないと述べている²⁰⁵。裏を返せば、カルプツォフは「重大犯罪および例外犯罪、真

²⁰³ *ibid.*, pp. 177v-178r., „Il faut pour mesme raison, & beaucoup plus grande recevoir les personnes infames de fait & de droict en tesmoignage contre les Sorciers, pourueu qu'il y en ait plusieurs concurrens avecques indices: autrement il ne faut pas esperer que iamass ceste impieté si execrable soit punie. Or tous sont d'accord & les Iuges le sçauent tres- bien pratiquer, que les complices du mesmes fait de volerie ou assassinat font preuue les vns contre les autres“.

²⁰⁴ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Part. 1, Q. 41, n. 5, p. 246, „Singularis itidem testes in hoc crimine admittuntur, quibus in aliis delictis non crederetur,“

²⁰⁵ *ibid.*, Part. 3, Q. 114, n.28-34, p. 130, □ は筆者。 „Qvare in causis criminalibus ii demum testes rejiciuntur, qui certis ex causis a testimonio repelluntur; qvales sunt Consangvinei & Affines, Pupillus, Impubes, §. 1. *Inst. de testam. l. Inviti. 19. §. fin. ff. de test* [D. 22. 5. 19] . ob lubricum consilium, *l. 3. §. lege. ff. de test* [D. 22. 5. 3] . *l. 1. ff. de minor* [D. 4. 4. 1] . & quia aetas illa ad mentiendum est facilis, *l. ex libero. 15. ff. de qvaest* [D. 48. 18. 15] . Furiosus, nisi intervalla habeat, *l. 3. §. lege. ff. de test* [D. 22. 5. 3] . *l. qvi. tetamento. §. qviconqve. ff. de testam* [D. 28. 1. 20] . Inimicus, Mutus, Surdus, Coecus, *Specul. in tit. de test. §. 1. n. 88. Infamis infamia facti, c. testimonium. de testib. dict. l. 3. §. lege. ff. eod. tit* [D. 28. 1. 3] . Publico judicio damnati, *d. l. 3. §. Lege Julia. l. scio. 14. ff. de testib* [D. 22. 5. 3] . Ob adulterium, *l. ex eo. 18. ff. de testib* [D. 22. 5. 18] . Ob carmen famosum, *l. ob carmen. 21. de testibus* [D. 22. 5. 21] . Aut calumniam, *l. qvaesitum. 13. ff. eod. tit* [D. 22. 5. 13] . Ob vitae turpitudinem senatu moti, *leg. a. ff. de senat* [D. 1. 9. 6] . Damnati repetundarum, *leg. 15. ff. de testib* [D. 22. 5. 15] . Qvi in vinculis custodiaeque publica derinentur, *dict. l. 3. §. pen. ff. de testib* [D. 22. 5. 3] . Qvi ob testimonium dicendum vel non dicendum pecuniam, accepisse judicatus, vel convictus est, *d. l. 3. §. Leg. Jul. ff. de testib* [D. 22. 5. 3] . *l. si qvis. C. eod. tit* [C. 4. 20. 17] . *Jul. Clar. l. 5. sent. §. vlt. q. 24. Servi in dominos, l. servos. 7. C. de testib* [C. 4. 20. 8] . *l. hoc qvod. ff. de qvaest. Liberi in parentes, aut econtra, l. parentes. 5. C. de testib* [C. 4. 20. 6] . *l. testis. 9. ff. eod. tit* [D. 22. 5. 9] . Socius & particeps criminis, *l. qvoniam. 11. C. de testib*

実がその他によっては得られえない秘密犯罪」の際にはこのような証人に証人適格を認める余地を残していたと言える。

ブルネマンもまた、著書の第8章第2節において証人について論じているが、その具体的な内容はカルプツォフと似かよっている。彼は、通常証人適格のない事由を4点挙げている。すなわち、「知性また精神の不安定」、「親族、上下関係」、「不名誉」、「敵対関係」である。これに基づいて、未成年や精神異常者、被告人が主人である場合の従者や、被告人と親子関係や夫婦関係にある者、他の刑事裁判において有責とされた者や売春婦、偽証の過去がある者、被告人の敵対者が挙げられる。一方で女性については完全な証人適格を認めている²⁰⁶。その上で、3つの場合においてはその制限が緩和されると論じている。それは①証明が困難な犯罪(大逆、姦通、シモニア、背叛など)、②時刻や場所の故に証明が困難な犯罪(夜間の殺人など)、③例外犯罪(大逆、毒殺、魔女術、街道強盗、殺人など)である²⁰⁷。このように、例外犯罪において証人適格の制限が緩和されるということは当時広く認められた慣行であったようだ。

[C. 4. 20. 11] . l. 3. ff. defid. instrum [D. 22. 4. 3] . l. fin. C. de accusat [C. 9. 2. 17] . nisi delictum nefandum sit seu exceptum, *Jac. Menoch. de arbitr. jud. quaest. l. 2. cent. 5. caes. 474. n. 27. & seq.* aut nisi Crimen sit occultum, & veritas aliunde haberi non possit, *Dec. cons. 189. n. 9. Cravett. consil. 178. n. 5. Felin. in c. ult. num. 4, de test. Joseph. Mascard. de probat. vol. 1. conclus. 466. num. 6. Johann. Zanger. de qvaest. & tortur. c. 3. num. 31.*“

²⁰⁶ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 2, n. 22, p. 102, □ は筆者。 „Sed quid de mulieribus? Hae, quamvis in criminalibus jure Canon. non admittantur, *can. Mulierem. 17. C. 33. qu. 5. c. Forum. 10. X. de verb. sign.* hoc tamen ad naevos Juris Canon forte referendum: Jure Civili, quod in hac materia sequimur, omnino admittuntur, *per L. Ex eo. 18. ff. de Testib [D. 22. 5. 18] . Clarus §. f. quaest. 24. n. 2. plures allegans Farinacius lib. 2. quaest. 59. n. 17. & 19. Carpzov. d. quaest. 114. num. 39. & alii: Idque tota die ita observatur, adeo, ut fides honestae mulieris ob sexum labefactari non debeat.*“ 上掲『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、136頁。「22 女子の証人適格はどうか。カノン法上、女子は刑事事件における証人適格を有しない(*Mulierem C. 33 q. 5 c. 17; X. 5. 40. 10*)。しかし、これはカノン法の誤りの一つと考えるべきであろう。教皇は教勅において、犯罪の立証を困難にすることを意図したのである。ローマ法上は、女子も完全な証人適格を認められており、これに従いたい(*D. 22, 5, 18*)。これは日々遵守されており、したがって、名誉ある女子の信用性は性差を理由に否定されるべきではない。」

²⁰⁷ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 2, n. 25-28, p. 103f., □ は筆者。 „*Prima limitatio sit, ut non procedat in factis ac delictis, quae sunt difficilis probationis, ut perduellio, adulterium, furtum, partus suppositio, simonia, proditio & similia, Mascardus vol. 3. concl. 1366. num. 1. & seqq. Farinac. d. quaest. 62. n. 28. Du. Carpzov. dict. quaest. 114. n. 35.* Notant autem quidam, quaedam crimina per se esse difficilis probationis, ut adulterium, ubi non solent intervenire testes in ipso delicto, nec potest detegi, nisi per domesticos, adeo, ut nisi domestici adhibeantur, vix unquam hoc delictum probari postet. Idem in furto, conjuratione & simil. Alia vero propter circumstantiam loci, aut temporis redduntur difficilis probationis, atque in his etiam testes inhabiles intervenire possunt, juxta *Carpzov. d. l. v. g. si nocturno tempore homicidium commissum sit, Menoch. lib. 2. arb. quaest. cas. 116. numer. 14. Farinac. d. l. num. 33.* Qui in hac, circumstantia secundam limitationem constituit. Idem est, si ratione loci testes facile haberi non possint: v. g. si homicidium factum in eremo aut

nemore, alioque loco solitario. *Farin. d. quaest. 62. num. 55. Carpzov. d. l. num. 36.* Aliud vero volunt esse, si testes intervenire potuerint, neque obstiterit natura delicti, nex Jocus, nec tempus, etsi actu non intervenerint. Sed non putarim hanc differentiam attendendam. Nam cum publice intersit, crimina detegi maxime enormia, etiam eo casu, quando actu, testes omni exceptione maiores non adfuissent, testes alios etiam examinandos esse, & Judici concepturo sententiam judicium relinquendum, quanto fides sit tribuenda, quia idem est favor V. g. homicidium factum in aedibus, aliud in horto, utrobique adfuit domesticus aliquis, quid causae est, ut hic, non illic domesticus testis examinetur? Adulterium quis noctu fecit, alius de die, videt utrumque impubes, quid causae est, cur impubes illo casu, non hoc sit examinandus, nulla apparet causa. *Secundo* limitatur dicta regula, quod testes etiam inhabiles admittantur, quando veritas aliter haberi non potest. *argum. L. Consensu. 8 §. Servis etiam. 6. C. de repud* [C. 5. 17. 8] . *L. Divus. 9. princ. ff. de quaest* [D. 48. 18. 9] . *Farinacius d. quaest. 62. num. 50.* *Tertia* limitatio in criminibus exceptis, ut Perduellionis, veneficii, magiae, latrocinii, homicidii, in quibus etiam testes alias inhabiles admittuntur, *argum. L. fame si 7. ff. ad L. Jul. Majest* [D. 48. 4. 7] . *Masc. d. Concl. 1366. n. 15. Clarus d. quaest. 24. n. 19. Farinac. d. quaest. 62. num. 81.* Nam & servo credendum quodammodo in atrocioribus, *L. 7. de Testibus* [D. 22. 1. 7] . *l. 8. §. Servis. C. de Repud* [C. 5. 17. 8] . *l. 12. & seqq. de Quaest* [C. 9. 41. 12] . Et arenarium testem interdummittere cogimur, *l. 21. §. 2. de testibus* [D. 22. 5. 21] , si atrocitas criminis cum difficultate probationis concurrat. *Conf. Farin. q. 50. n. 5. & q. 62. n. 28. & Clar. §. fin. q. 24. n. 10.* 上掲『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、137-138頁。「25 制限の第1は、反逆、姦通、窃盗、子供のすり替え、聖職売買、背叛(*proditio*)等のように証明の困難な行為、犯罪については、この規則は妥当しないというものである。26 若干の法学者は次のようにいう。すなわち、ある種の犯罪はそれ自体として証明が困難である。たとえば、姦通は、通常目撃されることはなく、家人以外の者によって発見されることが不可能であり、家人を証人尋問できなければ、この犯罪の証明はほぼ不可能である。窃盗、陰謀等の場合も同じである。他方、カルプツォフによれば、ある種の犯罪は犯行の場所又は時刻によって証明が困難となるが、適格のない証人がこの種の犯罪を目撃することがある。たとえば、夜間の殺人がそれである。ファリナキウスは、このような事情を第2の制限とする。ファリナキウス、カルプツォフは、殺人が荒地、森、その他人里離れた場所で行われた場合のように、場所的理由により容易に〔適格のある〕証人を得がたい場合も同様であるとする。しかし、ファリナキウス、カルプツォフは、実際には〔適格のある〕目撃証人は存在しなかったが、犯罪の性質、場所、時刻から見て目撃が不可能だったのではなく、証人が目撃する可能性は存在したという場合は、この制限に該当しない、とする。しかし、私はこのような区分を重視すべきではないと考える。犯罪、特に重大な犯罪が探知され、瑕疵のない証人(*testes omni exceptione majores*)が存在しない場合には、〔両者の証言の〕効用は同一であるから、それ以外の証人を尋問し、どの程度信用すべきかは、判決を行う裁判官の判断に委ねられることが、公共の利益に資するのである。たとえば、家屋内での殺人と庭での殺人を目撃した家人がいる場合、家人の証人尋問が前者の場合は許され、後者の場合は許されないとする理由、あるいは、夜間の姦通と昼間の姦通を未成年者が目撃した場合、前者の場合は尋問しうるが、後者の場合は尋問できないとする理由があるのであろうか。理由がないように思われる。27 第2に、上記規則は、真相を他の方法によって知ることができない場合は適格のない証人も許容される、という制限を受ける(C. 5, 17, 8, 6; D. 48, 18, 9, pr.)。28 第3に、反逆、毒殺、魔女行為、強盗殺人、殺人のような例外犯罪についても制限され、通常ならば、適格のない証人も許容される(D. 48, 4, 7, 2)。重罪事件では奴隷もある程度信用されうる(D. 22, 5, 7; C. 5, 17, 8, 6; C. 9, 41, 12)。剣闘士を許容せざるをえない場合がある(D. 22, 5, 21, 2)。犯罪が重大でかつ証明が困難な場合がそうである。」

さて、シュルトハイスの議論に戻ると、彼は続いてどのような証人が認められ得るのかについて7つの証人の種類を挙げている。まず挙げられている認められうる証人は、「立派で敬虔な、何も非難され得ない人」である。さらに彼はブランクス『殺人の徴表について』を欄外で挙げつつ、「立派な女性」も証人として認められると述べる²⁰⁸。ブランクスはこの著書は題名の通り、殺人の場合の徴表について論じたものであるが、後半部分では証人についても議論しており、以降のシュルトハイスの議論においてファリナキウスと共にたびたび引用されている。ここでブランクスは、教会法においては女性には証人適格がないが、ローマ法においては証人適格があると述べている²⁰⁹。

シュルトハイスはまた「20歳よりも若い人々」すなわち未成年の証人も認めている。彼は20歳どころか、「良いことと悪いことを見分け、賢く分別がある」9歳以上の子どもすら証人として認められ得ると論じている²¹⁰。彼はこの主張について、複数の法学者の見解を引用しながら、他の証人についてよりも詳しく論じている。彼の挙げているファリナキウス『証明について』の該当箇所は大逆罪について論じた箇所であり、そこには14歳であろうとも無差別に証人になりうるし、拷問されうると述べられている²¹¹。ブランクスは、14歳の未成年者は成人と同じように尋問されるべきでないとしながらも²¹²、「有罪宣告のためでなく、導入のために」軽度の拷問を加えて尋問することを許可している²¹³。また、フランキスクス・カソーヌスは『徴表と拷問について』(1557年)において、「未成年は刑事事件において完全な証明を提供できる証人ではないが、徴表を提供できる」と述べている²¹⁴。注意すべきは、シュルトハイスの未成年の証人についての主張に関して、9歳という年齢はいずれの文献にも述べられていない点である。シュルトハイス自身は、カソーヌスの記述を論拠として挙げているが、上記のようにカソーヌスは「未成年」とだけ述べており、具体的な年齢については述べていないのである。それと同時に、カソーヌス

²⁰⁸ Schultheiß, *Instruction*, 1643, S. 136, „Zum andern/ so können auch ehrliche Frawen geschlechts Personen zu Zeugen gebraucht werden.“

²⁰⁹ Blancus, *Tractatus de Indiciis Homicidii*, 1549, n. 350, p. 131, „De iure canonico mulier non potest esse testis in causa criminali[...], Et etiam quia de iure ciuili reperitur expressum, quod mulier possit testifacari in causa criminali“.

²¹⁰ Schultheiß, *Instruction*, 1643, S. 136, „Zum dritten/ so werden auch Personen/ so sonstn jhrer Jugent cnd Jahren hlber nicht zulässig/ als minner Jhärige so vnder 20. Jahren seyn/ zu Zeugen zugelassen/ vnd wegen der heimbligheit vnnd der größheit des Lasters/ werden auch die jüngere Leuthe/ so vierzehen Jahr/ oder nicht weit von 14. Jahren/ als nemblich 12. oder 13. Jahr alt seyn zu Zeugen zugelassen/ auch die jenige so 9. 10. vnnd 11. Jahr erreicht/ vnnd daß Gut vnnd Böses erkennen/ klug vnd verständig seyn/ werden nicht gäntzlich von eröffnung jhrer Wissenschaftt abgewiesen.“

²¹¹ Farinacius, *De Testibus*, 1602, Q. 58, n. 22, p. 103, „In crimine laesae maiestatis, in quo nedum minores quatuordecim annorum: sed omnes in distincte, nedum testimonium dicere possunt, sed etiam ad id coguntur, & torquentur“.

²¹² Blancus, *Tractatus de Indiciis Homicidii*, 1549, n.346, p. 128f., „TESTIS minor annis xiiij. non debet examinari in causa criminali“.

²¹³ *ibid.*, n.347, p. 129, „quod impuberes cum leui tortura interrogantur non ad damnationem, sed ad instructionem“.

²¹⁴ Casonus, *Tractus de indiciis et tortura*, 1557, Pars. 1, Q. 2, n. 18, p. 16, „ubi tenet, quod licet in criminalibus impuberes non sint idonei testes ad plenam probationem, tamen sunt idonei ad indicium“.

は未成年の証言が徴表を提供すると限定をつけているのに対して、シュルトハイスは一貫して証人として論じており、その証言の重さについてここでは制限をつけてはいないように見える。しかしこれについては後述するように、実際にはシュルトハイスは上に挙げられた証人たちの証言の重さに区別を設けている。

シュルトハイスは続けて「破門された状態にある者たち」が証人として認められ得ると述べている²¹⁵。この点についてシュルトハイスは、異端者について他の異端者による証明を認めるというローマ法の規定を挙げている²¹⁶。また、シュルトハイスは魔術に関して「悪評のある人々」、「魔女の仲間」を証人として認めている²¹⁷。そして最後に、証人適格について「一点だけ瑕疵があるような全ての人々」を証人として挙げている²¹⁸。

以上のことから、女性や未成年などの通常の刑事事件においては証人適格を持たない証人を許容すること自体は、例外犯罪の議論においては一般的なものであったという事が分かる。勿論、その際にどんな証人にまで証人適格を認めるかは、論者によってばらつきがある。女性や未成年を証人として認めることは、どの法学者も共通するところであった。この点において、シュルトハイスは特異なことを述べている様子はない。ただし、シュルトハイスは可能な限り最も低い年齢にまで証人適格を認めようとしているように見える。このような記述に、シュルトハイスの魔女迫害者としての姿勢、すなわち魔女に対して最も厳しい立場を採るといふ姿勢が見てとれる。

さて、例外犯罪においては通常認められないような証人が認められるとして、では例外犯罪の主張は証言の重さにどのような影響を与えていたのであろうか。異端や人に対する大逆の罪との対比において、シュルトハイスが魔女術の犯罪をより重大な罪であると論じていることは既に確認したが、シュルトハイスはこれらの犯罪においては、共犯者の供述が告発された人物の拷問のために十分であるということが認められていると述べ、さらにより重大な罪である魔女術の犯罪においてはなおのことであると論じている。「重大な違反において仲間の告発は告発された人物の拷問のために十分である。それ故、より重大でより恐るべき犯罪においては仲間の告発は〔告発された人物の拷問のために〕十分なものである。異端の罪と人への大逆罪は、魔女の罪ほどには隠されてはいない。そして毒殺の罪、これは全ての罪の中で最も隠されているものであるので、仲間の告発は秘密〔の犯罪〕において、仲間に対して〔拷問を科すのに〕十分なものである。

²¹⁵ Schultheiß, Instruction, 1643, S. 137, „Zum vierdten die im Geistlichen Bann seyn/ die werden auch in diesem Fall nicht verworffen.“

²¹⁶ Ebd., S. 137, „*Excommunicati* c. in fidei de faeret. in 6. *Si in causa haereseos excommunicati in testes admittuntur, multo magis in crimine magiae omnium criminum maximo admittendi sunt, idem de Bannitis affero.*“

²¹⁷ Ebd., S. 137, „Zum fünfften werden auch verleumbte Personen deß erschröcklichen Lasters vnd dessen beschwerlichen Beweißthums halber zu zeugen auffgenommen. Zum sechsten der Hexen Mittgesellen Zeugnuß ist auch gültig/ aber daruon woll ich auff dem Orth der Besagung außführlichen bericht thun.“ これらについては次章において詳しく論じる。

²¹⁸ Ebd., S. 137, „Zum siebenden werden alle Personen/ welchen nur ein Mangel in Rechten kann vorgeworffen werden“.

それ故最も秘密裏で隠れた犯罪においては、仲間の告発は一層十分である」²¹⁹。シュルトハイスの主張はまさにシュペーとは正反対に位置している。つまりシュルトハイスはより重大な犯罪においては、より手続的な保障が緩められるべきである、と主張している。これに対してシュペーは、より秘密性の高い犯罪においては、より慎重な態度を要求している²²⁰。

では、シュルトハイスはこのような態度に基づき、正規の証人による証言と通常認められないような証人の証言との間に何ら差を設けなかったのだろうか。シュルトハイスは確かに証人の範囲を広げはしたが、その全ての証言に同様の重さを認めていたわけではない。というのも、シュルトハイスは第8章におけるタナーの主張をめぐる議論における例示において、明らかに共犯者である複数の魔女が、犯罪の主要事実について別の人物を告発にもかかわらず、それらが「拷問を科すのに十分」と認めるに留まっているからである。本来ならば、2人の証人によって犯罪の主要事実が立証されれば、それは有罪宣告に十分なものであった。つまりシュルトハイスは、通常より広い範囲の証人に証人適格を認めながら、それらの価値については十全な重さを認めていないのである。この点については、例外的な場合において通常認められない証人の尋問が許可されるが、しかしそれは十分な証拠とはならないと論じているブルネマンの理解とも共通している²²¹。

以上のことをまとめると、次のようになる。しばしば例外犯罪と拷問を結びつけて論じる際に問題になったのは、拷問の程度や回数、「拷問の反覆」、拷問特権といった拷問それ自体に関する事、そして拷問の条件でであるところの徴表と証人適格についてであった。シュルトハイスは拷問それ自体についてはそもそも論じていないか、あるいは例外犯罪論を用いて記述していない。しかし証人適格については、上に見たように例外犯罪論を前面に出して論じている。その際に彼は多くの法学者の見解を挙げながら、可能な限り証人適格を広げようとしている。シュルトハイスの主張が多くの法学者達の見解に依拠しているところから、またカルプツォフらの文献からも、シュルトハイスの主張するような証人適格の制限の緩和は例外犯罪における手続上の例外取り扱いの一論点を形成していたと思われる。この点についてシュルトハイスの主張は魔女に対して最も厳しい立場に立っているが、しかしながら既存の議論の枠に則っている。

²¹⁹ Ebd., S. 423. [] は筆者による。 „ergo in grauiori & atrociori crimine denunciationes complicum multo magis sufficientes sunt, crimen haeresios & laesae maiestatis humanae non tam secretum est, atque crimen veneficij, hoc enim omnium criminum maxime secretum & occultum est, sed denunciationes complicum in fecretis sufficientes sunt contra socium. Ergo in maxime secreto & occulto crimine denunciationes complicum multo magis sufficientes sunt“.

²²⁰ 本章第1節(2)の註48を参照。

²²¹ Brunneemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 2, n. 30, p. 104, „ Certem enim est, quamvis inhabiles testes in supra dictis casibus admittantur, non tamen plenam fidem eos facere, sed tantum aliaqualem inducere probationem, & interdum si plures sint, indicium sufficiens ad torturam“. 上口『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、139頁。「なぜならば、上に挙げたような事件においては適格のない証人が許容されるが、これらの証人は十分な証拠となるのではなく、ある程度の証拠にすぎず、それが複数競合する場合に拷問に十分な証拠となるにすぎないからである。」

さらにシュルトハイスは、シュペーやブルネマンらとは対照的に、より例外的な犯罪においては、証拠の証拠能力はより高められると論じている。しかしながら、シュルトハイスは実際にはそのようにして広げられた証人適格を持つ証人全てに、等しい価値をおいたわけではなかった。その理由を直接的にシュルトハイスは述べていないが、ブルネマンが述べるように、そういった「通常は認められない証人」の証言が十分な価値を持たないということもまた、当時の刑事法学の認識に沿ったものであった。

さて、最後に注意を促しておきたい点として、被告人の防御の権利の所でも述べたように、シュルトハイスは例外的な取り扱いが例外であることを十分に認識していたように思われるということである。例えば証人適格を論じるにしても、まずは通常認められる、瑕疵のない証人の種類を取り挙げ、その後に例外的に許容される証人の類型を論じている。また、ここで「許容される」と述べている点にも注目できる。シュルトハイスは防御の機会に関する箇所でも、それを与えることが危険だと述べてはいたが、防御の機会を与えては「いけない」と述べているわけではなく、飽くまで防御の機会を与えずに手続を進めることが「できる」と述べていた。拷問の反覆やその後の取り扱いについても同様で、三度目の拷問を課すことが「できる」、またその後も留めておくことが「できる」という記述になっている。このことは、このような例外的な取り扱いが、飽くまで例外犯罪であることによって「可能になった」に過ぎないという事を示している。つまり、そのような例外的な扱いは、必ずそうしなければならないという類の者ではなかったということである。

第3節 小括 —シュルトハイスの手続と近世の例外犯罪論

以上検討してきたことをまとめると、次のようになるだろう。近世における例外犯罪の理論において、しばしば類似した論拠を挙げながら、基本的に例外犯罪があるという認識は共有されていた。きわめて大きな分水嶺は2つあり、ひとつはシュペーが主張したように、その理論が手続にまで影響しうるのか、それとも刑罰や処置にのみ妥当するのかという点であった。ただし、カルプツォフやブルネマンをはじめとする刑事法学者達の記述を見るに、例外犯罪の理論が手続に関する法的効果を有するというのは、近世刑事法学における共通認識であったと言える。もうひとつの分水嶺は、被告人の防御の権利に関する例外が認められるかどうかという点であった。近世における例外犯罪の理論は、論点はある程度共有しつつも、おおよそ3通りの立場があったという事になるだろう。これらの違いに加えて、例えば例外犯罪に含まれる犯罪類型や、証人として認めうる未成年の年齢制限など、論者によって枝葉末節は異なっていた。このような前提の上で、近世の例外犯罪論には、具体的にどのような法的効果があったのかをまとめたい。

まず、例外犯罪に含まれる犯罪類型については、共通してそれと認識される犯罪類型が存在した。大逆、街道強盗、異端、毒殺、貨幣偽造、魔女術などが多くの論者に共通する犯罪である。これにしばしば殺人やシモニア、嬰兒殺、偽証などが加えられることもあったが、どの論者においてもその中核的な犯罪類型は変わらない。魔女術罪が近世において例外犯罪として扱われる犯罪であったということは言える。

これを確認した上で、例外犯罪であることの法的効果として近世に論じられていたのは、主に刑罰・処置に関する例外と、手続に関する例外であった。裁判権に関する議論

は、少なくとも近世において例外犯罪論を巡っては行われていなかったようである。刑罰・処置に関しては、魔女術罪に対して死刑と財産没収を併科しうるかという議論が存在したが、これについては魔女術罪においては併科できないという見解が主であった。財産没収と死刑の併科は、概ね大逆罪のみか、大逆罪と「神への大逆罪」である異端にのみ認められていた。

手続に関する例外については拷問の程度や回数、反覆、拷問特権の例外、証人適格の例外、被告人の防御の権利の制限などが例外犯罪の法的効果であった。拷問の程度に関しては、カルプツォフやブルネマンも、例外犯罪における特別な扱いとして最も厳しい拷問を科すことを認めていた。また回数及び拷問の反覆についても、しばしば3回までという上限の最大回数までの拷問が、例外犯罪論によって許可されえた(カルプツォフは最重罪について3回目の拷問を認めるが、ブルネマンは徴表の強さによって3回目の拷問を認めていた)。また、例外犯罪においては通常の犯罪においては拷問されないとされた人々の拷問特権が無視されえた。拷問それ自体についてこのような例外的取り扱いがされたが、さらに拷問の条件となる徴表や証言の収集についても、例外犯罪においては通常証人適格を持たない人々を証人として利用しうるものが広く認められていた。他方で、いかなる場合においても被告人の防御の権利を認めるべきであるとするカルプツォフやブルネマン、シュペーらに対して、シュルトハイスは公知の理論や危険性を主張しながら被告人の防御の権利を制限しようとしている。また、弁護人に対する警戒心はデルリオとも共通するところがあり、この点でもシュペーは勿論、カルプツォフやブルネマンとは対照的である。以上が、ボダンやビンスフェルトら悪魔学者達とカルプツォフやブルネマンら近世の刑事法学者の記述から導き出される例外犯罪論の法的効果と言えよう。

ではこれに対してシュルトハイスの議論はどのように評価できるだろうか。確かに、シュルトハイスの議論には当時の一般的な例外犯罪論の枠組みを大きく超えた点が存在した。被告人の防御の権利の著しい制限はその最たるものである。弁護人についてはデルリオもまた警戒しているのであるが、シュルトハイスはそれのみならず、被告人の防御の機会自体を剥奪しようとしていっている。これは既に述べたように魔女術罪の特異性(悪魔の存在)に由来するものであると考えられるが、『カロリナ』や刑事法学者たちの考えとはまったく異なる立場であり、さらにはデルリオと比べても過激な主張であると言える。とはいえ、シュペーの記述を見る限りでは、そのような考え自体は近世において一定程度存在したようである。

一方で、シュルトハイスの理論の他の部分は、近世刑事法学における例外犯罪論の枠組みの中で行われていた、あるいはその延長線上にあったと言える。近世においてはある種の例外的取り扱いをされるべきとされた犯罪類型があり、魔女術はそれに含まれていた。この例外的取り扱いには拷問の反覆可能性や通常証人適格を欠く証人の許可などが含まれており、これが悪魔学文献のみならず刑事法学者の文献においても認められているのは前述の通りである。この点においてシュルトハイスは近世刑事法学から逸脱するどころか法学者達と理論枠組みを共有しており、彼の理論はその枠内に従って論じられていたと言えよう。ただし、彼の議論は魔女に対して最も不利になるような立場を採っている。

またシュルトハイスは魔女術罪において、通常では大逆罪にしか許されていなかった死刑と財産没収の併科を認めている。この際にシュルトハイスは魔女術が「神への大逆罪」

であるということを論拠としているものの、この点については悪魔学者たちにおいてさえ議論があった。例えばビンスフェルトなどは「神への大逆罪」であることを認めながらも財産没収を否定している。刑事法学者たちも、ローマ法上は死刑と財産没収の併科が認められていると論じながら、しかし魔女に対して財産没収をすることには否定的であったようだ。とはいえ、ブルネマンが異端に対して「神への大逆罪」であるとして死刑と財産没収を認めているように、「神への大逆罪」という経路を辿れば、魔女術罪における死刑と財産没収の併科という結論に至ることは、論理的には不可能とまでは言えないだろう。大逆罪における財産没収と死刑の併科の事実、そして魔女術罪が「神への大逆罪」であるという主張を組み合わせ、シュルトハイスは魔女に対して最も重い罰を定めているのである。これらのことを考えると、シュルトハイスの主張は、ローマ法においてはともかく、実際には死刑のみを科すという近世刑事法学の議論の流れを無視していたけれども、刑事法学を大きく逸脱していたわけではなく、その延長線上にあったと評価できる。

一方でシュルトハイスの特殊性は、先の防御の権利の剥奪に加えて、例外犯罪の中でも明白に魔女罪を重く捉えていた点にもある。確かにボダンも、通常の間端を「単なる間端」、魔女術のことを「真の間端」と呼ぶことによって、同じ例外犯罪である間端よりも魔女術の方を重く見なしている。とはいえ、ボダンの記述においてはそれがどのような意味を持っているのかは判然としない。これに対してシュルトハイスの場合は、魔女術が例外犯罪の中でもより重い罪であるということが例外的な取り扱いの正当化根拠として、法的な意味を持っているのである。例えばシュルトハイスは、「人への大逆罪」において共犯者の供述が認められるのであれば、「神への大逆罪」である魔女術においてはなおさら認められる、と述べている。

以上のように、シュルトハイスの理論は、魔女裁判を推進する側から述べられた例外犯罪論とでも言うべきもので、あらゆる点で魔女に対して厳しい立場を取り得るという立場だった。その理論は、基本的には近世刑事法学の議論から完全に逸脱したものではなかったが、被告人の防御の権利という手続的保障の観点において極めて重要な点で、刑事法学者たちとスタンスを異にするものであったと言える。これには当然、デルリオのような悪魔学者たちの影響が考えられるが、より先鋭化したものであった。シュルトハイスの主張するような被告人の防御の権利の制限が、刑事法学者達の議論においては認められていなかった事から、マイホルトやコッホの言う手続規定の「中核領域」は例外犯罪論といえども全体において守られていたと言う事が出来るかもしれないが、言い換えればシュルトハイスの指揮する裁判においては守られていなかった可能性も高い。

このような考察をもとに、近世の例外犯罪についてはどのように考えられるだろうか。近世には3通りの例外犯罪論があったとして、それぞれの学識法曹や学識者たちがどの立場を支持するかは多様であったのみならず、さらには必ずしも魔女術罪を例外犯罪として扱わなければならないというわけでもなかった。本章の第1節において述べたように、ゲーデルマンやコットマンのような法学者たちは、魔女術罪を例外扱いするのではなく、『カロリナ』を遵守するように求めた²²²。また、第2節においてもしばしば述べ

²²² Lorenz, Erich Mauritius(†1691 in Wetzlar), 2001, S. 11.

てきたように、例外犯罪論は「例外的取り扱いができる」という選択肢を広げる(制限を緩める)類の理論であり、「特定の犯罪においては必ず例外的な取り扱いをしなければならない」というものではなかった。例えばツァゴラやザウターが明らかにしたように、魔女術罪について他の犯罪の場合に比べて慎重な態度を採る場合もあったのは、例外犯罪論のこのような性質に拠るものだろう²²³。つまり、魔女術罪が例外犯罪とみなされたとしても、それが必然的に例外的取り扱いを受けるという結果を導いたわけではなかった。彼らの研究以前では、魔女術罪が例外犯罪としてみなされたということをもって、魔女術罪が常に例外的に取り扱われたという認識が支配的であったように思われるが、エストマンやツァゴラ、ザウターらの研究を踏まえると、例外犯罪であるということは「犯罪を追求し罰するために通常の取り扱いから外れる」という選択肢が用意される、ということだったと考えるべきだろう。

しかしながら、その上で魔女裁判における例外犯罪論の意義をもう一度考えてみると、やはりこれは魔女裁判の拡大の理論的背景だったと言える。本章で検討したような例外犯罪論に伴う各種の手続的保障の緩和は、仮に被告人の防御の権利の制限を含めないにしても、決して裁判の進行への影響が小さいものではなかった。シュルトハイスの例外犯罪論が概ね当時の共有されていた枠の中に収まっているということから、このような例外犯罪論で魔女術を取り扱えば魔女として訴えられた人にとって極めて不利な事態を引き起こしかねないものであり、シュルトハイスの手続論はその最も厳しい事例のひとつであったのだと言える。このような例外犯罪の場合、眼の前の犯罪を例外犯罪として例外的に取り扱うかどうかを決める人物の意向に、裁判が大きく影響されたということも言いうるだろう。ケルン選帝侯領においてはシュルトハイスら魔女コミサールがまさにそのような立場にあったということは、魔女裁判研究において彼ら学識法曹とその理論をより詳細に検討することの意義を示している。

さて、例外犯罪という考えによって証明の基準が下がったことは既に述べたとおりであるが、魔女術罪の証明において重要視されたのは仲間の告発であった。というのも、魔女術罪の構成要件であるサバトへの参加についても、また害悪魔術の行使についても、犯罪に関わっていない通常の証人による証明が非常に困難であったからだ。そこで、犯罪の共犯者の証言が重要になるわけであるが、ここには魔女が集団として存在するという前提がある。このような「セクト」のイメージが魔女迫害の拡大において重要な役割を持ったという研究もあるが、次の章ではこの魔女術罪の組織犯罪性について論じていく。

²²³ Zagolla, Folter und Hexenprozess, 2007, S. 234; Sauter, Hexenprozess und Folter, 2010, S. 140, 145 ; 小林「〈魔女〉は例外犯罪か」2018年、54-55頁。

第3章 組織犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女の集団

「魔女のセクトの想定なくして更なるメンバーについて追求することは全くなく、拷問なくして供述はなく、供述なくして大量迫害はない。いずれにせよ、それが法則であった」

1。近世における魔女は、個々の犯罪者ではなく、濃密な結びつきを持った「犯罪集団」として存在していると考えられていた²。この魔女が集団であるというイメージは、魔女研究においてはどのように研究され、どのような意味を与えられてきたのだろうか。

魔女が集団である、ということは近世において「魔女のサバト」の観念に象徴されている。魔女のサバトとは、魔女が集って悪魔崇拝をする場、あるいはその集まりのことを指す。この際に魔女は空中を飛んだり、動物に乗ったりあるいは変身してその場に集い、そこで食事をしたりダンスを踊ったりすると考えられていた。その場にはしばしば悪魔が出席しており、魔女たちは倒錯的なやり方で悪魔を崇拝したり、悪魔を交えて乱交をおこなったりするとされた³。近世の人々はこのような集まりのことを様々な言葉で表現しており、「魔女のサバト(Hexensabbat)」のみならず「シナゴグ」、「ダンス場 (Tanzplatz)」、あるいは単に「集会」という語が用いられた⁴。

さて、魔女研究の歴史において、1970年代にロマンチック・アプローチと合理主義アプローチは魔女の実在を巡って対立したという事は既に論じたところである⁵。ロマンチック・アプローチの立場からすると、例えばミシュレがそう論じたように、サバトというのは実際に行われた儀式であった。従って、そこに誇張が含まれている可能性があり、また悪魔は実際の悪魔ではなく悪魔に扮した男性であったりするのであるが、基本的にサバトで行われることとして描写された事柄は、実際に起こったことと見なされていた。このようなロマンチック・アプローチに対して、現在の魔女研究では魔女の非実在を出発点とする合理主義アプローチが主流となっているということは既に述べたとおりである。合理主義アプローチの立場からすれば、魔女など実在しないのであるから、魔女のサバトの描写も妄想であると考えられる。そのため、サバトについての議論は畢竟、サバトイメージの由来と形成・展開といった点に集中することになった⁶。

¹ Trusen, *Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung*, 1995, S. 209.

² Ebd., S. 209.

³ コーンに拠れば、サバトに関する記述はあるひとつの代表的な像があり、詳細な点においてのみ互いに相違するとされる。コーン『魔女狩りの社会史』1999年、134-136頁。

⁴ 例えば、ボダン「集会(assemblée[s])」という言葉を用いている。平野『魔女の法廷』2004年、112頁。また、「サバト」や「シナゴグ」といった言葉にはユダヤ教に由来している。ペーリンガーに拠れば、14世紀のサヴォイアでの裁判などに際して、権力者の側が黙示録を仄めかす形で「サタンのシナゴグ(Synagoga Satanae)」と呼んだことが発端とされる。Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004, p. 60. 主たるテキストとして据えた『詳細なる手引き』では「ダンス場」と表現されることが多いが、本稿では特別な必要が無い限り、魔女研究において最も広く用いられているであろう言葉として「サバト」を用いる。

⁵ 本稿序論第1節を参照。

⁶ 魔女のステレオタイプ形成の過程を追ったコーンの研究や、スイス西部における最初期

とりわけサバトの描写と現実との関係については、興味深い研究の進展が見られる。サバトの描写について従来の研究では、それがキリスト教のミサを逆転したものであることが注目されてきた。ブルゴーニュ伯領の裁判官であったボゲは著作『魔女論』において、サバトにおけるミサについて詳述しているが、その描写はボゲ自身が「模倣」と表現するほどにミサに類似しており、また細部を逆転させたものとなっている⁷。このような描写について、例えば E. ル・ロワ・ラデュリはミシュレに拠りながら、サバトにおける秩序の反転を、とりわけ教会の権力者たちによって作られた社会的現実に対する自覚的な叛乱だと見なした⁸。

ところが、サバトの描写に関する近年の議論に拠れば、前述のような理解は近年の裁判記録の精査によって斥けられることになる。ディリンガーに拠れば、魔女の自白においては、サバトは繰り返し抑圧的な階層的秩序として描写されている⁹。ディリンガーは悪魔ではなく、魔女たちの内の指導的なグループがサバトを支配しており、「魔女共同体 (Hexengemeinschaft)」と言える、と述べている¹⁰。この指導的なグループの構成員として挙げられた者たちは、現実においても政治的また経済的に指導層に属していた。つまり、サバトは現実の反転ではなく、まさに日常的な社会的状況を反映したものであったとディリンガーは考えている。そして魔女(女性)たちの指導者であったのはしばしば男性であったのであり、この点でサバトの描写は現実のジェンダー的ステレオタイプをも反映していたのである。このような研究により、サバト描写と現実社会との間には明確な関係があることが明らかとなった。さらにこのことは、これまで単純に悪魔を頂点とした魔女たちの集まりという風に理解されてきたサバト及び魔女組織の構造についても再考を迫るものであり、サバトや魔女組織の描写へ一層の関心が寄せられている。

このようにサバトの描写については研究上の発展が見られるが、他方でサバトという観念が魔女迫害においてどのような意味を持ったのかについては、長い間迫害の大規模化との関係で論じられてきた。例えばコーンは、1450年代のアラスにおける裁判でも害悪魔術への言及はほとんどなく、サバトへの参加こそが問題とされていると述べているが、この際にこのサバトのイメージが大量裁判に結実するメカニズムを次のように簡潔に説明している。「夜の飛行とサバトの存在を確信している当局者によって、異端審問形式の訴訟手

の魔女迫害の研究を通じてエリート層の魔女観念が形成される過程を明らかにしたブラウアートの研究などは、その典型であると言える。Cohn, *Europe's Inner Demons*, 1975; Blauert, *Frühe Hexenverfolgungen*, 1989. このような研究としては、2008年に公刊されたトレンプの研究が、それ以前の J. B. ラッセル、コーン、R. キークヘーファー、ブラウアートらの研究成果をまとめたものとなっている。Trempe, *Von der Häresie zur Hexerei*, 2008, S. 34-47.

⁷ 例えば、サバトのミサを司る者は、黒い十字架のないカズラ(司祭用のミサ服)を纏い、聖餅の代わりに黒いカブの輪切りを取り上げながら「主よ、われらを助けたまわんことを」と叫ぶという。また聖水の代わりに小便が用いられ、聖遺物への崇敬が悪魔の臀部へキスへと代えられるのだという。サルマン『魔女狩り』1991年、155頁。

⁸ Le Roy Ladurie, Montaigne, 1989, S. 226-234; Dillinger, *Hexen und Magie*, 2007, S. 70-71.

⁹ Dillinger, *Böse Leute*, 1999, S. 125-133; ders., *Hexen und Magie*, 2007, S. 72-73; ders., "Evil People", 2009, pp. 65-69.

¹⁰ Dillinger, *Hexen und Magie*, 2007, S. 72.

続¹¹の下で行われる場合に、ただ1人の人物に関する裁判が、大規模な裁判に発展し得る」¹²。同じようにコーンは、1438年に行われたリヨン近辺での裁判において当局の側が、被告人であったピエール・ヴァランという人物から「共犯者達、すなわち、同様に杖に乗ってサバトに行った仲間の魔女たちの名前を引き出す」ために、すでに拷問にかけて事実上死刑を宣告していたにもかかわらず、彼を再度拷問にかけたと述べている¹³。彼は最終的に約10名の名前を挙げたという。前述のアラスの裁判においても、1459年にある人物が、自分がサバトで会ったすべての人の名前を挙げるよう拷問され、それらの人々がさらに多くの人の名前を供述するまで拷問にかけられた、とコーンは述べている¹⁴。組織犯罪性を考える上で興味深い点として、コーンが、当局の側が魔女の火刑に反対する人は誰でもその人自身が魔女であると主張したことに言及している点は注目できる¹⁵。いずれにせよ、コーンは実際の魔女迫害の記録を取り挙げながら、このようにサバトのイメージこそが単一の人物に対して始まった裁判を大規模な裁判へと成長させる要素であったと見なし、またその手段としては主として拷問が用いられたと考えている。

コーンが確認したような仲間の供述と大規模化の関係は、その後の研究者たちによっても確認され、受け容れられている。例えばリヴァックはトリーアの魔女迫害において306名の魔女が、逮捕された後に強制されて約1,500名の仲間を名指ししたという事に言及している¹⁶。このような仲間の想定された魔女裁判への影響については、1980年代以降の個別的な研究蓄積によって次のことが確認されている。すなわち魔女裁判においては、サバト参

¹¹ ここでコーンが述べる「異端審問形式の訴訟手続」とは、原文では「the inquisitorial procedure」であるが、これはすなわち「糾問訴訟」のことである。Cohn, *Europe's Inner Demons*, 1975, p. 230. コーンは「異端審問所」に先立って「審問形式の訴訟手続」が存在したことを認めているが、コーンに拠れば異端審問所で行われた「審問形式の」裁判は、「異端の根絶」を目的とした「被告にとってきわめて不利」なものであり、「弁護人が割りあてられることはほとんどなかった」上、訴訟手続は「秘密裏に行われ」、自白を引き出すために「拷問を用いることができた」ものであった。Cohn, *Europe's Inner Demons*, 1975, p. 24 ; コーン『魔女狩りの社会史』1999年、31頁。このような「糾問訴訟」の理解の仕方は、現在ではトゥルーゼンの研究によって刷新されている。Trusen, *Der Inquisitionsprozeß*, 1988. よって、ここでコーンの述べる「the inquisitorial procedure」が本来の「糾問手続」と性質が異なるものであることを踏まえ、日本語訳の際に用いられた「異端審問形式の訴訟手続」という表記をしておく。コーン『魔女狩りの社会史』1999年、319頁。

¹² Cohn, *Europe's Inner Demons*, 1975, p. 230 ; コーン『魔女狩りの社会史』1999年、319頁。なお、コーンに拠れば、「魔女の飛行」の観念は、遠くから魔女が集まって頻繁に大規模な集会を開くこと、すなわち「魔女のサバト」を可能にした。この観念は14世紀以降形成されはじめたとコーンは述べているが、その源流にはローマ時代の「ストリガエ」の伝説、および民衆の間での「夜の淑女」の観念があったとされる。コーン『魔女狩りの社会史』1999年、279-303頁。

¹³ 同上、317-318頁。

¹⁴ 同上、319頁。

¹⁵ 同上、319頁。

¹⁶ ただし彼は、捕まった魔女による名指しの他に、北アメリカ植民地セーレムにおける魔女迫害のように、誰かが魔女を指名することによって魔女迫害が拡大することもありたと述べている。Levack, *Hexenjagd*, 2003, S. 166.

加者に関する告発が聴取され、その告発に基づいて拷問が行われた¹⁷。結果として、ほとんどの場合に拷問によって長大な仲間のリストが聞き出された。

このようなサバトのイメージ-拷問-大量裁判の関係性についてであるが、ローレンツは迫害の大規模化の要因としては、拷問よりも魔女のサバトの観念に重きを置いている。彼はドイツにおいて 14 世紀半ばから刑事裁判における活発な拷問の利用が見いだせると述べているが、この際に全く魔女の大量迫害が起こっていないことを指摘する¹⁸。その原因として彼は、サバトの概念が魔女の観念に持ち込まれていなかったことが原因であると述べている。ローレンツは、サバトのイメージなしには、たとえ拷問が無法かつ恣意的に利用されたとしても、組織的かつ爆発的な魔女迫害は起こらなかったと主張している¹⁹。このような理解は法制史家であるトゥルーゼンにも共有されており、彼は冒頭で掲げた引用のように述べて、魔女のセクトの観念の発達が別の魔女を追求する必要性を生じさせ、拷問によって他の魔女の名前を供述させ、その供述が大規模な魔女裁判に繋がったという認識を示している²⁰。このような仲間のあぶり出しは、宗派に関わりなく行われた²¹。

以上、見てきたような研究状況をまとめると次のようになるだろう。従来の研究において、魔女が集団であるということは、サバトの観念と結びつけて考えられてきた。魔女の非実在を出発点とする合理主義アプローチの立場からすると、サバトもまた妄想の産物であると考えられたため、サバトのイメージの由来や、その形成過程、伝播の仕方などが研究対象とされてきた。従来はサバトの描写は現実の反転であると捉えられてきたが、近年の研究によってむしろ現実を反映したものであるということが指摘されるようになってきている。

また、サバトの観念は拷問の利用と結びついて、魔女迫害の拡大要因として考えられてきた。ローレンツやトゥルーゼンの理解に拠れば、魔女のサバトのイメージが広く共有されることにより、他の魔女をあぶり出そうという目的の下に拷問が行われ、そこで共犯者の名前が強制的に聞き出され、そして魔女迫害の連鎖、迫害の大規模化へと至ったとされている。

¹⁷ Rummel, Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung, 2012, S. 43-46, 50.

¹⁸ Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß, 1983, S. 77-78.

¹⁹ Ebd., S. 77-78. この際にローレンツは次の文献を参照している。Zweetslot, Friedrich Spee und die Hexenprozesse, 1954, S. 28.

²⁰ Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung, 1995, S. 209. ところで、個別の事例を見てみると、必ずしもサバトの観念と拷問と大量裁判の関係性は自明のものではなかった。例えばサバトの観念がそれほど浸透していない地域(スコットランド、メクレンブルク公領など)においても連鎖的な裁判と処刑が生じたという事が知られており、サバトの観念に懐疑的な地域でも大量裁判が生じ得たということを示している。また、仲間の告発の評価についても、地域や時代によって様々であったとされる。Rummel, Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung, 2012, S. 43-45.

²¹ トリーアと同様に仲間の名前を引き出すことが、同じくカトリックであった近隣のザンクト・マクシミン帝国修道院領において発生している。Kettel, Kleriker im Hexenprozeß, 1998, S. 175-180. また、ルター派に改宗した後のリップペ伯領においても、16 世紀半ばにサバトの構造を含む新たな魔女イメージが受容され、大量迫害が行われたとされる。Fuchs, Hexenverfolgung an Ruhr und Lippe, 2002; Rummel, Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung, 2012, S. 43.

以上のような認識は誤りではない。しかしながら、魔女が集団であるという意識、すなわち魔女が「組織犯罪」であるという認識が、魔女を迫害する側の理論ややり方にどのような影響を与えたのか、という点について詳述した研究は管見の限り存在しない。言い換えれば、このような魔女の集団性というものの手続的な意味について、なお法史的な観点から具体的に検討する余地があると思われるのである。

このような研究状況に鑑み、本章ではシュルトハイスの記述を中心としながら、彼が魔女の組織についてどのような認識を持っており、それが手続においてどのような影響を与えているのかということをも明らかにする。今までの研究が論じているように、魔女裁判においては仲間のあぶり出しが重要な問題とされ、そのためにあらゆる手段が講じられた。また、その手段を巡っては、近世においても激しい議論が交わされていた。このような議論の様子もシュルトハイスの記述から把握することが可能であるが、さらに他の代表的な論者の見解を参照しながら、シュルトハイスの位置づけを探ってみたい。

第2節 組織犯罪性

(1) 魔女の組織 — 規模と関係性

近世において魔女術罪がそもそも集団であると想定されていたことは、『カロリナ』からもわかる²²。『カロリナ』の第44条は魔女術罪における徴表を挙げているが、その中に

²² なお、市川啓によれば、『カロリナ』およびその前身となった『バンベルゲンシス』には、それ以前の立法とは異なり共犯者の可罰性に関する一般的な規定(『カロリナ』第148、177条など)が設けられ、普通刑法学ではこれを巡って議論が展開された。市川「間接正犯の淵源に関する一考察(1)」2015年、731-733頁。なお、『カロリナ』第177条及び第148条は以下のような内容である。Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 92, „148. Item so etlich personen mit fürgesetztem vnd vereynigtem willen vnd mut jemandt bößlich zu ermorden einander hilff vnd beistandt thun, die selben thätter alle haben das leben verwirckt. So aber etlich person vngeschichts in einem schlagen oder gefecht, beyeinander weren, eynander helffen, vnnd jemandt also on gnugsam vrsach erschlagen würde, So man dann den rechten thätter weiß, von des hand die entleibung geschehen ist, der soll als eyn todtschleger mit dem schwert zum todt gestrafft werden. Wer aber der entleibt, durch mer dann eynen die man wüst geuerlicher weiß tödtlich geschlagen, geworffen oder gewundt werden, vnnd man kündigt nit beweißlich machen, von welcher sonderlichen handt vnd thatt er gestorben wer, So sein die selben, so die verletzung wie obsteht gethan haben, alle als todtschläger vorgemelter massen, zum todt zu straffen. Aber der ander beistender, helffer und vrsacher straff halben, von welchs handt obbestimbter massen der entleibt nit tödtlich verletzt worden ist, auch so eyner inn eyner auffrur oder schlagen entleibt würd, vnd man mocht keinen wissen dauon er als vorsteht verletzt worden wer, Sollen die vrtheyler bei den rechtuerstendigen vnd an enden vnd orten, wie hernach gemelt wirdet, radts pflegen, mit eröffnung aller vmstende vnd gelegenheyt solcher sachen, sovil sie ermancherley vmstende, daß nit alles zu schreiben vnderschiedlich zu vrtheylen ist.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(2)」2014年、322-323頁。「第148条 同じく、数名の者が、何びとかを故意をもって殺害するため、予謀に基づく一致した意思の下に(mit fürgesetztem vnd vereinigten willen vnd mut)、相互に幫助かつ援助する(hilff vnd beistandt thun)ときは、全ての行為者は死刑を科されなければならない。数名の者が喧嘩闘争に偶然立ち会い相互に幫助し(helffen)、かつ、何びとか

は「他の人びとに〔彼より〕魔法を学ぶべく申し出ずる」ことや「魔法使いもしくは魔女と特別の組みを持つ」ことなどが挙げられている²³。ここで想定されている繋がりのひとつの形態は魔術の教授や師弟関係による繋がりである。

シュルトハイスもまた、例えば 51 項目に及ぶ徴表リストの中で、「魔術を習っていると裁判外で他の人びとに知られているか」²⁴、「他の人びとに悪魔的な魔術を教えようとしたか」²⁵といった点を挙げて、魔女の組織の拡がり方のひとつとして、このような魔術の教授による拡大があると認識している。そもそもシュルトハイスに拠れば、魔女術の罪のひとつは「それを教えられたすべての者たちが、悪魔によってそれを彼らの子供たちや他

が相当なる理由なく (on gnugsam vrsach) 斬殺され、殺害を自ら行ったものが知れるときは、この者が故殺犯 (totschleger) として斬首刑をもって処罰されなければならない。殺害された者が、何びとであるか判明している複数の者により故意をもって生命に危険のある殴打、打撃又は傷害を加えられ、かつ、どの者の行為がその死因であるかを証明することができないときは、上のように傷害を加えた者全てが、上に定めるように故殺犯として斬首刑をもって処罰されなければならない。また、殺害された者に対し、上のように生命に危険のある傷害を加えていないその他の幫助犯、助力者及び加功者の刑罰について、さらに、騒擾又は喧嘩闘争中にある者が殺害され、どの者の行為により上のように殺害されたかを知ることができない場合〔の刑罰〕については、判決人は、かかる事件に関し解明しうる限りの全事情及び状況を提示の上、法有識者及び以下に定めるところに鑑定を求めなければならない。かかる事例においては、ここに全てを列挙することのできない〔事件の〕種々の事情を考量し、それぞれに応じて判決されるべきものだからである。」；

Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 107, „177. Item so jemand eynem mißthätter zu übung eyner mißthatt, wissentlicher vnd geuerlicher weiß einichherley hilff, beistandt oder fürderung, wie das alles namen hat, thut, ist peinlich zu straffen, als aber vorsteht, inn eynem fall anderst dann inn dem andern, darumb sollen inn disen fallen, die vrtheyler mit berichtung der verhandlunc, auch wie solchs an leib oder leben soll gestrafft werden, als obsteht radts pflegen.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(3・完)」2014年、250頁。「第177条 同じく、何びとかが、知情の上かつ故意をもって、犯人が犯罪の実効に及ぶことに対し、それがいかなる名称をもって呼ばれるかにかかわらず、何らかの幫助、援助又は支援 (hilff, beistand oder fürderung) を行うときは、上に定めるように、事件に応じ刑事罰をもって処罰されなければならない。かかる事件においては、判決人は、上に定めるように、犯行に関する諸事情を提示の上、いかなる身体刑又は死刑をもって処罰されるべきかについて、鑑定を求めなければならない。」

²³ 第1章第1節(2)の註49を参照。

²⁴ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 88f., „Ob einer für anderen ausserhalb des Gerichts bekant/ daß er das Zaubern gelernet? Wer oder welche darbey gewesen/ als er solches bekant? Wann vnnd wo solches geschehen? Wie vnd was gestalt darzu bewögt oder vervrstet sey/ daß er solches bekandt? Wer oder welche jhnen das Zaubern gelehret?“

²⁵ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 89f., „Ob einer andern die Teuffelische Zauberkunst lehren wollen? Wer oder welche die jenige sein/ denen er das Zaubern lehren wollen? Wann vnnd wo das geschehen? Wer oder welche von solcher anerpottener lehr gehört haben? Wie vnd waß gestalt dasselbige außkommen/ daß er hat die Teuffliche kunst dem oder die lehren wollen?“

の者たちにまた教えるように強いられる」という点にある²⁶。

『カロリナ』が言及しているもうひとつの徴表は魔女と「特別の組み」を持つことである。「特別の組み(sonderlich gemeynschafft)」とは様々な関係性が考えられるが、血縁に限らない親交を指すと思われる。魔女と親しい者や魔女の擁護をする者はまた魔女の可能性があるという事であるが、この考え方は容易に魔女の訴追の邪魔をする者はまた魔女の仲間であるという敵味方思考に辿り着く。例えばデルリオは、前章で言及したように、『魔術の探求』第5巻第4章にて次のように述べている。「第3に、魔術師たちはまたたいてい異端者であるので、彼ら自身とその誤謬を学問的に弁護する者たちは、その者たち自身より悪く、また共犯者として見なされるべきである。彼らが魔術師であると知らない者たちは、その者たちがその防御によって裁判官の職務の執行を妨げないのであれば、そのように罰せられるべきではない。彼らが魔術師であるという事を知りながら、誤謬ではなく、人物のみを弁護するような者たちは、非常な疑惑を自らに生み出す」²⁷。魔女の味方をする者に対するデルリオの非難は弁護人に止まらず、「もし裁判官ないし支配者たちがこれらのものを彼らの裁判権の内において、あるいは彼らの領邦において弁護したなら、彼らは先ず破門されねばならず、そして強情の際には彼らの職、名誉、財産が奪われねばならず、追放されねばならない」、また「弁護人について言われていることは、彼らを言葉、振る舞い、助言、金銭によって援助する助力者にも当てはまる」とも述べている²⁸。

シュルトハイスが挙げた徴表の中では「魔女であった両親から生まれたか」、「たくさん魔女が処刑されたところの村や都市で生まれたか」、「魔術について疑わしき人物と特別の親交があるか」といった項目は『カロリナ』の発想と同じ流れに有ると言えるが²⁹、既

²⁶ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 71, „Daß grewliche Laster der Zauberey ist ein solches Laster/ daß alle die jenige/ so dasselbe gelehret/ von dem Teuffel gezwungen werden/ solches jhren Kindern vnnd andern hinwieder zulehren.“

²⁷ Delrio, Disquisitionum Magicarum, 1599/1600, L. 5, §. 4, pp. 378f., „3. est, cum sortiarij, vt plurimùm etiam sint haereticí: eos qui scienter defendunt ipsos & errores eorum esse ipsis deteriores, próque socijs habendos qui nesciunt esse sortiarjos, hi punendi non sunt, vt tales: nisi sua defensione iudicis officium impediunt Qui scientes esse sortiarjos, non defendunt errorem, sed personá tantùm: illi se valdè suspectos reddunt“.

²⁸ *ibid.*, L. 5, §. 4, p. 379, „Quod si iudices, vel Domini eos in suis iurisdictionibus, aut terris defenderint; primò sunt excommunicandi, & post pertinanciam officijs, dignitatibus, & bonis priuandi, & in exilium mittendi, [...] 4. Quod de defensoribus dictum, idem de fautoribus obtinet; qui verbis, factis, consilio, vel pecunia eos iuuant.“

²⁹ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 79-80. なお、「特別の親交(sonderliche gemeynschafft)」については同じ項目の中で sonderliche Freundschaft vnd Gemeinschaftとも表現されており、また血縁関係については他に項目があることから、血縁とは別であることが分かる。また、欄外には『カロリナ』第25条、第44条とともに、本文中で言及しているデルリオの著書と聖書が挙げられている。なお、血縁関係については、シュルトハイスは血縁関係があるからといってすぐさま魔女の仲間であるとは限らないと注意している。一方で、魔女の子どもは魔女である可能性が疑われるということも明記している。Schultheiß, Instruction, 1634, S. 306. なお『カロリナ』第25条の内容は以下の通り。Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 35f., „25. Erstlich von argkwonigen teylen mit anhangender erklerung, wie vnnd wann die eyn redliche

に前章で言及した「魔女に対して糺問する事の故に憤ったり、それについて快く思わないか」、「魔女コミサール、参審人、および審問に立ちあう他の者、ないし彼を連れてきた者について、ふさわしくない、恥ずべき、あるいは無責任な話をするか」、「それによって魔女に対して裁判がされなくてよいように、助言したり手助けをしたり、働きかけたりしたか」、「弁護士、代理人、公証人、法律相談者が、魔術の悪徳のゆえに逮捕されたようなある人に仕え、かつ意図的に、またよく知りながら、法や博士〔の論文〕を曲げて書

anzeigung machen mögen. Item so man der anzeigung die inn vil nachgesetzten artickeln gemelt, vnd zu peinlicher frage gnugsam verordnet sein, nicht gehalten mag, So soll man erfahrung haben, nach den nachuolgenden vnnnd dergleichen argkwonigen vmbstenden, so man nit alle beschreiben kan. § Erstlich ob der Verdacht eyn solche verwegene oder leichtfertige person, von bösem leumut vnd gerücht sei, daß man sich der missethat zu jr versehen möge, oder ob die selbig person, dergleichen missethat vormals geübt, vnderstanden habe, oder beziegen worden sei. Doch soll solcher böser leumut nit von feinden oder leichtuertigen leuten, sondern von vnpartheilichen redlichen leuten kommen. § Zum andern, ob die verdacht person, an geuerlichen orten, zu der that verdecktlich gefunden, oder betretten würde. § Zum dritten, ob eyn thetter in der thatt, oder die weil er auff dem wegdarzu oder dauon gewest, gesehen worden, und imm fall so er nit erkant were, Soll man auffmerckung haben, ob die verdacht person eyn solche gestalt, kleyder, waffen, pferde, oder anders habe, als der thetter obbemelter massen, gesehen worden. § Zum vierdten, ob die verdacht person, bei solchen leuten woung oder gesellschaft habe, die der gleichen missethat üben. § Zum fünfften, soll man in bescheidigungen, oder verletzungen, warnemen, ob die verdacht person auß neidt, feindschafft, vor geender trawe, oder gewartung eynlicher nutz zu der gedachten missethat vrsach nemen möcht. § Zum sechßten, so eyn verletztter oder beschedigter, auß etlichen vrsachen jemant der missethat selbs zeihet, darauff stirbt oder bei seinem eyde betewret. § Zum sibenden, so jemant, eyner missethat halb flüchtig würd.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、166-167頁。「第25条 まず第1に、疑惑を生ずる断片的事実(argkwonige teylen)について述べ、加えて、これら断片的事実がどのように、かつ、いかなる場合に適法な徴憑を構成するかを説明する。同じく、以下の多数条文において定められ、かつ拷問に十分なものと命ぜられている徴憑を見出しえないときは、以下に定める疑惑を生ずる〔一般的〕諸事情、及び、その全てを〔ここに〕記述することのできない、類似の疑惑を生ずる〔一般的〕諸事情が取り調べられなければならない。第1に、被疑者が、当該犯行をなしうると予期し(versehen)うるほど、悪評(böser leumunt vnd gerücht)のある大胆不敵若しくは軽率な人物であるか否か、又は、被疑者が同種の犯行を行い、企て、若しくは疑われたことがあるか否か。ただし、そのような悪評は、その敵対者又は軽率な人々ではなく、公平な分別ある人々に由来するものでなければならない。第2に、被疑者が、犯行に関連ある不審なる場所(geuerliche orte)において目撃され、発見又は捕縛されたか否か。第3に、被疑者が犯行中、又は、犯行場所への往還において目撃されたか否か。被疑者が同定されなかった場合は、被疑者が、上記の行為者と同じような体つき、衣服、武器、乗馬その他を帯有していたか否か。第4に、被疑者が、同種犯罪を行う者の許に居住し、交友しているか否か。第5に、加害行為の場合においては、被疑者が嫉み、敵意、以前に行った脅迫(vor geende trawe)、何らかの利得の期待から犯行に至ったか否かに留意しなければならない。第6に、被害者(ein verletztter oder beschedigter)が、何らかの理由から何びとかを犯人と呼び、その後死亡したか、又は宣誓によって〔犯人であることを〕確証したか否か。第7に、何びとかが犯行を理由に逃亡したか否か。」

面において主張をしたか」といった項目は、デルリオと同じく、糺問やコミサールの邪魔をする者は魔女の可能性があるという敵味方思考に拠って立つと言える³⁰。

他にも、シュルトハイスが魔女の仲間を危惧していたという事は、彼が拘留している魔女の監視を任せる監視人ないし番人について与えた指示からも理解できる。シュルトハイスは監視人に拘留している魔女に許可なく余人を近づけないこと、もしそのような者がいたらその者を捕らえる事、そして監視人自身が魔女と会話したりしないことを誓約させるべきだと述べている³¹。特に誓約の後半部分からは、彼が監視人にも信頼を置いていない

³⁰ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 90-92. なお、これらの項目について欄外に挙げられているのは聖書とデルリオ(本文中で言及している箇所)である。

³¹ Ebd., S. 165-166, 和訳は筆者による。 „I. ES soll kein Wächter ohn *special* außrücklichen befelch/ ohn zulassung deß *ommissarij*, verstaten daß ausserhalb des Richters oder beyden bey der Peinlicher Frag gebraucheten Scheffen vnd deß Gerichtschreibers auch des Herrn BeichtVatters/ ein ander bey den gefangenen Hexen komme. II. ES soll auch kein Wächter dem gefangen zu essen oder zu Trincken bringen/ vnd dem jenigen so darzu verordnet im geringstem nicht vorgreifen. III. ES sollen die Hüter den oder die Jenigen/ so ohn vrlaub des Herren *Commissarij*, sich bey dem gefangen finden lassen alßbaldt am Leib anhalten vnd ohn eingeholete erklerung deß Herrn *Commissarij* nicht *dimittiren*. IIII. Wurde auch einer des nachts oder Tags heimblicher weiß bey der Gefengnus von den Wächter betreten werden/ denselben sollen sie auch zureden setzen/ vnnd nach beschaffenheit des verdachts auch anhalten/ biß darvber des Herrn *Commissarij* verordnung eingehölet. V. Es sollen so woll die Hüter alß auch die den angrieff gethan haben/ des gefänglich geliberten Kleyder vnd Schue fleissig durchsehen/ vnd sonderlich sollen sie auch die Lappen vnder den Schun woll beschawen/ ob erwann zwischen den Lappen sihlen oder andere verdächtige Sachen verdorgen/ jmgleichen sollen sie fleissig auffmercken/ ob in den bierkantden oder sunsten vnderm essen den gefangenen schlüssel/ Negel/ Eyfen/ Messer/ Korden/ Brieffe oder andere verdächtige Sachen zugesandt würden/ vnd da sie solches finden/ dem HERRn *Commissario* alßbelde fürbringen. VI. Es soll auch kein Wächter heimbliche mit dem gefangen reden. VII. Jmgleichen soll keiner der Hüter den gefangen fragen/ was in oder ausserhalb der Tortur vorgelauffen/ oder von jhm dem gefangen bekandt/ oder nicht bekandt sey. VIII. Es sollen auch die Wächter trewliche aufsicht haben/ vnnd zum fleissigsten verhüten/ damit der Gefangener sich selbsten kein leyd thue. IX. Es soll ein jeder Hüter diese obgesetzte Artiülen steiff vnnd fast zuhalten/ auch da er vermercken würde/ daß ein oder ander seiner mitgesellen gegen die Articulen in einigem Punct handtlete/ solches dem Herrn *Commissario* zuerwissigen Eydtlich angloben. Waß etwan noh jedes Orts beschaffenheit weiter in acht zunehmen/ solches kan nach eines jedes Obrigkeit besser maynung den Articulen zugesetzt/ vnd darauff der Eydt begriffen werden.“ 「1. 監視人は、特別の明確な命令またコミサールの許可なくして、裁判官か拷問の際に従事する2人の参審人、および裁判所記また聴罪司祭の以外の人が捕らわれた魔女のそばに来ることを許してはならない。2. 監視人は、捕らわれた人に食べものや飲みものを持っていてはならない。そのために指示を受けた人に、少しも先んじてはならない。3. 番人たちは、コミサールの許可なくして捕らわれの人の傍で発見された人を、ただちに逮捕せねばならず、また求められたコミサールの宣言なしに解放してはならない。4. またある人が昼夜の秘密のやり方について捕らわれの人の傍で監視人によって捕まえられたなら、その人を彼らはまた逮捕せねばならず、またコミサールの指示が受け取られるまで疑惑の性質に従って拘留せねばならない。5. 番人たちはまた人を捕らえたなら、捕らわれの人の衣服と靴を勤

ことが分かる。

しかしながら、シュルトハイスの考える魔女の組織の構成を考えれば、彼が監視人にも信頼を置かないのは当然である。彼は魔女裁判の要素のひとつとして悪魔を取り挙げるほどに悪魔の存在を重視しているが³²、また著書の中で何度も「悪魔的帝国(Teuffelsch Reich)」あるいは「魔術師的帝国(Zauberisch Reich)」という言葉を用いている³³。彼の想定する魔女の集団の頂点には悪魔がいることは明白であるが、この組織は悪魔－魔女の単純な構成にはなっていない。後述するサバトの詳細な描写にもこのことは見てとれるが、ここではシュルトハイスが言及しているエルヴィツテのある 30 歳の男性について触れておきたい³⁴。シュルトハイスは自らが経験したこととしてこの男性にまつわるエピソードを語っているが、その男性はシュルトハイスに魔女の根絶を熱心に求めていた村の代表のひとりだった。しかし後にその男性が魔術師として拘留された際にシュルトハイスが彼に何故魔女の根絶に熱心だったのかを問うたとき、彼はシュルトハイスに悪魔の企みについて語った。彼が語ったところに拠れば、悪魔がダンス場での集会において、彼の「軍隊」を再編する目的で、年老いた者たちを放逐して若人を集めようと、周囲にいた身分の高い役人に語ったのだという。文脈からはこの身分の高い役人がその男性自身かどうかは不明だが、このことからサバトにおいて悪魔の取り巻きとも呼べる人びととその他の魔女たちがいる様子が見えてくる。また、シュルトハイスは十二使徒の中に裏切り者であるユダがいたということに言及しながら、ヴェルツブルクで多数のイエズス会士が魔術師として処刑されたことも不思議ではないと述べており、社会のあらゆる層に魔女の仲間がいることを認めているのである³⁵。

最初に見たように、魔女に仲間がいる可能性は『カロリナ』の時点で既に想定されてい

勉に調べるべきである。特に、しばしば布きれの間に多くの、また他の疑わしいものが隠されているかどうか、彼らはまた靴の下の布きれを良く検査するべきだ。同じく、ビールジョッキやその他のものの中、食事の下に見出された鍵、釘、鉄、ナイフ、布、手紙その他疑わしき者があるかどうか、彼らは勤勉に注意を向けなければならない。そこで彼らがそのような物を発見したなら、コミサールにただちに報告せねばならない。6. また監視人は密かに捕らわれの人に助言してはならない。7. 同じく番人の誰も、何が拷問の最中やそれ以外で行われるか、またそれについて捕らわれの人が知っているか否か、捕らわれの人に問うてはならない。8. また監視人は誠実な監視をするべきである。そしてそれによって捕らわれの人が自らに全く危害を加えることのないよう、大いなる勤勉さでもって防止せねばならない。9. どの番人も、これらの定められた諸条項を堅く護持すべきである。またそれを彼は心に留めるべきだ。その仲間のあれやこれやの人がいくらかの点について条項に反して振る舞っているなら、そのようなことをコミサールに賛同することを宣誓によって誓わねばならない。」

³² Ebd., S. 296.

³³ Ebd., S. 278, 302, 352.

³⁴ 以下の話は Ebd., S. 298f.

³⁵ Ebd., S. 492f., „es ist zwar nicht ohn daß etliche wenige Geistliche des Lasters schuldig befunden/ auch hingerichtet seyn/ aber das ist kein wunder/ vnnd dem Geistlichen Standt nicht schmehehlich nach verweißlich nachzureden/ Dann es ist vnder den zwölff Aposteln ein Schelmischer Verräther gewesen/ aber deßhalb kan den Aposteln vnd den nachfolgenden Geistlichen nichts vngebürlichs lasterhafftiges oder schmehehlichs mit fug vnd bestandt von einigem Menschen nachgeredt werden.“

たと言える。シュルトハイスもまたこのことを自明のものだと受け取っており、しかも社会のあらゆる階層に魔女の仲間がいることを想定している。シュルトハイスの魔女の仲間に対する強い警戒心は魔女の弁護人を務めることを徴表に含めたり(これはデルリオの主張の流れを汲む)、囚人の監視人に与えるべきとした指示からも読み取ることができる。さらにエルヴィッテのエピソードは、魔女のサバトの描写が現実社会の反映であるという近年の研究にも即していると言えよう。しかしながら、魔女が単独犯でない可能性を想定しているにとどまる『カロリナ』と、もはや集団であることを確定的な前提として魔女裁判を執り行おうとしているシュルトハイスとでは、魔女に対する接し方が異なってくるのは当然だろう。というのも、後者においては 1 人の尋問される魔女に対して必ず仲間(共犯者)がいるということになり、これを積極的にあぶり出したり、あるいは他の仲間からの供述を得て手続を進めたりすることが重要になってくるからである。シュルトハイスの示す手続や理論にはこのような特徴が明確に見られる。

(2)血縁関係と魔女

魔女の組織性に関わる具体的な手続の内容に入る前に、もうひとつの魔女集団の繋がりについて簡単に見てみたい。つまり、血縁(親族)関係による結びつきである。これについては、悪魔学者たちが盛んに論じている一方で、刑事法学者たちは全く何も述べていない。

『カロリナ』は明記していないが、当時の悪魔学者は魔女同士の繋がりのひとつとして(それもそれなりに蓋然性の高い結びつきとして)、血縁関係(特に母親-子ども)を想定していた。例えばボダン³⁶は、父親と息子が互いに証人として立つような事態について、「他の犯罪においては互いに対する証言は認められないが」、魔女術の犯罪においては血の絆において他に証言が得られないと述べる³⁶。また、「この魔術的悪行において娘は母に対して尋問されうる」とも述べているが、これは母親が魔女であるなら、娘をサバトに連れて行くからだという³⁷。

デルリオもまた弱い徴表のひとつとして「両親が魔女であること」を挙げている。この際に彼は「特に、もし母親が魔女であったなら、またもし祖母もそうであったならなおのこと」疑惑が生じると述べている³⁸。ただし、デルリオによればこの徴表はカトリックその他の著述家によって不確かなものであるとされていることも認めている。そのためデルリオは「良い評判がない」という条件をつけて、「私は、もし良い評判を持つ被告でない

³⁶ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 2, p. 178v., „Et ne faut auoir esgard si c'est le pere pu le fils. Le tesmoignage desquels ne doit pas estre receu l'vn contre l'autre, pour autres crimes, encores qu'il ny eust autres tesmoins pour la reuerence du sang“.

³⁷ *ibid.*, L. 4, Cap. 2, p. 178v., „Et faut ouyr la fille contre la mere en ce crime de Sorcellerie, par ce qu'il c'est cogneu par vne infinitédu iugemens que la me-Sorciere meine sa fille enfist brusler vne toute vifue, qui auoit mené sa fille aux assemblees, & qui depuis reuela tout, comme l'ay dict cy dessus.“

³⁸ Delrio, *Disquisitionum Magicarum*, 1599/1600, p. 381, „idem censeo de parentibus, quamquam sit indicium nonnihil proponquius, & magis immineat periculum ab his, quàm à patria; & faueat suspitioni experientia, maximè quando mater est malefica, & magis adhus si etiam auia fuit, hoc, vt certum admisere Godel. & Bodin.“

のであれば、誰かがそのような両親から生まれ、彼らによって教育されたとき、糺問のための疑いが生じるし、もしそれだけでなくあれやこれやの徴表が付け加わったなら、拷問されうる、と考える」と述べている³⁹。興味深いことに、ボダン『悪魔狂』からデルリオ『魔術の探求』にかけて、この「血縁関係」は、重要な徴表ではなくなっていくように見うけられる。

さて、シュルトハイスもまた血縁関係に言及している。シュルトハイスは証人の子どもを用いることについて、「というのも魔女は子供たちに罪を同じように教えるので」有効だと述べている⁴⁰。またより直接的に、次のように述べている。「次に、もし両親が魔女であるなら、よってまた彼らの子供たちが容易く罪へと唆されると言うことは一般的なことである。……また、子どもの血がそれによって汚染される。特に母がその罪を負っている場合には」⁴¹。今まで見てきた中で多少なりともわかるようにシュルトハイスはとりわけ女性と魔女とを結びつけるような記述をしていないのだが、ここでは母親が魔女である場合に特に注意を促している。このような魔女と血縁関係の結びつきはシュルトハイスの手続に影響を与えているようである。例えば、防御の機会について論じている際に、シュルトハイスは被尋問者の家族や友人等が徴表の写しや尋問への立ち会いを求めた場合には、それを断ることができる」と述べているが、その理由は、「というのも魔術の罪は驚くべき性質を持っていて、つまり特にその人びとの傍を行き交うほぼすべての家族がそれによって感染されていること、そのようにして拡大するのである」⁴²。

しかしながら、シュルトハイスの議論全体を俯瞰すると、血縁関係は必ずしも大きな役割を果たしてはいないようである。例えばシュルトハイスは両親が魔女として処刑されたかどうかは徴表のひとつだと述べているが、同じ箇所でも「この際にその両親におぞましき犯罪の罪があり、また処刑されたような敬虔な子どもが多くいるということに特に注意が必要である。すなわち、両親から子どもへ、つまり両親が魔女であった時、故に子どもが魔女であるということは、まだ正しく確実に論証されておらず、両親によって子供にその悪徳が確実に引き継がれるわけではない」と注意を喚起している⁴³。このような血縁関係を徴表とすることに対する慎重さはデルリオにも見うけられたが、シュルトハイスはデル

³⁹ *ibid.*, p. 381, „puto enim, si à talibus patentibus ortus, & ab his educatus fuerit, gigni suspicionem ad inquirendum, quando non est bona famae reus: si aliud indicium praeterea accedat, posse torqueri.“

⁴⁰ Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 141, „Vnnd weiln die Hexen den Kindern das Laster gemeinlich lehren“.

⁴¹ *Ebd.*, S. 337, „Zum andern/ wann die Eltern Hexen sein/ so ists gemeinlich daß auch ihre Kinder leichtlich zu dem Laster verfuhrer werden/ [...] daß auch daß geblüt der Kinder dardurch *inficijrt* wirt/ vnd sonderlich wann die Mutter mit dem Laster behafftet.“

⁴² *Ebd.*, S. 277, „dann das Laster der Zauberey ist der erschrocklicher eingenschafft/ daß da es in geschlechten einreisset/ der masse sich außbreitet/ daß fast die gantze *familia* dadurch *inficijrt* wirt“.

⁴³ *Ebd.*, S. 79, „Bey disem ist in sönderliche obacht zunemen/ daß auch viel fromme Kinder seyn/ deren Elteren des gewlichen Lasters schuldig vnd hingerichtet/ Also daß von der Eltern auff die Kindern/ Als nemlich die Elteren seyn Hexen gewesen: *Ergo* seyn die Kinder auch Hexen/ nicht recht noch bestendig kann *argumentirt* vnd von den Eltern auff die Kindern das Laster nicht sicher vnfehlbar gezogen werden?“

リオのような「良い評判」の条件を付帯させていない。むしろシュルトハイスにとっては、血縁関係は魔女の組織の繋がり方の一つに過ぎないのであって、そのような繋がり方を含んだより大きな組織(シュルトハイスの言を借りれば「帝国」)として魔女の集団を想定していたのである。そしてその想定に基づいて、尋問の際には仲間の魔女の名前を挙げる事が求められた。

(3)尋問の主眼

魔女が組織であることは当然の前提であったため、魔女を尋問する側は捕らえた魔女から仲間の名前を聞き出すことに腐心した。仲間のあぶり出しがいかに重要であったかは、シュルトハイスのテキストからも十分に読み取ることができる。シュルトハイスは魔女として捕らわれた人物に対する尋問(拷問を伴う、伴わないを問わず)において聴取すべき項目五つを挙げているが、実にそのうちの3つが仲間に関する項目である。彼が挙げているのは「誰が彼らに魔術を教えたか」「彼と共に悪魔と魔女の集会に来たのは誰か」「誰に悪魔の技〔＝魔術〕を教えたのか」ということである⁴⁴。「誰が彼らに魔術を教えたのか」については、シュルトハイスが関心を持っているのはどうやら、その魔術の先生が「生きているか、それとも死んでいるのか」であったようだ⁴⁵。サバトの出席者の名指し、および「弟子たち(*discipln*)」についてシュルトハイスは、仲間の名前を挙げることは、仲間の魔女を悪魔による捕らわれの状態から解放して(現世の司法によって)神の慈悲の上に再び導くものであると述べている⁴⁶。

シュルトハイスが尋問において仲間のことを聞き出そうとしていたことは、彼が著作の第5章で具体的に描写した尋問の例からも理解できる。第5章でシュルトハイスはグレタと呼ばれるある女性(およびトニスと呼ばれるある男性)の尋問の様子を細かに記述している⁴⁷。コミサールである「博士」は最初にグレタに自分が告発された心当たりについて尋ねているが、グレタが魔女であることを否定し続けると、刑事のユルゲン親方を招き入れ恫喝している。この際の怯えたグレタと「博士」の会話は次のようなものである。

グレタ：ああ、あなたがなにをなさっているか、あなた様は知っておられる。私はあなたの方の手の内にある。哀れな女である私はなにを言えばいいのか、私はなにをすべきなのか。あなた様はなにを私から得たいのですか。

博士：お前は我々に、誰がお前に魔術の悪魔的な技を教えたのかを言わねばならない。それを我々はお前から得たい。それを我々は知りたいのだ⁴⁸。

⁴⁴ Ebd., S. 300ff. なお、尋問の順番は①誰から魔術を教わったか、②害悪魔術について、③サバトに誰が来たか、④誰に魔術を教えたか、⑤情况等の詳細である。

⁴⁵ Ebd., S. 300, „man den Lehrmeister er sey lebendig oder Todt wissen wolle.“

⁴⁶ この点については本稿第4章において詳述する。

⁴⁷ グレタ及びトニスという人物が実在した、あるいは実在した誰かをモデルにしたものであるのか、それともシュルトハイスの仮想したものである割合が高いのか、これについては全くわからない。また、第5章に記された描写が、シュルトハイスによる実際の尋問の様子をどこまで忠実に再現したものなのかも、同様に不明である。

⁴⁸ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 189, „Gretha. O/ jhr Herrn sehet zu waß jhr thun/ jch bin in ewer Händt/ was soll ich arme Fraw sagen/ waß soll ich thun/ was wollet jhr

(シュルトハイス『詳細なる手引き』第5章、189頁。)

それでもグレタが話そうとしないので、「博士」はいったんグレタに席を外させ、裁判官や参審人達とともに拷問を行うことの是非を相談している。そして再度グレタを入室させ、裁判官による拷問の宣言の後に、再び「博士」は拷問を受けたくなければ誰が自身に魔術を教えたのかを言うように求める⁴⁹。この脅しにより、グレタはついに母親から魔術を教わったことを告白し、「博士」はそれに対していつそれがなされたのか等詳しい状況を矢継ぎ早に尋問している⁵⁰。

次にシュルトハイスは悪魔との情交、害悪魔術の詳細について訊いたあと、サバトについても尋問している。まずはどこにダンス場があるのか、そこに行くためにどうやって行くのか、何人くらいがそこに集まったのか、その数の推測は正しいかといったことが尋問される⁵¹。そしてさらに尋問を続ける前に、「博士」はグレタが再び神に受け容れられ、悪魔との関係を絶つことができるようにグレタと共に祈りを捧げている。この辺りは次章に関わることであるが、コミサールが尋問官としてだけでなく、司祭のような役割を果たしていたことを窺わせる描写となっている。その祈りの後に、「博士」はダンス場で見た人物の具体的な名前を聞き出そうとしている。「博士」はグレタに、名指しすることは仲間の魂の救済のためになること、そして無実の人を告発するなら永遠の罰を受けることを明言する。「お前はまた誰も謀ってはならないし、すべきでもない。もしお前が憎しみや嫉妬からある人を告発しようとするなら、お前は永遠に罰を受けるだろう。……お前は今、偽りの告発によって自らの永遠の罰の原因を自身に与えてはならず、またお前はお前が真実魔女と悪魔の集会においてダンス場で見、かつお前が良く知っている人びとについての沈黙や隠し事によって、お前自身に永遠の罰のための原因を与えてはならない。今、私に

Herrn von mir haben? Doctor. Du solt vns sagen wer dich die Teuffliche kunst der Zauberey gelehret hat/ das wollen wir von dir haben/ vnd das wollen wir wissen.“

⁴⁹ Ebd., S. 194, „ja ich bitte dich/ du wollet Gott dem Herrn die Ehr geben vnd sagen/ wer dich so erbarmlich verführet/ vnd die kunst gelehrt hat/...Wann einer in der güte nicht bekennen wil/ so muß einer durch peyn bekennen/ darumb ist M. Jurgen hier. Woltu deiner glieder verschonen/ vnd dich selbst helffen/ damit dein Edele Seel/ für welche der Herz Jesus Christus den Todt gelitten hat/ auß des Teuffels Strick errettet werde/ es ist zeit daß du in der güte bekennest/ dan ich bin des vielen Redens müdt.“

⁵⁰ いつ母親が魔術を教えたのかという問に対してグレタが子どもの頃だと答えた後、ユルゲン親方が拷問で脅しつつ、「博士」は次の質問をしている。1.どのように教えたのか、なにをせねばならないのか、2.どこでか、3.どの場所でか、4.母親は教えたときになにを行ったか、5.それに対してお前は何をしたのか、6.父親はどこにいたのか、7.兄弟姉妹はどこにいたのか、8.当時、下男下女がいたか、9.その名前と現在の住居はどこか、10.その下男下女は、お前が魔術を使えることを知っていたか、11.それらは何歳の時のことか。その後さらに、詳しい状況を尋ねている。Ebd., S. 196ff.

⁵¹ Ebd., S. 208. なお、第2の質問「お前はどのようにしてそこに来たのか」と第3の質問「それは角(複数形)を持っていたか、いなかったか」の間にはなにも書かれていないが、恐らくはグレタの「ヤギに乗ってダンス場に行った」という返事があったものと思われる。このことから、列挙されている質問はひとつずつ質問されたものであり、それに対する回答は完全には記されていないという事が分かる。

イエスの名において言え。お前がそこで見た者たちは誰か」⁵²。これに対してグレタがある人物の名前を挙げると、さらにその人物やダンスにおけるその人物の役割について細かい尋問が続く⁵³。さらにサバト自体については、ダンスのあとの宴会について、その食事の内容やテーブルの形、食料の入手方法や席次などの詳細、さらに悪魔の容姿や悪魔崇拝の仕方などが問われる。それらの後、グレタは最後に魔術を誰に教えたかが問われるのである。以上のような流れは、上に述べたようなシュルトハイスの尋問の手順に(当然ながら)完全に沿っている。また、その後グレタの尋問が終わり、(グレタとトニスの対質がなされた後)グレタが名指ししたところのトニスという男性への尋問へと移るが、このトニスは頑として誰から魔術を教わったのかを自白しようとしなかったため、彼は拷問にかけられることになる。ただし、この拷問の描写もかなりあっさりしたもので、脚ねじを締めるとすぐにトニスは自白し出す⁵⁴。

以上のように、魔女が集団であるということはシュルトハイスの示す具体的な尋問内容に大きく影響を与えており、もはや当人が魔女であるか否かよりも、仲間をあぶり出すことが尋問の軸に据えられていることが分かる。さらにシュルトハイスの場合、集団としての魔女イメージに悪魔の妨害という観念が加わって、尋問を受けている魔女が仲間を名指ししないという状況は悪魔によって妨害を受けている状態だと認識されている。このような認識のコミサールの下では、被尋問者が仲間を名指ししないのは、彼が魔女ではないので名指しできないのではなく、悪魔によって唆されているので名指ししないのだと解釈

⁵² Ebd., S. 213f., „Du must vnnd sollest auch keinen Menschen beliegen/ wann du auß Haß oder Neidt wurdest einen Menschen besagen/ so wurdestu in Ewigkeit verdammet; [...]Aber du must jtzo durch falsche besagung zu deiner verdamnuß selbst kein vrsach geben/ du must auch durch verschweigung oder hinderhaltung der PErsonen/ so du warhafftig/ in der Hexen vnd Teuffeln versamblung auffm Tantzplatz gesehen/ vnd wol gekant hast/ dir selbstn kein vrsach zur ewigen verdamnuß geben/ Nun sag mir in NAhmen Jesu/ welche seyn die jenige so du dar gesehen hast?“

⁵³ 具体的な質問項目は以下の通り。1.その者はどのように、また何に乗ってそこへ来るのか。2.お前が最後にその者を見たのはいつか、3.お前はどのくらいの頻度でその者を見たか。4.どのようにその者はダンスから立ち去ったのか。お前達はどのように踊ったのか。5.その者は常にダンスの先頭、中心、ないし後方にいたか。6.その者は常に先頭にいたのか。7.その者は誰と踊っていたか。8.その者の Bole [上着か?] はどんな服であったか。9.彼はまた他の者と、つまりその者や魔女と踊ったか。10.それから彼は誰と踊ったか。11.お前がそれを見た時、つまり彼が某と踊った時、そのことはどのくらいの長さだったか。12.彼と彼女はどんな服を身に着けていたか。13.どのくらいの頻度で、お前はそれを躍りで見えたか。14.彼は何の上で踊っていたか。15.何からその縄はつくられているのか。16.何がその両端につくられていたか。17.楽士は誰か。18.彼は何の上で演奏していたか。19.彼は座っていたか、立っていたか。20.その場所の先頭か後方かあるいはその傍、また何の傍にいたか。21.お前達はまた、楽士に何を与えなければならなかったか。22.またダンスの時に時折口論がダンスのゆえに(vortantzes)なされたか。23.最後にそのことがなされたのはいつか。24.ダンスのゆえに無駄な事をした彼らは誰か。25.彼らは何を言ったか。また彼らは殴り合ったか。26.どのように、またどのような形で彼らは闘ったか。27.お前が誰と共に踊ったか私に言え。28.お前はまた魔女達のひとりと踊ったか。29.誰が、お前と一緒に踊ったその者か。30.お前が最後に踊ったのは誰とか。それはいつか。31.どのくらいの頻度でお前はその者と踊ったか。Ebd., S. 214f.

⁵⁴ Ebd., S. 248-253.

される。

(4) 供述の信憑性と法的効力① — 拷問の条件としての告発の信憑性

魔女が集団であることに関してもうひとつ重要な裁判上の論点は、仲間の供述の信憑性である。前章で見たように、魔女術の犯罪においては通常の証人による証言が期待できないため、通常では証人適格のない証人を認めることがしばしば主張されており、その中には仲間(共犯者)である魔女たちによる名指しが含まれていた⁵⁵。

しかしながら、当時において仲間の供述に対する信憑性については、法学者・悪魔学者を問わず広く議論があったようである。シュルトハイス自身も、魔女の供述には偽の証言の可能性のあることを認めている⁵⁶。この信憑性という問題について、シュルトハイスは大きく分けて2つの問題を取り挙げている。ひとつは仲間(共犯者)の告発によって裁判のどの段階まで手続を進めることができるのかという問題であり、もうひとつは共犯者に対する告発を含む自白を被尋問者が撤回した際にはどうするべきかという問題である。

魔女による供述(より刑事法学一般に通用する表現にするならば、共犯者による告発)については、そもそもそれが証拠として許容されうるのかという問題(証拠能力)が存在し、また許容されたとしても、一体どの程度の価値(重さ)を有するのかという問題(証明力)がある。とりわけ後者に関して言えば、被疑者に関する徴表として共犯者による告発しかないときに、被疑者に対して拷問を行うことができるのか、また何件の告発があれば告発のみで拷問へと手続を進めうるのか、ということが問題とされた。この点についてシュルトハイスは極めて詳しく議論を展開しているが、彼の議論を確認する前に悪魔学者や法学者たちがどのように考えていたのかを確認しよう。

ボダンも前章第2節で既に述べたように、共犯者たちを証人として認めている⁵⁷。ボダンはここで、「悔悛」という基準を持ち出している⁵⁸。ボダンは、「悔悛」した魔女の告発

⁵⁵ Ebd., S. 137, „Zum sechsten der Hexen Mittgesellen Zeugnuß ist auch gültig“.

⁵⁶ Ebd., S. 151.

⁵⁷ 第2章第2節(5)の註203を参照。

⁵⁸ この「悔悛」については、一般的に「罪を後悔している」という意味で用いられている可能性もあるが、刑事裁判の文脈においては具体的な手続と関わりがあった可能性がある。『カロリナ』第79条に拠れば、しばしば最終開廷日の前に被告人が罪の告解を求める事があったようである。また、カルプツォフやブルネマンは、有罪判決を受けた被告人が告解や罪を認める事、秘跡等を拒む場合について論じており、罪の告解がなされない場合もあった。また、この際の告解には人生における様々な罪が含まれ、一方で本件の内容については無実を訴えるというようなこともあったようである。Carpzov, *Practica Nova*, 1635, Q. 137. n. 46, p. 309; Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 10, §. 7, n. 16, pp. 226f; 上掲『近世ドイツの刑事訴訟』、2012年、288-289頁。なお、『カロリナ』の第79条は以下の通り。Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 60, „79. Item dem, so man auff bitt des anklägers mit entlicher peinlicher rechtuertigung straffen will, soll das zuor drei tag angesagt werden, darmit er zu rechter zeit sein sünd bedenken, beklagen vnd beichten möge, vnd so er des heyligen Sacraments zu empfahen begert, das soll man jm on wegerung zu reichen schuldig sein, man soll auch nach solcher beicht, pfleglich solche personen zu dem verklagten inn die gefengknuß verordnen, die jn zu guten seligen dingen

は、その魔女が告発した相手への「推定」として、信頼できると述べる。対して、「悔悛」せずに死んだ魔女についてはその供述は信じられない、とボダンは論じている⁵⁹。

魔女の訴追についてボダンの主張はかなり過激である。ボダンは、夜に行われたり、人気のないところで行われたりする秘密犯罪については、1名の証人のみで拷問のために十分だと述べている⁶⁰。ビンスフェルトもまた、「犯罪の仲間は証言を許可される」とした上で、そのような証言は「有罪判決のためには認められないが、拷問のためになれば認められる」としている⁶¹。このように、悪魔学者たちは魔女(共犯者)の告発を証拠として認めていたし、それによって拷問を行うことも可能だと述べている。ボダンなどは、その告発がたった一件だけであっても、拷問を行うことができると考えているほどである。

シュペーは共犯者たちの告発をどのように見なしていたのだろうか。まずシュペーは第44問で「魔術の罪において共犯者の告発は重く見なされるべきか」という問を持ち出している⁶²。シュペーによればこれについてはビンスフェルトとタナーが対立しており、シュペーはタナーの側に立つとしている。シュペーは、実務においてはデルリオやビンスフェルトの見解に従い、しばしば3、4人の告発によってある人の逮捕と拷問のために十分であると見なすということがなされていると述べる⁶³。しかし、シュペーは「たとえどんなに多くの〔告発〕があったとしても」そのような告発は価値がないものであり、「それら

vermanen, vnd jm inn dem außfüren vnd sunst nit zuuil zu trincken geben dardurch sein vernunfft gemindert werde.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(2)」2014年、299頁。「第79条 同じく、弾劾人の申立てに基づき最終裁判期日において刑を執行するときは、被告人が罪に思いを致し、嘆き、告解するしかるべき機会を与えるため、執行3日前にこれが告知されなければならない。被告人が聖なる秘蹟に与ることを望むときは、拒むことなく被告人をしてこれに与らせなければならない。告解の後においても、慣例に従い、良き至福の事柄(*gute selige dinge*) [=信仰と救済] について被告人に訓戒する者を、獄舎にある被告人の許に赴かせなければならない。死刑執行のため引致する等に際し、理性を衰えさせる過多の飲料を与えてはならない。」

⁵⁹ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 4, p. 193r., „comme en cas pareil, la deposition du Sorcier Repenti, qui en accuse plusieurs en mourant, doibt seruir de presumption violente contre les autres. Car il est à presumer, puis qu’il c’est repenti, & qu’il a inuouqué Dieu, qu’il a dict la verité. Mais aussi in le faut pas y adiouster foy, si le Sorcier est mort obstiné, comme la plupart meurent & ne peuuent ouyr parler de Dieu.“

⁶⁰ *ibid.*, L. 4, Cap. 2, p. 175r.-175v., „Et ne faut pas chercher grand nombre de tesmoins en choses si detestables, & qui se font la nuict, ou es cauernes és lieux secrets.“ 波多野「ボダンの悪魔学と魔女裁判」1997年、197頁。

⁶¹ Binsfeld, *Tractat von Bekanntnuß*, 1591, S. 56r., „Siebendt vnnnd letzter Schluß. Wiewol gemeyniglich die Gelehrten/ nach Außweisung der Rechten sagen/ daß die Verleumbde vnnnd Gesellen deß Lasters zu Zeugen zugelassen werden/ nach vorgesetztem Schluß: So ist doch sicherer zusagen/ daß solche nicht zugelassen werden zu dem verdammen/ sondern allein zur Tortur dieselbig ins Werck zurichten.“

⁶² Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 44, p. 338, „An magnificiendae sint denunciationes complicum in crimine Magia?“

⁶³ *ibid.*, Q. 44, p. 339, „RESPONDEO, Etsi denunciationes complicum secundum communem hodie praxin maximi momenti habentur, sic vt ordinarie tres, quatuor denunciationes sufficere putentur, ad capiendum & torquendum, etiam secundum quosdam personas bonae alioqui famae, consentiente Binsfeldio, Delrio & aliis“.

が、他により深刻な証拠がそれらに加えられない限り、評判が良いものであれ悪いものであれ、誰かを逮捕したり拷問したりするのに十分であるということを否定する」と断じている⁶⁴。その理由としてシュペーは、多くの法学者たちがこのことを支持していること⁶⁵、またカロリナも魔術の徴表について述べた際に共犯者の告発については論じていないこと⁶⁶、もし告発を認めるなら不名誉な人びとによる善い人々への恣意的な中傷を招くこと⁶⁷、悪い評判のある人物の証言が信じられないというのは共通見解であること⁶⁸、同じく女性や狂人の証言は信憑性がないこと⁶⁹、人びとに対する敵意があるが故に魔女は証人適格がないこと⁷⁰、証人適格上複数の瑕疵を有する証人の言葉によっては拷問も逮捕も、まして

⁶⁴ *ibid.*, Q. 44, p. 339, „nihilominus nos eas vel si plurimae quoque fuerint, vt parui admodum ponderis, fallaces, deceptorias, vehementerque, merito secundum prudens iudicium suspectas reiicimus, negamusque ad capiendam, torquendamque personam aliquam, seu bonae seu malae famae, nisi alia indicia grauiora accedant, sufficere.“

⁶⁵ *ibid.*, Q. 44, pp. 339f., „RATIO I. Sententiam hanc plurimorum optimorumque Doctorum authoritas tuetur, sic enim (saltem quo ad personas bonae alioqui fame) sentiunt de Exceptis, Ancharanus, Alexander, Andreas de Iernis, Bartolus Bertazzoulus, Bursatus, Cornelius, Crauetta, Felinus, Gomezius, Grammaticus, Marsilius, Menochius, Paris, Raphael Cumanus, Rolandus a Valle, Socinus Iunior, Vincentius Ondedus, & alij prout citatos vide apud Tannerum l. c. nu. 31. & seqq. qui proinde concludit hanc sententiam non solum non esse nouam sed potius communem.“

⁶⁶ *ibid.*, Q. 44, p. 339, „RATIO II. In constitutione criminali Caroli V. quam in Imperio seruare oportet, cum Indicia maleficij commemorantur, non ponitur duorum vel plurium complicum denunciatio, quae tamen poni debuisset, si aliquod eis momentum ad torturam inesse Imperator putasset.“

⁶⁷ *ibid.*, Q. 44, pp. 340f., „RATIO III. Si aduersariorum sententia recipiatur, in potestate & arbitrio infamium & nequam personarum erit grauare & denigrare bonum nomen, existimationem & personam hominum proborum: quod est absurdum & periculosum innocentibus, vt ex sequentibus satis colliges.“

⁶⁸ *ibid.*, Q. 44, p. 342, „RATIO V. Non creditur denunciationi seu testimonio testium qui infames sint, vt est communis omnium Doctorum sententia: sunt autem Sagae omnes hoc ipso quod Sagae sint maxime infames. Ergo, &c.“

⁶⁹ *ibid.*, Q. 44, p. 347, „RATIO VI. Repelluntur in Iure positio testimonia quoque personarum vilium & inopum. Item in iure Canonico cum criminales causae sunt mulierum ob sexus fragilitatem & mutabilitatem ingenij. *cap. forum 10. sub finem de verborum signif. & cap. 16. mulierum 33. q. 5.* Item omni iure positio & naturali hominum delirorum, fatuorum, &c. Sed haec omnia in Sagas conueniunt, ergo &. Sunt enim plerumque personae viles, muliercule rudes, mutabiles, nonnunquam semifatae. Non igitur prudenter iis commodari fides potest, maxime ad wquuleum qui probationes claras & pene certas postulat, vt supra docui etiam in exceptis.“

⁷⁰ *ibid.*, Q. 44, pp. 347f., „RATIO VII. Docent omnes Iurisconsulti ac Teologi in nullis criminibus quantumcunque Exceptis aestimari seu admitti testimonium inimici siue hostis, intellige capitalis, idque ex iure Naturali: praesumitur enim cum sit hostis nocendi studium ac proinde mentiendi: Autores omitto, ne frustra in re omnibus indubitata chartas impleam: sed negari non potest quae verae Sagae sint, iuratas esse humani generis & innocentum hostes capitales, quae nemini non male velint ac nocere cupiant, si in earum sit potestate; merito igitur quas edunt denunciations, vt suspectissimas contemnimus. Elegantibus sane verbis rationem hanc Tannerus proponit: *Quod si ipso, inquit, Iure naturali probatum aut Iure praesumptum odium accusatoris, vel testis, denunciationem seu indicium eneruat & elidit: Quidni etiam*

や特別糺問さえも認められないこと⁷¹などを挙げている。またシュルトハイスがタナーの主張の中に取り上げるような、もし告発者が魔女でなければ仲間の名前は知りえないし、魔女であれば性質からして嘘つきであるので信じられない、という主張も挙げられている⁷²。またシュペーは第 45 問と第 46 問で、先ほどボダンの議論においても重要な要素であった、「悔悛」した告発者の告発の信憑性について論じている⁷³。そこでのシュペーの結論はたとえ「悔悛」していたとしても、告発を信じることはできないというものである。「たとえタナーの助言と一致して(それが起こらないとしても)告発が、悔悛と死刑判決の後に聞かれるというのが今日の慣習であるとしても、またたとえ多くの人々の間で告発が悔悛の後に承認されない限り無効である〔と見なされている〕としても、私は、賢い者たちはこのような告発を正当に排除するだろうと述べる」⁷⁴。以上からシュペーの結論は、共犯者による告発は一貫して信憑性に欠けるし、他に重大な徴表がなければ告発によって逮捕することも拷問することもできない、というものであった。つまり、シュペーは、(魔女の場合に限定されるが)共犯者による告発に証拠能力を認めていないのである。

法学者たちは共犯者の告発について何と述べているだろうか。ファリナキウスは、共犯者の供述は 2 人の人物によって証明されるならば、それしかなかろうとも拷問のための徴表になり得ると述べている⁷⁵。ファリナキウスは、確かに通常の事件においては、共犯者

*praesumptum illud odium quod Sagae aduersus quoslibet animo fixum gerere censetur, & a quo etiam apud Germanos nomen Vnholden accepisse videntur, saltem eatenus eneruabit, ne sola denunciatio ad torquendam personam denunciata valeat?*⁷¹

⁷¹ *ibid.*, Q. 44, pp. 349f., „RATIO VIII. Communis est sententia, si socius criminis denunciatus plures habeat defectus, vt V. C. non solum sit infamis, sed etiam similis, abiectus, periurus, aleo, &c. tunc ne in exceptis quidem facere indicium ad torturam, imo nec ad capturam, imo nec ad specialem inquisitionem. Et recte: nam si ob vnicum huiusmodi defectum testimonium alicuius reiicitur, quanto magis reiiciendum erit, cum plures reiiciendi rationes coactae sunt? Atqui vero quis nescit, in Sagis si vere tales sunt, quam plurima huiusmodi conuenire? nam & infamatae autoritatis sunt, & periurae sunt, que Deo fregerunt fidem, & abiectae sunt, & mulieres peruersae sunt, & concubinae satanae sunt, & inimicae generis humani sunt, & hypocritae sunt, & quicquid denique scelerum cogitari potest, penitus simplex sunt.“

⁷² 既に述べたように、シュペーはタナーについて度々言及している。ここで述べられている論拠についても、後にシュルトハイスが引用しているようにタナーの論文と類似する箇所が多々見られる。

⁷³ *ibid.*, Q. 45, p. 360, „An saltem denunciationibus credi debeat ob denunciatum poenitentiam?“; Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 46, p. 368, „An saltem denunciationibus credi debeat, si infallibiliter certum sit denunciante vere conuersas esse, & verum velle dicere?“

⁷⁴ *ibid.*, Q. 45, pp. 364f., „Ratio III. Imo etsi id hodie (quod nunquam fiet) esset moris, vt iuxta consilium Tannerii post poenitentiam primum, & acceptam mortis sententiam denunciationes exciperentur: etsi etiam moris hodie apud multos sit vt non stetur denunciationibus nisi post poenitentiam eas ratificent, nihilominus adhuc aio cordatos viros merito denunciationes eas repellere.“

⁷⁵ Farinacius, *Praxis et theoricæ criminalis*, 1606, Q. 37, n. 35, „concludit, quòd duo testes socij criminis faciunt indicium ad torturam, etiam quòd sint singulares“.

の供述が拷問のために十分な徴表をなさないという意見があるのも認めるが、しかし例外犯罪においてはこの制限は緩和されるというのがファリナキウスの考えである⁷⁶。もちろん、この例外犯罪には魔術が含まれている⁷⁷。

カルプツォフは、確かに共犯者の告発を徴表のひとつとして挙げている。「適切な諸法と諸法律によれば、拷問のために十分な第3の徴表は、共犯者の名指しに由来する。確かに、共犯者たちのある有罪宣告された被告人が、同人たちを適切に名指しし、暴露したならば」⁷⁸。ブルネマンの場合、共犯者の告発が手続を進める上でどの程度の力を持つのかについてはやや複雑である。ブルネマンは、拷問を行うために必要な徴表を列挙する中に

⁷⁶ *ibid.*, Q. 43, n. 57, „Quae autem dicantur crimina excepta, in quibus de se confessus potest de sociis, & complicitibus interrogari mox in seqq. limitationib audies. Et dicit Lud. eguer. *decis. cri. 5. n. 12.* quòd excepta crimina in proposito erunt illa, quae reipublicae pestifera sunt, multitudinemque & bonum publicum nimis laedunt, & in quibus non solum socius potest de consociis interrogari, vt prouincia malis hominibus purgetur, arg. text. *in l. congruit. ff. de offic. praesid.* & vide in proposito eundem Peguer *d. decis. n. 24. & seqq.* vbi pluribus probat, quòd in casibus à iure exceptis, & in quibus reus potest de consociis interrogari, interrogatus etiam in foro conscientiae tenetur releuare socios, & complices, & non releuando peccat: & isto casu debent confessorios reum poenitentem monere vt eos reuelet, aliter dicuntur absoluere impenitentem contra ius diuinum & humanum *c. poenitentia, dist. 3. c. peccati venia, de reg. iur. in 6. c. legatur, 24. q. 2.* cum aliis ibi per eum allegatis.“

⁷⁷ *ibid.*, Q. 43, n. 67, „LIMITA IX. In maleficis, & mathematicis, quos posse de consociis interrogari, & torqueri, cum sit delictum, cuius extirpatio spectat ad omnium salutem, per tex *in l. fin. in fint, Cod. de malefic. & mathematic.* scripsit Salic. *in l. quoniam liberi, n. 5. vexsic. Et in crimine mathesis, C. de testibus, & in l. fin. nu. nu. 8. C. de accusat. & per text. praedictum,* hoc idem voluerunt Ange. *de malefic. in verbo, Quòd fama publica praecedente, nu. 31. vers. Item qu. indo tendit ad salutem, Gandin. in tit. de q. & torm. nu. 16. ad finem. vers. Quartus, &c.* Paris de Put. *in tracta. de syndic. verbo, Turini, c. 1. an stetur dicto torii, post nu. 25. versic. Et etiam quando tendit ad communem slutem* Campeg. *de testib. reg. 86. in 6 fall. Crot de testibus par. 3. num. 94. Brum. de indi. par. 1. q. 3. nu. 20. in fi. vers. Item maleficus, & nu. 22. ver. Aut est delictum, Blanch. de ind. ad l. fi. ff. de q. n. 371. vers. Item maleficus, n. 373. vers. in criminibus verò, Carrer. in pract. crim. in tract. de ind. §. octauum indicium. n. 2. ad finem, Foller. in pract. crim. in 1. par. 3. par. verbo, Etsi confuebuntur, n. 102. versi. Nisi delictum Gramm. *deci. 28. niu. 10. ad finem, Boss. in tit. de ind. & considera. ante tort. nu. 145. versi. In criminibus vero.* Ant Gomez. *v. tr. resol. tom. 3. cap. 12. rub. de prob. delict. n 16. post ver. Adde tamen Conrad. in pract. tit. de testib. §. personas testium aggrediendo, sub n. 36. fol. 86. & in tit. de neg. crim. & torm. versi. Si persona, fol. 294. col. 1. ad finem, Io Mar Monticel. reg. crim. 4. n. 11. Menoch. de arb. q. lib. 2. casu 474. Masc. de prob. lib. 3. concl. 1311. n. 11. ad finem, & n. 31. Lud Peguer. *dec. crim. n. 15.*“**

⁷⁸ Carpzov, *Practica Nova*, 1635, Q. 121. n. 20, p. 187, „Tertium indicium ad torturam sufficiens oritur ex nominatione socii criminis, secundum iura ac leges qualificata. Quando nempe Reus convictus, qui socios criminis habuit, eosdem ritè nominaverit & detexerit“.

仲間による名指しを含めている⁷⁹。さらに『カロリナ』第 23 条⁸⁰を挙げながら、犯行それ自体についてであれば 1 人の証言によって、それ以外の徴表であれば複数の証人によって証明されれば、拷問へと手続が進められうると述べている⁸¹。しかし彼は、共犯者の告発は、「複数の徴表が競合している」、つまり犯行それ自体についての供述(1 人の証言によって拷問へと手続を進めるには十分な証拠)と、それ以外の供述(複数の証人によって証明されなければ、拷問へと手続を進められない証拠)が共に含まれた、様々な証拠が複数集まっている状態にある証拠であるとする⁸²。このためブルネマンは、このような競合している徴表が 1 人の証人によってのみ証明されている場合は、『カロリナ』第 30 条⁸³に反する

⁷⁹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 2, n. 2, pp. 150f. 略は筆者による。 „Indicia ad torturam requisita, sunt[...] Nominatio socii, si 1. in genere interrogatus de sociis & 2. facta fuerit per torturam: 3. si cum omnibus circumstantiis expresserit, 4. ut non praesumatur inter eos inimicitia, 5. ut nominatus iudici sit suspectus, 6. ut perseveret in nominatione.“ 上掲『近世ドイツの刑事司法』2012 年、195-196 頁。略は筆者による。「拷問に要求される徴憑は…共犯者によって名指し(nominatio)されたこと。ただし、(1) [共犯者を名指しした者が] 共犯者の有無について一般的に尋問され、(2)拷問中に共犯者の氏名を供述したものであって、(3) [共犯関係に関する] すべての事情もあわせて供述し、(4)両者の間に敵対関係があるとは推定されず、(5)共犯者とされた者が裁判官にとって疑わしい人物であり、(6)共犯者の氏名を供述した者が供述を維持することが必要である。」

⁸⁰ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 34, „23. Item eyn jede gnugsame anzeigung darauff man peinlichen fragen mag, soll mit zweyen guten zeugen, bewisen werden, wie dann inn etlichen artickeln darnach von gnugsamer beweisung geschrieben steht. Aber so die hauptsach der missethat mit eynem guten zeugen bewiesen würd, die selv, als eyn halb beweisung, macht eyn gnugsam anzeigung als hernach inn dem dreissigsten artickel anfehnd. Item eyn halb beweisung, als so eyner inn der hauptsach etc. funden wirdt.“ 上掲「翻訳 カール 5 世刑事裁判令(1532 年)試訳(1)」2014 年、166 頁。「第 23 条 同じく、拷問を行う根拠となる各徴憑は、十分なる証言による証明(gnugsame beweisung)に関する以下の若干の条文 [=62 条以下] において定めるように、2 名の良き証人によって証明されなければならない。ただし、犯行の主要事実(die hauptsach der missethat)が 1 名の良き証人によって証明されるときは、『同じく、ある者が、(以下に置いて良き証人及び証明について定めるように、)云々』をもって始まる第 30 条に定めるように、半 [完全] 証明(halb beweisung)として、十分な徴憑となる。」

⁸¹ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 14, n. 16, p. 154. „in nominatione socii plure concurrunt indicia. Licet autem unius testis dictum probet ipsum factum criminis, indicium tamen quodlibet plene & per duos testes probandum est, atr. 23. Ord. crimin. Carpz. d. qu. 23. n. 46. & seqq.“ 上掲『近世ドイツの刑事司法』2012 年、201 頁。「共犯者による告発の場合は、複数の徴憑が競合している [のが通例である]。犯行それ自体は 1 名の証人の証言によって証明され [るならば拷問に十分な徴表とな] るが、 [その他の] いかなる徴憑も複数の証人によって十分に証明されなければならない(CCC 23)。」

⁸² Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 14, n. 16, p. 154. 直前の註 81 を参照。

⁸³ Schroeder (Hrsg.), *Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina)*, 2000, S. 37f., „30. Item eyn halbe beweisung,

ため、拷問を行うのに十分ではないと結論している⁸⁴。つまりブルネマンは、共犯者の告発は拷問を行うための証拠としての能力を持っているが、それが複数人によって証明されなければ、拷問へと手続を進めるために十分な徴表として認められないという立場であることが分かる。

ではシュルトハイスはこの問題についてどのように論じているだろうか。まず、シュルトハイスは例を挙げつつ、1人の人物が複数人の魔女から名指しされた場合、その人に拷問を行うことが可能であると述べている。本稿第2章でも確認したように、彼は魔女(共犯者)による告発を証拠のひとつとして認める立場を採っているのであるが⁸⁵、ここでは魔女による告発を信じることができるか、つまり魔女の告発に証拠能力を認めるのかということについて議論している。シュルトハイスは偽りの告発の可能性にも思いを巡らせている。魔女の告発を証拠として採用する際には無実の者を貶める謀略が企てられていないことが確認されねばならないと述べているように、魔女が偽りの告発をする危険性は確かに魔女の告発を信じる上でネックになる。安全策として仲間の供述以外に徴表のない者たちについては訴追を行わないでいるべきではないか、という反論がありうることも彼は承知しており⁸⁶、シュルトハイスはこの件について慎重に対応することの重要さと、罪人である魔

als so eyner inn der hauptsach die missethat gründtlich mit wynem eyntzigen guten tugentlichen zeuge (als hernach von guten zeugen und weisungen gesagt ist) beweist, das heyst vnd ist eyn halb beweisung, vnd solche halbe beweisung, macht auch eyn redliche anzeigung, argkwon oder verdacht der missethat. Aber so eyner etlich vmbstende, warzeychen, anzeygung, argkwon, oder verdacht beweisen will, Das soll er zum allerwenigsten mit zweyen guten tüglichen vnuerwürfflichen zeugen thun.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、168頁。「第30条 同しく、ある者が、(以下に置いて良き証人及び証明について定めるように、)専ら1名の良き信用すべき証人によって犯行の主要事実を十分に証明するときは、それを半完全証明と称する。かかる半完全証明は、犯行の適法な徴憑、疑惑、嫌疑を構成する。ただし、ある者が、何らかの状況、指標、徴憑、疑惑、嫌疑を証明しようとするときは、少なくとも2名の良き信用すべき瑕疵のない証人によって行わなければならない。」

⁸⁴ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 8, Membr. 5, §. 15, n. 17, pp. 154f., „Sed annon si plura indicia concurrant, singula per unum testem probata, sufficiunt ad torturam? Id recte negatur, quia id contra act. 30. Aber so einer etliche Umbstände/ Wahrzeichen/ Anzeigung Argwohne oder Verdacht beweisen will/ das soll er zum allerwenigsten mit zweyen guten tüglichen unverwerfflichen Zeugen thun/ & ita recte *Zang. c. 3. n. 35.* & quos citat Carpzov. *d. quaest. 123. num. 56.*“ 上口『近世ドイツの刑事司法』2012年、201-202頁。「複数の徴憑が競合誌、そのいずれもが1名の証人によって証明されたものである場合は、これは拷問を行うのに十分か。これは否定するのが正しい。それは、『しかし、何らかの状況、指標、徴憑、疑念又は嫌疑を証明しようとするときは、少なくとも2名の良き有用な、非難の余地のない証人によらなければならない』とする刑事裁判令30条に反するからである。この点を指摘するツァンガー及びカルプツォフが挙げる論者は妥当である。」

⁸⁵ 本稿第2章第2節(5)の註217を参照。

⁸⁶ このときフライヘルは聖書中の小麦と雑草の例を挙げて、小麦と雑草を共に引き抜くことがないように共に成長させるべきではないかと述べる。これに対して博士は「もし雑草が小麦を荒廃させることなくして引き抜かれうるならば、人は雑草を存在させておくべきではない」と反論する。Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 325ff.

女の供述を信じることの危険性を再度指摘している。

ではシュルトハイスは、どのような場合ならば魔女の告発を信じることができると考えているのだろうか。彼は、ここでボダンと同じく「悔悛」の区別を持ち出して、告発が悔悛した魔女によってなされた場合とそうでない魔女によってなされた場合に分けて考える必要性を説く⁸⁷。続いて例を挙げながら、もし複数の具体的な供述の内容が一致し、かつ告発者と告発された者の間に敵対関係がなく、さらに別の徴表があれば、たとえ通常は証人適格を持たない未成年によって行われた告発であろうとも信頼できるとシュルトハイスは述べる⁸⁸。さらに、他に徴憑がなくても、告発のみを信頼することが可能な場合があり得るとシュルトハイスは認めている。これについてシュルトハイスは、高位聖職者によって誤った判断を下さないように祈ってもらった上で⁸⁹、告発された側の人物の性質を検討すべきである、と述べている⁹⁰。つまり、シュルトハイスに拠れば、魔女たちはしばしば

⁸⁷ Ebd., S. 327, „so muß man vnder den HExen/ welche jhre Sünde bekennen/ beweynen/ vnnd sich zur Buß begeben/ vnnd zwischen den so in jhrer bößheit verharthen/ vnderscheidt machen“.

⁸⁸ ここでのシュルトハイスの説明は以下のようなものである。魔女として名指しされたアルファ、ガンマ、デルタの3人を想定し、それぞれアルファはグレタ、トニス、コルト、フンデマンの計4名により、ガンマはトニス、シュタイン、コルトの計3名により、デルタはフンデマン、コルトの計2名により名指しされたとする。ただし、これらの告発者たちのうち、コルトは後にすべての告発を撤回し、またフンデマンは年齢故に証人適格を持たない少年である。以上告発された3名について、具体的な供述の内容が一致し、かつ告発者との間に敵対関係がなく、さらに別の徴表があれば、供述は信頼できる。告発の内、一方は後に撤回され、一方は証人適格を持たない少年によってなされたデルタのような場合においても、他に徴表があればそれが疑惑を補強するため供述が信頼できる(これは、裏を返せば他の徴憑がなければ信頼し得ないという意味である)し、フンデマンはアルファとガンマの際にも他の告発者と同じ内容を供述したので、たとえ未成年であったとしてもその供述は信用に足る。なお、コルトについては、コルトが撤回したアルファとガンマが他の供述によって魔女であるということが明らかであり、かつ撤回する前の供述が他の供述と一致するので、コルトの撤回は有効であるが、しかし悪魔によって吹き込まれた撤回であったと判断されている。Ebd., S. 328-331.

⁸⁹ Ebd., S. 332f., „Darauff dann jedesmaln/ welches ich zu GOTT vnnd seiner Göttlicher Gerechtigkeit zu Ehren bezeuge/ erfolgt/ daß den besagungen redtliche starcke anzeigung zugestossen/ wann daß ich in anderen Stetten vnd Flecken hab *procedirt*, so hab ich durch die Priester des ordts von der Cantzel das gemein gebett begeren lassen/ vnnd hab auch allezeit/ dafür ich Gott meinem Herrn zum höchsten dancke/ vnd solang als ich lebe/ danck sagen will/ Göttliche gnad hülff vnnd beystandt empfunden/ also kann ich auß warheffiger erfahrung E. G. versichern/ wann das der *Commissarius* sorgfältig vnnd fleissig in seiner *procedeur* ist/ vnd daß der allmächtig GOTT durch das gemein gebett trewlich vmb außbröttung des grewlichen Lasters/ vnnd herbey bringung der armen verlornen Menschen/ vnnd vmb abwendung der vnschuldigen gefahr/ angeruffen wirt. Das alßdan die Göttliche gnade vnd Barmhertzigkeit den *Commissarien* gnade zu erlangung der warheit/ auch Barmhertzigkeit den schuldigen auß des Teuffels verbündtnuß auff den Säligmachenden weg der Buß zukommen/ geben vnd die vnschuldige beschützen wirdt“.

⁹⁰ Ebd., S. 332f., „solten aber keine *indicia* noch anzeigung herfür bringen/ so erwege der *Commisarius* die *inquisition* der besagten Personen/ als nemblich/ Ob die besagte

問をはじめた最初期には、同地における身分の高い人物の名前を、わざと挙げるということがあるという。このことから、告発された人物が良い評判や社会的地位を持っているか、あるいはその逆か、ということが告発の信憑性に関わってくる。そしてまた、そのような告発が悔悛した魔女によってなされるなら、信用できるとシュルトハイスは述べている⁹¹。以上のように、シュルトハイスは告発について、他に徴表があれば信じるし、徴表がなくても信じる場合があると述べている。

さて、告発が信頼できるとして、一体手続のどの段階に進めるほどの効力を持つのか、ということが続いて問題とされる。具体的には、告発によって告発された人物に対する拷問に手続を進めることができるのか、ということである。これに対してシュルトハイスは2つの立場をまず挙げている。ひとつ目は、1人の仲間の告発があれば、たとえ他に徴表がなかったとしても拷問に進むことが可能であるという立場である。しかしシュルトハイスはこのような立場を斥け、他に徴表がないかどうかを調べるように勧めている。もし他に徴表があれば、それらによって拷問へと進みうる、とされる⁹²。また、複数の告発がある場合、注意が必要ではあるが、やはり拷問へと進みうると述べている。「次に、もし2つの供述が1人の人物の上へと正しく至るのならば、その際には注意されうる。もし、供述が憎しみや妬み、あるいは錯誤からなされたという推測が存在しないなら、ただちに2つの供述は苦痛をとまなう尋問のために十分かつ確実なものである。そのようなことをまた幾人かの博士たちが教えている」⁹³。

ただし、告発の信頼性は、告発された者の社会的地位や、告発した者と告発された者の

Personen sein/ das zuermuten daß die Hexen gedechten/ es solte die *inquisition* durch besagung der Personen ein stoß leiden/ oder gehemmet werden/ dann die erfahrung bezeugt/ dar die Hexen zu anfang der *inquisition* pflegen etliche von den vornembsten des ordts zubesagen/ in meinung/ dardurch die Gerichtspersonen von der *inquisition* abzuschrecken/ damit er durch die Peynliche frage ergrunge/ ob auch einige *conspiration* oder verbündtnuß von den Teuffeln vnd den Hexen vmb durch benennung der vnschuldigen die *inquisition zu impedijren/* gerichtet vnd gemacht sey/ befindet sich dann daß kein *conspiration* vnder gelauffen vnd daß die besagung von wollbekerten bekentlichen rew habenden higerichteten Hexen geschehen sey/ alßdann ist der besagung zuglauben.“

⁹¹ Ebd., S. 333. 直前の註 90 を参照。

⁹² Ebd., S. 333, „ES schreiben etliche Doctorn daß eines Mißthätigers besagung gegen seinen mitgesellen gnugsamb beweiß gebe vmb denselben auch Peynlich zufragen/ ob schon keine andere anzeigung oder verdacht gegen den besagten mitgesellen vorhanden seyn. Auff sotane blosse einige besagung mit der Peynlicher frag geschwindt zu *procediren/* will ich E. G. mit rahten/ sondern dieselbe lassen vber die einmal besagte Personen fleissig vnnd behütsamb er kündigen/ ob der auch mit andern verdacht/ argwon vnd vermutung möchte beladen seyn/ zum fall daß die besagte Person/ anderer *indicien* halber der Zauberey verdächtig were/ so könnte auff die besagung vnd auff die *indicien* mit der Tortur *Procedirt* werden/ vor eins.“

⁹³ Ebd., S. 333, „Zum andern/ wann zwo besagung auff eine Person richtig eintreffen/ so ist dabey in acht zunehmen/ wann das keine vermutung vorhanden/ daß die besagung auß haß oder neidt oder jrrthumb geschehen/ daß alßdann die zwofagige besagung zur peynlicher frag gnug vnd bestendig sey/ jnmassen auch etliche Doctoren lehren.“

関係性によっても変わるとシュルトハイスは述べている。例えば、名望ある人物が告発された場合には、シュルトハイスは、供述の内容に矛盾はないかよく調べ、そして供述の数が増えるのを待つほうが確実であると指示している⁹⁴。他方で、告発者と被告発者の関係が親しいならば、その供述は信頼に値し、拷問に進むことができると述べる。というのも、彼に言わせれば、「同人たちが彼らの最も近い隣人と友人とを偽って供述するということは考えられないからだ」⁹⁵。同じ理屈から、両親からの子どもに対する供述は信頼に値すると述べている。これは子どもに自然な生得的愛情を抱く両親が子どもの名誉と生命の喪失を願うはずがないという論理、また両親は子どもの福祉と救済のために強い責任を負っているという論理の他に、両親(とりわけ母親)が魔女である場合にはその子どもも「感染している」という発想にも由来している⁹⁶。なお、供述間の矛盾について、いくつかのものについては悪魔の能力によってその差異が証明できるため、供述を信頼できないものとして斥ける根拠にはならないということを、シュルトハイスは述べている⁹⁷。

以上をまとめると、シュルトハイスは、告発が1件しかない場合、他の徴表がなければ拷問に進むことはできないが、告発のみであっても複数の人物によってそれが行われていれば、いくつかの注意は必要であるが、拷問に進むことができると考えているということになるだろう。ただし、具体的な場面における個々の告発の信頼性については、例えば告発された相手が身分の高い相手であるかとか、告発した者との関係は親しいものであるのかといった事情により異なると考えているようである。

共犯者の告発と拷問については、近世においていくつかの意見があった。まずは、シュペーのように告発は一切徴表たり得ないという立場である。しかし、これは極めて特異な立場であった。というのも、多くの論者は多かれ少なかれ(つまりそれが例外犯罪に限られるか、それとも広く一般の刑事事件において認められるのかという違いはあったようであるが)、共犯者による告発を拷問のための徴表として認める立場を採っていたからだ。ボダ

⁹⁴ Ebd., S. 335f., „aber wir reden itzunder nicht von verlogenen leichtfertigen/ sonder von bußfertigen wolbekerten/ *contriten* Hexen, Aber in dem fall da die besagung der gestalt gegen Personen/ so in Ehren diensten oder Standt seyn/ fürlieffe/ so muß auch darbey der Hexen eusserlicher standt vnnd gelegenheit erwogen werden. Dann solte die Besagung von vornehmen ansehnlichen Personen/ so auch eines Ehrlichen herkommens/ oder guten ansehens vnnd vermögenheit/ oder sonsten jhrer der Besagten/ außerhalb des Rahts oder Fürstehers dienstes/ gleichen seyn/ geschehen/ vnd dann auch solche vmbstände in der Besagung begriffen/ daß darauß anders nicht als die warheit zu schliessen/ so were den *Denuncianten* billig zuglauben/ vnnd könnte darauff die peynliche Frag fürgenommen werden/ aber sicherer vnd besser ists/ daß man mit der Pynlichkeit zurück halte/ biß die zwoe Besagung mit der dritter/ vierter/ fünffter oder sechster Besagung vermehret wurde“.

⁹⁵ Ebd., S. 337, „dann es ist nicht vermuthlich/ daß dieselbe jhre nechste anbewandten vnnd freunde fälschlich besagen.“

⁹⁶ Ebd., S. 333-338.

⁹⁷ シュルトハイスは馬の色の違いは、乗っていたのが馬であったかヤギであったかという問題とは違うのだ、と述べる。しかし、彼は乗っていたのが馬とヤギで異なった場合に、供述の信憑性がなくなるとは述べていない。彼は、悪魔は雄山羊、馬、犬、その他の姿で現れうると述べている。Ebd., S. 343, 345. この点については、第4章で詳しく論じる。

ン、ビンスフェルトら悪魔学者、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマンら刑事法学者、そしてシュルトハイスはこの点で一致している。一方で、この徴表がどれほど強力なものであるかについても、やはり2つの立場があった。まず、1人が告発ただけで、拷問に進むことができると主張していたのはボダンであった。2人以上の共犯者が告発すれば、拷問を行うのに十分な徴表となるという立場を採ったのは、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマン、シュルトハイスである。これらの論者は、逆に言えば1人の告発だけでは拷問を行うために十分な徴表とはならないという立場である。以上の点を考えると、シュルトハイスの意見は基本的には刑事法学者たちに沿ったもののように見え、ボダンほど魔女にとって不利な扱いもしていないように思える。しかし、シュルトハイスはたった1人の告発であっても、他に徴表があれば拷問には十分であると述べており、この点で刑事法学者たちの見解よりも、魔女裁判を遂行する上でより有利な主張をしていることになる。

ところで本筋からそれるが、これらの記述の過程で興味深い点が2点存在する。ひとつはシュルトハイスの記述と実体験との関係についてである。シュルトハイスはたびたび無実の者を陥れるための悪魔と魔女たちの謀略について、例を挙げながら警戒を促している。この際に彼は実在の都市や人物の名前を挙げており、これらが自身の実体験に基づくものであると主張している⁹⁸。もう一点は、彼がパーダーボルンの事例について言及している点である。後に公然と名を挙げて批判されるタナーとは異なり、シュルトハイスはその人物の名前を挙げてはいないが、パーダーボルンで魔女の訴追を批判した人物がいたこと、また別の人物で、かつて囚われたものの牢から逃げ出して、魔女裁判を行っている当局について「不名誉な話」に触れ回り、それについて本を出した聖職者がいたことに言及している。シュルトハイスは明言していないが、時期的なものを考えるととりわけ後者はシュペーのことも見えてとれる。残念ながらシュルトハイスはそれ以上この聖職者や著作について触れてはいないため、これがシュペーかどうかは推論の域に留まる⁹⁹。

(5) 供述の信憑性と法的効力② — 「良き評判のある」人物に対する告発の場合

さて、ここまでのシュルトハイスの議論を見てみても、告発の信頼性が近世において大きな論点であったことが理解できる。先述のシュペーのように、告発に一切証拠としての価値を認めない立場もあれば、ボダンのように、たった1人の告発によって拷問へと手続を進めることが可能だと論じる論者もいた。このような主張についても、飽くまで原則的な話であり、シュルトハイス自身がしばしば認めているように、状況によって告発の信頼性や重さは変化しえた。

タナーも、ある特別な場合における告発の重さについて異議を唱えた一人であった。タナーの主張は「どれほど告発が増えたとしても、良き評判の人に対して拷問の判断を下しえない」というもので、タナーは多くの論拠を列挙しながら、これが実務においても学説においても広く受容されていると論じている¹⁰⁰。ここでの「良き評判」とは、すなわち身

⁹⁸ 同地のラント代官としてフルステンベルクの名が挙げられている。Ebd., S. 357.

⁹⁹ Ebd., S. 365f.

¹⁰⁰ Ebd., S. 367, „denunciaciones quantumuis multiplicatas contra hominem alias bonae famae non facere indicium ad torturam“.

分の高い人物ということである。タナーは根拠として数多くの著名な学者(悪魔学者を含む)の著作を挙げており、また『カロリナ』においてはそういった告発は、魔術の諸徴表の中に含まれていないと述べる¹⁰¹。

更にタナーは次のような理論からも魔女(とされている者たち)の供述は信頼できないと述べる。つまり、もし仮に魔女だとして自白した者たちが、実際には魔女でなかったとしたら、彼らは仲間について知るはずがないため、その仲間についての告発は偽りである。そしてもし魔女であったとしたなら、彼らはしばしば無実の者を告発するような共謀を巡らしている可能性があるから、魔女の告発は信頼できないのである¹⁰²。

またタナーに拠れば、魔女たちはしばしば悪魔によって見せられた夢や幻覚に騙されて、空を飛んだり移動したりしていると思込まされている¹⁰³。サバトに行ったという証言が悪魔によって見せられた夢ないし幻覚である可能性がある以上、そのような証言は信頼できないというのである。さらに悪魔の能力に言及しながら、悪魔は無実の人物に変身することができるため、魔女の集会で誰々を見た、という証言はあてにならないとする¹⁰⁴。

¹⁰¹ Ebd., S. 371, „certe in constit. Carolina, vbi in dicia maleficij commemorantur, non ponitur duorum vel plurium complicum denunciatio, nempe, quia ea sola, alijs adminiculis destituta ad conuincendum non sufficiat.“『カロリナ』第44条については、本稿第1章第1節(2)の註49を参照。

¹⁰² Ebd., S. 371, „Secundo probatur assertio rationibus. I. NAM aut denunciantes vere, vti de se prositentur, sunt striges & maleficae, aut non sunt: si non sunt, tunc & de seipsis mentiuntur, & de alijs complicibus nihil sciunt; praesertim quia hoc crimen, occultum est, & solus complicibus notum esse solet. Si autem sunt, vt supponitur, tum re ipsa (saltem ante seriam poenitentiam criminis, de qua in foro exrerno vixsatis constare potest, vt dicitur) & secundum iustam praesumptionem, ex ipsa vi ac natura criminis, tales personae sunt, quae cum omnibus, tum praecipue innocentibus, quouis modo nocere, adeoque vel maxime falsa etiam deuunciatione, supplicium patere cupiunt.“

¹⁰³ Ebd., S. 373, „III. Certum est, Sagas non rarò in somnijs à daemone deludidum se putant ad hunc vel illum locum deferri, & cum his vel illis personis versari, imò valde credibile est, eiusmodi translationes saepius tantum esse phantasitcas, non veras & reales: vt docui tom. I. disput. 5. quaest 6. dup. 7. Cum ergo tam pronum & freqœuens sit illusionis periculum, adeò vt nex illae ipsae, quae talia patiuntur, partim ob daemonis vafriciem, satis aliquando inter veras & falsas eiusmodi translationes & negatiationes distinguere possint, quomodo eiusmodi denunciationes per se solae haberi possint pro claris probationibus, quales ad torturam requiruntur?“

¹⁰⁴ Ebd., S. 367, „V. Constat exemplis quibusdam, in conuenticulis sagarum nonnunquam à daemone repraesentari eas personas, quae reuera tunc praesentes non sunt, nex potest certò constare, id Deo extra ordinem permittente, non aliquando etiam circa personas innocentes accidere posse; quando id re ipsa accidisse, plures fide dignae relationes habent, & in vita B. Bethae Reuttensis, quae quotidianis hodie, maximisque miraculis claret, legitur, daemonem cum eius incredibili abstinentiae detractum iri vellet, eius pesona indutum, omnis generis cibos furtim subduxisse, quasi ficta tantum & simulata non vera esset ea à virgine repraesentata abstinentia. Vbi etiam aduertendum est, ad hoc, vt Diabolus aliquam personam repraesentet, non opus esse speciali & miraculoso Dei concursu, sed id Diabolum facere posse per seipsum ac naturali virtute, nisi speciatim à Deo inhibeat, vt suo loco de Angelis dictum, Tom. 1. diso. 5. q. 6. dub. 7. Quare etiam ex alijs historijs constat, diabolum subinde ad decipiendos simplices etiam Sanctorum, imò ipsius Christi, aut B. Virginis

さらにタナーは魔女裁判の実態についても非難を向けている。魔女の自白や裁判役人たちの口の軽さの故に噂が流布され、それが別の人を逮捕する徴表となるというような事態が生じていると非難する¹⁰⁵。そして実際には、拷問によって無理やり自白させられているのだ、とも述べている。また、告発する側の証人の適格性に問題があるという点も指摘している¹⁰⁶。例えばタナーは、告発者が弱く、しばしば未成年や女性であり、魔術以外にも多くの悪徳に身を染め、人類全体や周囲の者たちに対する全般的な憎しみを抱いているため、証言は信用できないとしている。また、どれだけ厳しく訴追しようとも裁判という方法によってだけでは魔女は根絶し得ず、他方で告発だけに拠って訴追するなら無実の者が裁かれる危険性が増すだけであると警告する¹⁰⁷。告発だけでは有罪判決を下すためには不十分であり、また厳しい拷問によって自白へと追いやられてしまうため、拷問を行うためにも告発は不十分だと、タナーは述べる¹⁰⁸。

personas repraesentasse; & alijs modis nonnunquam pios iustosque viros daemonibus cruciandos fuisse permissos, tradit *Chrysostomus de prouident. Dei*. Ergo etiam ex hac parte, non satis firmæ & certæ, sed potius dubiæ & suspectæ sunt eiusmodi denunciationes.“

¹⁰⁵ Ebd., S. 374, „IV. Illi ipsi qui strigum plurium denunciationes ad torturam denunciati sufficere asserunt, ex veriori requirunt hanc conditionem, vt poenitentes denuntient; ita enim docent *Binsfeld. lib. 3. conclus. 6. & Doctores Friburgenses apud Delrium libro 5. append. 2. quaestio. 1. in fine, & eodem teste, olim ipse Delrius libro 5. disquis. sect. 3.* At vero ista conditio nex seruari hodie solt in multis tribunalibus, in quibus ante confessionem & poenitentiam striges ad denunciandum torturis compelluntur, neque de ea satis ferè in iudicio constare potest: quomodo ergo solis eiusmodi denunciationibus aduersus honestas & bonæ famæ personas tutò fidetur?“

¹⁰⁶ Ebd., S. 376, „VIII. Communis Doctorum sententia est, quam tradit etiam *Delrius lib. 5. desq. sect. 3.* saltem tunc elidi, indicium plurium complicum seu infamium personatum per certam & constantem bonæ famæ exceptionem, quando ad bonam famam personæ denunciatae, accedunt alia indicia, ad exculpandum denunciatum; vel quando etiam reis denunciantibus plures defectus obijciuntur, qui eorum personas vel dicta debilitant, vt quod sint viles personæ, aut aliàs alijs criminibus scelerosi, vt superius dictum *n. 33.* etsi posterius contra communem negat idem *Delrius append. 2. q. 17.* At verò eiusmodi exceptiones defestuum in omnibus sagis & veneficis vel maximè locum habent: sunt enim I. personæ plerumque viles. 2. sunt mulierculæ rudes, & nonnunquam semifatuae. 3. sunt praeter magiam omnibus quasi sceleribus contaminatae, vt dictum *n. 4. dub. 1.* Et quidem 4. eo, quod vel vnicum sufficiat, & in hac re comprimis consideratione dignum est, vniuersali odio contra totum quasi humanum gen' suosque adeò etiam vel proximos consanguineos, puta patentes, filios, fratres, sorores, &c. laborant.“

¹⁰⁷ Ebd., S. 374f., „VI. Experientia Iudicum, & ipsarum strigum confessione coustat, hoc crimen solis per se criminalibus eiusmodi processibus, quantumuis rigidis, non extingui, imò vix diminui: etsi quidem nihilominus processus illi prorsus necessarij sint, tum ad iustitiæ exemplum; tum ob scandalum tollendum: Ergo cum ex vna parte tantæ vtilitatis non sint: ex altera parte, si tantum solis denunciationibus deferatur, facile possit periculum creari innocentibus, ita moderandi iure videntur, vt saltem morale periculum innocentum absit; quod fiet, si solis per se denunciationibus sagarum non admodum fidatur, saltem aduersus pesonas bonæ & integrae famæ, nulloque alio in dicio de scelere notatas.“

¹⁰⁸ Ebd., S. 375, „VII. Denunciationes eiusmodi per se solae non sufficiunt ad

以上がタナーの主張とその論拠であるが、これに対してシュルトハイスは、タナーの主張を直接引用しながら論点になるところに A から R までの印を書き入れ、順に論駁するというスタイルで、タナーの主張が誤りであることを論証しようとしている。

まずシュルトハイスはタナーのこの主張について次のように主張する。もし「複数の人物の告発は、他の点で良く正しい評判であるところの告発された者に対して十分ではない」ということであり、「複数の者たち」とは「2人または3人」のことであるなら、それについてはシュルトハイスも同意見である¹⁰⁹。しかしタナーが言うように「どれほど多くとも」告発は(拷問へと手続を進めるために)信頼性に欠けると言うのであれば、それについては反論する、としている。

シュルトハイスはタナーがこの主張に際して拠り所としている学者たちの学説に目を向ける¹¹⁰。例えばタナーは、アントニウス・ゴメジウス¹¹¹が「犯罪の仲間等々は、同じく完全な徴表を与えない」と述べている部分(第3巻第12章「犯罪の証明について」の第20番)を挙げている¹¹²。これに対してシュルトハイスは、ゴメジウスは続く部分で次のように主張していると述べる。「そこにおいて真実が別の者によって知られえないような事件と犯罪において、示された不適格な証人が許可されるかどうか私は問う。それが荒野や山に

condemnationem, vt assert. I. dictum: Ergo in hoc processu, nec ad torturam, Consequentia probatur: quia moraliter quasi certum est, ob acerbitem & frequentiam torturae, quae in hoc crimine adhiberi solet, reos vi torturae adactum iri ad confessionem: adeò vt à viro non solum codato, sed etiam docto, pio ac prudente, qui in his negotijs multo tempore versatus erat, ipse audierim, se tantum sibi roboris polliceri non posse, vt pro tuenda innocentia eiusmodi torturas sustineat: & frequens denunciatarum sermo auditur, malle se mori, quam eiusmodi torturas perfesse, praesertim non tantum corpori aceibas, sed nonnunquam etiam pudori ac honestati naturali parum consonas.“

¹⁰⁹ Ebd., S. 379, „plurium denunciationes contra denunciatum, qui alias bonae & integrae fama est, non sufficere; Duo enim vel tres sunt plures, duorum autem vel trium denunciationes non esse regulariter sufficientes ad torturam contra hominem bonae ac integrae fama à me satis dictum & declaratum est.“

¹¹⁰ 実際にはシュルトハイスのタナーへの反論において、このタナーが依拠した学者の見解に対する反論が最も長大なものになっている。シュルトハイスの論駁の仕方はいくつかのパターンに分かれているため、本章では典型的な反論となっているいくつかの例を取り扱うのみに留める。

¹¹¹ アントニオ・ゴメス(Antonio Gomez, Gomezius) (1500年-1572年)。ゴメジウスについては以下を参照。Art. Gómez, Antonio(nach 1500-vor 1572), in: Stolleis(Hrsg.), Juristen, 2001, S. 252-253.

¹¹² Schultheiß, Instruction, 1634, S. 380, „Gomezius de probat. delict. alleg. cap. 12. n. 20. sic inquit: [...] socius criminis &c. tunc similiter non facit plenum indicium, sed quale quale.“ ただし、ゴメジウスの言葉をタナー自身は挙げておらず、シュルトハイスによる反論の部分に上記の文言が引用されている。なお、原文では該当箇所は以下の通り。Gomezius, Commentariorum variarumque resolutionum, 1572, M. 3, Cap. 12, n. 20, „Si verò repellitur propter infamiam, ut quia periurus, condemnatus ex delicto famoso, Socius criminis, ebrius, pauper, uel similis, tunc similiter non facit plenum indicium, sed quale quale arugum. tex. in. l. qui ultimo ff. de poenis.“ シュルトハイスの引用では「共犯者(socius criminis)」の後の「泥酔した者(ebrius)」と「貧者(pauper)」が省略されているが、それ以外は引用通りである。

において、夜間あるいは秘密の場所において犯された場合のように、もし悪行あるいは違反が、それによって適格な多くの証人が得られえないような場所において犯されたなら、もちろんより適格でない証人たちが許可される¹¹³。シュルトハイスは、ゴメジウスの言うところの不適格な証人は、被告人に対して不利な虚偽が容易に想像されうる敵対関係にある証人の場合とは異なるものであると述べる。それ故、ゴメジウスはタナーの主張とは反対に、魔女の場合に犯罪の仲間を証人として認めているとする。

また、タナーはレオナルドゥス・レッシウス¹¹⁴の著作の第2巻第30章第5問40番を論拠としてあげている。これに対してシュルトハイスは、第2巻第20章第5問39番¹¹⁵には「異端や大逆罪、貨幣偽造、魔術あるいは予言、獣姦と悪名高い窃盗のように、例外犯罪においては、共犯者が適格な証人として許可される」とある事を反論として挙げている¹¹⁶。

タナーがペトルス・アンカラヌス¹¹⁷を挙げていることについては、アンカラヌスはタナーが主張しているようなことを述べているのではなく、「偽証、憎しみ、個人的な親交の故に示された証人たちは、共犯者のいる事件あるいは計画的な犯行の事件において完全な証明も半証明も形成しない」と述べているに過ぎないと述べる¹¹⁸。タナーは他にもア

¹¹³ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 380, „Quaero tamen an praedicti testes inhabiles admittantur in casibus & delictis. in quibus veritas per alios sciri non potest? Et magistraliter & resolutivè dico, quod si factum vel delictum est commissum tali loco vel tempore, quo verisimiliter non potuit haberi copia testium, vt quia commissum est in eremo, monte, de nocte vel loco secreto, benè admittuntur testes minus idonei & inhabiles“. なお、引用されているのは第21番、つまりタナーが論拠とした箇所直後の部分であり、以下の部分と照らし合わせると、1箇所(「荒野」を意味する「heremos」が「eremos」と表記されている)以外は、引用は正確である。Gomezius, Commentariorum variarumque resolutionum, 1572, M. 3, Cap. 12, n. 21.

¹¹⁴ レッシウス(Leonardus Lessius) (1554年-1623年)については以下を参照。中野「レッシウスの私法体系」2014年、113-114頁。

¹¹⁵ なお、ここで示されている「第20章」というのは「第30章」の誤りであろう。というのも、第20章は「借用と利子について」という章であるからである。一方、第30章は「告訴と証人について」という章となっており、その第5問は「適確な証人、およびより少なく適格な証人とは誰か」というタイトルとなっている。そして、第39番においては、確かにシュルトハイスの指摘通り、共犯者が異端、大逆罪、貨幣偽造、魔術、獣姦、悪名高い窃盗などの「例外犯罪において」、証人として許容されると述べられている。Lessius, De iustitia et jure [...], L. 4, Antwerp 1621, p. 392, „In criminibus tamen exceptis, admittitur socius vt idoneus testis; vt in haeresi, crimine maiestatis, falsae monetae, maleficio seu sortilegio, sodomia, & furto famoso.“

¹¹⁶ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 381, „sic scribit. in criminibus tamen exceptis admittitur socius vt idoneus testis, vt in haeresi, crimine Maiestatis; falsae monetae, maleficio seu sortilegio, Sodomia & furto famoso“.

¹¹⁷ アンカラヌス(Petrus de Ancharano, Petrus Ancharanus) (1330年頃-1416年)については以下を参照。Art. Petrus de Ancharano, in: Buchberger, Kasper(Hrsg.), Lexikon für Theologie und Kirche, 3. Aufl., Bd. 8, 1993, S. 106; Alt. P. de Ancharano, Robert Auty, Robert Henri Bautier, Norbert Angermann(Hrsg.), Lexikon des Mittelalters, Bd. 6, 1993, S. 1962.

¹¹⁸ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 382, „Anchananus in allegato consil. 246, ne vnico quidem verbo facit mentionem, quod denunciationes sagarum quantumuis multiplicatae contra hominem alioqui bonae famae non praestent indicium ad

アレクサンデル¹¹⁹を挙げているが、これに対してシュルトハイスはアレクサンデルが言及していたケースは魔女の場合とは事情が異なるため、アレクサンデルは根拠にならないと述べている¹²⁰。

またシュルトハイスはロランドゥス¹²¹の見解について、タナーの主張に有利な記述があることを認めている。「ロランドゥスは前述の助言 16 において記述しており、またタナーの主張に有利なものがみられることを、私はごまかすことなく率直に報告する」¹²²。ロランドゥスは例外犯罪においてでさえ仲間の供述は拷問へと手続を進めるために十分な徴表ではないこと、たとえ魔術について被告人に不利なひとつの徴表があったとしても被告人に良い評判があれば拷問には進められないということを述べている¹²³。しかしシュルトハイスは結局これについても、ロランドゥスが具体的に言及している事件は「場合が違う」と述べる。というのも、シュルトハイスに拠れば、まず被告人は貴族であり、告発はたったの 2 件であり、更に言えば外国の事件だからである¹²⁴。更にこれに関してシュルトハイ

torturam, sed respondendo super facti specie sibi proposita, ex iure demonstrat, testes designatos ob periurium, odium, & Domesticam familiaritatem in figurato societatis seu facti calculi casu nec plenam nec semiplenam probationem facere.“

¹¹⁹ アレクサンデル(Alessandro Tartagni, Alexander de Tartagnis) (1424 年頃-1477 年) については以下を参照。Art. Alexander de Tartagnis (um 1424-1477), in:

Stolleis(Hrsg.), Juristen, 2001, S. 29-30.

¹²⁰ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 382.

¹²¹ ロランドゥス(Della Valle Rolando, Rolandus) (1561 年-不明)については以下を参照。 <https://thesaurus.cerl.org/record/cnp01233827>(閲覧日 2018 年 3 月 27 日)

¹²² Schultheiß, Instruction, 1634, S. 384, „Ea quae Rolandus *in allegato cons. 16.* scribit & quae pro assertionem Tannerii esse videntur sine fuco candidè referam.“

¹²³ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 384, „Num. 7. *haec verba habentur.* Socij vt contra nominatum sit aliqua suspicio criminis. *gloss. in l. fin. C. de accusat. ruin. cons. 146. col. pen. in fine,* qui dicit quoque quod sine illa praesumptione dictum criminosi nullam faciat praesumptionem contra socium ab eo nominatum. Num. 17. Quoniam indubitati est iuris conclusio, quod socius criminis in criminalibus etiam exceptis non concurrente alia praesumptione, non est sufficiens indicium ad torturam *Salic. d. l. fin. col. pen. in fin. C. de Accus.* Num 24. *Bald. in l. ea quidem in col. pen. C. qui accusat. poss. Bald. in l. I. ff. locati. in fin. vbi concludit,* quod praesumptio delicti tollitur ex probatione bonae famae. *Iason. l. I. col. fin. C. commun. de Legat. con. 189. col. penult. Mars. in pect. crim.* Num. 26. Quando contra reum est vnum indicium maleficij & pro reo probata est bona fama, tali casu ipse reus non potest torqueri vigore illius indicij. *Alexand. l. fin. in 3. apostilla ff. de quaestio. l. non omnis. §. Barbaris. ff. de remilitar.*“

¹²⁴ Ebd., S. 385, „Rolandus dedit concilium, seu resoposum suum in causa contra nobilem Thomam de Grassis agitata, in qua duo testes Anthonius & Bernardus examinati sed periuri inuenti ad triremes condemnati fuere, Nobilis autem Thomas absolutus fuit. Imprimis iste casus à nostro plane est alienus, in illo de duorum periuriorum inimicorum seu criminorum testimonio quaestio est, & respondet Rolandus, *in d. cons. nume. 10* contra D. Thomam non potuit formari aliqua valida & legitima inquisitio vigore nominationis de eo factae ab ipsis duobus criminosis, eò quia sunt periuri, etiamsi essent torti, *c. Qualiter & quando de Accusat. Decius cons. 189. vol. 6.* nec obstat etiamsi sit emendatus *Ruin. cons. 146.* Rolandus loquitur in casu, quo de de duorum sociorum criminorum testimonio contra Thomam bonae famae & vitae nobilem dato, consilium illius requirebatur, verum Tannerus loquitur, in casu de

スはセンプロニウスという人物の例を挙げる。センプロニウスは敬虔な生活を送る人物だが、母が魔女として処刑され、また3人の魔術師から告発を受けている場合、母親が魔女であるという徴表と3件の告発によって拷問へと手続を進めることができると彼は述べる。しかし、もし母親が魔女であるという徴表がなく、代わりに更に3件の告発があったとしたらどうか。ここでシュルトハイスは、出生や教育環境から生じる疑惑は推測に過ぎないが(「母親がこうだから子どもはこうだろう」)、仲間の告発というのは実際に見たものという確実さを持っていると述べる¹²⁵。こうして6件の告発によって拷問に進むことが可能だと述べられる¹²⁶。

このようにしてシュルトハイスはタナーが挙げている多数の論拠について、同じ人物の別の記述を提示したり、該当箇所解釈が誤っていること、さらには魔女のケースとは「場合が違う」ことを指摘することで、いずれもタナーの主張を支える論拠たり得ないことを証明しようとしている。

以上のような学説上の権威についての他に、タナーの理論についてもシュルトハイスはコメントを続けている。以下に示すように、シュルトハイスにとってタナーは基本的に論駁すべき相手であるが、タナーの主張の一部に同意を示すような箇所もある。例えば、魔女が無実の者を貶めようとして共謀する、という主張自体にはシュルトハイスは反対していない。タナーは魔女でないとするればその告発は虚偽であるし、魔女であれば無実の者を告発しようという共謀の危険があると述べた。これに対してシュルトハイスは、そもそも魔女として逮捕・拘留するということ自体が悪しき評判を生み出してしまうので、「拷問のために必要なほどの徴表なしに、この犯罪においては逮捕へと手続を進めることがないように」と言っている¹²⁷。そしてその上で、魔女による無実の者を告発しようという共謀に対してはその可能性を認めているのである。しかしながら、これに対するシュルトハイスの対応策は実に一般的かつ宗教的なものである。つまり、嘘をつくことのないようにコミサールや裁判官が威嚇したり勧告したりするなら、神が天使によって助けてくださるというのである。さらにシュルトハイスは、しばしば神が、無実の者が告発されることを許すことがあると論じる。しかし『ダニエル書補遺』に含まれるスザンナの話を取り挙げながら、それは裁判官の慎重さによって未然に防がれうるし、それを神が助けるというのであ

testimonijs maleficorum quantumuis multiplicatis, contra hominem bonae famaе, indicium sufficiens ad torturam non praestantibus. Hoc argumentum à duobus criminosis, periurij crimine etiam impijs, ad maleficos numero multiplicatos non periuros ducere velle, de jure non procedit, nam vt antea dixi à separatis seu diuersis ad sepatata seu diuersa non sit recta aut iusta illatio. *vti etiam Nicolaus Euerhardus in locis argumentum legalibus loco. 18. à separatis differentibus & diuersis sumpto pulchrè ostendit.*“

¹²⁵ このような主張は後にもまた顔を出す。例えばシュルトハイスは、徴表に関して「告発より確かなものは決してありえない。というのも、振る舞いや出身地、逃亡、危険から考えられるべきその他の徴表は〔真実から〕離れたものであるが、しかしこの見たものについて与えられた徴表は〔真実に〕最も近いものであるので、このようにこれに他のものよりも信頼が置かれるべきだ」と述べている。Ebd., S. 421. [] は筆者。

¹²⁶ Ebd., S. 384-390.

¹²⁷ Ebd., S. 397, „Ego superius admonui consultum non esse, vt ad capturam in hoc crimine procedatur, nisi talia sint indicia, qualia ad torturam requirantur“.

る。「それ故に私はここで調べられるべき偽りの共謀のためにもう一度、裁判官が慎重に共謀について探求するよう、忠告する。もし彼がこのことを行うならば、魔女たちが絶滅されるように望んでいる神は、欺き、欺瞞、偽り、共謀が暴かれるように恩寵を与える」¹²⁸。この点に関するシュルトハイスの主張をまとめると次のようになる。シュルトハイスのやり方の下では、逮捕された時点で拷問が可能な程度の徴表が集まっていることになるため、魔女でないものはそもそも逮捕される危険がない。そして仮に魔女から無実の者の告発があったとしても、告発を容易く信じることなく、慎重に共謀の有無を調査するなら、神が助けてくださるとシュルトハイスは考えている¹²⁹。

タナーは証人適格についても論じている。つまりタナーは、魔女のケースにおいて、良い評判がある人物に対して、女性や未成年といった証人適格の欠けた人物による告発は無効であると述べているのである¹³⁰。シュルトハイスに拠ればここには 4 つの論点がある。第 1 に、「どれだけ告発が多くても」良い評判の故に告発が無効であるのかという点であり、上述のようにシュルトハイスはこれを否定している。第 2 に、告発を無効とできる良い評判とは何かという事だが、シュルトハイスは具体的に述べられていないため吟味することができないとしている。第 3 点は、未成年や女性といった証人適格が欠けた人物による告発では拷問に進めないという指摘であるが、これについては前章で述べたようにシュルトハイスは例外犯罪論を主張することによりクリアしている¹³¹。同所でもファリナキウ

¹²⁸ Ebd., S. 402, „quare hic ad cognoscendum mendacem conspiracyem denuo admoneo, vt iudex deligenter de conspiracyem quaerat: hoc si fecerit, Deus volens, vt venefici occidantur, dabit gratiam vt dolus, fraus, impostura & conspiratio detegantur“.

¹²⁹ Ebd., S. 397-402.

¹³⁰ Ebd., S. 374. 本章第 2 節(5)の註 106 を参照。

¹³¹ 一方タナーは、例外犯罪においては複数の共犯者の告発で良い評判の人物を拷問できると認めているが、魔女術罪を例外犯罪として扱うことを否定している。というのも、異端や大逆とは違って魔女は人間全般への憎しみに囚われており、また悪魔による妨害も懸念されるからだという。Ebd., S. 376. これに対してシュルトハイスは、大逆罪や異端の罪において可能であるならば、より重大で危険で隠された魔女術の犯罪においてはなおさら可能なのだと説く。Ebd., 422f., „Hisce verbis Tannerus auctoritates & rationes Doctorum limitat, & in hoc crimine eas amplectendas non esse existimat, propter praesumptum vninersale odium strigarum contra humanum genus, & propter delusiones & fraudes daemonum, illas binas rationes nullius esse momenti superius ostensum est, ergo limitatio per se cadit, sed hoc optimè sequitur, si complicum denunciationes in crimine haeresios, & laesae maiestatis ad torturam contra socios sufficientes sunt, ergo multo magis in hoc crimine. Ratio, quia hoc crimen multo grauius & periculosius est crimine haeresios, & laesae maiestatis humanae, probatur, haereticus pertinaciter defendit errorem, non abiurat Deum, nec se expresso pacto tradit daemone, reus laesae maiestatis humanae, non est reus laesae maiestatis diuine, non est expresso pacto hostis diuinae maiestatis nec cultor sathanae, veneficus abiurat Deum, expresso pacto se Sathanae tradit, diuinae maiestatis abiuratus hostis, & iuratus cultor Sathanae est, ergo hoc crimen multo grauius, imo centuplo atrocius est crimine haeresios aut laesae maiestatis humanae, in grauibus delictis denunciationes complicum sunt sufficientes contra personam denunciataam toruquendam, vti ipsemet Tannerus concedit, ergo in grauiori & atrociori crimine denunciationes complicum multo magis sufficientes sunt, crimen veneficij, hoc enim

スを挙げながら、「適格でない証人の数は有罪判決の有効のために信頼性の欠如を補うことないが、しかし拷問のためには〔補う〕」と論じている¹³²。そして第4に、魔女というのは人間全般に敵対しているため、その告発は信頼し得ないという点が述べられる。しかしシュルトハイスはこれに対して、仮に魔女が人間に対して敵対的であるとしても、「悔悛しているなら」問題ないと論じる¹³³。

また、タナーは魔女裁判の各場面に対する非難の声も上げている。例えば彼に抛れば、告発だけでは有罪判決を下すためには不十分であり、また拷問を行うためにも不十分だという。というのも、被告人は厳しい拷問によって必ず自白へと追いやられてしまうか、あるいはそのような名誉を傷つける拷問に耐えるよりも死を選ぶというような状況が生じているからである。ここでタナーは拷問の過酷さと非人道性を非難しているように思われる¹³⁴。これに対してシュルトハイスは、拷問に手続を進めるために必要な証明と、有罪判決を下すために必要な証明の程度は異なると述べたうえで、拷問にかけるに足りる徴表がある者でも(そもそもシュルトハイスの言い分では、逮捕された時点ですべての者に拷問にかけるに足りる徴表があるはずであるが)、自白が強要されないようになるべく拷問なしで自白させるように勧めている¹³⁵。更にタナーは徴表となる噂が魔女の自白やそれに関する裁判役人たちの口の軽さの故に流布され、後にそれが逮捕のための徴表として見なされるというような、一種のマッチポンプのような状況が生じていると非難していた¹³⁶。これに対してシュルトハイスは、噂の出所に注意する必要があると述べる。またシュルトハイスに言

omnium criminum maxime secretum & occultum est, sed denunciationes complicum in secretis sufficientes sunt contra socium. Ergo in maximè secreto & occulto crimine denunciationes complicum multo magis sufficientes sunt, ratione à minore ad maius in materia probationum indubitatè procedenti.“

¹³² Ebd., S. 419, “Singulariter etiam notandum est, numerum inhabilium testium non supplere fidei defectum ad effectum soncemnationis sed ad torquendum. *Prosp. Farin. d. 1. 62. n. 75. & seq.*”

¹³³ Ebd., S. 419f., „Ad quartum, quamuis venefici sint hostes commuis salutis, non tamen idcirco hostilitas seu odium in tanta consideratoine est, vt venefici iustitiae submissi, ad confessionem & poenitentiam reducti, omnimodo immemores aeternae salutis censendi sint, & praesertim cum illa inimicitia ex nulla causa capitali, qualis ad infringendum testimonium inimici requiritur, orta sit, ideo eo minus denunciationes ob generalem quandam praesumptionem alienae affectionis veneficorum pro insufficientibus habendae sunt.“

¹³⁴ Ebd., S. 374f. 本章第2節(5)の註105及び108を参照。

¹³⁵ Ebd., S. 417f., „Respondetur. Torturam non inuentam nex statutam propter probos & innocentes, sed propter criminosos, & vt innocentes per falsas denunciationes periculo torturae non subijciantur, hinc cautè & iustè procedendum, omnique cura & subtilitate de conspirationis vinculo indagandum esse. Et quod ille Cordatus cir dixit, idipsum l. 1. §. 23. ff. de quaestion. nobis praedixit, cuius §. haec sunt formalia verba. Quaestioni fidem non semper, nec tamen nunquam habendam constitutionibus declaratur, etenim res est fragilis, & periculosa & quae veritatem fallat; nam plerique paetientia, siue duritia tormentorum, ita tormenta contemnunt, vt exprimi eis veritas nullo modo poßit. Alij tanta sunt impatientia, vt quaeuis mentiri, quam pati tormenta velint, ita fit vt etiam vario modo fateantur, vt non tantum se verum etiam alios comminentur“.

¹³⁶ Ebd., S. 374. 本章第2節(5)の註105を参照。

わせれば、もしタナーの言うように逮捕を前にして噂が生じたので告発が信用ならないというのなら、悪魔がわざとそういった噂をばらまくために、結局魔女を訴追することができなくなる危険がある¹³⁷。そしてタナーが裁判手続の性質として無実の者を危険にさらすということを前提にしているのだと述べ、それに対して慎重に手続を踏んでいるのでそんな事はないのだと論じている¹³⁸。

タナーもまた、悪魔の能力の限界を論じている。例えばタナーは「魔女たちがよくよく夢において悪魔から欺かれているのは明らかである」と述べている¹³⁹。これに対してシュルトハイスは簡明に、もしタナーが魔女たちがしばしば夢によって騙されると言うならば受け容れるが、しかしそうしたことがほとんど夢か幻であるというなら、それは受け容れられない、と付言するに留まっている¹⁴⁰。また、タナーは悪魔が実際にはその場にはいない者の姿に変身することができ、また無実の人物に変身することを神が例外的に許していると述べている。しかしこれについてはシュルトハイスは全く立場を異にしており、悪魔が「魔女たちの夜の集会において責任なき者の姿を現すことができる」ということを神学の博士たちは否定しており、神の祝福と真実と正義と知恵とはそれを許さない」としている¹⁴¹。ただし、シュルトハイスは「私は神学者ではない」と述べ、詳しい議論を避けている¹⁴²。

タナーの議論はさらに裁判という方法によっては魔女術の犯罪は根絶され得ず、他方で告発だけに拠って訴追することは危険なだけだと述べている¹⁴³。これに対してシュルトハイスは、ある犯罪が根絶され得ないということは魔女に限ったことではなく、すべての犯

¹³⁷ Ebd., S. 403, „Quod si secundum rationem Tanneri denunciationes ad torturam in validae forent, quia quandoque de ijs ante capturam rumor extitit, diabolus insigni cautela illudendi iustitiam & tollendi inquisitionem vti posset, nam suggerente diabolo hic veneficus de illo, ille de altero, & sic gradatim quilibet de cuiuslibet complicitis denunciatione famam spargeret, & tali astutia venefici ob rumorem ante capturam sparsum iuxta opinionem Tanneri, extra periculum maneret.“

¹³⁸ Ebd., S. 403, „Tannerus praesupponit processum perse ac sua natura in periculum innocentum vergentem. Si processus per se sua natura cederet in periculum innocentum, ego non solum denunciationibus, sed toti processui contradicerem: sed cum dicitur, denunciationes sufficere ad tortura hominem alias bonae famaе, intelligitur processum juri & rationi conformem esse, & judicem ea, quae honor Dei, praeceptum iuris, grauitas causae, cognitio veritatis, & defensio innocentiae postulat, diligenter & prudenter peragere, & hoc si fiat, non potest dici quod talis processus per se & sua natura in periculum innocentum vergat.“

¹³⁹ Ebd., S. 373, „Certum est, Sagas non raro in somnijs à daemone deludidum“.

¹⁴⁰ Ebd., S. 406, „Si Tannerus diceret sagas in somnijs à daemonibus semper deludi, & translationes semper esse phantasticas, & talis assertio vera foret, amplecterer sententiam illius, sed cum dicat sagas saepius deludi, praesupponit saepè non deludi, & translatione saepà esse veras & reales an ergo denunciationibus que ex infallibili visu certitudinem trahunt, confidendum non foret?“

¹⁴¹ Ebd., S. 407, „sed ipsum in nocturnis sagarum conuentionibus innocentem praesentare posse, hoc Theologi Doctores negant, & id diuinam bonitatem. veritatem iustitiam & prudentiam non permittere“.

¹⁴² Ebd., S. 409, „dixi me non esse Theologum“. なお、悪魔の能力については本稿第4章で詳述する。

¹⁴³ Ebd., S. 374f. 本章第2節(5)の註107を参照。

罪に共通のことだと述べる¹⁴⁴。また、魔女裁判は神を否認し悪魔に従うという、神に対して犯されるきわめて大きな不正義を防ぐことを目的としており、それによって多くの魔女が悪魔の力から解放され、救済を得たと述べる¹⁴⁵。無実の者に神の恩寵があり、裁判官が無実の者に危険が及ばないように注意する故に危険は回避され、他方で魔女が神の慈悲の下に連れ戻されるため、魔女裁判は非常に有効だ、とシュルトハイスは述べている¹⁴⁶。

以上のようにシュルトハイスはタナーの主張を論駁しているのであるが、この議論を振り返り、まとめてみたい。タナーは「どれほど告発が増えたとしても、良き評判の人に対しては拷問の判断を下しえない」と主張していた。その根拠としては法学者たちをはじめとして様々なものが上げられていたが、いくつかにまとめることができるだろう。まず共犯者には証人適格が存在せず、告発は徴表として認められていないという主張があった。類似のことではあるが、供述を行うのが魔女であるということから、魔女は人類に敵対心を持っているため、信用もできないし、また証人適格上の問題もあると論じている。続いて悪魔の能力によって、供述内容の信憑性が損なわれるとも述べている。そして最後に裁判手続上の問題を取り上げ、とりわけ拷問によって自白が強制されるため、無実の者が裁かれる危険があると論じている。

これに対して一つ一つ反駁しながら、シュルトハイスは「たとえ被告人に良い評判があろうとも、1人に対して複数(=4名以上)の告発がある場合、それらを基にして拷問に進むことができる」という結論に至っている。タナーが挙げた法学者たちについては、別の箇所を示しながら同人が魔女術罪の場合には「例外的取り扱い」を認めていると論じたり、あるいはタナーが挙げた箇所で扱われている問題は魔女術の場合とは性質が異なると論じたりすることで、反論している。証人適格上の問題は、魔女術罪が例外犯罪であるという主張によって解決されている。

また、タナーの指摘するような魔女の人類に対する敵意を認めている。このため、シュルトハイスは既に拷問に進めるほどの徴表があることを逮捕の条件にしており、なるべく供述以外の徴表を探すように勧めてもいる。既に述べたように、シュルトハイスは良い評判や身分の高い人物に対してはより一層の慎重さを示し、更に多くの告発が集中するまで

¹⁴⁴ Ebd., S. 414, „Respondeo cum Tannero, impossibile esse hoc crimen radictus extirpari posse, verum hoc ipsum non solum huic, sed & omnibus criminibus est commune, & tamen pij magistratus administrando iustitiam distributivam Ferro, Fune, Igne malos puniunt, bonos protegunt & rempublicam saluam conseruant.“

¹⁴⁵ Ebd., S. 416, „Hic processus cedit ad liberationem hominum fune pacti diabolici constrictorum. Hic processus tendit ad auertendam grauissimam iniuriam, quae per homines abiurando Deum & deuouendo se daemone diabolica ingratitude erga diuinam Maiestatem committitur. Hoc processu praecauetur periculum perditionis sanguinis & mortis Iesu Christi Redemptoris nostri. Hoc processu directè promouetur aeterna salus subditorum, & simul ostenditur, hoc crimen, vt potè causa aeternae damnationis certissimè imminentis, declinandum esse. Haec omnia indubitato vera esse, praeteritum, praesens & futurum tempus atrestatur, nam multi venefici per processum criminalem praeteritis ad agnitionem peccati, ad veram poenitentiam & contritionem reducti sunt, quibus processus in liberationem à diabolica potestate & consequenter in aeternam salutem cassit.“

¹⁴⁶ Ebd., S. 414-417.

待つように訓告してもいる。だが、この問題に関するシュルトハイスの主張する対策は、裁判官の慎重さと敬虔さにより無実の者が告発される危険を防ぎうるという、きわめて一般的かつ具体的効果が疑問視されるようなものであった。

タナーによる魔女裁判およびその手続への批判はというと、これについてもやはりシュルトハイスはそのような可能性を認めつつ、しかし慎重に手続を進めることによって問題は回避しようと主張している。また、シュルトハイスはなるべく拷問によらずに自白を得るように勧めている。それと同時にシュルトハイスは、魔女裁判の宗教的な意義を示しつつ、タナーによる批判に返答している。

悪魔の能力について、詳しくは第4章に譲ることになるが、このタナーへの反駁においてはシュルトハイスは細かい議論に立ち入っていないように見うけられる。だが、『詳細なる手引き』の他の部分ではシュルトハイスは悪魔の能力について様々に論じている。

(6) 供述の信憑性と法的効力③ — 自白の撤回

魔女の告発の信憑性という論点について、もうひとつの問題は被尋問者が自白を撤回した場合についてであった。尋問を受けた人物が尋問や拷問の下で自白を行った後、自身の供述を取り消すということは裁判のそれぞれの段階でしばしば生じうる事態であったようだ。例えば、『カロリナ』第57条¹⁴⁷には拷問によって取られた自白を確認する段になって、被拷問者が否認した場合について述べている。しかし、この場合と比べてより深刻だったのは第91条¹⁴⁸にあるように判決を言い渡す段階、すなわち裁判の最終段階にいたっ

¹⁴⁷ Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 51, „57. Item wo der gefangen der vorbekanten missethat laugnet, vnnd doch der argkwon, als vorsteht, vor augen wer, so soll man jn wider inn gefenknuß füren, vnd weiter mit peinlicher frage gegen jm handeln, vnd doch mit erfahrung der vmbstende, als vorsteht, inn al weg fleissig sein nach dem der grundt peinlicher frage, darauff steht, Es wer dann daß der gefangen solche vrsachen seines laugnes fürwendet, dadurch der Richter bewegt würde, zu glauben, daß der gefangen solch bekantnuß auß irrsal gethan, alßdann mag der Richter den selben gefangen, zu außführung vnd beweisung solchs irrsals zulassen.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)」2014年、178頁。「第57条 同様に、被拘禁者が先に自白した犯行を否認するが、上に定めるような疑念〔=徴憑〕が明白であるときは、被拘禁者を再び獄舎〔=拷問部屋〕に引致し、被告人に対しさらに拷問を行わなければならないが、上〔=54条〕に定める諸事情は、拷問を行う理由となるものであるから、〔再び拷問を行う前に〕入念に考量しなければならない。ただし、被拘禁者が否認の理由を主張し、これにより、裁判官が被拘禁者が誤った自白したと信ずるときを除く。このときは、裁判官はその過誤の証明を被拘禁者に許すことができる。」

¹⁴⁸ Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), 2000, S. 65f., „91. Item würd der beklagt auff dem entlichen rechttag der missethatt leucknen, die er doch vormals ordentlicher bestendiger weiß bekant, der Richter auch auß solchem bekentnuß inn erfahrung allerhandt vmbstende souil befunden hett, daß solch leucknen von dem beklagten alleyn zu verhinderung des rechten würd fürgenommen, wie hieuer im sechß und fünfftzigsten artickel, vnd inn etlichen artickeln hernach biß auff den zwen vnd sechtzigsten artickel, von bestendiger bekentnuß funden wirt, so soll der Richter die zwen geordenten schöpfen, so mit jm solche verleißne vrgicht vnnd bekantnuß

て被告人が自白を撤回した場合であった。『カロリナ』の条文からは、このような撤回がしばしば裁判の進行を妨害する目的で行われることがあったという当時の状況が見てとれる。先に見たように魔女に対する尋問において仲間の名前を通常の尋問や拷問によって聞き出すわけだが、自白が撤回された場合これらの聞き出された人名についても真偽定かならぬという事になってしまう。『カロリナ』は、このような場合に例によって裁判記録送付により鑑定を求めるようにと定めている。

ボダンはこのような場合について、かなり明快な回答を与えている。ボダンは『悪魔狂』第4巻第3章において、「ある魔女が当初その犯行を自白しながら、後にそれを撤回する」場合について短く述べている¹⁴⁹。ボダンはこのような場合には、魔女が囚われた状態で、拷問にかけずに獲得された最初の自白が重要であるとする。というのも、撤回というのは捕まった魔女に悪魔が入れ知恵をした結果だからだ、というのである¹⁵⁰。そのため、上述の最初に獲得された自白に従って裁判を進める(=有罪判決を下す)ことができる、というのがボダンの主張である¹⁵¹。ビンスフェルトもまたより簡便に「より後に行われた自白は、より早く行われたそれ〔=自白〕を排除しない」と述べる¹⁵²。

デルリオもまた、徴表として「犯罪の仲間による名指し」を含めている¹⁵³。デルリオは最終開廷日における撤回について、次のように述べる。「もしこれらの仲間が証人として、彼らが誰かを拷問の下かつ残りの必要なもの〔=条件〕が集まった際に告発し、そしてその自白とこの名指しが有効であり、また彼らがそれをそうすべきであるように判決の前ま

gehört haben auff jr eyde fragen, ob sie die verlesen vrgicht gehört haben, Vnd so sie jhadarzu sagen, so soll der richter jn alwegen bei den rechtuerstendigen oder sunst an orten vnnd enden, als hernachmals angezeygt radts pflegen, vnnd nach dem solche zwen schöffen inn disem fall nit als zeugen, sonder als mit Richter handeln, sollen sie derhalb vom gericht oder der vrtheyl nit außgeschlossen werden.“ 上口「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(2)」2014年、303頁。「第91条 同く、被告人が最終裁判期日において、以前に適式かつ確実に(ordentlicher bestendiger weiß)自白した犯行を否認し、かつ、確実な自白に関する第56条および57条以下第62条までの規定に定めるように、裁判官がその自白に基づき取り調べたあらゆる事情に照らし、被告人の否認が専ら判決(das rechten)を遷延させる目的によるものと判断するときは、裁判官は、〔自白認証の時に〕朗読に係る自白を被告人とともに聴取した2名の指名参審人に対し、宣誓の上、朗読に係る自白を〔自白認証の時に〕聴取したか否かを質さなければならない。2名の参審人がこれに対し然りと述べるときは、裁判官は常に、法有識者又は本令の後の条文〔=219条〕に定めるところに鑑定を求めなければならない。ただし、2名の参審人は、この事件において、証人としてではなく、裁判官の一人として行為する(handeln)ものであるから、爾後、裁判又は判決から除斥されてはならない。」

¹⁴⁹ Bodin, De la demonomanie, 1580, L. 4, Cap. 3, p. 185v., „Si la Sorciere confesse le fait, & puis apres qu'elle denye.“

¹⁵⁰ ibid., L. 4, Cap. 3, p. 185v., „Car il s'est veu souuent que les Sorcieres enseignees par le Diable en la prison se sont departies de leur confession.“

¹⁵¹ ibid., L. 4, Cap. 3, p. 185v., „Et en ce cas ie tiens qu'il se faut arrester à la condemnation, quand il ny auroit autre preuue.“

¹⁵² Binsfeld, Tractat von Bekanntnuß, 1591, S. 46r., „Darumb die letzt Bekanntnuß der ersten nichts etzeucht.“

¹⁵³ Delrio, Disquisitionum Magicarum, 1599/1600, L. 5, §. 3, p. 371, „2. Indicium est NOMINATIO SOCI CRIMINIS“.

た裁判所の前で承認した後、判決の後に処刑の場で、死の瞬間に彼らによって名指しされた者たちの中の無実の者を裁判官と群衆に明らかに述べた、あるいは告発された人びと自身について特に彼らは誠実で非の打ち所のないと思うと述べた場合。最も認められている見解は、そのような撤回は裁判官によって全く気かけられるべきではない、というものである¹⁵⁴。デルリオは、死を前にした人間は動揺するものであるし、またこのような撤回が裁判の正式な手続の外で行われたものであるのに対して、撤回前の自白は正式な手続の中で行われたものであるので、「それ故より早いものが優先される」と述べる¹⁵⁵。以上のように悪魔学者たちは、最終開廷日になされた自白の撤回(これには仲間の名指しが含まれる)については、これを認めないという立場を採っている。

これに対して、魔女裁判に批判的であったシュペーは反対の立場から自白の撤回について言及している。『刑事的警告』の第 40 問は「かつて自白されたある犯罪についての、処刑の場においてなされた撤回はなんらかの重要性を認められるべきか」というもので¹⁵⁶、その中でシュペーは、実務においてはビンスフェルトやデルリオの主張からそのような撤回は認められていない、と述べる¹⁵⁷。これに対してシュペーは、このような類の撤回は、誣告の可能性を考えて、「悔悛した人々によってなされたなら、むしろ重大なもの」と考えられるべきである、と述べている¹⁵⁸。つまりシュペーは、処刑場でなされた撤回を認めるように主張しているのであるが、その理由が 3 点挙げてあり、第 1 は死が目前に迫った人物は自分の魂の救済を考え、嘘をつくことはないというものである。第 2 の理由は、もし死を前にした際の撤回を認めないとすれば、しばしば裁判官たちが述べるような魔女の告発は死によって確かなものとされるといような主張も、理屈が通らないことになるというものである。そして第 3 の理由は、『カロリナ』第 91 条は、たとえ撤回を行った人が裁判の進行を遅らせるためにやったのだとしても、裁判記録送付を求めているというものである。これについては同じく慎重さを求めているタナーの名も挙げてある。シュペー

¹⁵⁴ *ibid.*, L. 5, §. 5, pp. 382f., „5. Si testes isti complices, postquam aliquem, in tortura & concurrentibus caeteris necessariis, denunciarunt, & confessionem denominationemque hanc ratam habuerunt, & confirmant ad bancum, vt oportet, & ante sententiam: postea post sententiam, in loco supplicij, morte instante, innocentiam denominatorum a se protestati iudici populoque fuerint; vel illos habere pro probis & inculpatis: sententia receptior est, iudici parum curandam esse huiusmodi palinodiam.“

¹⁵⁵ *ibid.*, p. 383, „ideo praevelet prior.“

¹⁵⁶ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 40, p. 305, „An criminis ante confessi reuocatio facta in loco supplicij alicuius momenti habenda sit?“

¹⁵⁷ *ibid.*, Q. 40, p. 305, „Praxis habet, vt huiusmodi reuocationes criminis siue de se, siue de aliis, antea in tortura confessi & ratificati, contemnantur vt nullius penitus momenti. Mouentur Iudices argumentis ex Binsfeldio pag. 274. & Delrio lib. 5. sect. 6. petitis, quae tamen non plane eis fauent.“ なお、第 1 版の諸々の誤りを修正した第 2 版ではデルリオの第 5 巻「第 5 節」と訂正されている。Spee, Hellyer(trans.), *Cautio Criminalis*, 2003, p. 155.

¹⁵⁸ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 40, p. 305, „RESPONDEO, Reuocationes huiusmodi, si à poenitentibus fiant, quod prudentis Confessarij iudicare est, non prorsus nullius, sed magni ponderis habendae erunt: maxime si alios falso detulisse aiunt.“

は「悔悛」というハードルを設けながら、基本的に撤回を認める立場であると言える。ただし、既に述べたようにシュペーはたとえ「悔悛」していたとしても、共犯者による告発を信用することはできないと論じている。このことを加味すると、シュペーは「悔悛」の効果に重きを置いているというより、常に魔女として告発される人を減らす方向に論を進めていると言える。

ではカルプツォフやブルネマンといった法学者たちは撤回についてどのような立場を採っているだろうか。まずカルプツォフは第 126 問で拷問によって獲得された自白の確認について論じているのであるが、彼は撤回をいくつかの場合に分けて考えている。まず、拷問によって一度自白しながら直後の拷問継続中に撤回する場合、再度の拷問を行うことは不可能であると述べており、撤回を認める立場を採っている¹⁵⁹。次いで、拷問後になされる、拷問を伴わない自白の確認の際に被告人が撤回(否認)するなら、『カロリナ』の第 57 条を挙げながら、再び尋問を行うべきであると述べている¹⁶⁰。しかし、もし一度は拷問外で自白を認めながら、最終開廷日に撤回するようであれば、そのような撤回を聞き届けることなく裁判官は判決を下すべきだとカルプツォフは述べる¹⁶¹。

ブルネマンもまたこの区分を踏襲しており、前二者についてはカルプツォフと意見を同一にしている¹⁶²。しかしながら、最終開廷日における自白の撤回についてはカルプツォフと異なり、『カロリナ』の規定に従って裁判記録送付を行ったうえで、拷問あるいは刑の変更等を行うべきであるとしている¹⁶³。まとめるとカルプツォフやブルネマンといった法

¹⁵⁹ Carpzov, *Practica Nova*, 1635, Q. 126. n. 61, p. 229, „Qvod hactenus dicta de repetitione torturae, in eo, qvi confessionem in tormentis factam post unum vel alterum diem ad ratificandam eam reductus, revocat, non pertineant ad illum, qvi in quaestione ipsa minus aperte & ingenue confessus sit; puta si statim post confessionem & ipsis tormentis qvasi adhuc durantibus dixerit, extortam eam esse vi tormentorum; qvonia qvae in continenti fiunt, videntur inesse“.

¹⁶⁰ *ibid.*, Q. 126. n. 38, pp. 227f., “Si Reus in tortura confessus, post unum aut alterum diem interrogatus, confessionem ratificare nolit, sed eandem expressè revocet, metum atque dolores tormentorum praetendens, iisque magis, quam veritatis amore, ad confitendum se adactum fuisse dicens: Tum sanè sententia condemnatoria vel adsolutoria ferenda non est, sed Reus in carcerem ductus itetum sub tormentis de veritate delicti interrogari, & quaestio repeti debet: prout clarè dispositum ac Imper. Carolo V. in Ordin. Crimin. artic. 57.“ なお、カルプツォフは実際に拷問にかけなくとも、拷問にかけると脅した場合にも自白が確認されなければならないとする。

¹⁶¹ *ibid.*, Q. 126. n. 69, p. 230, „Proinde licet in executionis actu Reus confessionem in tortura factam, ac postea sponte ratificatam, revocare velit; attamen non audiri, sed condemnatoriam sententiam iudex exequi debet.“

¹⁶² ブルネマンはとりわけ拷問後の自白の否認(撤回)について、カルプツォフよりさらに詳しく論じている。第 8 章第 5 節第 84 番から第 86 番では、苦痛の故に自白したとして自白を否認する場合と、錯誤から自白したとして自白を否認する場合を分けている。即ち、前者の場合は再び拷問にかけることができ、訴訟記録送付を行い、鑑定後に拷問の繰り返しを命じるように述べ、後者の場合は被尋問者に錯誤の詳細を証明させ、証明できれば撤回を認め、証明できない場合は訴訟記録送付を行うようにと述べている。

¹⁶³ Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, 1648, Cap. 10, §. 13, n. 22, pp. 228f., „In quibus verbis Imperator nihil certi concludit, sed transmitti acta denuo jubet. Dr. Carpzov. d. qu. 126. n. 65. non obstante negatione ac confessionis revocatione reum condemnandum. ejusque confessioni mediante tortura factae, &

学者らは、基本的に自白の撤回を認めているという立場であるが、最終開廷日の撤回についてはカルプツォフとブルネマンは相違しており、カルプツォフは最終開廷日の撤回に関しては認めていないという事になる。

さて、シュルトハイスの撤回に関する考え方はどのようなものであろうか。シュルトハイスは、基本的に名指しした者がその供述を撤回することを認めている¹⁶⁴。しかし他方で、撤回が有効でない場合もあると述べる。この違いを論ずるにあたって、シュルトハイスはシュペーと同じ判別基準を持ち出している。シュルトハイスに拠れば、魔女として尋問された者が他の誰かを名指しし、その後撤回したような場合、その撤回が有効か否かはその魔女が「悔悛」しているかにかかっている¹⁶⁵。「魔術師は悔悛しているか、悔悛していな

postea extra locum torturae repetitae, standum esse dicit; cum alias depositio duorum Scabinorum foret frustranea, quamvis Scabinis nutantibus confessio nulla esset. Sed adhuc scrupulus manet: Si condemnatio omnino executioni mandanda vel reus denuo condemnandus, quorsum Imperator transmissionem actorum inquisitionum hoc casu injungat? Existimo propterea hoc factum, ut Jurisperiti adhuc examinent indicia, an ea forte talia sint, ut ex ijs reus forte convinci potuerit; vel an remotiora quodammodo fuerint, ut priori casu quidem condemnatoriam sententiam repetere & confirmare: posteriori vero casu, si scrupulus inhaererat, vel si alias dubitari possit de veritate confessionis rei, torturam denuo dictare, vel poenam mutare, vel alia ratione judicem informare possit“. 上掲『近世ドイツの刑事訴訟』2012年、291-292頁。「この規定において皇帝は〔被告人の否認に対しとるべき対応につき〕具体的な定めをおかず、一件記録を再送付すべきことを定めるにとどまる。これに対して、カルプツォフは、否認と自白撤回とにかかわらず被告人は有責判決を受けるべきであり、かつ、拷問によって得られ、その後拷問部屋の外で反覆された自白は〔有効なものとして〕維持されるべきである、とする。その理由として、そうでなければ2名の参審人の証言は無意味となるからである—もともと、判決人の証言が動揺すれば自白は無効となるが—という。しかし、このような見解には、有責判決を直ちに執行し、あるいは被告人に対しあらためて有責判決をすることができるのであれば、何ゆえに皇帝はこの場合一件記録送付を命じたのか、という疑問が残る。私は、一件記録送付が必要とされる趣旨を以下のように考える。すなわち、法有識者団が再度、徴憑が被告人の有罪立証に足りるものであるか、あるいは何らかの点でそれに適しないものであるかを検討し、前者の場合には有責判決を反覆、確認し、後者の場合であって不安が残り、あるいは若干の事実が被告人の供述と一致せず、あるいはその他、被告人の自白の真実性を疑うことが可能である場合は、あらたに拷問を命じ、又は刑を変更し、その他裁判官に〔取るべき措置を〕教示する、という趣旨であると考えて。」

¹⁶⁴ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 317.

¹⁶⁵ ここで述べられている「悔悛」とは、本章第2節(4)の註58で述べたとおり、最終開廷日前に行われる被告人の告解のことだと考えられる。シュルトハイスは該当箇所の前後の文脈で、告発者たちが「悔悛なしに」悪意の内に死ぬ(=処刑される)ことがあると述べており、聴罪司祭への罪の告解などを拒む被告人がいることも示している。シュルトハイスがテキスト内で述べる「悔悛(poenitens)」は、聖職者への告解とそれに伴う秘跡を意識していることは間違いない。ただし、『カロリナ』第103条によれば、この時にしばしば、被告人が自身の無実を聴罪司祭に訴えたり、あるいは聴罪司祭が撤回を勧めることがあったようである。シュルトハイスはテキストの第9章でこのような聴罪司祭たちに対して明らかに不満を示している。さらに、彼はテキスト中で「博士」に「貴方自身、いかに注意深く、用心深く、勤勉にそして誠実に処刑された魔女たちが、そのように十分に私によって聴罪司祭として(als den Geistlichen Herrn Beicht Vättern)振る舞われたかを見た」と述べている。このようにシュルトハイスが聴罪司祭を信用しておらず、一方で尋

いかである。彼が悔悛しているなら、よって撤回は有効と見なされるべきだ。しかし彼が悔悛していないなら、撤回はそれ自身無効である」¹⁶⁶。ただし、前述の告発の信憑性の所で論じられている際もそうであったが、シュルトハイスが悔悛しているか否かをどのような基準でもって測ろうとしているのかは定かではない。少なくとも、聴罪司祭による秘跡の授与を「悔悛している」ことの条件としているようには考えられない。

以上撤回について見てきたことをまとめてみたい。まず、法学者たちの記述を見ると、撤回のタイミング自体は3つに分類できる(『カロリナ』が言及しているのは2つ)。まずは法学者たちのみが検討している拷問中の撤回、そして『カロリナ』にも規定がある拷問後に自白を確認する際の撤回(否認)、そして最終開廷日における撤回である。これらの内、前二者については撤回が認められているか、そもそも論点に挙げられていない。最も議論の的となっていたのは最後の最終開廷日における撤回であった。この場合における『カロリナ』の規定は、たとえ被告人が裁判の妨害を目的としていることが明らかであったとしても、訴訟記録送付を行うようにというものであった。上で検討したシュルトハイスを除く人びとの内、この規定に沿っていたのは魔女裁判に反対する立場のシュペーと、ブルネマンのみであった。他方、ボダンら悪魔学者たちとカルプツォフはそのような撤回の有効性を認めない立場であった。このことから、撤回を認めるか否かは法学者たちの間でも議論があったことがわかる。シュルトハイスはというと、彼は「悔悛」の有無を条件に、悔悛している者には撤回を認めており、その点でボダンたち悪魔学者の立場とは少し異なっている¹⁶⁷。一見すると、シュルトハイスの立場はシュペーのそれに近いようにも見うけられる。

ただしここで注意すべきは、シュルトハイスの述べる「悔悛」は、被告人による正式の聴罪司祭への告解と、それに対する秘跡の授与という一連の儀礼を示していない可能性が高いという事である¹⁶⁸。つまりシュルトハイスの場合は、誰が判断するのか、何をもって判断するのか、という2点で、コミサルないし裁判役人に有利な条件となるのである。そうであるならば、シュルトハイスの述べる「悔悛」とは裁判役人の側が被告人が悔悛しているかを恣意的に判断できるものであり、すなわち撤回を認めるか否かが裁判役人側によって恣意的に決定されるという事になる。具体的な「悔悛」の判断基準が示されていないため断定はできないが、もしこうであるならばシュペーの述べていたような「悔悛」のハードルは有名無実化していると言えよう。

問の実例を挙げた記述や自身の経験の述べる中で、自らや「博士」が被尋問者と共に祈ったりする描写があることから、ここで述べられる「悔悛」は正式な聴罪司祭を通じた告解と秘跡を指していない可能性が高いと言える。この点については第4章で改めて論じる。Ebd., S. 438.

¹⁶⁶ Ebd., S. 318, „der Zauber ist entweder poenitens oder impenitens, ist er paenitens so muß die widderruffung für güldig gehalten werden. Ist er aber impaenitens, so ist die absagung an sich vngüldig“.

¹⁶⁷ ただし、ボダンが当人が魔女であるか否かについて述べており、明確に魔女として尋問された人物が有罪であることを前提としているのに対して、シュルトハイスは仲間の名指しが信頼できるか否かという文脈であり、魔女の共謀の可能性を考慮に入れているということは留意せねばならない。

¹⁶⁸ 本章第2節(6)の註165を参照。

第3節 小括 一 魔女裁判手続と魔女術罪の組織性

以上シュルトハイスのテキストから魔女の組織性に関する箇所を抽出して紹介したが、まとめるとどのような事が言えるだろうか。まず、近世において魔女が組織であるということは自明のことであり、シュルトハイスも同じように考えていた。テキストからは、シュルトハイスがどのような魔女の組織構造をイメージしていたかは詳細にはうかがい知ることができないが、しかし第5章の尋問例の中にあらわれるサバトに関する描写、とりわけダンスや饗宴での役割や位置に関する質問などから、少なくとも悪魔－魔女という単純な構造ではなく、幾分複雑な組織がイメージされていたということが分かる。この魔女の組織は、師弟関係や交友関係、そして血縁関係などをベースとしながら、現実社会における有力者を含むあらゆる身分・階層の人びとを含む形で広がっていると想定されている。シュルトハイスの記述においては、概ねそのような人びとが魔女の組織においても指導的な立場にあったような描写もなされている。このような点は、ディリンガーが述べる「魔女共同体」のイメージや近年の魔女研究の成果にも合致していると言えよう。

魔女の組織的なイメージは、魔女裁判の手続にどのような影響をもたらしたのであろうか。魔女裁判手続においては尋問で仲間の魔女を聞き出すということに重きが置かれたということは既に多くの研究で述べられていることであるが、シュルトハイスのテキストにおいてもそれは変わらない。シュルトハイスのテキストにおいては「誰が魔術を教えたのか」「誰に魔術を教えたのか」という魔術の師弟関係に加え、「サバトで誰を見たのか」という質問がきわめて重大な質問として挙げられている。シュルトハイスのテキストにおける数少ない拷問の描写のひとつがこのことに関する尋問の描写の中で現れるというのは、この点で象徴的である。また、上述のように魔女の組織は現実社会のあらゆる階層に及んでいると考えられたため、有力者が名指しされることに対する配慮は当然なされる一方で、修道士や聖職者の名前が挙げられることも、あり得ることとして見なされている。

非常に重要な点として、シュルトハイスの尋問の描写の際に、尋問されている本人が魔女であるかどうかということを確認するような質問は多くない。それよりも彼の主眼は、いかに仲間をあぶり出すかにあったように見える。尋問は前者について確認する場ではなく、後者の情報を聞き出し、新たな裁判へと繋げる場であったようだ。魔女が集団であるという認識は、尋問におけるシュルトハイスの意識と目的を規定している。

しかしながら、魔女裁判手続において仲間のあぶり出しが重要であったからこそ、魔女裁判手続に対する批判もこの点に寄せられた。とりわけシュルトハイスにとって重大と思われた論点は、「共犯者の告発を信頼することができるのか」、また「信頼できたとしても、一体どの程度の効力を持つのか」という点であった。

魔女裁判において共犯者の告発は重要な論点のひとつだった。ボダンやビンスフェルトは魔女術罪において共犯者の告発を証拠として認める立場を採っていた。一方でシュペーは一切認めない立場を採っている。しかしながら、ファリナキウスやカルプツォフ、ブルネマンら刑事法学者たちは、共犯者の告発を徴表として認めていた。このことから、シュペーのような態度は特殊であると言える。

告発は、魔女裁判手続を進める上でどのくらいの重さがあったのだろうか。ボダンは、ただ1人の告発であっても、それによって拷問へと手続を進められる可能性を認めていた。

しかしながら、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマンら刑事法学者の共通の見解としては、共犯者による告発は2人以上の人々によって証明されてはじめて、拷問へと手続を進めることができるというものであった。ボダンの主張は近世刑事法学の枠を大きく越えていたとみるべきだろう。また、この問題については、タナーのように被告人に「良き評判」がある、つまり被告人が身分の高い人物であった場合、告発がどれだけあったとしても拷問へは進み得ないという主張もあった。この際には共犯者の告発への近世刑法(学)上の議論と共に、魔女術罪の場合の共犯者というのが魔女であり、また悪魔の介入があるという、魔女術罪特有の事情に由来する問題があった。このように、近世において魔女の告発の証拠としての地位は、大いに議論の的となり得るものだったようである。

この共犯者の告発については、拷問によって自白した魔女が後に自白を撤回した場合、それをどう扱うのかという問題があった。この撤回の有効性については一般的な刑事法学者を含めて議論がなされていたが、激しい議論の的になったのは最終開廷日における撤回である。例えばボダンやピンスフェルト、デルリオ、そしてカルプツォフは最終開廷日に撤回があった場合、この撤回を認めない立場であった。一方でシュペーやブルネマンは『カロリナ』に従い、撤回を認めて訴訟記録送付を行うべきだとする立場であった。そもそも撤回というのは自身や仲間についての供述を取り消すことなのであるから、悪魔学者が撤回を認めず、魔女裁判に反対する立場のシュペーが撤回を認めているのは、それぞれの立場に沿ったものであったと言える。刑事法学者たちについては、慎重論を唱える立場もあれば、刑を引き延ばすための方便であるとして、撤回を認めない立場もあった。

さて、以上のような近世の議論状況において、シュルトハイスはどのような位置付けになるだろうか。まず、シュルトハイスは共犯者の告発を徴表のひとつとして認めている。ただし、ボダンのように告発が1人であっても拷問を行えるというのではなく、複数の告発があれば拷問に進むことができると論じている。とはいえ、刑事法学者たちの多くが(他の徴表と同様に)常に2名以上による証明を求めているのに対して、シュルトハイスはたった一人の告発であっても他に徴表があれば拷問に進むことができると論じている。以上のことから、シュルトハイスは基本的には刑事法学者たちと歩調を合わせつつ、しかしボダンほどではないにせよ、魔女裁判を進める側にとって有利な主張をしていると言える。もちろん、これは状況によって変化しうる条件で、例えばタナーとの議論を見る限り、身分の高い人物に対する告発の場合は4名以上の告発を要すると考えていた。

撤回については、シュルトハイスは原則的には魔女の撤回を認める(撤回された自白は証拠ではなくなる)という立場を採っている¹⁶⁹。ところが、シュルトハイスは撤回を認めるか否かという判断に際して、「悔悛」という基準を設けている。すなわち、「悔悛」を済ませた魔女については撤回を認め、「悔悛」をしていない魔女については撤回を認めないというのである。この「悔悛」を用いた判断基準はボダンにも見られ、シュペーによっても言及されている(シュペーはこの「悔悛」について、「悔悛」している魔女であろうと告発を徴表として認めることはできず、また「悔悛」しているなら撤回はより重要だと述べている)。しかしながら、「悔悛」については、本来は任命された聴罪司祭が被告人による告

¹⁶⁹ ただし留意すべき点として、シュルトハイスが論じているのは仲間の名前に関する自白であり、被告人自身の容疑についてはではない。

解とそれに対する秘跡の授与という形をとるはずであるが、シュルトハイスの記述からは「誰が」、「何をもって」判断するのか必ずしも明示的でない。さらにシュルトハイスは、魔女コミサールが尋問中に「聴罪司祭として」振る舞っていると述べている。このことからシュルトハイスは、「悔悛」を魔女コミサールないし裁判役人が、恣意的に判断できる、と考えている可能性がある。もしそうであるなら、シュルトハイスの主張は、撤回の有効無効は裁判役人が決めることができるという極めて恣意的な手続の可能性もある。このような主張は、ボダンの議論に、コミサール制度が結びついて、発展したものだと言えるかもしれない。この聴罪司祭と魔女コミサールの関係については、続く第4章で取り扱う。

またシュルトハイスは、タナーとの議論の中で拷問による自白の強制や虚偽の告発による無実の者の危険という点について認めている。しかしながら、これに対する対策としてシュルトハイスが挙げているのは「慎重に尋問を行う」「拷問はなるべく行わない」という一般的な慎重論と「無実の者に危険が及ばないように神が助けてくださる」という宗教的な話であり、具体的な対策とは言い難いものであった。

以上のようにシュルトハイスの手続や議論を確認することで、魔女術罪の組織犯罪性についてどのようなことが言えるだろうか。まず、魔女裁判の手続においては被告人が有罪であるか否かよりも、むしろ仲間をあぶり出すことに焦点が合っている。撤回に関する議論においても言及したように、シュルトハイスの議論では被告人が行った仲間の名指しが正しいかが問題であり、逮捕され尋問されている人物が魔女であるのか否かはほとんど問題の外にある(あるいは、既に魔女であることは確定の上で逮捕・尋問がなされている)。さらに、変幻自在の悪魔の能力もあって個々の供述の内容の差異は大いに無視され、重要なのは「誰の名前が挙げたか」という点に終始している。魔女に対する尋問においては個々人が何を行ったかということが事細かに問われているように見えるが、実際には魔女は全体的に把握され、個々の被疑者は魔女という組織の中に埋没してしまっているのである。魔女が組織犯罪であるということを前提にするということは、このような意味を持っていたのである。

シュルトハイスのテキストを検討して判明したことは、従来の研究にて明らかにされてきた魔女の集団性の意味に対して、それが魔女迫害を進める者の認識に大きな影響を及ぼし、実際に具体的な法的な手続にまで影響を与えているということであった。既に確認したように、シュルトハイスの場合、推奨されている具体的な手続は(例外犯罪扱いではあるものの)刑事法学の枠を逸脱しないものであったが、その意識は仲間をあぶり出すことに向けられていた。組織犯罪としての前提があることによって迫害が拡大していく、その手続的な理由が、本章での検討によって明らかになったと言えるだろう。

さて、シュルトハイスの手続に関する議論は例外犯罪論に関しても、本章で取り扱った仲間の供述の信憑性の問題についても、避けられない議論がある。それは、魔女はなにを行うか、悪魔はなにをなしうるか、神は裁判従事者をどこまで助けてくれるかといった宗教的な議論である。これは魔女裁判の批判者の側にとっても重要な要素であり、例えばタナーは悪魔の積極的な妨害故に魔女術罪を他の例外犯罪とは異なると位置づけ、慎重な手続を求めていた。シュルトハイス自身は本章で述べたように自らを神学者ではないと述べながら、しかし彼は手続について論じる際に宗教的な議論を行わざるを得ない。次章ではこのような魔女術罪の宗教的な要素について検討する。

第4章 魔女術罪と宗教

第1節 魔女術と宗教の関わり

(1) 魔女術罪の宗教性

魔女術の犯罪は宗教的であるというテーゼには、無数の論点が含まれている¹。「宗教的」という語の持つ具体的な射程をどのような範囲まで拡大するかという問題はあるが、ここでは呪術と宗教それ自体の関係はおくとして、西洋的な魔術ないし魔女とキリスト教との関係に限定したい。また、魔女術はしばしば「宗教犯罪」と称されることがあるが、それは「宗教に対する犯罪」を意味している²。宗教犯罪という犯罪類型については、研究史上必ずしも自明とは言い難いが、ベーリンガーは16～18世紀のバイエルンにおける刑罰を論じる際に犯罪の分類を行っており、異なる分類があり得ることを認めながらその中に「宗教犯罪(Religionsdelikte)」の項目を設けている。彼は「宗教犯罪」について「宗教に対する犯罪=宗教犯罪(Verbrechen gegen die Religion= Religionsverbrechen)」という表現をしており、この際に具体的な宗教犯罪として異端(haeresia)、瀆神、ト占、迷信、教会汚辱、関係断絶、宗派の変更とともに魔女術(malefiscium)、魔術(sortilegium)が挙げられている³。近世ヨーロッパにおいて魔女は一般的に悪魔の手先であり、キリスト教の敵であると観念されていたし、その点で「宗教に対する犯罪」すなわち宗教犯罪であったと言えるだろう。このように、魔女と宗教(キリスト教)の関係は極めて深くまた多岐に渡り、その中には法的な意味を含むものもあったと言える。

ところでこのような魔女術罪の宗教性は、一面ではこれまで魔女裁判や魔女術罪が法制史的に等閑視されてきた原因でもある。ラーナーは、20世紀の研究者たちが合理主義的な態度をもって、魔女術の犯罪が不可能であることから、魔女術罪を「特異」なものとし

¹ 魔術や魔女といった存在は「呪術」すなわち「何か隠された神秘的方法によって」対象に働きかける方法、またはそれを行って人であるため、そこにはそれが受容されている当該社会の呪術観・宗教観が基礎として存在している。このような意味での「呪術」の宗教性は本稿の範疇を大きく超えて宗教学と人類学の領分となってしまう、それを論述することは筆者の手に余る作業となる。尤も、一部の魔女研究は人類学との接近の傾向を強く示しており、とりわけベーリンガーは魔女と魔女迫害を西洋近世に限らず、人類に普遍的な現象として取り扱い、人類学的な研究成果をふんだんに取り入れている。Behringer, *Witches and Witch-Hunts*, 2004.

² 「宗教犯罪」と言った時、我が国においては「宗教組織や信者による、信仰に基づく犯罪行為」という意味合いで用いられるケースが散見されるが、これは刑法的には「確信犯」と呼ばれる類のものであり、「宗教に対する罪」とは意を異にする。このような意味で「宗教犯罪」という言葉を用いているものについては、例えば高橋「近代刑法の形成とバイエルン刑事法典(1751年)」1996年。

³ Behringer, 1990, S. 96, 110, Tabelle 6. なお、ベーリンガーは①生命に対する犯罪、②所有秩序に対する犯罪、③道徳に対する犯罪、④宗教に対する犯罪、⑤国家に対する犯罪、⑥訴訟手続上の犯罪、⑦身分犯罪、⑧日常犯罪、⑨不明な犯罪に分類している。ベーリンガーに拠れば、16世紀末のバイエルン選帝侯領においては、とりわけ魔女術と異端に関してであるが、宗教犯罪による処刑が際立っており、16世紀を通じて宗教犯罪への迫害が特徴となっているとされる。

て見なしてきたと指摘している⁴。しかしながら、近代以前においては三権分立も政教分離もなされていない。とりわけ近世という時代は宗教改革や「宗派化」の時代であり、「世俗的な領域と宗教的な領域は根本的に、互いにまだ分離してはいなかった」⁵。このような状況において、裁判や法手続を近代的な合理性の側面からのみ把握しようとするのは、近世という時代性を無視していると言わざるを得ない。

(2) 魔女裁判理論における悪魔の存在意義

とはいえ、このような法の領域における魔女術と宗教との関わりについてもまた非常に多岐に渡るため、本稿ではテキストとの関係を考慮して 2 点のみを取り挙げたい⁶。先ず第一の点は、魔女(術)と悪魔との関係である。法的な領域における魔女、魔女術ないし魔女迫害と悪魔との関係については、主に 3 つの点で論じられてきたように思われる。第 1 に、魔女迫害(裁判)の原動力のひとつとして近世における悪魔への恐怖が挙げられることがある。リヴァックに拠れば、中世の段階では悪魔は純粋な霊体であって肉体を持たず、空気によって肉体を形作ったり、幻覚を見せたり取り憑いたりすることで生身の人間に干渉するとされていたという。当時隆盛を誇っていたスコラ神学においては、悪魔は別段無限の力を持つ強力な存在としては見なされていなかった。しかしながらこのようなスコラ神学の考え方が 15 世紀に変化し、悪魔はキリストの敵から神の敵へと移り変わるにつれその力も増していき、偶像崇拜の対象や異端の源と見なされるようになっていったのだという⁷。魔女迫害の原動力のひとつとして、このような悪魔と悪魔に連なる魔女への恐怖が存在したということは、しばしば指摘されてきたことである。

悪魔が関わってくる残りの 2 点はより具体的な法的領域の問題として存在する。つまり、魔女術の構成要件と、魔女の徴表に関してである。従来の研究において悪魔は、魔女術罪の構成要件のひとつとしてしばしば言及されてきた。ザウターが指摘するように、現在の研究においては魔女術罪は五つの要素から成り立っているとされる⁸。すなわち、悪魔との契約、悪魔との情交、魔女のサバト、魔女の飛行、害悪魔術である。この中でもとりわけ悪魔との契約は魔女術罪の構成要件のひとつであるのみならず、害悪魔術の行使

⁴ Larner, *Crimen Exceptum?*, 1980, p. 58.

⁵ Schmidt, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert*, 1992, S. 86.

⁶ 例えば、本稿では取り扱わない法的領域における魔女術と宗教との関わり最大の例として、異端審問と魔女裁判の関係を挙げることができよう。これはかなり広範な論点を含んでおり、魔女ないし魔女裁判の源流としての異端ないし異端審問に着目した研究は枚挙に暇がない。このような研究としては以下を挙げるに留める。Cohn, *Europe's Inner Demons*, 1975; Tresp, *Von der Häresie zur Hexerei*, 2008; バッシュヴィッツ『魔女と魔女裁判』1994年。さらに、かつては同一視されて誤解されてきた「異端審問的な手続」すなわち「糺問手続」と魔女裁判手続との関係性についての研究も存在する。Trusen, *Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse*, 1995; Koch, *Die Grundlagen des deutschen Strafverfahrens*, 2008.

⁷ Levack, *Hexenjagd*, 2003, S. 41-43.

⁸ Sauter, *Hexenprozess und Folter*, 2010, S. 64.

と悪魔崇拝とを結びつける役割をも果たした⁹。というのも、魔術の源は悪魔であると考えられていたからである。このようにして考えると、魔女は悪魔と契約を結ぶことで悪魔と性交したり、サバトまで飛行していったりして悪魔崇拝をし、悪魔の力を借りて害悪魔術を行使したのである。すなわち、魔女術罪の核心には魔女(術)と悪魔との関係があると言える。

魔術(呪術)の存在はキリスト教以前に遡ることができるが、古い時代のそれは悪魔と特別の関係はなかった。しかしながら、ベーリンガーに拠れば、13世紀にトマス・アクィナスが『神学大全』(1270年)の中で、魔術師が悪魔の助けを借りることにより実際に魔術を使えるという印象を与えた¹⁰。以降、「魔術の悪魔化」という現象が表向き進行していくが¹¹、とりわけ農村などにおいては顕著であるようだが、近世においてどの程度までそれが浸透していたのかには疑問の余地があり、未だに詳らかにされてはいない¹²。例えば、近世の大部分ではないが、しかし多くの裁判記録において、魔女術の被疑者や目撃者は、その魔術に関して悪魔の存在については一切言及していないという¹³。とはいえ、近世において多くの知識人の中で悪魔の実在が信じられていたのは事実であり¹⁴、それはヨーハン・ヴァイヤー¹⁵やシュペーといった魔女裁判の反対者たちに関しても例外ではなかった。

その上で近世の学者たちは、魔女術および魔女の語る自白において悪魔の作用を論じており、これは実務に関してもしばしば影響力を持った。例えば、先述のヴァイヤーはクレーヴェ公領において公ヴィルヘルム五世の侍医であったが、彼は魔女の自白は悪魔の見せた幻の結果だと述べた。「酩酊者や狂執者およびメランコリックな情念〔の持ち主〕に於いて、理性の行使が、四体液および毒気〔の影響〕によって損害を受けるのと同じ要領で、霊的存在である悪魔は、神の赦しの下に、それら〔主に四体液〕を攪乱し、自分が生起させる幻覚に都合のよいように調節して、理性を乱すのである」¹⁶。ここでヴァイヤーは魔女が実際に何らかの実害を与えることを否定し、もって魔女の責任を認めていない。また彼は「悪魔には不可能な事柄」を論じ、悪魔は被造物として、無から有を生み出すことはできないと論じている。このようにヴァイヤーは悪魔の能力について述べることで、魔女

⁹ Levack, *Hexenjagd*, 2003, S. 44.

¹⁰ ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年、55頁。

¹¹ これには背景として悪魔学の発展が関係している。これについては以下を参照。波多野「悪魔学の知的背景」1997年、89-118頁。

¹² ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年、56頁。

¹³ 同上、57頁；上山「魔女狩りの諸相」1997年、46-49頁。

¹⁴ この点については最も参考になる文献は、S. クラークの手による以下の大著であろう。Clark, *Thinking with Demons*, 1997.

¹⁵ ヨーハン・ヴァイヤー(1515年-1588年)については、以下を参照。Art. Weyer, Johann, in: ADB. 利用したテキストは Weyer, *De praestigiis daemonvm*, 1568. また、本書には英訳が存在する。Weyer, *Witches, Devils, and Doctors in the Renaissance*, 1998. なお、ヴァイヤーの主張については、以下の文献を参照。黒川『魔女とメランコリー』2012年、56-62頁；平野『魔女の法廷』2004年、125-207頁。

¹⁶ 平野『魔女の法廷』2004年、144頁。〔〕は著者による。

に何が出来るのか、魔女が何を行うのかを論じ、魔女裁判の不当性を訴えているのである¹⁷。また、ヴュルテンベルク公領のヨハネス・ブレンツ(1499年-1570年)は、悪魔が天候を操ることができるという考えを否定し、神のみが自然の営みに影響を及ぼすことができるとした。悪魔は神が嵐を起こすのを予想することができるため、あたかも実際に嵐を起こす方法があるかのようにして魔女を騙すのだと、彼は考えた。その結果として、テュービンゲン大学およびヴュルテンベルク公領では、魔女が「天候魔術」を行使するというのは幻であるとされた¹⁸。このような例を見るに、悪魔と魔女の関係や悪魔の能力の限界は、魔女術罪と魔女裁判の根幹に関わる問題だと言える。

もう一点、従来の研究においては魔女を見分ける方法つまり魔女術罪の徴表として悪魔の存在は言及されている。これには「魔女マーク」についての記述と、また悪魔が他人の姿を取って人前に姿を現すという現象についての記述の2つが挙げられる¹⁹。「魔女マーク」とは、悪魔が契約やサバトの際に魔女につけた傷や痣、できもののようなもので、そこは刺しても痛みを感じることがなく、血が流れることもないと考えられた。H. シュメルツァーやA. L. バーストウらに拠れば、女性たちは男性の刑吏によってしばしば公衆の前で調べられ、恐怖と羞恥の故に麻痺してしまって痛みを感じなくなったのだらうとされる²⁰。また、この際には、明らかな「イカサマ」として先端が丸められていたり、押すと引っ込むように細工された器具が用いられたという事がしばしば指摘されている²¹。この「魔女マーク」は、魔女裁判において多く利用された魔女か否かを調べる方法であった。例えば、1672年にヘッセン＝ダルムシュタット方伯領のダルムシュタット近郊にて逮捕されたエルゼ・シュミットという女性について、「右肩下に悪魔のしるしを発見し、2本の針で突き刺しても血が出ず、痛みも感じなかった」という記録が残っている²²。また、ヘルマン・レーア²³の著書の中には、1631年に裕福な女織物商クリスティアーネ・ベーフゲンが針の検査を受けている様子を描いた版画が付属している²⁴。この「魔女マーク」が証明として有効であるかはすでに1590年代から議論がなされており、結局プロテスタント諸地域や、カトリックであるバイエルンにおいても否定されることになった²⁵。従来の研究では「魔女マーク」は悪魔の存在と共に魔女裁判の不当性、非合理性、虚偽性を象徴す

¹⁷ 同上、303頁、143-152頁。

¹⁸ Bever, *The Realities of Witchcraft*, p. 6; 上山「魔女狩りの諸相」1997年、66頁；牟田『魔女裁判』2000年、54-55頁。ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014年、131頁。

¹⁹ Rummel, Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit*, 2012, S. 46-47.

²⁰ シュメルツァー『魔女現象』1993年、153頁；バーストウ『魔女狩りという狂気』2001年、229-234頁。

²¹ シュメルツァー『魔女現象』1993年、153頁；黒川『凶説 魔女狩り』2011年、88頁。

²² 浜本『拷問と処刑の西洋史』2007年、91頁。

²³ レーアについては、本稿第1章第1節(3)を参照。

²⁴ バーストウ『魔女狩りという狂気』2001年、231頁。

²⁵ 牟田「魔女狩り積極派と批判派の抗争」1997年、136頁。

る存在であった。とりわけ言及したように、フェミニズム的研究では男性による女性迫害の象徴ともされた。これには、シュペーのような魔女裁判の反対者が同じような論調で「魔女マーク」を批判したことにも大きな影響を受けていると思われる。

以上のように従来の研究において魔女術罪における悪魔の存在は、具体的な法的場面としては構成要件や徴表として言及されてきた。このことからわかるように、近世においては中世までの神学の議論を踏まえた悪魔学が展開しており、それに対応する形で魔女術罪が議論されていたのである。そのため、魔女裁判の手続を扱うにあたって悪魔や神の力といった「非合理的な」要素を考えることは、極めて重要なことなのである。既に本稿の第2章や第3章で触れてきたようにシュルトハイスのテキストにおいては様々な場面で悪魔の存在が意識されており、構成要件や証明の分野以外でもシュルトハイスの理論における重要な部分で登場している。近世の法律家や彼らの考える手続理論にとって悪魔の存在がいかなる意味を持ったのかを確認することは、前章までで検討してきたこととも深く関わっている。本稿ではこのことを鑑みて、従来の研究でも取り扱っていた魔女と悪魔の関係や悪魔の能力の限界についての議論や、「魔女マーク」などの証明の分野の議論を含めた、魔女裁判手続とその理論における悪魔の存在意義を包括的に明らかにしてみたい。

(3) 魂の救済をめぐる問題

さて本章で、宗教との関わり合いとして取り上げる第2の点は、魂の救済についてである。既に述べたように、魔女は悪魔と契約を結んだと考えられていた。それ故に魔女は異端者以上の背教者また悪魔崇拝者であり、キリスト教的な魂の救済に関わる犯罪者だと見なされていた。そのため、魔女が最後に魂の救済を得るためには、悪魔との関係を絶ち、刑に服する必要があった。

このような事情から、魔女裁判において魔女を訴追する側は、熱心に自白を勧めたり、拷問に取り組んだりしていた。クライツに拠れば、魔女研究においてはしばしば訴追者たちは「利己的な目的のために彼らの犠牲者たちの生活の破滅を求めている人々」と描写されてきたが²⁶、実際の振る舞いを見ていると、そのように強欲で権力志向の強い人物とだけ評するのは困難であるか、あるいは一面的であると言えよう。訴追者たちはしばしば実際の裁判において、魔女として逮捕された人々に対して、自白と悔悛をし、それによって自らの魂を永遠の弾劾から救済するように、と強く勧めている。従来研究者たちはこれを偽善だと切り捨ててきたのであるが、クライツは E. デルカンブルの研究を紹介しながら、これを額面通りに受け取る方が遙かに尤もらしい説明だと論じている。デルカンブルはロレーヌ公領における魔女裁判の研究において、実際の裁判記録を渉猟しながら、訴追者たちが被逮捕者の霊的福祉に真剣に関心を払っているようだと結論する²⁷。デルカンブルは、当地における裁判官たちが通常は非専門家であり、周囲の農民(即ち、魔女とされた

²⁶ Klaitis, *Servants of Satan*, 1985, p. 149.

²⁷ Delcambre, *Witchcraft Trials in Lorraine*, 1969, pp. 93-94.

人々)と同じ起源を持つ人々であると述べる。彼らが純粋に魔女たちの魂の救済に関心を払っている典型例として、デルカンプルは、既に自白した女性に対して「彼女の哀れな魂をそのような大きな罪から解放するために、魔女術によって行った他のどんな行為をも思い出し、それらを正直に明日の朝明らかにするように努め」れば、「裁判所での良き告白と彼女の咎についての完全な悔悛の後に、神が恩寵と慈悲を彼女の上にもたらそうという気になるだろう」と述べた尋問者の例を挙げている²⁸。また、しばしば尋問者は、この世の生の儂さや地獄の恐ろしさを思い起こさせたり、長い説教を行ったりしているという。このようなやり方は確かに効果的な訴追戦略ではあったが、一方でそのような配慮の多くは自白ののちに行われていたため、デルカンプルはそれらが純粋な霊的福祉への関心によって動機づけられていたと判断している。同様に、上山安敏は敬虔なキリスト教徒間における拷問について、それが「相手の魂を永久の天罰と地獄の苦しみから救ってやるという願い」から行われたと述べている²⁹。また、絞殺した後には火あぶりにするという処刑方法は「魂の救済」とみなされたとし、魔女裁判においては自白が「悔い改めと罪の償いであり魂の救済である」と解されたとも論じている。このように、魔女裁判の各過程が罪人と神とを和解させるひとつの道であると考えられていたとされる³⁰。

デルカンプル、クライツ、そして上山は、以上のように拷問や尋問を行う側の心理として魂の救済への関心を指摘しており、また魔女裁判における拷問から刑罰に至るまで、被告人の魂の救済と関係づけて捉えられていたという事は、既に先行研究の指摘するところである³¹。本稿では、このような認識を踏まえて、魂の救済という宗教的要素がシュルトハイスの手續理論においてどのような役割を果たしているのかを分析したい。従来の研究では、尋問や拷問、すなわち罪を明らかにするという面において魂の救済という考えが果たした心理的役割を論じているが、この点についてはより広い文脈からも考察されるべきであろう。また、それ以外にもシュルトハイスは証明の分野において魂の救済に言及している。そこで魂の救済には一定の手続的な意味も付加されていることがわかるだろう。

以上のような点に関係して、魔女裁判における「聴罪聖職者(聴罪司祭)」の役割について

²⁸ *ibid.*, p. 91.

²⁹ 上山『魔女とキリスト教』1998年、234頁。

³⁰ 同上、234-235頁。

³¹ 本論と直接関係のない事であるが、同様に、石井三記はロレーヌ地方における魔女裁判について、被拷問者の心理における「魂の救済」の重要性を指摘している。石井に拠れば、「魔女でもないのにそう自白したのなら、それは偽証罪になりかねず、この罪は死刑をもたらすだけでなく、神学者の立場からは永遠の罰に値する」と考えられていたため、これが被拷問者にとって自白を拒否して拷問を耐え抜くための宗教的な動機となったという。また、共犯者の告発の動機について拷問を早く終わらせたいという動機が大きいと述べつつも、他にも本心からの告発もあったと述べている。それは「たとえば本当に家族でサバトに参加したと信じ込み、真実を述べないと地獄に落ちるし、近親者であろうと魔女の名前を挙げるのは神のよみするところであり、告発はキリスト教徒としてのつとめだと考え」たためであったとされる。石井「ロレーヌ地方の魔女裁判とサバト」1997年、156-161頁。

でも言及しておかねばならない。『新カトリック大事典』に拠れば、聴罪司祭とは「権限を持つ教会権威者からゆるしの秘跡³²によって適法かつ有効に罪をゆるす権能を受けている司祭」のことである³³。本稿で主として取り扱う史料の中では **Confessarius**(羅)、**Beichtvater**(独)として登場する。1215年の第4回ラテラン公会議において、すべての信徒は少なくとも年に1回、告解の義務が課せられた。当初、この決定はそこまで重要なものではなかったが、しかし告解を聴き、ゆるしの秘跡を与える聴罪司祭たちの社会的な地位を明確に強化した。近世の刑事裁判においては一般的に刑の執行の前に数日間、自らの罪を告解するための機会が与えられた。それは魔女裁判においても同様であった。最後に被告人と密に関わるという職務上、聴罪聖職者は近世刑事裁判の問題点に触れる機会が多く存在した。シュペーがそうであったように、このような聴罪聖職者たちはこのような告解の経験を基にしばしば著作を著している³⁴。とはいえ、シュペーのような著名な聴罪聖職者については別であるが、管見の限りで聴罪聖職者という存在が魔女裁判においてどのような役割を果たしたのかについて、それも学識法曹の視点から取り扱った研究はない。幸いなことにシュルトハイスは聴罪聖職者(聴罪司祭)についてまとまった記述を残してい

³² かつては「告解の秘跡」と呼ばれていたが、第2ヴァチカン公会議以降、「ゆるしの秘跡」という名称を用いている。また、「悔悛の秘跡」とも言われる。ラテン語では、**sacramentum paenitentiae** と表記される(ドイツ語では「悔悛」は **Buße** である)。痛悔、告白、償いといった名称はすべて、この秘跡の行為要件を指しているとされる。プロテスタントにおいては「罪の告白」と呼ばれており、牧師に行うものとされている。公的贖罪の制度は3世紀半ばに形成された。この制度は洗礼後の大罪に対する1回限りの悔い改めを認める制度で、「第2の悔い改め(**paenitentia secunda**)」と呼ばれた。これは罪の告白、償い、和解の3段階から成立していた。中世になると、このような公的な贖罪ではなく、私的な告白方式がアイルランドの修道士たちから伝わってきた。当初これは激しい反対に遭ったが、650年のシャロン・シュール・マルヌの教会会議において有用性が認められた。木本では、罪の個人的な告白に対してすぐに赦免が与えられ、償いが後に続く形式となった。また、一度だけでなく何度も行えるようになったほか、大罪のみならず小罪も対象とされた。個人的な告白(告解)に重点が置かれるようになった。第4回ラテラン公会議では、性別を問わずすべての信者が年に1回、所轄の司祭にすべての罪を告白し、指定された償いを果たすように努めることが定められた。ただし、これは信者にとって重荷になっていたようである。ルターは罪を告白することが有益であり、ゆるしの秘跡が救いのために必要であると認めていたが、しかし多くの宗教改革者はゆるしの秘跡に否定的であり、罪を司祭に告白する義務はないと主張した。これに対して従来のカトリックの教理を確認したのがトリエント公会議(1545年-1563年)である。トリエント公会議以降、信者が頻繁にゆるしの秘跡を受けることが習慣化され、諸修道会では毎週ゆるしの秘跡を受けることが義務とされた。その結果として、多くの信者が聖体拝領前に必ずゆるしの秘跡を受けることが常態化したという。「トリエント公会議」『新カトリック大事典』第3巻、2002年、1364-1371頁；「ゆるしの秘跡」『新カトリック大事典』第4巻、2009年、1103-1107頁。刑事裁判の場における告解と悔悛については、本稿の第3章第2節(4)の註58も参照。

³³ 「聴罪司祭」『新カトリック大事典』第3巻、2002年、1080-1081頁。

³⁴ Peter Dinzelbacher, *Alt. Beichtvater*, Historicum.com(閲覧日 2018年6月15日)
<https://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/alphabetisch/a-g/artikel/beichtvater/>

るため、魔女裁判における聴罪聖職者と学識法曹との関係性に関して新たな視座を提供できるだろう。

第2節 魔女と悪魔

(1)悪魔と魔女の関係 —悪魔との契約

当然ながら、近世の人々にとって悪魔は疑われ得ざる存在だった。それはたとえ魔女裁判に反対する人々であっても同様であり、魔女や悪魔の超自然的な能力やその存在自体へ懐疑の眼差しが向けられるには、なお時が必要であった³⁵。しかしそのような近世であっても、悪魔と魔女との関係について、常にそれがひとつの形態をとり、議論の余地のないものであったわけではない。

魔女と悪魔との関係は、近世においてしばしば「契約(pactum)」と表現された³⁶。このような言い回しの源流はトマス・アクィナスにあるようであるが³⁷、伝播と普及に関しては『鉄槌』が大きな役割を果たしたことは間違いないだろう³⁸。『鉄槌』における「契約」には大きく分けて2つあり、「明示的契約」と「暗黙(黙示)の契約」であった³⁹。「明示的契約」を結ぶ方法はいくつか存在し、そのひとつは「集会」すなわちサバトにおいて「悪霊たちに忠誠を誓う」ことである⁴⁰。また、このような多数の人々が集まる場においてなされる以外にも、「私的な仕方」つまり個人で「祈願、召喚、薫物、礼拝」を行うことによっても「明示的契約」はなされるとされる⁴¹。いずれにせよ、明示的な契約は言葉や行動によってはっきりと示され、そして明確な意思に基づいて行われたものであったわけだ⁴²。なお、『鉄槌』では悪魔との性交によっても「明示的契約」が結ばれるとしている⁴³。これに対して「暗黙(黙示)の契約」は、例えば母親や産婆によって洗礼を受ける前に悪魔に捧げられた子供の場合のように、本人の明確な意思の伴わないものである⁴⁴。

田島に拠れば、『鉄槌』における「明示的契約」と「暗黙(黙示)の契約」の違いは、魔女の能力の違いに繋がっている。例えば、夢によって何らかの秘密を知る夢占い(diuinatio per somnia)は「明示的契約」によつてのみ可能となる⁴⁵。また、「明示的契約」にも段階

³⁵ スカール、カロウ『魔女狩り』2004年、99-108頁。

³⁶ ラッセル『魔術の歴史』1987年、79-82頁。

³⁷ Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 42 ; ラッセル『魔術の歴史』1987年、100-101頁。

³⁸ 『鉄槌』における「契約」については以下の田島論文に詳しいため、ここではこの論文に依拠して論を進める。田島「『魔女への鉄槌』における「契約」概念」2016年。

³⁹ 同上、31頁。

⁴⁰ 同上、32頁。

⁴¹ 同上、32頁。

⁴² 同上、37-38頁。

⁴³ 同上、33頁。

⁴⁴ 同上、33-35頁、38頁。

⁴⁵ 同上、35-36頁。

の差があり、完全な信仰の否認を伴う契約を結んだ魔女の方が、悪魔の助力により、より大きな力を振るうことができるようになる⁴⁶。牛乳魔術や非合法的な対抗魔術などは、部分的な信仰否認を伴う「明示的契約」で行えるようになるという⁴⁷。以上のように、魔女と悪魔との関係については既に『鉄槌』の頃から、「明示的契約」および「暗黙(黙示)の契約」という概念を用いて、それが自発的な意思に基づく従属なのか、それとも当人の与り知らないところでなされた従属なのかということが区別されていた。そしてこの区別は、魔女の能力にも影響を与えていたのである。

一方で、完全にこの「契約」を否定する見解も存在した。クレーヴェ公の侍医であったヴァイヤーは『悪魔の幻惑について(De praestigiis daemonum)』(1563年)と題する本を著し、その中で魔女とされた女性たちに対する擁護を展開した。その中で主要な議論のひとつは、魔女とされた女性たちは悪魔によって騙されている、というものであった。ヴァイヤーの主張は、悪魔はメランコリー体質の魔女に対して影響をもたらし、実際には行っていない事柄を行ったと思込ませるといったものであった⁴⁸。ヴァイヤーは、女性は体質上「脆弱」であるがゆえに、悪魔によって誘惑され騙されるのだと述べている⁴⁹。平野は、ヴァイヤーは明言こそしていないものの、このようなわけで魔女の責任能力は低いと主張しているように見える、と指摘している⁵⁰。ヴァイヤーは悪魔との契約さえ幻覚であると主張しており、そのためこれには全く効力がないと論じる⁵¹。また、魔女は精神が弱体化した人間であるため、そういう場合の契約はある種の「無理強い」とであるとされる⁵²。結果として魔女は悪魔の完全な被害者として描かれている。それゆえ、魔女には刑罰ではなく、治療が必要だというのが、ヴァイヤーの主張であった⁵³。以上のように、ヴァイヤーは、魔女は悪魔によって騙されているだけで、その責任能力は低いと考えている。契約の不成立はその責任能力を低め、魔女を不可罰とする効果を持っている。このように、魔女と悪魔との関係において重要だったのは、悪魔との契約の形態及び魔女の自発性であった。

魔女に重い刑罰を加えるのをよしとしないヴァイヤーの意見は、広く共有されたものだったのだろうか。同じく魔女裁判に反対するシュペーは、しかし魔女が重大な犯罪者であること自体を否定してはいない。「第3問。魔女や魔術師の罪はどのような類のものか。

⁴⁶ 同上、36頁。

⁴⁷ 同上、36-37頁。

⁴⁸ 黒川『魔女とメランコリー』2012年、56-62頁。

⁴⁹ Weyer, De praestigiis daemonvm, 1568, L. 3, Cap. 6, p. 224. „PLurimùm uerò huc sexum femineum, nimirum temperamenti ratione lubricum, credulum, maliciosum, impotentis animi, & ob eius affectus quibus difficulter imperat, melancholucum“.

⁵⁰ 平野『魔女の法廷』2004年、152-154頁。

⁵¹ Weyer, De praestigiis daemonvm, 1568, L. 3, Cap. 3, p. 215, „Profeßio Lamiarum diluitur, ostenditurque foedus esse praestigiosum, stultum, & nullius ponderis.“

⁵² 平野『魔女の法廷』2004年、156-161頁。

⁵³ ベーリングガー『魔女と魔女狩り』2014年、132頁；黒川『魔女とメランコリー』2012年、60頁。

私は答える。それは、最も巨大で、最も深刻で、最も重大であると。何故なら、最も重大な犯罪がそれに集まっているからである。つまり、背教、異端、冒瀆、瀆神、殺人、尊属殺さえ、またしばしば霊的被造物との自然に反する性的逸脱、神への憎悪、これらより悪いものなどありえない⁵⁴。ここからシュペーは魔女の存在自体は疑っておらず、また第2章でも論じたようにそれが犯罪であるということも認めていることが解る。シュペーは魔女が自ら望んで悪魔と契約を結んだのかどうかについては述べていないのであるが、シュペーの意識はやはり魔女裁判の手續への批判に向いており、魔女の責任自体を弱めようとは考えていないように見える。

当然ながら、魔女裁判を推進する側の人物であった悪魔学者たちも、魔女を重大な犯罪者であると考えていた。彼らは魔女と悪魔の関係について、ヴァイヤーのように捉えていない。例えばボダンは、魔女と悪魔との結びつきについて、人が悪魔と結びつく経路として口頭や書面によってなされる「明示的な契約」によるものと、瀆神や偶像崇拜によるものとを分けている⁵⁵。ボダンはここで、「明示的な契約」は自らを崇拜するような魔術師が行うもので、「黙示の契約」は偶像崇拜や迷信的な慣行が該当する、というアクィナスの定義を示している。そうして、第2巻第8章では、悪魔との契約がなければ、どのような魔術的行為を行ったとしても効果はないと述べている⁵⁶。このように、ボダンは魔女が悪魔と結びつかなければ実害を為しえないと論じているのであるが、これはほとんど『鉄槌』の理解と同じであるが、『鉄槌』が「黙示の契約」において何が出来るのかと言うことを明瞭に述べていないのに対して、ボダンは「契約」すれば効果のある魔術的行為を行えると考えている、と述べて良いだろう。ボダンは魔女のことを「魔女とは意図的に悪魔的手段を用いて何事かを実現しようと目論む者たちである」と述べている⁵⁷。ボダンにとって、魔女は「自覚的に」悪魔的手段によって悪魔の国家を広げる尖兵である。これはボダンのみならず、ボゲやレミといった悪魔学者らも同様で、彼らは一様に魔女が自らの意志で悪魔に従ったが故に罰せられるべきであると述べている⁵⁸。なお、ボダンはヴァイヤーの論稿を正面から批判しており、魔女とされた人物が幻覚状態に陥っていた可能

⁵⁴ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, p. 8. „DVBIVM III. Quale crimen sit Sagarum seu maleficorum? RESPONDEO, Enormissimum, grauissimum, atrocissimum. RATIO est.: Quia in eo concurrunt circumstantiae criminum enormissimorum, apostasiae, heresis, sacrilegij, blasphemie, homicidij, imo & parricidij, saepe & concubitus contra naturam cum creatura spirituali, & odij in Deum, quibus nihil potest esse atrocius“.

⁵⁵ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 1, Cap. 3; Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 42. なお、ここでボダンは前者を愚かな女性が騙されて行うものとし、後者を徳が高いが愚かな男性が行うものとしている。。

⁵⁶ *ibid.*, L. 2, Cap. 8, p. 116r., „Mais sans la paction avec Sathan, quád vn homme auroit toures les poudres, caracteres, & parolles des Sorcieres, il ne scauroit faire mourir ny homme ny beste.“ Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 116-117; 平野『魔女の法廷』2004年、100-101頁。

⁵⁷ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, Liber. 1, Cap. 1, p. 1r. “SORCIER est celuy qui par moyens Diaboliques scidmment s’efforce de paruenir à quelque chose.”

⁵⁸ 菊地「近世初期の悪魔学」2009年、16-17頁。

性を否定しないが、しかし魔女の行いは「事実」であると述べている⁵⁹。以上の事をみると、ボダンは魔女を、悪魔との「契約」を行って、自覚的に悪魔と結びつき、悪魔的な手段によって何事かをなそうとする犯罪者であると見なしていることが解る。ボダンの「契約」の概念は『鉄槌』と同じものであり、この観念が広く共有されていたことを示している。また、「明示的な契約」と「黙示の契約」の区分は『鉄槌』以来、魔女の能力にも関係することであり、とりわけ本質的な区分であったということがわかる。

法学者たちはこのような議論についてどのように考えていたのだろうか。このような問題について彼らは悪魔学者たちほど多くを論じていないことが多いが、とはいえ、この「契約」や魔女の自発性について、いくつかわかることもある。例えばカルプツォフは、第 49 問においては悪魔との「明示的な契約」を行った魔女を、第 50 問では「悪魔との契約を結んだのでもなければ、別の害を加えたのでもない、単に悪魔的な技を試みたに過ぎない魔術師や魔女」を取り扱っており、ここには「契約」による厳然とした区別があることがわかる。第 2 章で既に論じたように、カルプツォフは「明示的な契約」に対しては火刑を、「黙示の契約」の場合はいくつかに分けているが、基本的に斬首を定めているため、同じ死刑ではあるものの、「契約」の区別によって刑罰上の違いがあると言っている⁶⁰。また、カルプツォフは第 49 問第 15 番において悪魔との契約の仕方について述べている⁶¹。

同様にブルネマンは、魔女に対する刑罰を論じる箇所で、魔女をいくつかに分類している⁶²。それに拠れば、「明示的な契約」を結んだ者は死刑（斬首）であり、さらに悪魔と情交を行った者は火刑である。また（恐らく文脈上、「明示的な契約」を結んだ上で）害悪魔術を行った者は火刑が指示してある。これに対して「明示的な契約」を結ばず、害悪魔術を行った場合は死刑（斬首）が指示してあるのだが、ここでは「明示的な契約」を行わずとも害悪魔術を行うことができると考えられているのが明らかである。ここでは、ブルネマ

⁵⁹ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 2, Cap. 6 ; 平野『魔女の法廷』2004年、87頁。

⁶⁰ 本稿第2章第2節(3)を参照。

⁶¹ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 49, n. 15, p. 319, „Qvandoque enim Malefici solenniter Daemoni, in solio Majestatis more Principis redenti, in universalibus congregationibus omnium Sagarum & Maleficorum cujuscunque generis professorum, certis nocturnis horis, locis & temporibus Daemonis arbitrio constitutis; Qvandoque etiam citra folennitates & hominum multitudinem vel ipsi Daemoni, vel ejus nomine alteri malefico homagium, obsequium, & observantiam promittunt, seque ipsi manciant, suamque animam & corpus ipsi tradunt, abjiciendo eo ipso fidem Christianam, rescindendo foedus Baptismi; Saepiùs etiam desuper chirographum sanguine pròprio scriptum exhibendo; Vel etiam ipso facto se Diabolo tradunt, dum nefandam cum eo libidinem exercent, qvod tamen rariùs absque foedere praemisso fieri solet. De qvibus aliisque modis ac solennitatibus professionis ac pactionis cum Diabolo initae, vid. *Paul. Chirl. in tract. de Sortil. q. 7. n. 27. & 28. q. 3. n. 2. & seww. Joh. Wier. in tr. de praestg. Daemon. l. 2. c. 4. Joh. Georg. Godelm. de Mag. Venef. & Lam. l. 1. c.2. n. 7. & 8. Joh. Bod. in tract. de Daemon. l. 2. cap. 4. Jod. Damhoud. in prax. crim. c. 61. n. 115.*“

⁶² 本稿第2章第2節(3)の註139を参照。

ンはカルプツォフを引用しているにも拘わらず、「黙示の契約」という言葉を用いていない。あるいは、ブルネマンにとっては「明示的な契約」と「黙示の契約」を分ける必要性は感じられなかったのかも知れない。以上のように、刑事法学者たちも魔女による悪魔との「契約」を認めており、それはしばしば『鉄槌』や『悪魔狂』の影響を受けたカルプツォフにおいては「明示的な契約」と「黙示の契約」とで分けられていたようである。ブルネマンについては「明示的な契約」の魔女術罪の構成要件としての重要性は認められているが、しかしわざわざ「黙示の契約」という概念を使って論じることはしていなかった。

シュルトハイスはどうだっただろうか。まずは魔女の自発性についてであるが、第3章で見たように、シュルトハイスにとって魔女は「悪魔的帝国」を拡大する尖兵であった⁶³。彼は魔女の罪を次の10項目挙げている。すなわち、(1)神と神の母と全聖人と交わりを絶ち、悪魔に服従する、(2)悪魔から、魔術を子供たちやその他の者に教えることを強いられる、(3)悪魔を神として崇拜し、すべての栄誉を帰する、(4)毎年幾度となく神への拒絶をくりかえし、確認する、(5)人々の身体や財、家畜に害をなし、また人々の命を奪う、(6)土地の実りを台無しにする、(7)神と人との絶対の敵である、(8)考えうる中でもっとも密かで大きな悪徳であり、全ての悪徳と罪とが集まっている、(9)ひとたび生じると、暴力的に蔓延する、(10)神の栄光の軽蔑、共通の豊かさの破壊、人々の損害のための全てのことを行う、という10点である⁶⁴。ここでは、魔女は悪魔に服従するが、しかし一方で悪魔に強

⁶³ Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 278, 302, 352.

⁶⁴ Ebd., S. 70ff., „Also wil ich anfenglich *in nomine Iesu, qui illuminet intellectum meum*, das gewliche Laster der Zauberey für augen stellen/ vnd dem negst mein gut achten/ wie vnnd was gestalt demselben am sichersten vnnd bestendigsten möchte zubegegnen sein/ außfürlich anzeigen vnd *demonstriren*. 1. Daß gewliche Laster der Zauberey/ ist ein silches Laster/ daß alle die jenige/ so dasselbe lehrnen/ Gott/ vnnd der Mutter Gotter vnnd allen Heiligen Gottes absagen vnd dem Teuffel sich ergeben. 2. Daß gewliche Laster der Zauberey ist ein solches Laster/ daß alle die jenige/ so dasselbe gelehret/ von dem Teuffel gezwungen werden/ solches jhren Kindern vnnd andern hinwieder zulehren. 3. Das gewliche Laster der Zauberey/ ist ein solches laster/ daß die jenige so solches gelernet/ den Teuffel vor jhren GOTt anbetten/ vnd demselben alle Ehr erzeugen müssen. 4. Daß gewliche Laster der Zauberey/ ist ein solches laster/ daß die jenige/ so damit behafftet/ gemeinlich alle Jahr zu vnderschiedlichen mahlen die absagung Gottes widerholen/ vnd bekrefftigen müssen. 5. Daß gewliche Laster der Zauberey ist ein solches laster/ daß dardurch die Zauberer den Menschen am leib/ Gut vnd Viehe schaden thuen/ auch den Menschen vmbs leben bringen. 6. Daß gewliche Laster der Zauberey/ ist ein solches Laster/ daß dardurch von den Hexen die liebe Früchte auffm feld/ daruon der Mensch sein Leib/ sein Weib/ seine Kinder/ vnd hauß gesindt zuerhalten/ dem Lantzfürsten Schatz vnd Steuer/ auch den Erbherrn jhre Gebürnuß zuendtrichten verhoffet/ gantzlich verderbt/ vertilget vnnd zu nicht gemacht werden. 7. Daß gewliche Laster der Zauberey ist ein solches Laster/ daß alle die jenige/ so das gelehret/ Gottes vnd der Menschen abesagte feinde seyn. 8. Vnd das Laster ist das aller heimlichstes vnd das aller grössstes Laster/ welches könnte vnnd möchte erdacht/ oder erfunden werden/ vnnd dieß Laster hat erschrückliche Eigenschafft an sich/ daß alle Laster vnd Sünde (so für Gott vnd allen ehrlichen Menschen ein gewrel seyn/ jch auch Ehren halber nicht

いられて悪行を行うという話にもなっている。しかしながら、シュルトハイスに拠れば、魔女は「自由な意思によって(*auß freyem willen*)」神を拒絶し、悪魔を崇拝する。そして魔女は「決して、あるいはほとんど全く悪魔から出て神の方へ歩むことはなく、決して、あるいは全く悔恨やその罪〔の意識〕を背負うことはない」⁶⁵。このようにシュルトハイスにとって魔女は、自発的に悪魔に近づいたということになる。つまり、前述の10項目の罪を、悪魔に指示されながら、しかし自らの意思に基づいて魔女は行っているのである。こうして魔女は「全キリスト教徒」にとっての「裏切り者」となるのである⁶⁶。

対して、彼は魔女と悪魔との契約についてさほど詳しい議論を行っていない。しかしながら、これについて若干言及している箇所が存在する。例えば、第2章で言及したように、シュルトハイスは異端と魔女とを比較する際に、異端は「明示的な契約」を行ったりしないが、魔女は「明示的な契約」を結ぶことで、神の敵となり悪魔の支持者となる述べている⁶⁷。ただし、シュルトハイスは「明示的な契約」に関して、具体的にいかなる行為によってその契約が結ばれるのかということとは述べていない。

また、シュルトハイスは第10章でエーデンティウスと呼ばれているある人物について述べている。この人物は複数の魔女から(おそらくサバトにおいて目撃したと)告発されたのだが、彼の言い分としては、10年前に病に伏しており、その時に錯乱して悪魔に助けを求め、その後回復したのであるが、この時の悪魔崇拝によって悪魔は自分の姿を模してダンス場に現れることができたのではないか、それ故自分は魔女ではないのだ、というものである。それに続いて、エーデンティウスの義理の息子がこのことを示しながら、「錯乱状態での悪魔崇拝」はその後聖職者に告解したこともあって、更なる尋問のための徴表にはならない、と主張している⁶⁸。この「錯乱状態での悪魔崇拝」についてのシュルトハイスの評価はどうなっているかというと、シュルトハイスはこれを「罪の基礎」つまり魔女術罪の基礎であり⁶⁹、10年前にその行為を行って以来エーデンティウスは「悪魔の盟約の

offenbahr machen will) in disem Laster *concurriren*. 9. Dieß Later ist ein solches Laster/ welches da es einmahl ins Geschlecht kompt/ mit gewalt einreisset vnd sich greiffet. 10. Endtlich ist dieß Laster ein solches Laster/ daß es alles was zu *despect* der Göttlichen Mayestät/ zum verderb des gemeinen Wolstands/ vnd zu schaden der menschen könte vnnd mögte einzurichten vnd zuvolnziehen sein/ *effectuirt* vnd ins werck richtet/ vnnd keine Bößheit hinderläst.“

⁶⁵ Ebd., S. 133. [] は筆者挿入。 „sie treten nimmer/ oder sehr schwarlich vom Teuffel zu Gott/ tragen nimmer oder kaum rew oder jhre Sünde.“

⁶⁶ Ebd., S. 125-130. なお、この際にシュルトハイスは「トルコ人」を魔女のアナロジーとして用いている。

⁶⁷ 本稿第2章第2節(1)の註88を参照。

⁶⁸ Ebd., S. 470. „Des *Edentij* bekändtnusse/ daß er Gott abgesagt vnnd dem Teuffel sich ergeben/ könne zu fernerer *inquisition* nicht *operiren*, dann dieselbe auß vnuerstandt vnd Hauptversteuerung beschehen/ er hat bey erlangter gesundtheit req vnd leydt getragen/ vnnd solches seinem Beicht Vatter gebeichtet.“

⁶⁹ Ebd., S. 469. „dann der *Edentius* hat schon die absagung Gottes vnd die ergebung des Teuffels/ welches das Fundament des Lasters ist“.

内に(in des Teuffels verbündtnuß)」いる、と述べている⁷⁰。

この部分でのシュルトハイスの議論の要点は別にあるためこの点については深く議論されてはいないが、以上の記述を見ると次のようなことが解る。まず、「錯乱状態での悪魔崇拝」とサバトに行ったり害悪魔術を使ったりする「魔女」とは、同じく「悪魔の盟約」の下に服することでありながら、異なることだという主張の可能性があったということである。これに対してシュルトハイスは「錯乱状態での悪魔崇拝」であっても、それは自らを悪魔の下に服させる行為であり、また魔女術罪の基礎であると見なしている。つまり「(錯乱状態での)悪魔崇拝」であっても、それは「魔女術罪」の範囲である、という考えである。これについては、ボダンが「明示的な契約」と悪魔崇拝等の「黙示の契約」を分けたのに対して、シュルトハイスがもはやそのような分類をしていないということになる。シュルトハイスは既に述べたように魔女を悪魔と「明示的な契約」を結ぶ存在だと認識しているため、彼にとって「黙示の契約」という概念は使われないものである。この点で、ブルネマンの理解にも近いところがあると言えよう。

以上の事から、魔女と悪魔との関係については、多くの論者において、魔女の自発的な意思に基づいた悪魔との関係を意味する「明示的な契約」が重要な概念であることがわかる。ボダンやカルプツォフなどは、契約の在り方について「明示的な契約」と「黙示の契約」とに分けて考えており、これが魔女術罪において根本的な区別となっていた。しかしながら、シュルトハイス(おそらくブルネマンも)は、このような「契約」を分けるようなことはしておらず、ただ「明示的な契約」のみを問題としている。このような「契約」は、魔女の能力、つまり魔術の源と考えられていた。これに対して(ヴァイヤーのような)魔女の責任を減じたり、あるいは「契約」そのものを疑問視したりするような立場は、かなり異色であったと言えよう。

(2)悪魔の能力

さて、既に述べたように、魔女が行使する超自然的な力は、「契約」を通じて悪魔に端を発するものであった。では、続いて悪魔の超自然的な能力について見てみよう。一般的に、悪魔への恐怖は時代が下るにつれて、増大していったと考えられている⁷¹。この原因には悪魔とその能力に関する見解の変化があったとされる。まず旧約聖書と新約聖書における悪魔の扱いからして差がある。コーンに拠れば、旧約聖書では悪魔についてほとんど言及されていないが、新約聖書においてはキリスト教に対抗する恐るべき敵として描かれているという⁷²。悪魔は神と世界を二分する存在であり、悪魔の国が存在する。キリスト教の

⁷⁰ Ebd., S. 470f. 略は筆者による。 „Eins muß ich fragen/ wie lang ist die absagung GOTTES für angefangenar *Inquisition* geschehen. ...SO ist derselb zehen Jahr in des Teuffels verbündtnuß gestanden.“

⁷¹ 例えば、トマス『宗教と魔術の衰退(上)(下)』1993年；コーン『魔女狩りの社会史』1999年。以下では特にコーン『魔女狩りの社会史』1999年、80-99頁を参照。

⁷² コーン『魔女狩りの社会史』1999年、80頁、84-85頁。

光が及ばない土地はすべて悪魔の支配地であり、悪魔はキリスト教が広まらないように抵抗したり、人々を苦しめたりする。さらに、教義が神学によって精巧に形作られていく中で、悪魔の存在も中心的教義(例えば原罪と失樂園など)へと強く結びつけられていき、悪霊たちの出自や住処、キリスト教迫害の手段について詳らかに議論されるようになっていった。しかし、コーンに拠れば初期キリスト教のこれらの悪魔観と中世の悪魔観には大きな違いがあるという。というのも、初期キリスト教神学においては、悪魔の権勢は異教徒によって象徴されており、これは現在進行形で衰退しつつあって、最終的にキリスト教徒が勝利するという素朴な世界観で悪魔が語られていたのに対して、中世においては悪魔が世界を牛耳っており、どこにでもその同盟者が存在すると考えられるようになっていったからである⁷³。こうして、悪魔と悪霊たちは中世後期までにより強力になり、キリスト教徒の生活に密接に関与する存在となっていった。

同様に悪魔は物理的影響力を持つ存在であると考えられるようになっていった。確かに一方では悪魔は実際の体を持たないとされ、人々の体内に入り込むことができると考えられた⁷⁴。他方で、悪霊たちは体の形を意のままにする能力も持っていたし、触れることのできる存在であるとも考えられていた。コーンに拠れば、13世紀までに悪魔が全能に近い存在であることが、聖職者たちの間で強く信じられるようになったという⁷⁵。ラインラントのハイシュターバッハ修道院のカエサリウスは13世紀前半の人物であるが、『奇跡についての対話』という著書の中で悪霊たちの恐ろしさを強調している⁷⁶。

悪魔には何が出来たのか。悪魔が魔女の魔術の源泉であるということと同様、悪魔に何ができるのかということは、魔女に何ができるのかということであった。例えば後述しているヴァイヤーが述べるように、悪魔に肉体が存在しないのだとすれば、魔女の自白する悪魔との性交は不可能であり、事実ではなく幻覚であるという事になってしまうし、『カノン・エписコピ』にあるように魔女の飛行が幻覚であるとするれば、遠く離れた土地から人々が集まるサバトはまやかしであるということになり、ひいてはサバトで某を見たという魔女の「告発」は嘘ないし幻覚であるということになる。そうなると、魔女の自白を信じることはできなくなり、やがて連鎖的な魔女裁判は不可能になるだろう。実際に、チュービンゲン大学のブレンツが論じたように、悪魔は自然を操ることができないと考えられていたヴェルテンベルク公領では、天候魔術で訴えられる魔女が極めて少なかったという研究も存在する⁷⁷。このように、悪魔に何ができるかということは、魔女に何が出来るのかということにしばしば結びつき、さらには魔女の証言に対する信憑性の問題へと繋がっていたと言えよう。以下では、①悪魔の肉体、②悪魔と魔女の性交、③魔女マーク、④魔女の飛行ないし変身、⑤悪魔の幻覚について、シュルトハイスや悪魔学者たち、および反

⁷³ 同上、90頁。

⁷⁴ 同上、91頁。

⁷⁵ 同上、92頁。

⁷⁶ 同上、92-94頁

⁷⁷ Bever, *The Realities of Witchcraft*, p. 6.

対者たちの見解を中心に見ていきたい。カルプツォフやブルネマンなど法学者たちについては、彼らが言及している場合にのみ、どのような事が述べられているかを確認したい。

①悪魔の肉体について。まずは悪魔が肉体を持つか否か、また物理的な影響力を行使しうる存在であったのかについて確認しよう。この問題は非常に重要な論点であった。というのも、悪魔が肉体を持たず、物理的に干渉することができないのだとすれば、後に取り上げるような魔女が行うとされた多くの悪行が不可能となり、幻覚に過ぎないという事になってしまうからである。

悪魔学者ボダンは、『魔女の悪魔狂』第2巻第3章において悪魔が肉体を持つと明言している⁷⁸。彼は、アウグスティヌスやアリストテレスなどの権威を並べながら、悪魔は四大元素から成る体を有すると論じる⁷⁹。このようにボダンは悪魔が肉体を持ち、物理的な力を行使する事の出来る存在である、と考えている。一方で悪魔が人間の魂を一時的に「奪い去る」ことができるとも、ボダンは認めている。平野に拠れば、ボダンにおける悪魔とは霊的な力と物理的な力の双方を持った強大な存在として描かれているのである⁸⁰。

魔女迫害の否定派はどう考えていたのだろうか。ヴァイヤーは前述の通り悪魔との契約が無効だと論じているのであるが、それというのも悪魔には肉体がかけており、それ故に魔女と契約することなどできないからだ、と述べている⁸¹。ヴァイヤーの主張に拠れば、悪魔は肉体的、物質的に、なんらかの影響を与えることはできない、ということになる。しかし、このような悪魔が物質的に力を行使し得ないという立場は、魔女迫害の否定派の間で広く共有されていたというわけではないようだ。というのも、シュペーにとって悪魔が物理的な力を行使しうる存在であったことは、彼が第42問で獄中で死んだ魔女について、自殺か悪魔によって殺されたのかを見分ける方法を論じていることから明らかだからである⁸²。

ではシュルトハイスがなんと述べているかを確認しよう。シュルトハイスに拠れば、「悪魔は霊であり、肉体を持たない」ため「彼は先ず肉体を身に着け、形作らねばならない」⁸³。そしてその構成物質は何かというと、「蛆や虫のわいた悪臭を放つ馬や犬、ないし他のものの汚らわしい死骸」である⁸⁴。この点についてシュルトハイスはどの文献も取り挙げてはいない。ボダンなどの論調と比べると、ボダンが最初から天使も含めた霊的存在には肉体もあるということを認めているのに対して、シュルトハイスは大前提として悪魔に

⁷⁸ 平野『魔女の法廷』2004年、79、214頁。

⁷⁹ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 2, Cap. 4.

⁸⁰ 平野『魔女の法廷』2004年、80-82頁。

⁸¹ 同上、158頁。

⁸² Spee, *Cautio Criminalis*, 1632, Q. 42, p. 329, „Quando tuta conscientia iudicari possit, repertum cadauer a seipso vel demone iugulatum esse?“

⁸³ Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 453, „dann der Teuffel ist ein Geist/ vnnd hat kein Leib/ also muß er zuuor/ ein Leib annemen/ vnd *formiren*“.

⁸⁴ Ebd., S. 454, „voller maden vnnd würmen stinckenden Pferd/ hundt oder andern vnfleitigen aab“.

は肉体がない、欠けているのだという事を認めている。この時点では、彼の主張はヴァイヤーの主張と同様である。しかしながらシュルトハイスは悪魔が様々な物質から肉体を構成することが可能であると述べている。こうして仮の肉体を造った悪魔は、魔女たちと交流したり、物質的に影響力を行使したりすることが可能になるのである。

②悪魔との性交について。次に、魔女が行うとされた悪魔との性交についての議論を追ってみよう。悪魔との性交は、魔女術罪の構成要件のひとつとされた⁸⁵。

『悪魔狂』の第2巻第7章を中心に、悪魔が肉体的存在でありうるというところから、ボダンも悪魔との情交についても認めている⁸⁶。同所で彼は、悪魔の精液は時に熱く、時に冷たいと述べているが、これは神学的議論の結果というよりは、裁判実務、つまり自白から得られた情報であった⁸⁷。悪魔が男性の姿や女性の姿を取って魔女と交わるサバトの情景もまた、ボダンにとっては「現実」として受け取られたようである。ボダンはそのサバトの描写の中で、魅力的な女性の姿を持ち人間の男性と交わるスクブス、その逆に人間の女性と交わるインクブスといった存在についても言及している⁸⁸。

シュペーは魔女と悪魔の性交については特に述べていない。先述のように、彼は悪魔が物理的な力を行使しうることは認めているようだが、魔女と悪魔が性交しうるのかどうかについては議論を展開していない。ヴァイヤーに関して言えば、先述のように悪魔は肉体を持たないと考えており、魔女のすべての話は幻覚であるという立場であるため、悪魔との性交やそれによる妊娠などはありえないものだということになる。

またカルプツォフは、悪魔と性交した魔女については、カロリナ第109条に基づいて火刑を定めているが⁸⁹、しかしながら彼は悪魔との性交や、それによる妊娠を信じているわけではないようだ。というのも、続く箇所においてそのような意見には賛否両論があると言い、レミヤゲーデルマン、ヴァイヤーなどを挙げながら、全て幻覚であるという意見を紹介している⁹⁰。カルプツォフは悪魔との性交やそれによる妊娠を幻覚であるとした判決

⁸⁵ Sater, *Hexenprozess und Folter*, 2010, S.64.

⁸⁶ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 2, Cap. 7; Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 136-137.

⁸⁷ *ibid.*, L. 2, Cap. 7; Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 137.

⁸⁸ *ibid.*, L. 2, Cap. 4; 平野『魔女の法廷』2004年、112-113頁。

⁸⁹ Carpzov, *Practica Nova*, 1670, Q. 49. n. 29, p. 321, „SECUNDÒ: Infligendum quoque est ignis supplicium Maleficis ac Lamiis, quae cum Diabolo concumbunt, ac nefandissimam libidinem exercent, licet verbis expressis sese ipsi non mancipaverint, nex obstrinxerint, vel certam pactionem inierint, *Georg. Rem. in paraphr. Ord. Crim. art. 109. ubi. & Matth. Steph. circa fin.*“

⁹⁰ *ibid.*, Q. 49. n. 31, p. 321, „Plerisque hoc ipsum negantibus, & asseentibus, Daemoniacos hosce concubitus saltem illusiones esse, quae etiam honestis & probis mulieribus accidunt, nex sobolem inde procreari posse, *Nic. Remig. in tr. de Mag. Venef. & Lam. l. 2. c. 5. n. 11. & seqq. Ludov. Gilhaus. in arbor. jud. crim. c. 2. tit. 17. n. 13. Joh. Wier. in tract. de praestig. Daemon. l. 3. cap. 19. 20. & sepp. Bierman. in disp. de Magic. action. th. 32. Martin. de Arles in tract. de superst. c. 7. Nic. Jaqverius in flagel. haeret. cap. 2. ubi scribit: Freqventer contingit hominib. dormientibus, interiùs fieri repraesentationes quarundam rerum, quas tunc ita*

とを挙げている⁹¹。

シュルトハイスはというと、悪魔との情交についてそれほど詳しく論じてはいないが、魔女に対する尋問の中でそれについて短く訊いている。そこでは、悪魔の肉体が自然の人間の肉体であったか、何らかの違和感があったかということを探っている。また、悪魔との性交によって妊娠したかどうかを問うている。シュルトハイス自身は、そのような妊娠はありえないと述べている⁹²。以上からは、悪魔は肉体を持たないため、肉体を形成しそれによって性交することができるが、その行為によって妊娠することはありえないという認識が浮かび上がる。この点についてシュルトハイスは特段文献を挙げておらず、彼の主張が何かを参照としたのか、それとも裁判実務との関わりの中で出てきたのかは不明である。むしろここでのこのような結論は、先に見たような悪魔の肉体観に関するシュルトハイスの見解からの当然の帰結であると考えの方が自然であろう。このように性交の可能性に関するシュルトハイスの見解は、彼の悪魔の肉体に関する主張から導かれうるものであるが、同時に妊娠の可能性がないという見解は、カルプツォフとも合致している。

③さて、悪魔は魔女にいわゆる「魔女マーク」を残すとされる。この「魔女マーク」に関して、ボダンの見解はどうだったか。ボダン「魔女マーク」の存在を認めるのだが、興味深いことに彼は、これをつけられる魔女は悪魔から見て「信用のない者」だと述べる⁹³。しかしながら、このような見解は、「魔女マーク」の証拠としての重要性を低めるものである。というのも、「魔女マーク」は「信用のない者」の証であり、悪魔からの信用の篤い者にはつけられないという事になるからだ⁹⁴。平野は、このような背景に悪魔が「何の証拠も残すことなく」忠実な部下を増やしているという「陰謀説」の存在があると述べている⁹⁵。しかしながらここで注意しておきたいのは、ボダンは「魔女マーク」をもつ魔女が「信用のない者」つまり魔女の中で位の低い者であると述べているが、しかし魔女である証拠としてはその効力を十全に認めているということである。つまり彼は、「魔女マーク」を持たない魔女もいるということであり、「魔女マーク」を持つ者が魔女でない可

existimant se facere, qvas tamen realiter non faciunt, vel habere, qvas non habent, sed hoc duntaxat somniant. Udalr. Molitor. de Lam. c. 10.

⁹¹ *ibid.*, Q. 49. n. 32, p. 321, „In qva sententia qvoque est *Joh. Fich. cons. III.* quando scribit: Ex ist ungläublich/ lauter Gespenst und Träume/ von der Weiber leiblichen Vormischungen mit den bösen Geistern/ unangesehen/ daß die inquisitores haereticae pravitatis jhres eigenen Nutzens halber/ und andere solchen Unglauben/ durch viel erdichtete und unglauwürdige Exempel/ eie dieselbe in malleo Maleficarum, D. Chirlando und andern mehr/ so an dem Bapsthumb hangen/ gefunden werden/ hefftig gestärcket/ und so viel als glaublich gemacht haben/ auch wider alle Uernunft und natürlichen Verstand &c.“

⁹² Schultheiß, *Instruction*, 1634, S. 232, „vt sciat, omnes sagas ex diabolico actu non concipere“.

⁹³ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 4, Cap. 4; 平野『魔女の法廷』2004年、106-107頁。

⁹⁴ 平野『魔女の法廷』2004年、107頁。

⁹⁵ 同上、107頁。

能性があるという事については思考の外にあるようだ。

さてこれに対して、シュルトハイスは「魔女マーク」それ自体に比較的慎重な姿勢を見せつつ、ドイツのみならず、フランスや低地地方における魔女もこれらを告白しているため、信用に足るのだと述べる⁹⁶。例えば彼は「フライヘル」の口を通して「魔女マーク」が刑吏によって「捏造されうる」証拠であると述べている。「これらの理由はまた、博士がその徴表の中に言及した傷や印にも見出される。というのは、それは悪魔に由来しているので、魔女を見分けるための自然どころか、まったく超自然な方法である。それはまた迷信的な方法であり神を試みることである。もし針が刺されたとしても全く血が身体から流れることがないように、刑吏が針に軟膏や油を塗ることができる。つまり、禁じられた方法と同じもの、水審が禁じられたところの理由は、また痕ないし印の際にもあり、よって痕による証明は無効であると思われる」⁹⁷。シュルトハイスはこのような「捏造」や「濫用」の可能性について、キリストが人々に日々のパンを与えることを約束したという話に従って日々労働をせずにいる男を例に挙げ、彼のように「神の言葉」も「魔女マーク」も濫用されうるが、しかしそれ自体は拒絶されたり軽視されたりするべきではないと述べる。とはいえ、拷問に先んじて「魔女マークなくして」十分な徴表や疑惑が存在しなければ拷問は行えないと述べているとおり、彼は「魔女マーク」を事実であると認めつつ、しかし「弱い徴表」として扱っていることが分かる⁹⁸。このような議論を経て彼は、グレタに対しても「魔女マーク」について尋問している。「印について。1. 悪魔は被糺問者に印をつけたか。2. 彼は身体のどこに持つか。3. (悪魔は印を)いつその者につけたか。4. (悪魔は印を)どんな理由でその者につけたのか。5. 悪魔がその者に印を与えたのは、家、庭、畑、森あるいは一体どこでだったか。6. また他の者たちが、また一体誰が、彼が悪魔から印を受け取ったことを知っているか。7. もし印に押しつけられた針に苦痛を感じず、血も流れないなら、なぜ苦痛を感じず、また血が流れ出ないのかが、問われるべきである。8. もし彼(彼女)が自分は印を持たないと答えたなら、残りの者たちは持っているのに、何故被糺問者は持たないのかが、問われるべきである」⁹⁹。以上の尋問内容からは、シュルトハイ

⁹⁶ Schultheiß, Instruction, S. 112.

⁹⁷ Ebd., S. 110f., „Diese vrsache seyn auch bey dem Stigma oder Mahlzeichen/ dessen der Herr Doctor in seinen *Indicien* gedenckt/ zufinden/ dann es ist kein Natürlichs/ sonder ein vbernatürlichs Mittel vmb die Hexen zukennen/ weiln es vom Teuffel herkombt. Es ist auch ein Abergläubisch ode *superstitios* Werck vnd eine versuchung Gottes/ vnnd es solte auch der Scharpffrichter die Nadel mit Salb oder Oly bestreichen können/ daß kein Blut auß dem Fleisch/ wen die Nadel gestochen wirdt/ fliesse/ Also weiln dieselbige *Rationes prohibitiuae*/ oder die vrsachen/ warumb die Wasserprob verboten/ auch bey dem Stigma oder Mahlzeichen sey/ so muß auch die Prob *per Stigma* für vngüldig gehalten werden.“

⁹⁸ Ebd., S. 121.

⁹⁹ Ebd., S. 232, „*DE STIGMATE*. 1. An diabolus inquisito dederit stigma? 2. In quo loco corporis habeat? 3. quando ipsi dederit? 4. In quem finem seu ob quam causam ipsi dederit? 5. Vbinam, an in aedibus, in horto, in agro, in sylua, velin quo loco fuerit, cum diabolus ipsi daret stigma? 6. An & alij, & quinam sciant ipsum a daemone

スが「魔女マーク」を徴表のひとつとして数えているものの、証拠としての価値としては低く見積もり、また捏造の可能性にさえ理解を示している。このようなシュルトハイスのスタンスはボダンのそれとは少し異なるように見うけられるが、その原因は本書の執筆動機にあると考えることができるかも知れない。

「魔女マーク」は、魔女裁判の手續が近世において確定・固定したものではなく、当時において既に様々な批判に晒されていた。ケルン選帝侯領の近辺に限ってみても、1629年にニュルブルク管区に派遣された2人の魔女受任裁判官、ヴァルラーム・ヴィルヘルム・ブランケンベルク博士とヨハネス・ローメスヴィンケル博士は、裁判における膨大な鑑定書の中で、魔女の印と3名の供述があれば拷問のために十分であると述べている。彼らはまた、1629年5月4日に出されたという選帝侯の公の容認を引き合いに出して、「魔女マーク」が非の打ち所のない魔女の証明方法であると強調した¹⁰⁰。ケルン大学におけるローマ法の教授であったペーター・オスターマン博士は、同年にケルンで刊行された自著『印に関する注解』の中で「魔女マーク」を「徴表の中の徴表(indicium indiciorum)」と見なしており、その理由として神は悪魔に、無実の者を傷つけることを許さないから、と述べている。リエージュとルーヴェンの神学部はそのことに反対していたようで、彼らに対して激しく非難している。翌年には、今度はボンの司教座聖堂参事会員であるヨハネス・ヨルダナエウスが、同じくケルンで出版された『印の証明についての短く定言的な議論』にて、「魔女マーク」は自然な原因によるものであるとしてオスターマンを鋭く批判している。これに対してオスターマンはケルンのその印刷屋に対して訴訟を起こしたとされている¹⁰¹。そしてかのシュペーもまた批判的な立場を表明して、「わたし自身は一度もそれを見たことがなかったし、見たことがないものは信ずることもできない」と述べている¹⁰²。このように、すでに強く批判のあった手續についてはしっかりとシュルトハイスの念頭にあつて、批判を受け容れる、弁護するなどの反応を示しているのである。

④魔女がダンス場(サバト)へと赴く際には、いくつかの方法があると考えられていた。1つ目は、魔女自身は何らかの道具を用いて空を飛びサバトに向かうという方法、2つ目に悪魔が動物に変身して魔女を運ぶという方法、そして3つ目が悪魔が魔女を動物に変身させるという方法である。魔女の飛行については、「魔女マーク」同様、当時から議論があつた。というのも、『カノン・エписコピ』第26章第5問には、実際に獣に乗って移動するというのは純粋な夢である、と述べられているからである¹⁰³。『カノン・エписコ

stigma accepisse? 7. Si acu stigmati impresso non sentiat dolorem, nex sanguis profluat, interrogandum, quare non percipiat dolorem, & quare sanguis non profluat? 8. Si responderit se non habere stigma, interrogandum, quare inquisitus non habeat, cum caeteri habeant?“

¹⁰⁰ Schormann, Der Krieg gegen die Hexen, 1991, S. 37.

¹⁰¹ Ebd., S. 37-40.

¹⁰² Spee, Cautio Criminalis, 1631, p. 534, „Ego haec nondum vidi, nec nisi videro credam.“

¹⁰³ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 359 ; コーン『魔女狩りの社会史』1999年、291-

ピ』には、ある女性たちが、夜中に女神ディアナや多くの女性たちと共に動物に乗りながら彷徨する、と信じていると記されている。『カノン・エписコピ』ではこれらは悪魔や悪霊たちによる幻惑であって、それは迷信であり信じてはならない、と述べているのである¹⁰⁴。この記述に従って魔女たちのサバトへの飛行や動物への変化についての言を幻とみるとすると、魔女迫害を推進する側としては随分と苦しいことになる。近世の悪魔学者たちにとってはこの記述を「いかに乗り越えるか」がポイントであったし¹⁰⁵、魔女迫害の批判者たちからすればこの点は自らの主張に有利であった。このようにして、近世において魔女の飛行に関して、それが現実に可能なことなのか、どのようにして可能なのか、それとも単なる幻覚に過ぎないのか、という激しい議論が展開されていた¹⁰⁶。

前述のようにボダン、ヴァイヤールの見解を批判するにあたって、幻覚の存在を完全に否定してはいない。しかし、特殊なケースであると論じる¹⁰⁷。彼は『悪魔狂』の第2巻第4章以下で、このような「移動」が実際に起こったことであると主張する¹⁰⁸。この見解はすなわち、暗黙の内に『カノン・エписコピ』の解釈を拒絶するものであった¹⁰⁹。第2巻第4章では、『カノン・エписコピ』に言及しつつ、しかし実際の裁判を例に挙げて、移動が実際に起こったという事例としている¹¹⁰。また、ボダンは悪魔が動物の姿に変身することができるし、魔女を変身させることができると述べている。彼は一章を割いて「狼化現象について」論じているのであるが(第2巻第6章)、ここでも彼は、パラケルススらの権威や聖書の記述と並んで、数多くの魔女の自白をその根拠としてあげている¹¹¹。菊地に拠れば、多くの悪魔学者たちは幻覚の可能性を認めつつ、しかし実際にサバトが行われて

293 頁。

¹⁰⁴ コーン『魔女狩りの社会史』291-292 頁；菊地「近世初期の悪魔学」2009 年、23 頁。

¹⁰⁵ 菊地「近世初期の悪魔学」2009 年、23 頁。

¹⁰⁶ コーン『魔女狩りの社会史』1999 年、300-310 頁；ベーリンガー『魔女と魔女狩り』2014 年、101-106、238-240 頁。

¹⁰⁷ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 2, Cap. 6; 平野『魔女の法廷』2004 年、87-88 頁。

¹⁰⁸ 平野『魔女の法廷』2004 年、

¹⁰⁹ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 2, Cap. 4; Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 71-72.

¹¹⁰ Bodin, *De la demonomanie*, 1580, L. 2, Cap. 5, p. 81r. 略は筆者による。„Il est besoing de verifir ce point par exemples notables, pour faire entendre le canon Episcopi xxvi. q. v. du concile d’Aquilee, sur le quel plusieurs se sont abusez: encores, qu’il ne soit pas d’un Concile general, ny approuué par les Theologiens. Mais pour esclairsir ce que i’ay dit, il n’y à procez plus notable, que le proxez de la Sorciere de Loches, qui est de fresche memoire. ...& aprez quelques paroles, le Diable les transporta de Loches aux landes de Bourdeaux, qui sont pour le moins à quinze journées de Loches.“

¹¹¹ *ibid.*, L. 2, Cap. 6, pp. 94v-104r; Siefener, *Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie*, 1992, S. 149. この時のボダンの論述の特徴については平野『魔女の法廷』2004 年、82-87 頁を参照。

おり、そこに肉体を持って魔女たちが行くのだと考えている¹¹²。ところが、彼女が分析の対象としたランクル、レミ、ボゲ、デルリオのいずれもが、ボダンの認めているところの「魔女を動物に変身させる」ことは不可能であると結論しているのは興味深い。というのも、これは魂の問題であって、野蛮な動物に変身させられた際に人間はその魂(理性)を保つことは不可能であるから、とされる¹¹³。そのため、そのような自白は悪魔による幻惑ないし思い込みであると述べられている。彼らにとっては悪魔自身が動物に変身することは認められるが、人間である魔女が変身することは、神学およびコスモロジーの観点から認められないのである。まとめると以下のようになるだろう。悪魔が魔女を飛行させたり、自身が動物に変身したり、あるいは魔女を動物に変身させたりすることについて、魔女の飛行についてはほとんどの悪魔学者が認め、悪魔が動物に変身して魔女を連れて行くことも認められるが、人間が動物に変身するという事については、悪魔学者たちの間でも(主に神学やコスモロジーの点から)議論があったことが分かる。とりわけ、ボダンとその他の人々では意見が異なっている。

シュペーはこれについて何と述べているだろうか。彼はこのことについてほとんど言及していないが、彼がどのように考えているのか、その片鱗を読み取ることはできる。シュペーはまず、第1問において「私は(魔女が実際に存在することについて)そうだと答える。例え、たしかに私がそれに少なからず疑問を持ち、またここでは名をあげないカトリックと学識者たちもそうだと知っていても」と述べている¹¹⁴。ここで名は挙げられていないものこそ、ヘリヤーに拠れば『カノン・エписコピ』である¹¹⁵。さらに第47問など、サバトの存在を前提とした章も存在する。これには当然ながら何らかの方法での移動が前提条件となっているはずだが、それが単独の飛行なのか、それとも変身した悪魔によるものか、あるいは悪魔によって変身することも認めているのか、それはわからない。一方で、サバトが幻である可能性も彼は否定していない。第46問の半ばで、悪魔によって騙され、睡眠時に見た夢と現実の区別がつかないものがあることが述べられている¹¹⁶。シュペーの記述から分かるのはこの程度であるが、彼が悪魔の能力やサバトについて深い議論をしていないという事実は、彼の著作の主眼が飽くまでも魔女裁判の手續にあったということを裏付けているように思われる。

シュルトハイスは魔女の飛行に関してどのように述べているだろうか。シュルトハイスは、『カノン・エписコピ』の述べるような悪魔による飛行の幻覚について、「悪魔は狡

¹¹² 菊地「近世初期の悪魔学」2009年、22-27頁。

¹¹³ 同上、27頁。

¹¹⁴ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, p. 534, „An Sagae, stiriges seu malefici reuera existant? RESPONDEO, Quod sic. Etsi enim scio nonnullos in dubio posuisse, etiam Catholicos & doctos quos nominare non attinet“.

¹¹⁵ Spee, Hellyer(trans.), *Cautio Criminalis*, 2003, p. 15, ann.

¹¹⁶ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, p. 572, „quae tamen vbi somnum perdormiissent, in conuentibus suis fuisse, & mira ibi egisse pertenderent. Ita veram rem putabant esse, quam non nisi in imaginatione passae fuerant.“

猾にも魔術師たちを幾度も欺き、彼らをだます。たとえ彼らがダンス場に居たのだとしても、彼らのベッドの上で、霊においてそのような想像がなされたのであり、純粋な悪魔の嘲笑なのである」と述べている¹¹⁷。そして、悪魔によってなされたことすべてが幻覚や想像だと見なされうる、と認めている。このようにして『カノン・エписコピ』の正しさを認めながら、彼は『カノン・エписコピ』は夢での移動が異端であると述べているに過ぎず、決して現実の移動を否定しているわけではないと強弁している。「この規範は一見して、あたかもダンスへの夜の移動が純粋な幻覚であり、悪魔的な欺きの空想であるかのように見せる。しかしもしこの規範が理性をもって検討されたとしたなら、そこから次のようなことは明らかにされ得ないのである。つまり、悪魔が魔女たちを肉体を伴ってダンスへと連れて行くことがない、というようなことは、『カノン・エписコピ』は実際の移動というものを無視しているわけでは無いのである」¹¹⁸。彼の主張はこうである。『カノン・エписコピ』は2つの錯誤を指摘している。つまり「女たちが、ディアナが女神であると信じていること、そして彼女たちが霊において起こったことを、霊においてではなく肉体においてなされたのだと信じているということ」であり、これらは迷信であり異端である¹¹⁹。つまり『カノン・エписコピ』が対象としているのは「霊において為されたことを、肉体においてないし肉体を伴ってなされたと信じている者」であって¹²⁰、「霊において為された事柄について話している」のだ¹²¹、とシュルトハイスは述べる。そしてそれに対して「我々の議論は、そのような肉体によって為された出来事について、あるいは女たちの体に肉体を伴って起こった出来事についてである。これらは非常に異なるものである」と論じている¹²²。つまり、『カノン・エписコピ』はある事柄について、誤って理解している者たちがいることが好ましくないと述べたのであって、決して魔女の肉体を伴う移動すべてを否定するものではなく、我々と『カノン・エписコピ』の話とはそもそも話が異なっているのだ、と言っているのである。

¹¹⁷ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 360, „Daß der Teuffel seine Schlaunen die Zaubere vielmalen *illudirt*, vnd denselben einbildet/ als wann sie auffm Tantze weren/ vnnd seyn gleichwol auff jhren Bethen solche *imaginationes* geschehen im Geist/ vnd ist eine lauter Teuffliche verspottung“.

¹¹⁸ Ebd., S. 360, „Dieser *Canon* gibt einen schein/ als daß die nächtliche führung zum Tantz lauter *phantasmata* vnnd Teuffelische betriegliche einbildung weren/ aber wann der *Canon* mit verstandt erwogen wirt/ so ist darauß nicht zu bescheinen/ daß der Teuffel die Hexen leiblich zum Tantze nicht führe/ vnd ist der *Canon Episcopi* der *rezl transportation* nicht zuwider.“

¹¹⁹ Ebd., S. 361, „Also seyn in gemeltem *Capitulo Episcop.* zween grobe jrthumben begrieffen/ dann daß die Weiber glaubten das *Diana* eine Gottinne sey/ daß ist ein grewlicher aberglaube/ das sie auch glaubten/ was im Geist geschicht/ das solchs nicht im Geist/ sondern leiblich geschehe/ das ist auch eine ketzerrey.“

¹²⁰ Ebd., S. 361, „welcher solchs vnd deß gleichen was im Geist geschicht/ glaubte im Leibe oder Leiblich geschehen zuseyn“.

¹²¹ Ebd., S. 361, „das Capitul reddet von den dingen so im Geist geschehen“.

¹²² Ebd., S. 361, „vnser *discus* ist von sachen so leiblich geschehen/ oder den Weibern Leiblich widderfahren/ welche sehr verscheidene stücke sein.“

さて、このようにして『カノン・エписコピ』の記述と正面から激突することを回避したシュルトハイスであるが、グレタへの尋問の描写において興味深い記述がある。コミサールの尋問項目が羅列してあるのだが、「お前はどのようにしてそこへ行くのか」と問うた後、「それは角を持つか否か」「それは黒、灰色、茶、あるいはその他の色だったか」という質問が間髪なく続いている¹²³。ここから、被尋問者(グレタ)が恐らく「動物に乗って」と答えたであろう事が想像される。また、第8章においては、複数の証言のなかで馬の色が異なっただとしても、悪魔は色を異ならせることが可能なので、問題ないと述べている。これは即ち、悪魔が馬に変身して魔女をサバトへと連れて行くことができるという事である。ただし、シュルトハイスは動物に姿を変えることについては何も述べていない。まとめると、彼はサバトがあり、魔女がサバトに何らかの方法で行くということは認めており、そしてそのための方法として悪魔が動物に変身して連れて行くということのみ言及している。シュルトハイスが、上述のように悪魔学者の中でさえ議論のあった悪魔が魔女を動物に変身させるという方法についてはともかく、魔女が単身で空を飛んで移動するという方法についてさえ彼が言及していないのは興味深い。飽くまでも推測に過ぎないが、議論の余地のある前者については、彼は意図的に口を噤んだのかもしれない。一方で後者はよりメジャーな理解であると考えられるため、彼が自明のこととしてわざわざ述べなかったという可能性はあるが、もしかするとシュルトハイスは魔女の単身の飛行を信じていなかったのかもしれない。これについては実務記録と照らし合わせるなど、さらなる調査が必要になるだろう。いずれにせよ、彼の想定する移動は必ず悪魔が動物に変身して乗せていくというものである。

魔女の飛行について、シュルトハイスはボダンのように裁判実務の経験を持ちだして暗黙裏に『カノン・エписコピ』を否定する様なことはせず、何とか『カノン・エписコピ』の記述と自説の整合性をとろうと試みている。このような試みは、やはり魔女裁判への批判が強くなっていたシュルトハイスの時代においては、魔女裁判を推進する自説を述べるのに必要な労苦だったのだろう。

⑤悪魔の見せる幻覚について。先に述べたようにヴァイヤーは悪魔が幻を見せるいうことに立脚して論を進め、魔女の述べることは全て悪魔によって見せられた幻覚なのであると述べている。これに対して、ボダンも悪魔が幻覚を見せるということは否定していないが、ボダンは前述のように、この見解に対しては実際に起こったこともあるのだと主張して真っ向から反論している。

シュルトハイスも悪魔が幻を見せることを否定してはいない。悪魔は夢や幻を見せたり、あるいは人間に望む姿を見せることができると考えられていた。シュルトハイスは、悪魔が人間の病を治すことはできないが、しかし治りそうな病人に幻覚を見せて自分や魔術師

¹²³ Ebd., S. 208, „2. Wie kombstu dahin? 3. Hat der Hörner oder nicht? 4. Ist der schwarz/ greiß/ braun/ oder anderer farbe.“

が治したかのように思わせることはできると述べる¹²⁴。しかしながらこのような悪魔の能力は、個々の証言の相違点を埋め合わせる効果を持ったようだ。前章で紹介したように、シュルトハイスは例えば告発者ごとに供述した馬の色が異なったとしても、悪魔の作用によるものであるため、そのようなことは生じうると主張している。さらに彼は、仮に魔女が騎乗していた動物が馬とヤギとで異なっていたとしても、ただちに信憑性がなくなるとは述べていない¹²⁵。また、ある人物が同時に遠く離れた土地のサバトで目撃されていたとしても、それによってもただちにそれらの供述の信憑性が失われるわけでもないと言われる¹²⁶。

また、ボダンがヴァイヤーの「幻覚」説を論駁しながら持論を展開させたのに対して、穿った見方をすればシュルトハイスは批判派の主張であるところの「幻覚」説を受けとめ、それを魔女迫害推進のためにうまく利用していると言うこともできよう。このようにシュルトハイスの記述は、あるときは反対派の批判をかわし、あるときは受けとめて利用するといった具合に議論を進めている点が特徴的だと言える。

(3)悪魔の存在と裁判手続

悪魔の存在は果たして裁判手続にどのような影響を与えているのだろうか。ボダンにおいて、悪魔の存在がどのような点で具体的な裁判手続に影響を与えているのかを、まずは見てみよう。ボダンにおいて悪魔の存在が魔女裁判の具体的な手続に影響を与えている場面としては、本節で既に取り扱ったような悪魔と魔女に可能な事は何かという事実に関する問題を除くと、明示的に示されている事は多くない。比較的繰り返し取り挙げられていることとしては、悪魔が魔女に接触するという事が挙げられている。ボダンは魔女にたいする裁判について論じた第4巻の第1章で、もし魔女として逮捕された人物が複数人の前での供述をためらう場合には、裁判官は2、3人を隠れさせた状態で魔女に供述をさせ、隠れた人々にそれを聞かせた後に自白を書き残させるようにと指示している¹²⁷。この際に裁判官がなるべく早く魔女に尋問を開始することが勧められているのであるが、その理由は悪魔がすぐに魔女に働きかけ、自白をしないように怖がらせたり、また長く囚われている魔女には助言を与えたりするからだ、としている¹²⁸。ここでは、悪魔が魔女に助言を与えるという観念が裁判の迅速化の要求へと繋がっている。

では、シュルトハイスの議論においては、悪魔の存在は手続にどのような影を落として

¹²⁴ Ebd., S. 363-364.

¹²⁵ 本稿第3章第2節(4)の註97を参照。

¹²⁶ Ebd., S. 343-344.

¹²⁷ Bodin, De la demonomanie, 1580, L. 4, Cap. 1.

¹²⁸ ibid., L. 4, Cap. 1, p. 169r-169v., „cat il c'est veu tousiours, quie si tost que la Sorciere est prise, aussitost elle sent que Sathan l'a delaissee & comme toure effrayee, elle confesse alors volontairement ce que la force, & la question ne scauroient arracher: mais si on la laisse en prison quelque temps il ny a doubte que Sathan ne ly donne instruction.“

いるだろうか。シュルトハイスは魔女裁判の重要な構成要素として悪魔の存在を見なしている。シュルトハイスは魔女裁判(刑事手続)を構成する人的要素として、コミサールを主とする裁判従事者、被告人たる魔女、刑吏と並んで悪魔を挙げている。悪魔は、コミサールたちには見ることも話すこともできないが、魔女には見たり話したりすることのできる存在として描かれている。「たとえ確かに霊として彼らがコミサールや裁判従事者からは見られないとしても、彼らはしかし捕らわれた魔術師達にそのようにしっかりと現れることができ、また彼らとそのように密かに話すことができる。コミサールはそのようなことを見ることも聞くこともなく、魔術師達の目から悪魔達の存在を確かめうる」¹²⁹。このような悪魔は、さながら目に見えない弁護人のように囚われた魔女が自白したり仲間を告発したりしないように魔女に働きかけ、また囚われた魔女とまだ囚われていない仲間との間をつなぐとされる¹³⁰。この点に関してはボダンが指摘していた事と類似しているように思えるが、シュルトハイスの場合は迅速化の要求からさらに具体的な例外的な取り扱いの推奨へと至っている。第2章で触れたように、シュルトハイスはメッセンジャーとなる悪魔の存在から、「彼らに8日の時を防御のために定めることは.....無駄な事であるのみならず、危険な行為である」と論じて、防御の権利を制限しようとしているのである¹³¹。また、悪魔が直接的にというよりは、悪魔の組織がという意味になるが、シュルトハイスは囚われた魔女への厳しい監視を指示している。「1. 監視人は、特別の明確な命令またコミサールの許可なくして、裁判官か拷問の際に従事する2人の参審人、および裁判所記また聴罪司祭の以外の人が捕らわれた魔女のそばに来ることを許してはならない」¹³²。さらに先ほどの防御の機会の制限は、家族や知人に対して徴表の写しを与えることが不要だという主旨であり、悪魔の組織の存在は、囚われた魔女を孤立化させ、情報から遠ざけるという事態を正当化する効果を持つ。

このように悪魔は、魔女裁判の遂行や拡大を常に妨害しようとしてくる。例えば、「偽りの霊は魔術師を、彼らが問いについて犯された害悪を黙っており、いくらの断片をも明らかに自ら言わないように、と説得する」¹³³。というのも、それによってコミサールが

¹²⁹ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 291, „ob zwar dieselbe als Geister von den *Commissarien* vnd Gerichts Personen nicht gesehen werden/ so wissen sie sich doch den gefangenen Zaubern so *subtil* *zupraesentiren*, vnd jmit jhnnen so heimlich zureden/ daß der *Commissarius* solches nicht sehen noch hören/ sonder auß des Zaubers augen die Praesenß der Teuffelen vermercken kann.“

¹³⁰ Ebd., S. 306, „dan der Teuffel *praesentirt* sich leibhaftig oder sunsten empfindtlich den Zaubern/ vmb denselben *zuinformiren* vnnnd *zuadhortiren*, was der sagen oder nicht sagen sol“.

¹³¹ Ebd., S. 273. 略は筆者による。„daß alßdan nicht allein ein vergeblich sonder ein gefährlichs werck were/ [...] darbey jhnen 8. tag zeit *ad defendendum* *zustatuiren*.“

¹³² Ebd., S. 165, „I. ES soll kein Wächter ohn *special* außtrücklichen befehl/ ohn zulassung deß *ommissarij*, verstaten daß ausserhalb des Richters oder beyden bey der Peinlicher Frag gebraucheten Scheffen vnd deß Gerichtschreibers auch des Herrn BeichtVatters/ ein ander bey den gefangenen Hexen komme.“

¹³³ Ebd., S. 300, „dann der Lügenhaftter Geist *persuadirt* den Zaubern/ daß sie auff

実は無実の者を拷問しているのではないかと動揺するだろうと悪魔は考えるからである。しかし悪魔は囚われた人が何度も拷問されることを望んでいるのであり、決して囚われた魔女のことを思っているわけではない。よってコミサールは囚われた魔女にそのようなことを忠告すべきだとシュルトハイスは述べている。しかしながら、悪魔の妨害は単にコミサールが注意すべきことであるという以上に、シュルトハイスのテキストにおいては手続上の意味をも持っている。例えば、『詳細なる手引き』第5章の具体的な尋問の描写の中で、魔女裁判妨害の計画がなかったかどうか、すなわち「糺問の妨害について(Von verhindernuß der Inquisition)」が尋問項目として挙げられている。シュルトハイスはそこで、糺問を妨げるために悪魔が何を指示したのか問うている。この際にグレタは三つの陰謀を挙げている。1つ目はコミサールの移動中に山腹から突き落とすという陰謀であった。2つ目は都市やその他の兵士たちによってコミサールをつかまえさせたり、殺させたりするというものであった。3つ目はボン、すなわち選帝侯によってコミサールを連れ戻させ、訴訟を停止させようとするというものであった¹³⁴。つまり、具体的に尋問されるべき項目としてあげられ、さらにはそれが重要な情報と見なされたのである。

そのため、悪魔の影響を取り除くための対抗措置が手続の中でも最大限に講じられる。例えば、シュルトハイスは拷問を行うならば午前中に行うべきであると述べる。「第4に、午後に苦痛をとまなう尋問に進むよりも、午前に進む方がよい。というのは、午前には聖なるカトリックの教会において、聖なるミサが何千回もなされており、主の身体と血が天の父のために犠牲にされているからである。それ故、午前の時は聖なるものであり、悪魔により不利なのである」¹³⁵。同様に単純に拷問をしても効果が得られない場合には、拷問に用いる鞭を聖水に浸すこと、魔女に聖水や聖別された塩を振りかけること、拷問が行われた部屋で聖香を焚いたりすることなどの霊的な方法が有効であると述べられている¹³⁶。

die frage/ die begangene schaden verschweigen vnd etlicher stück so nicht befindtlich von sich sagen“.

¹³⁴ Ebd., S. 233, „Sie haben vnderschiedtliche mahlen gesagt/ wann daß der Doctor von Arnsberg auff Anruchte oder Erwitte reysete/ so wollen sie machen / der Doctor solte mit dem Pferd den Haltz abstürtzen/ daß war ein anschlag. Der ander anschlag war/ daß sie wolten machen/ daß die Statische oder andere Soldaten den Doctor sollen gefänglich hinweg führen oder vmbs Leben bringen. Der dritter Anschlag wahr/ daß sie wolten zu Bonn machen/ daß der Churfürst den Doctor soll zurück auff Arnßberg forderen/ vnd daß er solte dar bleiben/ vnnnd nicht mehr gegen vnsere Leute verfahren.“

¹³⁵ Ebd., S. 303, “Zum vierten ist besser des vormittags als des nachmittags mit der peynlichen frage zuverfahren; Dann des vormittags wird in der Heiligen Catholischen Kirchen das Ampt der H. Meß viel tausent mahl gehalten/ vnd das Leib vnd Blut des Herrn *Iesu Christi* dem Himlischen Vatter auffgeoffert/ also daß die zeit des vormittags Heilig vnd dem Teuffel mehr abbruchig ist”.

¹³⁶ Ebd., S. 305, “Zum zwölfften/ zum fall der *Commissarius* befunde/ das zum ersten mahl mit den Beinschrauben nichtz außzurichten sey/ so lasse er den Hexen auffziehen vnd mit Ruten geisselen/ der Peiniger soll die Ruten mit Weywasser netzen oder darin legen/ auch mit Weywasser vnd geweyheten Saltz/ das Haupt vnd

このような対抗措置の中で一際目を引くのは、後述の魂の救済にも関連することではあるが、祈りである。この点については次節において詳述しよう。ともあれ、シュルトハイスの手續の要所要所で、このような対抗措置が必要なものとして織り込まれている。

更に大きな問題点として、前述のように悪魔の能力が証明のハードルを引き下げる効果を持っているという点は指摘できるだろう。馬の色の食い違いどころか、騎乗していた動物の食い違いさえも、悪魔の存在は説明してしまう¹³⁷。ある人物が同時に遠く離れた土地で目撃されているというようなアリバイに関しても、悪魔のせいになってしまう¹³⁸。このように悪魔の幻覚の能力は、証言同士の矛盾点を無理やり整合させ、それによって、本来必要とされる実体的真実の調査という糺問訴訟の根幹を形骸化させ、上滑りさせてしまうのである。

(4)小括

以上に見てきたように、魔女裁判における悪魔の存在は、「非合理的」であり無視しうる馬鹿馬鹿しいものではなく、それどころか手續に具体的な影響を与える考慮すべき一要素であったということが理解できる。そもそも悪魔と魔女との関係は、例えばヴァイヤーのように魔女が単に悪魔に唆されているだけだという認識においては、魔女を裁くことができるのかという問題に結びついた。この点について、ヴァイヤーのように魔女は医者の領分であるという主張は一般的ではなく、シュペーのような魔女迫害の反対者でさえ魔女が犯罪者であるということは認めていた。また、悪魔に何が可能なのかということは、魔女に何が出来るのかということでもあった。ブレンツやテュービンゲン大学とヴェルテンベルク公領における「天候魔術」の関係は好例であるが、他にも魔女の飛行や移動が可能かどうかは遠方のサバトに参加することが可能かどうかに関わっていた。それぞれ検討した悪魔の能力については、悪魔学者と魔女裁判の反対者で共通する見解もあれば、悪魔学者たちの中でさえ意見の分かれるものもあった。その中でシュルトハイスの議論はどのような位置にあると言えるだろうか。

シュルトハイスの議論の仕方で一際特徴的なのは、やはり批判を意識した論展開だと言える。例えば、「魔女マーク」について、ボダンがそれを証拠として認めているのに対して、シュルトハイスは「弱い徴表」として証拠としての価値を弱めたり、あるいは「捏造」が可能だとさえ述べている。また、魔女の飛行について述べる際に、ボダンが暗黙裏に裁判実務の経験を挙げることで否定することができた『カノン・エписコピ』にからも、シュルトハイスは逃れることができない。シュルトハイスは『カノン・エписコピ』と自分

die Füße vnd das gantzes Leib der Hexen vberstreichen. Es soll der *Commissarius* oder Richter Geweyheten Weyrauch/ in dem gemach da die Peinliche frage gehalten werden/ anzünden/ vnd den gefangenen geweyten Agnübdey anhencken/ vnnnd alle Geistliche mittel gebrauchen lassen.”

¹³⁷ 本章第2節(2)を参照。

¹³⁸ Ebd., S. 343-344.

たちの議論は異なる話をしているのだと詳しく論じることで、『カノン・エписコピ』と自説の整合性を図っている、もしくは『カノン・エписコピ』を通じた批判に答えている。またボダンが悪魔による幻覚を認めながら、しかし多くは実際の出来事なのだと正面から反論をしたのに対して、シュルトハイスもまた幻覚の可能性を認め、しかし実際の出来事もあると論じる一方、悪魔による幻覚という魔女裁判反対派に有利な説をうまく用いて、むしろ魔女裁判における証明のハードルを下げることに成功している。このように、シュルトハイスの記述は総じて、ボダンたちのそれよりも強い批判に晒された時代におけるテクストであるという性格を如実に表しているように見える。

また、悪魔の存在は魔女裁判の広い範囲において影響を与えていた。悪魔の存在は防御の機会の制限を正当化し、逮捕された魔女を隔離して周囲の情報を遮断するということが可能にした。さらに、拷問の手順や時間帯をも決定する。また、裁判の内外において悪魔は魔女裁判の進行を妨害しようとしていると考えられていたため、尋問項目においてはそれらの「陰謀」についても細かく尋ねられた。この中には、例えばコミサールへの誹謗中傷や当局を通じての裁判の停止命令、コミサールの召還命令なども含まれていた。このことは、シュルトハイスの中ではこれらの事態が悪魔による「陰謀」の話の中に組み込まれていたことを表している。また、悪魔の能力を考えることは、証明の分野においてはそのハードルを下げ、本来必要とされる実体的真実の追究の要請を形骸化させてしまう、という効果を持った。

このように、従来の研究では等閑視されてきたものの、悪魔という存在は魔女の観念のみならず、具体的な魔女裁判の手続においても大きな影響を与えていたことが明らかとなった。繰り返しではあるが、シュルトハイスが述べるように、魔女裁判において悪魔は無視されざる構成要素の一つなのである。そしてこのような悪魔の影響は、ボダンの『悪魔狂』と比べて、シュルトハイスにおいては裁判手続の多様な場面に渡って影響を及ぼしており、さらに手続理論の根幹に根づいていると言って良いだろう。

さて、このような悪魔の存在と魔女裁判の遂行に関して、最後に少し考察してみたい。ラッセルは魔女裁判の時代において、悪魔の能力はある面では誇張されて恐れられ、そしてある面では制限されたのだと述べている¹³⁹。シュルトハイスのテクストにおける悪魔は、「何でもできる」存在ではない。肉体は持たず、無実の者の姿を取ることはできないし、「神の許しなくして」無実の者を苦しめることはできないとされている。しかし目に見えない事によって自由に糺問の場を行き来したり魔女に干渉したりすることができるし、肉体を形成することができるので魔女と性交したり、サバトで踊ったりすることができる。幻覚を見せる力も、証言の食い違いを埋める程度には効力がある。何が言いたいのかというと、悪魔の力は魔女迫害を進める上で「ちょうど良いように」設定されているのである。例えば、悪魔が誰にでも変容することができれば、(シュペーの主張のように)魔女の告発は信用できなくなる。肉体を持っていれば目に見えてしまうし、物証を残しうることから

¹³⁹ ラッセル『悪魔の系譜』1990年、252頁。

して、悪魔の不在が証明されることによって、被告人の防御の権利の制限が正当化されず、証明についても厳しい(正当な)基準が求められるため、魔女裁判の遂行が相対的に難しくなる。通常の刑事事件(例えば強盗など)であれば生身の人間が犯罪を行うため、証明に関しても通常の基準が要求されるということを考えると、悪魔の存在はそのような刑事裁判の手続を歪めてしまうと言える。このように悪魔の能力に制限があることで、単純に悪魔の万能性が誇張されるよりも、むしろ迫害に有利になっているということが指摘できるだろう。

第3節 魂の救済

(1)背景としての宗派化と手続上の効果

シュルトハイスにとっての魔女が、自ら悪魔の側についた「裏切り者」であったという事は既に見たとおりであるが、一般的に見ても魔女は神の道から外れ、悪魔に身を委ねた存在であった。それは即ち、魔女は死後の魂の救済を得られないという事を意味する。ここから、魔女裁判は魂の救済に関わる大事であるという側面があったことは、先行研究においてすでに触れられている通りである。

このことはシュルトハイスにとっても了解されているところである。『詳細なる手引き』の中には、「救済」や「永遠の弾劾」といった文言が頻出する。例えば、尋問の具体的例を描写した第5章において、コミサールは被尋問者のグレタに事あるごとに救済の事を持ち出している。グレタがある青年を魔術によって殺したことを認めないでいると、「博士」は「それによってお前は当局の方法によって悪魔のくびきから自分の罪の認識と自白へと解放され、再び慈悲深い神の道の上へ導かれる」と述べる¹⁴⁰。また、サバトの他の出席者を供述するように述べる際にも、「もしお前が憎しみや妬みからある人を告発しようとするなら、お前は永遠に罰を受けるだろう」とか、「偽りの告発によってお前の永遠の罰について自ら原因を与えてはならず、お前が真実魔女と悪魔の集会においてダンス場で見、かつお前が良く知っている人々についての沈黙や隠し事によって、お前自身に永遠の罰のための原因を与えてはならない」と、誣告や隠しだてすることに対して釘を刺している¹⁴¹。

とりわけ自分が魔術を教えた相手を名指しすることについては、「自分がその相手を述べなくても他の魔女が告発するかも知れない」と躊躇するグレタに対して次のように強く

¹⁴⁰ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 189, „damit du durch mittel der Obrigkeit auß des Teuffels stricken erlöset zu erkendtnuß vndt bekendtnuß deiner Sünde widerumb auff den Weg der gnaden Gottes geführet wurdest.“

¹⁴¹ Ebd., S. 213f., „wann du auß Haß oder Neidt wurdest einen Menschen besagen/ so wurdestu in Ewigkeit verdammet; [...] Aber du must jtzo durch falsche besagung zu deiner verdamnuß selbst kein vrsach geben/ du must auch durch verschweigung oder hinderhaltung der Personen/ so du warhafftig in der Hexen vnd Teuffeln versamblung auffm Tantzplatz gesehen/ vnd wol gekant hast/ dir selbst kein vrsach zur ewigen verdamnuß geben“.

警告を発している。まず、「もしお前が、他の者たちがその女の名を言うだろうという、冷静な考えのゆえに某を隠匿し、そしてその女はそうこうするうちに彼女が他の者たちから告発される前に自然な病気へと陥り、悪魔の同盟の内に死んだなら、よって彼女が永遠に弾劾される以上に確かなものは何もない。そのように悪魔は欺きの考えによって、その女がお前から告発されず、そうこうするうちに彼女が他の者たちから告発される前に死んでしまい、永遠に失われるという事態を引き起こすかもしれない」と述べ、告発されるべき当人の魂の救済がかかっていると告げる¹⁴²。次いで、「もしすでに某が死んでいないのであれば、その者はなお悪魔の同盟の内に留まり、悪魔を思い、そして魔女と共に集まって、真の神にして主たるイエス・キリストを貶め、悪魔とともに苦しめ、そしてそうこうするうちにまた悪魔的な技を他の者に教えるかもしれない」として、被害(魂の救済を危うくする者)が拡大する危険性を指摘する¹⁴³。加えて「博士」は、「お前は某が神に背き悪魔に服したひとつの原因であるので、よってお前は、お前の魂を喪失の際に、その人が悪魔の同盟から救われ、再び神へともたらされるように助けるという事について責任がある」と述べて、グレタ自身に告発の(つまり「救済」の)責任があると主張する¹⁴⁴。つまりここでは、誰かを告発することは、尋問されている魔女本人、告発されるべき魔女、その魔女によって更に魔女とされる人々の 3 者の魂の救済に関わる重大事だと述べられているのである。

一方の悪魔はといえば、魔女の魂の救済を妨害しようと試みている。シュルトハイスに拠れば、魔女が自分の罪を自白したなら神の愛と慈悲とによって魔女は救済を得てしまうため、悪魔は魔女の魂を捕まえておくために自白をしないように唆している¹⁴⁵。同じように悪魔は、手続が進まないように仲間の告発についても妨害する。「お前は某に教えた、というお前の自白によって、さらに手続を進めるために十分な安定した手引きを獲得するだろう。しかし、彼女が他の者たちによって告発されるだろうという考えによってお前が

¹⁴² Ebd., S. 227, “Wann daß du der gefasten gedancken halber/ daß die andere die Fraw wurden wol genant haben/ die N. N. hinderhalten hettest/ vnd daß die Fraw/ immittels ehe sie von andern besagt/ in Natürliche kranckheit gefallen/ in des Teuffels verbündtnuß hingestorben were/ so ist nichts sichers/ als daß sie in Ewigkeit wehr verdambt/ so hette der Teuffel durch die eingegebene gedancken das vervracht/ daß die fraw von dir nicht wehr besagt/ vnnd immittels ehe sie von andern besagt/ hingestorben vnd ewig verloren wer”.

¹⁴³ Ebd., S. 227f., “wan schon die N. nicht hinstürbe/ so bliebe gleichwol dieselbe in des Teuffels verbündtnuß/ keme auff d’ Teuffel/ vnnd d’ Hexen zusammen kompt/ vervnehrete den waren Gott den Herrn *IESUM Christum*, hette mit dem Teuffel zuschaften/ vnd mögte auch immittels die Teuffelische kunst andern lehren/ ehe sie von den andern besagt wurde”.

¹⁴⁴ Ebd., S. 228, “weil du ein vrsach bist/ daß die N. Gott abesagt vnd dem Teuffel sich ergeben hat/ so bistu dey verlust deiner Seelen schuldig/ daß du auch darzu helfest/ damit die auß des Teuffels verbündtnuß gerettet/ vnd zu Gott widerumb gebracht werde”.

¹⁴⁵ Ebd., S. 191.

告白を止めたなら、よって裁判がしばらく抑制され、そうこうするうちにその某と他の者たちによって多くの悪いことが達成される。お前は沈黙によってそれについてのひとつの原因となる。それ故お前は永遠に弾劾されるだろう」¹⁴⁶。このように、魔女の自白や告発を妨害することによって、悪魔は魔女が救済を得られないようにしているのである。

これに対して当局や裁判従事者の方は、魂の救済のために魔女裁判を遂行する義務を負うと考えられていたようである。まず、一般的に犯罪を訴追するという事についての文脈であるが、シュルトハイスは「当局は永遠の救済の喪失について義務づけられており、また悪を罰し、そこにおいて非行者たちが根絶されるのを見る事に結びつけられている」と明言している¹⁴⁷。またコミサールを含めた裁判従事者について、「神は当局を我々ここにいる全ての人を我々がその務めとして魔術のおぞましき悪徳を絶滅するために任命した。もし我々がある人が魔術師であることを知りながらその人を去らせるなら、神が我々とその子らを罰するかもしれない、またもし我々が神にこの事件において誠実さを示さないなら、我々とその子らをおぞましき悪徳の中へと落としてしまうと考えるかもしれない」と述べている¹⁴⁸。以上のように、当局や裁判関係者に関しては魔女を真面目に訴追しないことが、(魔女が仲間を告発しなかったときとは異なり)ただちに魂の救済に関わる重大事であるとは述べられてはいないが、子々孫々に至るまでの「神の怒り」をもたらす怖れがあるとされている。さらには、シュルトハイスは明確に、官吏がその地の人々の魂の救済に関して配慮すべき責任があると述べている¹⁴⁹。これらの記述から、シュルトハイスにとって、当局は人々の魂の救済に関して責任を負っており、その責任は魔女裁判の遂行によって果たされるものであったという事が解る。

このように、シュルトハイスの記述を見ると、この魂の救済が魔女に対する尋問の中でこのキーワードとなり、これを巡ってコミサール—魔女—悪魔がしのぎを削る構図となって

¹⁴⁶ Ebd., S. 229, „durch deine bekändtnuß / daß du die N. gelehret/ gnugsame beständige anleitung weiter zuverfahren bekeme/ Du aber durch deine gedancken/ sie mögte von anderen besagt werden/ mit deiner bekändtnuß zuruck gehalten hettest/ so wurde der Proceß ein zeitlang auffgehalten/ vnd immittels von der N. vnnd andern viel böses sein außgerichtet worden/ dessen werestu durch deine verschweigung ein vrsach/ vnnd wurdest deßhalber in ewigkeit sein verdambt worden“.

¹⁴⁷ Ebd., S. 268, “es ist die Obrigkeit bey verlust der ewigen Säligkeit *obligirt* vnd verbunden daß böse zustraffen vnnd dahin zusehen/ daß die vbelthäter außgerottet werden”.

¹⁴⁸ Ebd., S. 190, “Gott der Allmechtig hat die Obrigkeit mich vnd vns alle/ die wir hier seyn darzu beruffen/ daß wir als seine Diener/ das gewliche Laster der Zauberey außreutten sollen/ wann wir wissen daß einer ein Zauberer ist vnnd denselben gehen liessen/ so würde Gott der allmechtig vns vnnd vnserer Kinder straffen/ vnd wir müssen gedencken/ Daß alßdann GOTT vns/ vnnd vnserer Kinder in das gewliche Laster fallen liesse/ wann wir jhme in dieser Sachen nicht Trew vnnd Holdt sein wurden.”

¹⁴⁹ Ebd., S. 416, „Doctor. Ad quid Magistratus maximè obligatus est? Freyherr. VT in administrando iustitiam ea ante omnia curet, quae aeternam salutem subditorum concernunt, & ea tollat, quae in aeternam damnationem subditorum cedunt.“

いる。この際には、魔女のみならず、当局の側も臣民の魂の救済に責任を持つと考えられていた。

ところで、このように当局や統治者の側が魂の救済を含む臣民の福祉を気かけねばならないという理屈でもって臣民の統制に力を入れ出すということは、とりわけ近世史における「宗派化(Konfessionalisierung)」の議論において論じられている¹⁵⁰。すなわち、近世において「領域国家化(Territorialisierung)」ないし「国家形成(Staatsbildung)」が進む中で、国家がその活動を宗教的に理由づけてきたと言われている¹⁵¹。これは他方で「世俗化(Säkularisierung)」と呼ばれる動きとも関わってくるのであるが、H. シリングに拠れば、近世においては未だ政治的な領域と宗教的な領域は分離しておらず、領域国家(領邦)と教会は協働して均質的で従順な臣民層を作ろうとしてきたとされる¹⁵²。その試みが順調に進行したわけではないことは自明だが、この国家形成の過程で、しばしばランダスヘルと臣民の関係が家父長的な関係性であると指摘されてきた¹⁵³。当初はこれが絶対主義的な傾向だと考えられていたが、むしろこの「家父長的なイデオロギー」は諸侯に対して臣民への配慮を要請するものであったという理解もなされている¹⁵⁴。このような近世史上の流れに、臣民の魂の救済の問題として魔女の訴迫について当局が責任を負うべきだというシュルトハイスの認識は、良く合致している。

ただし、宗派化と魔女裁判との関わりについては真逆の説明がなされる事もある。例えばJ.M. シュミットは、悪魔と契約する魔女は神の敵であり、神の国であることを国是とする宗派的国家にとっては、国家の敵である魔女を訴迫することは国家の責務であったことを認めるが、南西ドイツにおけるプファルツ選帝侯領とヴェルテンベルク公領の魔女迫害を比較した論文において、近世国家の神の国としての国是が魔女裁判の抑制に結実したと論じている¹⁵⁵。両領邦は共にプロテスタントの大きな領邦であり、魔女迫害が抑制的であったということで共通している。両領邦共に他の領邦と同様に魔女を訴迫する事が国家

¹⁵⁰ 「宗派化」論の概要と近年の動向については、以下の文献に詳しい。踊「宗派化論」2010年、139-149頁。宗派化と魔女裁判との関係については、例えば以下の文献などを参照。Schilling, *Das konfessionelle Europa*, 1999, S. 63-78; Rummel, *Das ‚Ungestüme Umherlaufen‘ der Untertanen*, 2003, S. 158-161。また、宗派化の議論と少し次元を異にするが、宗派对立と魔女迫害との関係は、以下の様な文献においても指摘されている。Trevor-Roper, *The European Witch-Craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1969; Lanzinner, Schormann, *Konfessionelles Zeitalter 1555-1618, Dreißigjähriger Krieg 1618-1648*, 2001, S. 238-244; トレヴァ・ローパー『宗教改革と社会変動』1978年。

¹⁵¹ Schmidt, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert*, 1992, S. 86-122, 特に S. 86.

¹⁵² Schilling, *Die „Zweiten Reformation“*, 1985, S. 428.

¹⁵³ Schmidt, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert*, 1992, S. 87.

¹⁵⁴ 例えば、Wiedner, *Die Anfänge der staatlichen Wirtschaftspolitik in Württemberg*, 1931.

¹⁵⁵ Schmidt, *Die Hexenverfolgung im weltlichen Territorialstaat des Alten Reiches*, 2008, S. 163-171.

の責務であると認識していたようであるが、しかしながら手続を守ること無実の人を処刑することのないように努めることこそ、神の意志に沿うものであると考えていた。そのため、シュミットは魔女裁判への慎重さもまた宗派的な国是に適う態度であり、他方で両領邦は魔女裁判以外の社会的規律化のための方法を有していたと結論している¹⁵⁶。シュミットの指摘は、魔女裁判の断固たる遂行、すなわち魔女を何としてでも訴追し処刑しようという態度が、臣民の福祉を重視するという近世国家形成および宗派化の理論的必然とは限らないことを示している。

上述の宗派化とそれに基づいた国家形成の過程において、臣民の魂の救済への配慮を当局の側の義務として理解するという考えが広く見られた事は、先述の通りである¹⁵⁷。シュミットの指摘は確かに興味深いが、結果的に魔女迫害の抑制に至った領邦においても、魔女が神の敵であり国家の敵として訴追されねばならないという前提としての理解は共通している。このような文脈で理解するならば、シュルトハイスの「魂の救済について当局には責任がある」とする旨の記述は、宗派的な国家における国是と合致した見解であったと評価できる。

この救済に関する議論は、シュルトハイスの理論、とりわけ魔女の告発の信頼性に大きな影響を与えている。シュルトハイスに拠れば、最後の審判と永遠の弾劾、魂の救済とい

¹⁵⁶ Ebd., 2008, S. 171.

¹⁵⁷ この魔女を訴追することが当局の側の責務であるとする立場について、小林繁子はこのような魔女を追求する当局の義務について、とりわけ犯罪史やポリツァイ研究の立場から、「『悪や逸脱を正しく裁き罰しなければ共同体全体に神罰が下る』という論理から、中世後期以降、神罰が統治の正当化に重要な役割を果たした」と述べている。小林は、17世紀ヴュルテンベルク公領における刑事法規則の原動力として「罰する神」の観念を取り挙げている S. シューレの研究を挙げながら、魔女迫害と「神罰」の関係をプロテスタントであるプファルツ選帝侯領とカトリックであるマインツ選帝侯領を比較しつつ論じ、彼女はカトリックとプロテスタントの学識者の神罰観を比較している。小林に拠れば、ビンスフェルトは魔女裁判における当局の責任を「過激なまでに」追求しており、対してカルヴァン派の数学者であるハイデルベルク大学教授ヘルマン・ヴィテキント(1522年-1603年)は、当局の熱心さの欠如が神の怒りを引き起こすとは考えていないという。これは、「善人にも信仰を試すという形で試練が課されることもあるから」と小林は述べている。このように魔女裁判を遂行する当局の義務と「神罰」との結びつけについては、学識者の間で宗派によって差があったようだが、続いて分析されているプファルツ選帝侯領のポリツァイ条例(1562年)や刑事裁判令(1582年)を見る限りでは、プロテスタント地域においても犯罪の追求が当局の義務とされ、またそれを怠るならば共同体全体に「神罰」が下るという理解が表明されている。その一方で、マインツ選帝侯領の教会条例(1615年)では、不明瞭であり、財産没収を定めた1612年の法令でも直接的な言及はないとされる。小林は「神罰」の論理が「当局の裁判権者としての責任を問うものであるゆえに、反乱の論理とも高い親和性をもつ」と述べている。Schnabel-Schüle, *Überwachen und Strafen im Territorialstaat*, 1997; 小林「魔女迫害と『神罰』」2017年、210-233頁。シュルトハイスもまた、この「神罰」の危険について、訴追する側が手を抜いたりわざと魔女を見逃したりすれば「神の罰」が下ると主張していることは、本節で言及したとおりである。

った問題を前にするとき、魔女が嘘をつくとは考えられないからである。「あの女は彼女の罪の告白と認識へともたらされた。あの女は厳しい神の裁判と永遠の判決とを考えた。あの女は、彼女が永遠に報いられないということから、彼女の魂を助ける事を望んだ。…同人を信じるのがなされねばならない」¹⁵⁸。このように「悔悛した」魔女の言葉を信じるができるという主張については、前章ですでに取り挙げた¹⁵⁹。

類似の主張は親が子どもを告発した際に、その告発は信用しうるという主張にも見られる。「もし父ないし母が子供を供述するなら、よって、父ないし母の供述が、驚くべき悪徳の特別な認識からである、また子供たちを永遠の弾劾の立場から助け、神の愛と慈悲の道へ再びもたらそうという欲求からなされたことであるということは疑いようがない」¹⁶⁰。ここではシュルトハイスは、両親は子どもの魂の救済を気にかけるものであるから、信用に値するのだと論じている。

魂の救済を巡る話は、このように魔女の告発の信頼性に関するシュルトハイスの議論の要となっている。見方を変えると、この魂の救済への怖れを加味する事は、心理的な要因から魔女の告発の信頼性を高め、告発の内容を精査するという必要性を薄めている。つまり、この魂の救済の理論は、実質的には裁判手続において求められる証拠調べについて、実体的真実を追求するという制限を緩和してしまっていると言える。

(2) 聴罪司祭と魔女コミサール

先に見たように、シュルトハイスのテキストにおいては、裁判の、あるいはより限定して言えば尋問の過程というのが単に犯罪の立証というだけではなく、魔女の魂の救済を巡る悪魔との闘いの物語として解釈されている。魔女の自白や告発は魔女自身だけでなく、仲間や彼女らによって引き込まれるであろう別の誰かの魂の救済のために必要なものとして表現される。魔女コミサールや裁判従事者はそれらの人々の救済のために、悪魔の奸計を尋問されている魔女に暴露し、また祈りによって魔女を励まし、自白や告発を勧めるのである。ここで描かれている魔女コミサールは、さながら司祭のように振る舞っている。

シュルトハイスの記述の中での魔女コミサールの、聖職者のような振る舞いに関しては、正式な聴罪司祭との軋轢があった可能性がある。前章でも多少述べたところではあるが、刑事裁判においては被告人がしばしば自身の無実を聴罪司祭に訴えたり、それを聞いた聴

¹⁵⁸ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 286f. 略は筆者による。 „die Fraw ist zur bekändtnuß vnd erkändtnuß jhrer Sünden gebracht/ die Fraw hat rew vnd Leibwesen vber jhre Sünde/ die Fraw bedencket das strenge Gericht Gottes/ vnnd das Ewige vrteil/ die Fraw wolte gern jhrer Seelen helffen/ daß die nicht mögte ewig verlohren werden/ [...] solte auch demselben zuglauben sein“.

¹⁵⁹ 本稿第3章第2節(4)、註87、註90などを参照。

¹⁶⁰ Ebd., S. 337, „wann daß der Vatter oder Mutter das Kindt besagt/ so ist ausser allem zweiffel/ das des Vatters oder der Mutter besagung auß sonderlicher erkändtnuß des erschrecklichen Lasters/ vnd begirde dem Kindt/ auß dem standt der ewigen Verdamnuß zuhelffen/ vnd auff den weg der Göttlichen Liebe/ Barmhertzigkeit vnnd gnaden widerumb zubringen/ geschehen sey“.

罪司祭が自白の撤回を勧める様なことがあったとされる¹⁶¹。シュルトハイス自身もそのような聴罪司祭について苦い思いを抱いていたようで、『詳細なる手引き』の第9章においてこれについて論じている。だが、シュルトハイスのテキストに見られる聴罪司祭の記述を確認する前に、他の論者たちが聴罪司祭と裁判についてどのような主張をしているのか、少し見ておこう。

デルリオは、『魔術の探求』の第6巻において聴罪司祭(裁判の場に限らない)のことを取り扱っている。デルリオに拠れば、聴罪司祭には裁判官と医者という2つの役割がある¹⁶²。とりわけ裁判官との関係においてデルリオは、次のような問題があることを報告している。すなわち、しばしば裁判官が聴罪司祭に対して、聴罪司祭が(裁判の時に限らず行われた)被告人の告解の内容を教えるように要求することがあるという¹⁶³。これに対してデルリオは、いかなる犯罪においても告解の秘密は守られねばならず、それはたとえその人の死後であってもそうである、と述べている¹⁶⁴。そしてもし、犯罪に関する事実を聞いたならば、デルリオは個人を特定したりすることのできないような一般的な情報を、与えるようにと勧めている¹⁶⁵。デルリオはここで、聴罪司祭と裁判官の間には、犯罪の訴追と告解の秘密を巡って問題があることを明らかにしているが、彼は聴罪司祭に対して、告解の

¹⁶¹ 第3章第2節(6)の註165を参照。

¹⁶² Delrio, *Disquisitionum Magicarum*, 1599/1600, L. 6, p. 470, „QVVM duplilcem personam great confessarius, iudicis & medici; facilè intelligitur vtriusque munere fungi debere. Iudicis quidem personam sustinet, quando confessiones excipit, tantùm enim Dei vices gerit in ligando & absoluendo, Medici gerit non tum solummodò, sed etiam extra tribunal illud poli, quando consulitur, idque vel à reis, vel à laesis, vel à iustitiae executoribus, & administris, vel denique ab aliis quibuslibet. De duplici hoc officio nun nobis agendum.“

¹⁶³ *ibid.*, L. 6, Cap. 1, §. 2, p. 473, „Hanc sectionem addo, propter quorundam confessariorum simplicitatem, & quorundam Iudicum temeritatem atque malitiam; qui, quantùm possunt conantur ex confessariis, directè, indirectè, tum ant Rei mortè, tum post eam, exculpere; num reus fuerit peccati illius conscius. Adeò vt alicubi audiuerim solitos quodam loco confessarios à iudico post latam sententiam mortis in reum interrogari; sitnè iustè damnarus reus? necne? & religiosos quosdam, eò quòd hanc Iudicum iniquam importunitatem, vt sacrilegam, graui oratione repressissent, imposterum ad reos audiendos vocari desiisse.“

¹⁶⁴ *ibid.*, L. 6, p. 470, „Notandum primò sigillum confessionis vim aequalem habere in omni crimine, etiam maximè enormi; vt in crimine laesae Maiestatis humanae, & haeresis; vnde patet falsum & erroneum esse versiculum illum vulgarem? *Est haeresis crimen, quod nec confessio celat.* Notandum secundò, ex communi sententia, seruandum sigillum, vt ante rei mortem, sic eo mortuo, quia moriendo ius famae suae non amisit: nec confessio eius propterea minùs confessio esse caepit, wàm priùs. Notandum tertio, Doctores quando concedunt veniam detegendi, seu narrandi aliqua accepta in confessione; nunquam loqui de expressione delicti in specie, vel personae nominatione; sed omnes tantum agere, de quandam generali reuelatione delicti, sic facta, vt per eam nequeat ad pesonatum cognitionem deueniri. Notandum 4. aliud esse si agatur de delicto conmittendo, aliud si de iam commisso.“

¹⁶⁵ 直前の註164を参照。

秘密を破った聖職者に対する罰を挙げながら、告解の秘密を守るように厳命している¹⁶⁶。

シュペーが聴罪司祭であったということはよく知られたことである。『刑事的警告』自体が、その経験を基に書かれたとされる。シュペーは同書の第 30 問において「魔女の聴罪司祭」に宛てての教訓を書いている¹⁶⁷。例えば彼が 2 番目に指示しているような内容を見ると、シュルトハイスのテキストの中での「コミサール」の振る舞いと非常によく似ていることがわかるだろう¹⁶⁸。また、彼はしばしば裁判官が詐欺のような手法を用いて自白を行うことを非難し、聖職者は決してこのようなことをしてはならないと述べる¹⁶⁹。しばしば、聴罪司祭が減刑を約束して告解をさせるということが行われていたようである。さらにシュペーは、聖職者が拷問に口出しをするという事態があったと聞いたと報告している¹⁷⁰。

シュペーはさらに、もしある人が無実であるということを知ってしまった場合はどうすればよいかと問いかける¹⁷¹。もしそれを口外すると、告解の秘蹟の秘密を破ることになっ

¹⁶⁶ *ibid.*, L. 6, Cap. 1, §. 2, p. 474, „sacerdos reuelando violans sigilli (quod ex iure diuino positio fluxit) secretum, hodie deponendus, & in carcerem perpetuum monasterij cuiuspiam detrudendus est. *vide Const. Later. c. 2. & c. omnis. de poen. & remiss. & Farin. pract. crim. 1. 51. nu. 93.* aliquando tales iussi fuere à Pontificibus degradari & poena mortis affici, & meritò, exemplum ponit Felicianus. *lib. de degrad. c. 14.*“

¹⁶⁷ Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 30, p. 212, „Quae praecipue documenta Confessariis Sagarum tradenda putemus?“

¹⁶⁸ *ibid.*, Q. 30, p. 215, „DOCUMENTVM II. Confessarij ad carceres destinati postulent inprimis directionem a liberalissimo Patre luminum, commendent deinde ei animas liberatoris nostri sanguine redemptas, agant denique cum reis ipsis suaviter & paterne, vt ad veram eas poenitentiam addicant, seu reas se fassae sint, seu non sint. Nec de hoc vt fateantur eis primum facient mentionem, sed different, & plus in genere ea afforant quae clare contritionis motum possunt.“

¹⁶⁹ *ibid.*, Q. 30, p. 220f., „DOCUMENTVM VI. Etsi amplocteremur sententiam Delrij, docentis, licero Iudici aequiuocatione sermonis, aliove quo dolo bono reos circumscribere: id id tamen fieri à viris spiritualibus nullatenus pemitteremus. Ratio est, ne ministerio eorum, atque ordini inuratur nota, quae non tam facile seculari Iudici ad herescit. Scio contigisse, vt cum Sacerdos quidam Recuipiam aequiuoce promisisset mitigationem supplicij, nex eam deinde consequeretur; ita turbatum esse hac deceptione, vt vix tandem obtineri potuerit, vt ante mortem se extrema expiaret poenitentiae purgatione.“

¹⁷⁰ *ibid.*, Q. 30, p. 220, „DOCUMENTVM VII. Omnino autem dedecet, si viri spirituales, vt nonnullos audio fecisse, suggerant Iudicibus torquendi modos, nisi forte mitiores. Lictorum hoc non Sacerdotum munus est.“

¹⁷¹ *ibid.*, Q. 30, p. 235f., „DOCUMENTVM XVI. Quaeri possit, quid faciat Confessarius, si (quod impossibile non est, vt vide apud Tannerum) ex confessione vel aliunde, cuiuspiam innocentiam cognouerit? An indicabit? Posset, si indicet, periculum enasci reuelandi sacramentalis sigilli, dum scilicet alios quoque audiens, de illis tacetet: nam innueret tacendo, hos igitur non esse qualis prior: Quod si periculum hoc absit, quia V. C. alios non audit, &c. atque etiam putat non frustra apud Iudicem se laboraturum, nex causaturum reo noua tormenta, nex aliud aliquod in commodum secuturum, vt scandalum magnum populi, &c. non video, cur non modo

てしまうと述べる。しかし、シュペーはそれでも、無実の者は助けるべきだと述べる。ただし彼は、その際に決して裁判官と対立したりすることのないよう、また被告人の死後であれ死ぬ前であれ、公にそのようなことを明らかにすることのないようにと忠告している。というのも、それは裁判所や裁判官の名誉を傷つけることであるからである。こうしてシュペーは、もし告解その他の方法である人の無実を知ってしまったなら、それを裁判官に伝えるべきであると結論している。また、シュペーは、もし拷問によって強制されて無実の人を告発してしまったという告解を聞いたらどうするべきか、と問うている¹⁷²。シュペーはこれについては、告発者には撤回の義務があると述べ、たとえそれによって再び拷問にかけられることになろうとも、撤回せねばならないと述べている¹⁷³。

以上見てきたように、聴罪司祭の役割というのは、近世の刑事司法において無視され得ざる仕事だったようである。デルリオが述べているように、聴罪司祭は普段から信徒の罪の告発を聞いており、その中にはしばしば犯罪に関することもあった。近世においてはこのように、聴罪司祭と裁判関係者の間で、職分に関わる問題が起こっていたようである。シュペーの記述からも、聴罪司祭(および聖職者)がしばしば魔女裁判の手に深く関わり得たことは理解できる。特にシュペーは、自身が無実であるという告解や、拷問によって無実の者を告発してしまったという告解を聞いたときにどうすべきか、ということについて論じている。いずれの場合も、魔女裁判の進行に大きく影響を与えかねない重大かつ致命的な情報が、告解によってもたらされる可能性を示している。

では、シュルトハイスはこのような聴罪司祭について何と述べているだろうか。シュ

non possit, sed debeat conari vt subueniat; ita enim charitas iubet, & ita Scriptura: *Erue eos*, inquit, *qui ducuntur ad mortem, & qui trahuntur ad interitum, liberare ne cesses*, Prouerb. 24. II. *Caueat tamen ne innotescat aliis reis, Confessarium pro innocentibus intercedere, ne occasionem sumant hinc sacrilege confitendi, vt ante monui docum. 13. Caueat quoque ne contra Iudices quicquam agat aut dicat, seu ante seu post mortem reorum, quod eos infamet, aut iudicia publica perturbet: Si quid erit, id non apud alios, sed ipsos proferat, & moneat: cum hoc vtique Apostolicos viros non dedecere dicat Apostolus, cum ait: an nescitis quoniam Angelos iudicabimus, quanto magis secularia?* I. Cor. 6.“

¹⁷² *ibid.*, Q. 30, p. 237f., „DOCUMENTVM XVII. Nex minus quaeri possit quid agendum, cum quis alios innocentes denunciauit tormentis coactus? Res intricata: sic tamen dicendum: seu grauiter peccatum sit, siue non sit, quod quis tantis tormentis victus, innocentibus culpam afflauerit; hoc tamen certum est, teneri eum vt id reuouet *quam efficaciter possit*. Cum autem Iudices nihili faciant (Quam recte ipsi viderint, & tu vide infra dub. 40.) reuocationem eam, quae fit à reis post latam sententiam probe mortem; tenebitur vt reuocatio sit efficax, reuocare tempestiuus ante latam sententiam; & hoc quidem iuxta communem sententiam, etsi metuat seu prouideat se ad paenas reuocandum: quia in pari sui & proximi necessitate rationem potius habere debet innocentis cui fecit iniuriam dum eum falsa accusatione inique laesit.“

¹⁷³ 興味深いことに、シュペーはここで、「それ故聴罪司祭は何をしなければならないか」ということについては明言していない。彼は、告発者には撤回する義務があると述べるに留まっている。

ルトハイスは聴罪司祭にも「敬虔で神を恐れる聴罪司祭」と「神を恐れぬ偽善的な聴罪司祭」がいると述べる¹⁷⁴。この「神を恐れぬ偽善的な聴罪司祭」は、シュルトハイスに言わせれば、聴罪司祭自身やその縁者が告発された際に被告人を無実だと主張し、コミサールや裁判関係者たちを「残忍な人々」として中傷する。また、一部の聴罪司祭たちは被告人の表面上の態度に騙されたり、魔女について誤った見解を支持しており、例えば悪魔が無実の者の姿をとってサバトに姿を現すことができると信じている場合があるという¹⁷⁵。こういった聴罪司祭たちによって、一度自白した魔女が撤回するような事態に陥るとシュルトハイスは述べる。また、シュルトハイスが実際にエスターアイデンにおいて魔女裁判を執り行っていた際に、ひとりの表向きは敬虔なある聴罪司祭が告発されたという事例を挙げている。その事例の中で聴罪司祭はコミサールのやり方について、「非常に苛烈に、非キリスト教的に哀れな罪人に対して手続を進めているという風に中傷した」¹⁷⁶。シュルトハイスの想像する魔女の組織にはあらゆる身分、あらゆる立場の人が属しているということは第3章で既に述べたが、聴罪司祭が魔女裁判の進行に影響を及ぼしうる存在であったということがわかる¹⁷⁷。

このような聴罪司祭に対して、シュルトハイスはどのように対処すべきだと述べているだろうか。シュルトハイスは聴罪司祭たちを魔女裁判に関わらせるにあたって、いくつかのことを訓告している。例えば、「もし聴罪司祭が僅かな不信を糺問の故に持ったとしても、彼は魔女たちの傍できわめて小さな事でさえも覚えておかせたり、あるいは聞かせたりしてはならない」と述べる¹⁷⁸。つまり糺問にとって不利な情報を、被尋問者に与えてはならないということである。同様に、聴罪司祭は容易く魔女たちに欺かれて、コミサールや裁判関係者たちに不審の念を抱くかも知れないが、それを公表するべきではないとも明

¹⁷⁴ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 446.

¹⁷⁵ Ebd., S. 446.

¹⁷⁶ Ebd., S. 450, „vnnd gleichwol hat der *Ardentius* nicht allein beydem Gerichtsschreiber angedenter massen/ sonder auch bey andern vornehmen Herrn im Fürstenthumb Paderborn mich *diffamirt*, als wann ich viel zu scharff/ ja vnChristlich gegen die arme Sünder *procedirte*.“

¹⁷⁷ ここで挙げられた事例がどこまで事実であるかは確認しようがないが、少なくともシュルトハイスらコミサールのやり方に批判的な聴罪司祭がいたことは事実である。1676年にアムステルダムで公刊されたヘルマン・レーアの著作の中には、ヴェストファーレン公領の聴罪司祭であったミヒヤエル・シュタツパートの論稿が所収されている。シュタツパートは処刑が確定した人々から聞いたことをまとめているが、この中にシュルトハイスを実名で登場させているどころか、彼が誘導尋問を行ったということを告発している。ミヒヤエル・シュタツパートは1616年頃までヴェストファーレン公領で聴罪司祭を務めていたようである。彼が同地での聴罪司祭を止めた理由は、魔女の疑いがかかったためだとされる。シュルトハイスの述べる事例の聴罪司祭が彼であるのかどうかは不明である。Gawlich, *Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß*, 2009, S. 297-320.

¹⁷⁸ Schultheiß, Instruction, 1634, S. 461, „muß der Beicht Vatter sich bey den Hexen jhm geringsten nicht mercken/ oder vernemmen lassen/ als wann er einiges mißtrawen [...] der *inquisition* halber hette/ dann würde der Priester sich mit dem geringsten wortlein dessen verlautten lassen“.

言している¹⁷⁹。シュルトハイスは、魔女裁判において何らかの不法があったと見うけられた場合は、そのことを統治者に告げるよう指示している。

さらに、「聴罪司祭は捕らわれた魔女についても他の者たちについても、書類も口頭による伝言も、投獄中の魔女たちに渡すべきではない」という訓告からは、シュルトハイスが聴罪司祭が魔女の仲間である可能性を認め、聴罪司祭のことを信用していないということがうかがえる¹⁸⁰。また、もし聴罪司祭自身やその親族が告発されたり逮捕されたり、あるいは有罪であった場合、聴罪司祭を被告人から遠ざけておくこと、被告人が特定の人物を聴罪司祭として希望した場合には注意するように、といったことも指示されている。そして、誰を聴罪司祭として任命するかは「糺問官の鑑定に」従うようにと述べている¹⁸¹。

以上の事から、シュルトハイスが聴罪司祭から、魔女裁判に直接的に干渉できるような影響力を奪おうとしていることが明らかだろう。近世において、外部から魔女裁判への干渉する方法は幾通りか存在した。それは例えば鑑定意見などであり、それがどれほどの影響力を持っていたかは議論の余地があるが、鑑定意見というのは間違いなく外部からの干渉であった。コミサール制度というのは、学識法曹が現地で直接裁判の指揮をするという仕組みによって、このような外部からの影響を排除するという側面もあったが、それでもなお魔女裁判に干渉する方法は残されていた。聴罪司祭というのは、そのような方法のひとつであったと見ることができるだろう。シュルトハイスの記述を見てみると、一方ではコミサールが聴罪司祭のように振る舞い、また他方では聴罪司祭の信用性を低く見積もったり行動を制限したりするなど、聴罪司祭の魔女裁判への影響力を削ごうとしていることがわかる。

(3)小括

以上のように、魂の救済という観点からシュルトハイスの史料を見てみると、いくつかの点を指摘できる。まず、魔女の尋問が、魂を救済したい魔女、救済に責任を持つコミサール、救済を妨げたい悪魔による闘いの構図として理解されているということである。これらのうち、コミサールを含む当局の側が魂の救済について責任を持っているという言説は、近世において進行していた宗派化と国家形成の文脈に合致するものであると言える。

また、魂の救済に関する配慮は、当局の側だけが行うのではなかった。「悔悛」した魔

¹⁷⁹ Ebd., S. 462, „solte der Beicht Vatter einiger *consideration* halber bedenckens haben/ die geklagte beschwernuß den *Commissarien* oder Gerichtspersonen anzuzeigen/ so gebürt jhm doch nicht/ dieselbe zu *diuulgiren*, vnd das Gericht zu *diffamiren*, dan es kan der Beicht Vatter viel so mildt von den Hexen berichtet vnd betrogen seyn.“

¹⁸⁰ Ebd., S. 461, „muß der Beicht Vatter keine schreiben/ keine mündtliche werbung von den verstrickten Hexen/ noch von andern den inhafftirten Hexen zubringen.“

¹⁸¹ Ebd., S. 464, „Es hat sich auch kein Priester darab/ daß er auff der verstrickten begeren/ zu jhnnen nicht wirdt *admittirt*, mit fügen nicht zubeschweren. Dann es können die *Inquisitorn* redliche auch ehrliche vrsache haben“.

女は、自身の魂の救済を求め、また他の魔女の救済をも求めていると考えられたのである。このような認識は、「悔悛」した魔女の告発の信頼性を高めることに繋がっている。それは例えば「悔悛」した魔女が虚偽の告発をするはずがない、という主張や、子供の魂の救済を心配する親による子供への告発は信頼に値する、という主張に繋がっていたのである。同様に、「悔悛」のハードルは告発の撤回を認めるか否かということにも関係している。ここでは、魔女の供述が本当に客観的な事実であるのかどうかは問題とされない。つまり、この理論は、魔女の供述について客観的な事実であるのかということを確認する必要性を薄めているのである。このようにして魂の救済という宗教的要素は明確に魔女裁判の手續に影を落としていると言える。

一方で、シュルトハイスの記述の中ではコミサールと聴罪司祭の関係性についても問題になっている。近世において聴罪司祭は日ごろから信徒たちの告解を聞き届け、その秘密を知る立場にあった。また刑事裁判においては『カロリナ』にも定めてあるように、しばしば処刑される前に聴罪司祭を呼び、有罪とされた者がゆるしの秘蹟を受ける機会を設けることがあった。しかしながら、このような聴罪司祭は魔女裁判において尋問を受けた者や有罪とされた者たちから、無実の訴えや拷問によって告発を強制されたという訴えを聞くことがあったようである。このような場合に、しばしば聴罪司祭が被尋問者に撤回を勧めることによって裁判の進行を滞らせたり、あるいは公的に裁判手續や裁判官を非難したりするという事態が生じ得た。シュルトハイスはこのような事態に対して苦言と訓戒を述べている。このためシュルトハイスは、聴罪司祭の役割をコミサールが果たしていると述べたり、聴罪司祭が魔女の仲間である可能性を示唆したり、実際に聴罪司祭が魔女裁判においてできることを制限するように勧めていた。これらからは、聴罪司祭の持つ魔女裁判への影響力を弱めようという意図が感じられ、近世の魔女裁判における聴罪司祭とコミサールや裁判官との職分をめぐる争いを垣間見ることができる。

第4節 魔女裁判手續における宗教的要素の意義

本章においては魔女裁判手續における宗教的要素を検討した。本章冒頭で述べたように、魔女術や魔女迫害と宗教との関わりを詳細かつ一般的に述べる事は困難であるため、本稿ではシュルトハイスのテキストに沿う形で二点のみを取り挙げて考察したのであるが、これらの論点ではどのような事を取り上げたのか。また、それを通じて魔女裁判について何を明らかにする事ができたのか。最後にまとめてみたい。

まず、近世の魔女裁判において、悪魔の存在というのは非常に大きな意味を持っていた。魔女の魔術は悪魔との契約によって可能となるという理論が主流であったが、この契約は「明示的な契約」と呼ばれ、魔女の自由意志による犯罪であるということをも明らかにしていたため、魔女の責任の重さに関する議論へと繋がっていた。一方で、ボダンやカルプツォフなどは「明示的な契約」と「黙示の契約」とに分けていた。この区分に拠れば、魔女の自由意志に基づかない契約がありえ、そしてそれに基づいて裁かれうるという事になる。

実際にカルプツォフにおいては魔女術罪の犯罪者に対する刑罰に関するひとつの区分となっていた。一方シュルトハイスについてしてみると、魔女が「明示的な契約」を結ぶのはその通りであるが、「黙示の契約」があるとは述べられておらず、またシュルトハイス自身区別していないように見える。

また悪魔に何が可能なのか、ということはすなわち魔女に何が可能なのかということでもあった。これは、魔女術罪において実際に起こりうるものがなにか、という問題でもあったため、魔女の供述の信頼性に大きく影響した。例えばシュルトハイスは悪魔は肉体を持たないが肉体を形成することができ、それ故に魔女と性交することはできるが、魔女を妊娠させることはできないと主張していた。また、ボダンなどは悪魔が魔女を変身させてサバトへと移動させることができるのだと論じていたが、他の悪魔学者たちはそのような移動の仕方を否定していた。また、シュルトハイスは悪魔が幻覚を見せることができるのだということを認めた上で、それによって魔女の供述間の差異を無視しうるのだと述べている。このように、悪魔の能力は魔女の供述が信頼できるのかということに強く関わっていた。

さらに悪魔の存在は、このような証明の点以外でも魔女裁判手続に影響を与えていた。ボダンやシュルトハイスの手続を見ると、悪魔の存在が手続の迅速化に影響していることがわかる。例えばシュルトハイスは、悪魔が透明な姿で尋問の最中に自由に出入りできるのだと述べ、そこで尋問されている魔女に様々働きかけるのだと述べている。また、シュルトハイスのテキストにおいては防御の機会を与えることの危険性がこの悪魔の存在から論じられており、ここでは悪魔が例外的取り扱いの正当化根拠でもあったことがわかる。

続いて魂の救済という論点についてはどのような事が言えるだろうか。シュルトハイスは魔女裁判の遂行を、魂の救済に責任を持つ当局の役割であると考えていた。近世においてはとりわけ宗派化といった議論の中で、当局が人々の霊的な福祉に責任を持つと考えられ、そしてそれを理由として人々の生活へと干渉を進めていくという現象が進行したということが知られている。この流れとシュルトハイスの認識は符合するところがあるが、このような観点からシュルトハイスは、魔女に対して自白をすること、そして仲間を告発することを熱心に勧めたのである。

さらにこの魂の救済は魔女の側においても問題とされ、「悔悛」した魔女は自分の魂が救済されることを求めるため、嘘を言うことがないと考えられた。同じように、例えば「悔悛」した魔女は、自分の子供もまた魔女である場合、自分の子供の魂の救済を求めて、告発することがあるという。シュルトハイスは、このような場合には、告発が信頼に値すると述べている。このように、魂の救済の理論は魔女の供述の信頼性に大きな影響を与えている。

また、シュルトハイスのテキストからは、魔女コミサールと聴罪司祭の関係性についても理解を深めることができる。宗派化の進行と共に、近世においては信徒たちが聴罪司祭へと罪の告解をすることが定められていた。このため聴罪司祭たちは信徒たちの生活にお

いて非常に重要な位置を占めていたのであるが、同時に彼らは刑事司法においてもしばしば大きな役割を担っていた。刑事事件において有責とされた人物が、処刑の前に告解をすることを求め、これに対して聴罪司祭が呼ばれて告解を聴きとどけ、ゆるしの秘蹟を与えるということがあった。これもまた魂の救済のための行為ではあったが、そこにおいて聴罪司祭はしばしば有責とされた人々から、自分が無実である旨や拷問によって無実の人を告発してしまったという告解を聞くことがあったようである。この際に、聴罪司祭が撤回を勧めたり、あるいはそのことを公にして裁判所の名誉を傷つけたりするという事態が生じ得た。とりわけ魔女裁判においては、シュペーのように聴罪司祭を行っていた人物がそのような告解に接して、魔女裁判の手續を非難するということがも起こっていた。

このような聴罪司祭という存在に対して、シュルトハイスは明確な不信感をもって接している。彼は、聴罪司祭にも魔女の仲間がいる可能性や、また聴罪司祭が騙されたり魔女についての誤った考えを持っている可能性を示唆しつつ、聴罪司祭が魔女裁判において被告人に対してできることを制限しようとしている。その一方で、魔女コミサール自身が尋問などの最中に聴罪司祭のような振る舞いをする中で、聴罪司祭の職分を奪っているようにも見られる。このような魔女裁判における聴罪司祭の影響力を減じようという試みの背景には確かにシュペーのような魔女裁判を批判する聴罪司祭たちの存在があったであろうし、彼自身が『詳細なる手引き』の中で、そのような聴罪司祭によって裁判の妨害や中傷を受けてきたということを示している。また、コミサール制という魔女裁判遂行のためのシステムを考えた時に、なるべく外部からの干渉を減らそうと考えたのかも知れない。いずれにせよ、聴罪司祭という存在は、魔女裁判を促進させる立場にとっては、邪魔な存在であったようだ。

本章で検討した以上のようなことを通じて指摘しておきたいのは、悪魔の存在にしても魂の救済にしても、これらは単なる非合理的で顧みるに値しない迷信などではなく、実際に近世の魔女裁判において法的効果を持った問題であり、それ故に近世において重要な論点のひとつであったという事である。シュルトハイスにおいては裁判手續理論の根幹に結びついている重要な要素であったと言える。例えば、目に見えない悪魔が存在し、自由に被逮捕者と接触できるという考えは、被逮捕者に対する隔離と拙速な裁判を正当化した。また「悔悛」した魔女が自分の魂の救済に対して強い怖れを抱いているという考えは、魔女の供述の信憑性を高めることに繋がった。このような事例を考えると、魔女裁判手續を取り扱う上で宗教的な要素や神学的な議論を欠かすことは、全く不可能だと言える。

とりわけシュルトハイスの魔女裁判の手續理論においては、この宗教的要素は手續理論の重要な部分で登場している。魂の救済の理論によって、魔女の供述の真実性を客観的に精査するという本来あるべき証拠調べの手續は歪められてしまった。また悪魔の幻覚を見せる能力によって、証言の矛盾が無視されてしまった。これらの点が正しく吟味されていたならば、あるいは魔女裁判の手續は直ちに終了していた可能性がある。このように宗教

的な要素は裁判手続の肝心な部分を歪め、そのことが致命的な結果に繋がり得たということと言える。繰り返しになるが、魔女裁判を手続理論的な視点から見際には、その手続がどのような宗教的観念の影響を受け、それによってどのような手続に影響がでているのかということに着目する必要があるのである。

第1節 学識法曹としてのシュルトハイスの立ち位置

本稿の目的を再度確認しておこう。序論において示した本稿の目的は、魔女裁判を推進する側の学識法曹の主張を分析し、当時の状況や批判との関係の中に位置づけることで、魔女迫害における学識法曹の存在を評価し、そして従来の魔女迫害とは異なる一面を提示することであった。これまでの考察によって、この目的がどのように果たされ、またどのような問題が残されているのかを、ここで述べておきたい。

魔女迫害を推進する側の学識法曹の一人であるハインリヒ・フォン・シュルトハイスの手続理論の特徴として、本稿では例外犯罪論、組織犯罪性、宗教的な要素の三点を取り挙げた。これらを分析の軸として、近世における悪魔学者、魔女裁判反対論者、刑事法学者による著作を参照しつつ、シュルトハイスの位置づけを明らかにした。

例外犯罪論については、近世において他の一般的な犯罪とは異なる取り扱いをしよう、あるいはするべきだと考えられた犯罪類型が存在したこと、そしてそこに魔女術罪が含まれることはすでに魔女研究者や法制史家によって指摘されていた。しかして、その具体的な法的効果について、本稿ではシュルトハイスのテキストに沿いながら、体系的に論じることができたと思う。例外犯罪論は大きく分けて刑罰・処置に関する例外と手続に関する例外、裁判権に関する例外が想定されたが、このうち裁判権に関する例外は近世において、少なくとも魔女術罪と関係する形では、議論されてはいなかった。刑罰・処置に関する例外については死刑と財産没収の併科の可能性を取り挙げたが、これは元々「大逆罪」の場合に科されていた刑罰であった。これについて刑事法学者たちは財産没収の併科には消極的であったし、悪魔学者たちの間でも議論があった。手続に関する例外としては、被告人の持つ防御の権利を制限できる可能性と、拷問及び証人適格に関する例外的取り扱いの可能性が存在した。前者については、刑事法学者や魔女裁判の批判者は例外犯罪においてもそのような権利(「手続の中核領域」)¹が守られなければならないという意識があったのに対して、被告人の防御の権利に制限を加えようという主張もあった。後者については、拷問の回数や程度、拷問特権に関しての例外的取り扱いや、通常は証人適格のない証人を許容することなどが、刑事法学者たちにおいても主張されていた。

シュルトハイスはこのような例外犯罪論の中でも、最も魔女に対して厳しい立場をとっている。魔女に対する火刑と財産没収の併科を可能であるとし、さらに証人適格による制限を可能な限り緩めている。拷問の回数に関しても、例外犯罪論を引き合いには出さないものの、刑事法学者たちの認める最大限の回数(3回)を認めている。加えてシュルトハイスは被告人の防御の権利さえ、制限することを認めているのである。これには、シュルトハイスが魔女術罪を大逆罪や異端に比べても重い犯罪であると考えていたことが影響していた。

第2章で確認したように、例外犯罪論によって手続のどの部分が例外的取り扱いをされるのかという大枠については大部分合意があり、共有されていたと見ることができる。しかしながら、そもそも例外犯罪論とは、例外犯罪とされた犯罪の際に「必ず」例外

¹ マイホルト「例外犯罪」2011年、136頁。

的取り扱いをしなければならないという議論ではなく、飽くまでも例外的取り扱いを「できる」という議論であった。このことから、魔女裁判においてどの点で例外的取り扱いをするかという決定次第では、通常の手続とあまり変わらない手続で進められることもあれば、被告人にとって致命的なまでに不利になる場合もあり得た。この例外犯罪論を用いながら、被告人にとって致命的なまでに不利になった例が、シュルトハイスの理論だと述べる事ができる。

組織犯罪性については、どのようなことが言えるだろうか。近世において魔女は集団としてイメージされており、それを象徴するのが「サバト」の観念であった。従来の研究においてこの組織は、単純な悪魔と魔女との結びつきを基本として、現実を反転させたようなものであると見なされていたが、近年の研究においては社会的現実を反映した複雑な構造の組織であると考えられるようになってきている。とりわけシュルトハイスのイメージでは師弟関係や交友関係、血縁関係によって結びつき、またあらゆる身分や階層の人々を含む組織として観念されている。この魔女の組織の想定は、尋問の目的を、尋問されている当人の罪状について確認するという点よりも、その仲間をあぶり出すという点に集中させるという影響を持った。

また、この組織性という問題を考えるときに、近世の刑事法手続においては共犯者の告発を信頼することができるのか、ということが論点となっていた。特に魔女裁判の場合、仲間(共犯者)である魔女の告発を証拠として認めるか、またはどの程度の重要性を持った証拠として考えるのかという点は、裁判を拡大させる上で大きな問題であった。魔女裁判への反対者たちはこのような告発の価値を認めなかったり、信頼できないとする立場を採っていたが、刑事法学者たちは例外犯罪において共犯者の告発を徴表として認めるという立場を採っていた。また、そのような告発が二人以上によって証明されたなら、拷問へと手続を進めうるというのが刑事法学上のスタンダードな立場だったようだ。

これについてシュルトハイスもまた、具体的な状況に応じて告発の評価自体は変化するが、そのような共犯者の告発を認めている。また、一人の告発のみで拷問へ進みうると論じたボダンほど過激ではないが、一人の告発と他の徴表によって拷問に進みうると述べており、徴表が必ず二人以上によって証明されなければならないという刑事法学上の原則と比較すると、やや魔女にとって不利な主張を行っていることがわかる。

また、共犯者とされる魔女が処刑の前に告発を撤回した場合についても問題とされた。通常は自白の撤回とは、当人の罪状認否が念頭にあったようであるが、魔女裁判の場合はそれと共にその魔女が処刑の前に、ある人物に対する共犯者であるという告発を取り下げることがも問題であった。これについては、悪魔学者と魔女裁判の反対者として立場は正反対であった。つまり、前者は撤回を認めず、後者は撤回を認める立場であった。刑事法学者は、無視しうるという立場も、鑑定意見を待つべきという慎重派もいた。

シュルトハイスは原則的に撤回を認める立場を採っているが、しかしその際の判断基準として「悔悛」の有無を挙げている。これは当時しばしば用いられた基準ではあるが、シュルトハイスの場合は「悔悛」の基準を満たしているかどうか判断するのが、一体誰なのかという点が明瞭ではなく、魔女コミサールが判断し得た可能性がある。仮にそうであるとすれば、シュルトハイスの基準は極めて恣意的な手続になりうる可能性を秘めていると言える。

魔女裁判手続と、魔女術罪の宗教的要素とはどのような関係にあったと言えるだろうか。魔女術罪の宗教的要素は、法制史家を魔女研究から遠ざけていた原因の一つであった。しかし、本稿で明らかにしたように、魔女裁判においてはこの宗教的要素は荒唐無稽な妄想としてではなく、明確に手続において影響を与える要素であった。第4章では、シュルトハイスの記述に沿う形で悪魔の存在と魂の救済という二点のみを取り扱った。

悪魔の存在は魔女術罪において重要な要素であったのみならず、魔女裁判の手続にも影響を与えていた。魔女は悪魔と契約を結ぶことによって様々な超自然的な現象を引き起こせると考えられていたが、その魔女にできることというのは、悪魔にできることと関連があった。悪魔との性交や魔女の飛行など、シュルトハイスの記述は概ね他の悪魔学者たちと意見を同じくしていた。さらに、シュルトハイスは悪魔が幻覚を見せることができるということから、魔女の供述の間の差異を無視することができると主張している。これらの悪魔にできることについての議論は、魔女の供述の内容を信頼することができるのかという点に関連していた。

一方で悪魔の存在はしばしば裁判の迅速化の主張の根拠でもあった。つまり、目に見えない悪魔が尋問部屋や牢に自由に出入りして、魔女に入れ知恵をしたり、あるいはまだ捕まっていない魔女たちに情報を与えたりすると考えられた。これに対抗するために裁判を迅速に行うというのはボダンなどの主張にも見られるが、シュルトハイスにおいては悪魔の存在は防御の機会を制限するという例外的取り扱いの正当化根拠ともなっている。

当局の側に臣民の魂の救済への配慮が必要であるという主張は、近世の宗派化の流れと合致するものであったが、シュルトハイスにおいては自白と告発を被尋問者に強く勧めるという態度へと結びついた。また、「悔悛」した魔女が自身の魂の救済を気にかけるのだという理論は、「悔悛」した魔女の告発の信頼性を高め、他方で魔女の供述内容を客観的に調査する必要性を下げたままにしていた。このように、魔女術罪の宗教的要素は魔女裁判の手続上の要点に作用して、求められていた手続的保障や証明のハードルなどを無効化してしまっているのである。

以上の各章における考察結果から、シュルトハイスをどのように評価できるだろうか。まず全体的に見て、シュルトハイスが当時の刑事法学者の理論から大きく外れている部分は、それほど多くないということが言える。とりわけ例外犯罪論と組織犯罪性をめぐる議論において彼は、当時の刑事法学者たちと議論の枠組みを共有していたか、あるいはその延長線上で議論を展開していた。しかしながら、彼は刑事法学や批判を意識しながらも、ほとんど全ての論点において、常に魔女にとって極めて不利な結論を導き出している。つまり、彼は魔女迫害者として、その刑事法学の知識を最大限に活用しているのである。

ただし、例外犯罪論における防御の機会の制限や、告発の信憑性を論じる上での「悔悛」というハードルについては、彼は当時の刑事法学の議論に完全に反しているか、あるいはそれを越えた議論を展開している。この点においては、ボダンやデルリオなど他の悪魔学者たちからの影響が大きく見られる点であるが、シュルトハイスの場合、これらをさらに具体的に法的手続の中に組み込んでいる。そしてこれらの近世刑事法学の枠組みを大きく超える諸点は、悪魔の存在や魂の救済といった、魔女術罪の宗教的な特殊性から導き出されている。

タナーに対する論駁においてもそうであったように、シュルトハイスは魔女を訴追する際に有利な手続に関する議論では法学的な論拠も提示しつつ議論することが多いが、それによる危険性を回避するという方法においてはしばしば宗教的な手段や理論か、あるいは慎重さという言葉で説明することが多い。手続的保障が無視された部分を、しばしば「神による助け」や「神の意志」、「祈り」といった論理が補っているのである。明らかに彼の理論においては、刑事法学者たちの議論に比べて、このような要素の比重が増している。この点が、彼と刑事法学者たちの思考や理論を大きく分けているように思われる。

もちろん、シュルトハイスは魔女裁判に関わった学識法曹たちの中でも、魔女裁判を推進する側に属するひとりの学識法曹に過ぎない。よって、シュルトハイスに対する評価を直ちに学識法曹全体に普遍化することはできない。とはいえ、シュルトハイスは、魔女研究の最初期において論じられていたような金銭欲に取り憑かれたような迫害者でも、また近年の魔女研究において言われるような法学的議論によって魔女裁判を食い止める合理主義者でもなく、法学のみならず神学や悪魔学の知識も動員しながら魔女迫害を理論づけていく、魔女裁判の専門家としての姿を見せてくれる。このような人々の手によって近世の魔女裁判は、飽くまでも基本的には近世刑事法学の理論的枠組みに従いつつ、しかし時折宗教的な要素によってその手続的な要点を滑らされながら展開していったと考えることができるのである。

シュルトハイスの学識法曹としての立ち位置をまとめると次のようになる。シュルトハイスは大部分近世刑事法学の枠の中にありながら、魔女に対して最も厳しい立場を採り続けたということは論じたとおりである。そしてまた、彼は悪魔学者から影響や魔女裁判に対する批判を受け取りつつ、魔女迫害を理論づけていったのである。本稿で論じたような事はいずれも、つまり例外犯罪性や組織犯罪性についても、魔女術における宗教的要素についても、従来の研究においては既に知られていた事柄ではあった。しかしながら、それを魔女迫害を推進する学識法曹の視点から眺めてみたとき、それらが確かに魔女裁判の大規模化に繋がるひとつの理論的背景となっていたことを、本稿では明らかにできたと思う。

第2節 残された課題と今後の展望

以上の事が、本稿における検討を通じて得られた成果である。しかしながら、本稿においては紙幅の都合や筆者の能力の限界から、検討をあきらめた論点が存在する。最後にこれら残された課題を挙げながら、本研究がいかなる研究へと発展しうるか、その可能性を提示したい。

まず本稿では、序論で示したような研究状況もあり、学識法曹というテーマから魔女迫害を見てみると、いかなる魔女迫害像が浮かび上がってくるのかということ念頭に叙述を進めた。それはシュルトハイスという魔女迫害を推し進めた一人の学識法曹を例として挙げることで上に挙げたような成果を出したものの、しかしながら近世において魔女迫害に関与した学識法曹は極めて多く、それに関して彼らが出版した論稿(裁判記録や鑑定意見ではなく)も、非常に多い。その多くは一部が研究者によって史料編に載せられたり²、

² Hansen, Franck, Quellen und Untersuchungen zur Geschichte des Hexenwahns und der Hexenverfolgung im Mittelalter, 1901; Behringer, Hexen und Hexenprozesse in Deutschland, 1988.

研究において言及されたりしている。これら全てを確認するには膨大な時間と労力が必要となるが、幾人かの著名な学識法曹や悪魔学者については、シュルトハイスその他の主張と比較検討し、またその人物の背景などとあわせて考察することで、より興味深い考察が行えるだろう。さしあたっては、ゲーデルマン『法的に認められ、裁かれるべき魔術師、毒使い、魔女についての論文』(1592年)やパウル・ライマン³『道徳神学』(1625年)といった人物の名を挙げることができるだろう。

また、大きな前提として本研究はシュルトハイスのテキストを基にした魔女裁判の手続理論研究である。シュルトハイスのテキストと実際の魔女裁判との関係性については既に第1章において説明したところであるが、シュルトハイスがここで述べられた手続と全く同じことを実務において行っていたかどうかは、本稿においては検討の対象外となっている⁴。一方で手続理論の解明は、実務における判断と対照されることによって、その意義がより明確になる。言い換えれば、手続や理論において主流となっている主張に対して、具体的な裁判においてどのような判断が下っているのかという比較検討を通じて、鑑定意見や、ひいては学識法曹たちの魔女裁判への影響力の程度を測ることができる。本研究はこのように、実務記録の精査を行った研究によってバランスをとる必要があるのであるが、そのような実務記録に関する研究は現在、多くの魔女研究者によって関心を寄せられ、研究が蓄積されている分野である⁵。ヴェストファーレン公領やケルン選帝侯領についても、本稿第1章で取り挙げたような地域研究が存在するため、これらの研究成果や用いられている史料との比較検討によって、シュルトハイスの手続理論研究の意味はより明確になるだろう。

これに対して、魔女裁判を含めた近世刑事司法についての詳しい法史的研究は犯罪史研究と共に盛り上がったが⁶、本稿で行ったような個別の近世刑事法学者の議論を丁寧に精査するような研究はまだ少ないように思える。なかでも本稿を執筆するにあたり、大逆罪など犯罪類型をテーマ化して丁寧に法学者たちの見解を追うような研究が管見の限りではほとんどなかった。本稿第2章で取り扱ったように、魔女術罪に関する議論は、例外犯罪の筆頭であるところの大逆罪に関する法手続をめぐる議論とかなり接近しているため、魔女術罪の研究を進めるためにも、大逆罪に関する議論を把握する必要性は大いにあるだろう。そしてこのことは、魔女術罪における理論の研究が他の犯罪や、より広く刑事司法全般の研究へフィードバック可能であることを示している。これはマイホルトが既に

³ パウル・ライマン(1575年-1635年)については以下を参照。Heinrich Bacht, Art. Laymann, Paul (<https://www.historicum.net/de/themen/hexenforschung/lexikon/personen/artikel/laymann-paul/> 閲覧日 2018年12月24日)

⁴ 本稿第1章第2節(2)を参照。

⁵ 本稿において取り挙げたローレンツ、ツァゴラ、ザウター以外にも、以下のような文献が実務記録を史料として研究している。Hauer, Hexenprozesse an der Ludoviciana, 2016; Gerst, Hexenverfolgung als juristischer Prozess, 2012.

⁶ 池田「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と『公的刑法の成立』」2005年。

試みていることであるが⁷、未だ取り扱われていない問題も多く、研究の余地のある領域であると言える。

⁷ Maihold, Die Bildnis- und Leichnamsstrafen im Kontext der Lehre von den crimina excepta, 2013.

参考文献一覧

○史料

- Anonym (Cornelius Pieler), *Malleus Judicum. Das ist Gestzhammer der vnbarhertzigen Hexenrichter[...]*, Nürnberg ca. 1628.
- Wolfgang Behringer, *Hexen und Hexenprozesse in Deutschland*, München 1988.
- Peter Binsfeld, *Tractatus de Confessionibus Maleficorum et Sagarum recognitus et auctus. An, et quanta fides iis adhibenda sit*, Trier 1589.
- Peter Binsfeld, *Tractat von Bekanntnuß der Zauberer und Hexen[...]*, München 1591.
- Marcus Antonius Blancus, *Tractatus de Indiciis Homicidii ex Proposito Commissi, et de Alijs Indicijs Homicidij et Furti, Venetiis* 1546.
- Jean Bodin, *De la demonomanie des sorciers*, Paris 1580.
- Jean Bodin, *De Daemonomania Magorum*, Straßburg 1581.
- Jean Bodin, Randy Scott(trans.), *On the Demon-Mania of Witches*, Toronto 2001.
- Christoph Andreas Blumblacher, *Commentarius in Kayser Carl des Fünften peinliche Hals-Gerichts-Ordnung*, Salzburg 1670, Goldbach 1996.
- Johannes Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu, in gratiam illorum, qui causas criminales tractant, olim conscriptus, postea emendatus et plurimum auctus jam nona vice in lucern editus*, Frankfurt a.M. 1648.
- Benedict Carpzov, *Practica Nova Imperialis Saxonica Rerum Criminalium[...]*, pars. 1, Wittenberg 1670; pars. 2, Wittenberg 1670; pars. 3, Wittenberg 1670.
- Benedict Carpzov, Dietlich Oehler(übertragen von), *Strafrecht nach neuer Kurfürstlich-Sächsischer Praxis. 1. Teil, Davon die Tötungsdelikte die den allgemeinen Teil enthalten, aus der ersten Auflage von 1635 und der vorletzten Auflage von 1739*, Goldbach 2000.
- Franciscus Casonus, *Tractus de indiciis et tortura*, Venetia 1557.
- Daniel Clasen, *Comentarius in Constitutiones Criminales Caroli V.*, Frankfurt a.M. 1685, Goldbach 1999.
- Jurius Clarus, *Opera Omnia, Siue Practica Criminalis Cum doctissimis Additionibvs Perillustrium Iurisconsultorum [...]*, Venetia 1640.
- Martin Delrio, *Disquisitionum Magicarum Libri Sex*, Louvain 1599/1600.
- Prospero Farinacius, *Praxis et theoricæ criminalis*, Frankfurt a.M. 1606.
- Prospero Farinacius, *De Testibus*, Frankfurt a.M. 1602.
- Aemilius Friedberg(Ed.), *Corpus Iuris Canonici*, pars. 1, *Decretum Magistri Gratiani*, Graz 1959; pars. 2, *Decretalium Collectiones*, Graz 1959.
- Antonius Gomezius, *Commentariorum variarumque resolutionum juris civilis communis et regii*, Venetia 1572.

- Joseph Hansen, Johannes Franck, Quellen und Untersuchungen zur Geschichte des Hexenwahns und der Hexenverfolgung im Mittelalter: Mit einer Untersuchung der Geschichte des Wortes Hexe, Bonn 1901.
- Heinrich Kramer(Institoris), Wolfgang Behringer, Günter Jerouschek, Werner Tshacher(übertragen von), Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum Kommentierte Neuübersetzung, München 2003.
- Paul Krüger, Theodor Mommsen(Hrsg.), Corpus Iuris Civilis, Vol. 1, Institutiones, Digesta, Berlin 1954.
- Paul Krüger(Hrsg.), Corpus Iuris Civilis, Vol. 2, Codex Iustinianus, Berlin 1954.
- Henry Charles Lea(Ed.), Materials Towards a History of Witchcraft, New York 1939.
- Leonardus Lessius, De iustitia et jure [...], L. 4, Antwerp 1621.
- Brian Levack(Ed.), The Witchcraft Sourcebook, New York 2004.
- Hermann Löher, Hochnötige Unterthanige Wemütige Klage der Frommen Unschültigen, Amsterdam 1676.
- Sönke Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß: Dargestellt am Beispiel der Juristenfakultäten Rostock und Greifswald (1570/82-1630), II, 1, Die Quellen: Die Hexenprozesse in den Rostocker Spruchakten von 1570 bis 1630, Frankfurt a.M. 1983.
- Sönke Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß: Dargestellt am Beispiel der Juristenfakultäten Rostock und Greifswald (1570/82-1630), II, 2, Die Quellen: Die Hexenprozesse in den Greifswalder Spruchakten von 1582 bis 1630, Frankfurt a.M. 1983.
- Friedrich Martini, De Iure Censuum, Freiburg i.B. 1604.
- Gustav Radbruch(Hrsg.), Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. von 1532(Carolina), Stuttgart 1967.
- Rudolf Schöll, Wilhelm Kroll(Hrsg.), Corpus Iuris Civilis, Vol. 3, Novellae, Berlin 1954.
- Friedrich Christian Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), Stuttgart 2000.
- Heinrich von Schultheiß, Eine Außführliche Instruction Wie in Inquisition Sachen des grewlichen Lasters der Zauberey gegen Die Zaubere der Göttlichen Majestät vnd der Christenheit Feinde ohn gefahr der Unschüldigen zuprocediren, Köln 1634.
- Johann Josef Scotti, Sammlung der Gesetze und Verordnungen, welche in dem vormaligen Churfürstenthum Cöln (im rheinischen Erzstifte Cöln, im Herzogthum Westphalen und im Veste Recklinghausen) über Gegenstände der Landeshoheit, Verfassung, Verwaltung und Rechtspflege ergangen sind : vom Jahre 1463 bis zum

- Eintritt der Königl. Preußischen Regierungen im Jahre 1816, Abt.1 in Teil. 2, Düsseldorf 1831.
- Johann Suibert Seibertz, Urkundenbuch zur Landes- und Rechtsgeschichte des Herzogthums Westfalen / 3 1400-1800, Arnsberg 1854.
- Wolfgang Sellert, Hinrich Rüping, Studien- und Quellenbuch zur Geschichte der deutschen Strafrechtspflege Bd. 1, Von den Anfängen bis zur Aufklärung, Darmstadt 1989.
- Friedrich von Spee, *Cautio Criminalis*, Paderborn 1631.
- Friedrich von Spee, Joachim-Friedrich Ritter(übertragen von), *Cautio Criminalis oder Rechtliches Bedenken wegen der Hexenprozesse*, München 2003.
- Friedrich Spee von Langenfeld, Marcus Hellyer(trans.), *Cautio Criminalis, or a Book on Witch Trials*, Versinia 2003.
- Jakob Sprenger, Heinrich Institoris, *Der Hexenhammer*, Wien 1500.
- Jakob Sprenger and Heinrich Institoris, Montague Summers(trans.), *The Malleus Maleficarum of Heinrich Kramer and James Sprenger*, New York 2012.
- Johann Weyer, *De praestigiis daemonvm, et incantationibus ac ueneficijs Libri sex*, Basel 1568.
- Johann Weyer, Geoge Mora(Ed.), *Witches, Devils, and Doctors in the Renaissance*, Arizona 1998.
- Hermann von Wied, *Des Ertzstifts Cöln Reformation, Dere weltlicher Gericht, Rechts/ vnd Pollucey[...]*, Köln 1538.
- Karl Zeumer(Hrsg.), *Die Goldene Bulle Kaiser Karls VI*, Hildesheim 1972.
- 石井三記、福田真希(共訳)「ベッカリーア『犯罪と刑罰』第五版(一)(二)(三・完)」『名古屋大学法政論集』第228号、2008年、367-393頁；『名古屋大学法政論集』第229号、2009年、221-248頁；『名古屋大学法政論集』第231号、2009年、231-269頁。
- 上口裕『近世ドイツの刑事訴訟』成文堂、2012年。
- 上口裕「翻訳 カール5世刑事裁判令(1532年)試訳(1)(2)(3・完)」『南山法学』37巻1・2号、2014年、149-200頁；『南山法学』37巻3・4号、2014年、299-348頁；『南山法学』38巻1号、2014年、243-288頁。
- 田中雅志編『原典資料で読む西洋悪魔学の歴史 魔女の誕生と衰退』三交社、2008年。
- 埴浩「〈資料〉カルル五世刑事裁判令(カロリナ)」『神戸法学雑誌』18巻、1968年、210-299頁。
- 埴浩『フランス・ドイツ刑事法史』信山社、1992年。
- チェーザレ・ベッカリーア(小谷眞男訳)『犯罪と刑罰』東京大学出版会、2011年。
- 宮下志朗他編訳『フランス・ルネサンス文学集1 学問と信仰と』白水社、2015年。

○二次文献

- Robert Auty, Robert Henri Bautier, Norbert Angermann(Hrsg.), Lexikon des Mittelalters, 1980-1999.
- Ingrid Ahrendt-Schulte, Weise Frauen- böse Weiber. Die Geschichte der Hexen in der Frühen Neuzeit, Freiburg i.B. 1994.
- Ingrid Ahrendt-Schulte, Dieter Bauer, Sönke Lorenz, Jürgen Michael Schmidt(Hrsg.), Geschlecht, Magie und Hexenverfolgung, Bielefeld 2002.
- Ingrid Ahrendt-Schulte, Die Zaubereischen und ihre Trommelschläger:
Geschlechtsspezifische Zuschreibungsmauster in lippischen Hexenprozessen, in:
Ingrid Ahrendt-Schulte, Dieter Bauer, Sönke Lorenz, Jürgen Michael Schmidt(Hrsg.),
Geschlecht, Magie und Hexenverfolgung, Bielefeld 2002, S. 123-131.
- Kurt Baschwitz, Hexen und Hexenprozesse, München 1963.
- Christopher Baxter, Jean Bodin's De la demonomanie des sorciers: The logic of persecution, in: Sydney Anglo (Hrsg.), The damned Art, London 1977, S. 76- 105.
- Thomas Paul Becker, Hexenverfolgung in Kurköln :Kritische Anmerkungen zu Gerhard Schormanns „Krieg gegen die Hexen“, in: Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein 195, 1992, S. 204-214.
- Thomas Paul Becker, Krämer, Kriecher, Kommissare. Dezentralisierung als Mittel kurkölnischer Herrschaftspraxis in Hexereiangelegenheiten, in: Rita Voltmer(Hrsg.), Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis, Trier 2005, S. 183-204.
- Wolfgang Behringer, Hexenverfolgung in Bayern. Volksmagie, Glaubenseifer und Staatsräson in der Frühen Neuzeit, München 1988.
- Wolfgang Behringer, Erträge und Perspektiven der Hexenforschung, in: Historische Zeitschrift, Bd. 249, 1989, S. 619-640.
- Wolfgang Behringer, Mörder, Diebe, Ehebrecher, Verbrechen und Strafen in Kurbayern vom 16. bis 18. Jahrhundert, in: Richard Van Dülmen(Hrsg.), Verbrechen, Strafen und soziale Kontrolle, Frankfurt a.M. 1990, S. 85-132.
- Wolfgang Behringer, Von Adam Tanner zu Friedrich Spee. Die Entwicklung einer Argumentationsstrategie (1590-1630) vor dem Hintergrund zeitgenössischer gesellschaftlicher Konflikte, in: Geist und Leben. Zeitschrift für christliche Spiritualität, Nr. 65, 1992, S. 105-121.
- Wolfgang Behringer, Geschichte der Hexenforschung, in: Sönke Lorenz(Hrsg.), Wider Alle Hexerei und Teufelswerk, Tübingen 2004, S. 485- 668.
- Wolfgang Behringer, Witches and Witch-Hunts: A Global History, Cambridge 2004.
- Wolfgang Behringer, Sönke Lorenz, Dieter R. Bauer(Hrsg.), Späte Hexenprozesse: Der Umgang der Augklärung mit dem Irrationalen, Tübingen 2016.

- Wolfgang Behringer, Claudia Opitz-Belakhal(Hrsg.), Hexenkinder – Kinderbanden – Straßenkinder, Tübingen 2016.
- Elisabeth Biesel, Hexenjustiz, Volksmagie und soziale Konflikte im lothringischen Raum, Trier 1997.
- Andreas Blauert, Frühe Hexenverfolgungen. Ketzer-, Zauberei- und Hexen-Prozesse des 15. Jahrhunderts, Hamburg 1989.
- Andreas Blauert, Gerd Schwerhoff(Hrsg.), Kriminaltätsgeschichte: Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der Vormoderne, Konstanz 2000.
- Robin Briggs, Witches and Neighbors. The Social and Cultural Context of European Witchcraft, Oxford 1996.
- Hans Peter Broedel, The Malleus Maleficarum and the Construction of Witchcraft, Manchester 2003.
- Michael Buchberger, Walter Kasper(Hrsg.), Lexikon für Theologie und Kirche, 3. Aufl., 1993.
- Stuart Clark, Thinking with Demons: The Idea of Witchcraft in Early Modern Europe, New York 1997.
- Norman Cohn, Europe's Inner Demons, London 1975.
- Horst Conrad, „Splendor Familiae.“ Generationsdisziplin und Politik bei der Familie von Fürstenberg. Eine Skizze, in: SüdWestfalen Archiv, Nr. 6, 2006, S. 105-126.
- Uwe Danker, Die Geschichte der Räuber und Gauner, Düsseldorf Zürich 2001.
- Rainer Decker, Die Hexenverfolgungen im Hochstift Paderborn, in: Westfälische Zeitschrift, Bd. 128, 1978, S. 315-356.
- Rainer Decker, Die Hexenverfolgungen im Herzogtum Westfalen, in: Westfälische Zeitschrift, Bd. 131/132, 1981/1982, S. 339-377.
- Rainer Decker, Die Hexen-Richter Dr. Heinrich von Schultheiß (ca. 1580-1646) aus Scharmede, in: Detlef Grothmann, 750 Jahre Salzkotten: Geschichte einer westfälischen Stadt / 2., Paderborn 1996, S. 1045-1070.
- Etienne Delcambre, „Les Procès de sorcellerie en Lorraine: Psychologie des juges.“, Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis, 21, 1953, pp. 389-419.
- Etienne Delcambre, Witchcraft Trials in Lorraine: Psychology of the Judges, in: William E. Monter(Ed.), European witchcraft, New York 1969, pp. 88-94.
- Johannes Dillinger, Thomas Fritz, Wolfgang Mährle, Zum Feuer verdammt. Die Hexenverfolgungen in der Grafschaft Hohenberg, der Reichsstadt Reutlingen und der Fürstpropstei Ellwangen, Stuttgart 1998.
- Johannes Dillinger, Böse Leute: Hexenverfolgungen in Schwäbisch-Osterreich und Kurtrier im Vergleich, Trier 1999.

- Johannes Dillinger, Friedrich Spee und Adam Tanner: Zwei Gegner der Hexenprozesse aus dem Jesuitenorden, in: Spee Jahrbuch, Bd. 7, 2000, S. 31-58.
- Johannes Dillinger, Das magische Gericht. Religion, Magie und Ideologie, in: Herbert Eiden, Rita Voltmer (Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, Trier 2003, S. 57-88.
- Johannes Dillinger, Terrorists and Witches: Popular Ideas of Evil in the Early Modern Period, in: History of European Ideas, Bd. 30, 2004, S. 167-182.
- Johannes Dillinger, Hexen und Magie: Eine historische Einführung, Frankfurt a.M. 2007.
- Johannes Dillinger, Hexerei und entstehende Staatlichkeit, in: Johannes Dillinger(Hrsg.), Hexenprozess und Staatsbildung, Bielefeld 2008, S. 1-24.
- Johannes Dillinger, Jürgen Michael Schmidt, Dieter Bauer(Hrsg.), Hexenprozess und Staatsbildung/Witch-Trials and State-Building, Bielefeld 2008.
- Johannes Dillinger, Laura Stokes(trans.), "Evil People": A Comparative Study of Witch Hunts in Swabian Austria and the Electorate of Trier, Charlottesville 2009.
- Richard van Dülmen, Imaginationen des Teuflischen: Nächtliche Zusammenkünfte, Hexentänze, Teufelssabbate, in: Richard van Dülmen(Hrsg.), Hexenwelten, Frankfurt a.M. 1987, S. 94-130.
- Barbara Ehrenreich & Deirdre English, Witches, Midwives, and Nurses, London 1976.
- Jaana Eichhorn, Geschichtswissenschaft zwischen Tradition und Innovation: Diskurse, Institutionen und Machtstrukturen der bundesdeutschen Frühneuzeitforschung, Freiburg i.B. 2003.
- Herbert Eiden, Rita Voltmer(Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, Trier 2002.
- Franz Reiner Erkens, Wilhelm Janssen, Das Erzstift Köln im geschichtlichen Überblick, in: Nordrhein-Westfälisches Hauptstaatsarchiv(Hrsg.), Kurköln, Land unter dem Krummstab, Kevelar 1985, S.19-42.
- Adhémar Esmein, Histoire de la procedure inquisitoriale depuis le 13e siècle jusqu'à nos jours, 1978 Paris.
- Edda Fischer, Die "Disquisitionum magicarum libri sex" von Martin Delrio als gegenreformatorische Exempelquelle, Frankfurt a.M. 1975.
- Andreas Flurschütz da Cruz, Hexenbrenner, Seelenretter: Fürstbischof Julius Echter von Mespelbrunn(1573-1617) und die Hexenverfolgungen im Hochstift Würzburg, Tübingen 2017.
- Gunter Franz, Der Malleus Judicum, Das ist: Gesetzhammer der unbarmhertzigsten Hexenrichter von Cornelius Pleier im Vergleich mit Friedrich Spees Cautio Criminalis, in: Hartmut Lehmann, Otto Ulbricht, Vom Unfug des Hexen-Prozess:

- Gegner der Hexenverfolgungen von Johann Weyer bis Friedrich Spee, Wiesbaden 1992, S. 199-222.
- Gunter Franz, Franz Irsigler, Elisabeth Biesel(Hrsg.), Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar, Trier 1996.
- Gunther Franz, Franz Irsigler (Hrsg.), Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung, Trier 1998.
- Ralf Peter Fuchs, Hexenverfolgung an Ruhr und Lippe: Die Nutzung der Justiz durch Herren und Untertanen, Münster 2002.
- Tanja Gawlich, Der Hexenkommissar Heinrich von Schultheiß und die Hexenverfolgungen im Herzogtum Westfalen, in: Harm Klüenting (Hrsg.), Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803, Münster 2009, S. 297-320.
- Britta Gehm, Die Hexenverfolgung im Hochstift Bamberg und das Eingreifen des Reichshofrates zu ihrer Beendigung, Hildesheim 2012.
- Gudrun Gersmann, Von „schwemmern“ und „sinkern“: Hexenverfolgungen und Wasserproben in der münsterländischen Herrlichkeit Lembeck, in Rita Voltmer (Hrsg.), Alltagsleben und Magie in Hexenprozessen, Weimar 2001, S. 95- 106.
- Christoph Gerst, Hexenverfolgung als juristischer Prozess: Das Fürstentum Braunschweig-Wolfenbüttel im 17. Jahrhundert, Göttingen 2012.
- Alexandra Haas, Hexen und Herrschaftspolitik: Die Reichsgrafen von Oettingen und ihr Umgang mit den Hexenprozessen, Tübingen 2018.
- Rebekka Habermas, Gerd Schwerhoff(Hrsg.), Verbrechen im Blick: Perspektiven der neuzeitlichen Kriminalitätsgeschichte, Frankfurt a.M. 2009.
- Joseph Hansen, Zaubervahn, Inquisition und Hexenprozeß im Mittelalter und die Entstehung der großen Hexenverfolgung, München 1900.
- Karl Härter, Gewalt, Landfriedensbruch, Sekten und Revolten: Das Reichskammergericht und die öffentliche Sicherheit, Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung, Ht. 45, Wetzlar 2017.
- Gesine Hauer, Hexenprozesse an der Ludoviciana, Die Spruchpraxis der juristischen Fakultät Gießen in Hexensachen (1612- 1723), Hildesheim 2016.
- Gustav Henningsen, The Witches' Advocate. Basque Witchcraft and the Spanish Inquisition (1609-1614), Reno 1980.
- Gustav Henningsen, Der Hexenflug und die spanischen Inquisitoren, in: Dieter Bauer, Wolfgang Behringer (Hrsg.), Fliegen und Schweben. Annäherung an eine menschliche Sensation, München 1997, S. 168- 188.
- Peter Arnold Heuser, Rainer Decker, Die theologische Fakultät der Universität Köln

- und die Hexenverfolgung: Die Hexenprozess-instruktion(1634) des Arnberger Juristen Dr. Heinrich von Schultheiß im Spiegel eines Fakultätsgutachtens von 1643, in: Westfälische Zeitschrift, Bd. 164, 2014, S. 171-219.
- Peter Arnold Heuser, Die kurkölnische Hexenprozessordnung von 1607 und die Kostenordnung von 1628, Studien zur kurkölnischen Hexenordnung, Teil II (Verbreitung und Rezeption), in: Westfälische Zeitschrift, Bd. 165, 2015, S. 181- 256.
- Peter Arnold Heuser, Die Nadelprobe (Stigmaprobe) in kurkölnischen Hexenprozessen. Studien zur Kontroverse zwischen Peter Oestermann und Johannes Jordanaeus (1629- 1630), in: Westfälische Zeitschrift, Bd. 166, 2016, S. 213- 266.
- Peter Arnold Heuser, Juristen in kurkölnischen Hexenprozessen der Frühen Neuzeit. Studien zu Konsultation und Kommission im peinlichen Strafprozess in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Bd. 81, 2017, S. 1- 57.
- Alexander Ignor, Geschichte des Strafprozesses in Deutschland 1532-1846: Von der Carolina Karls V. bis zu den Reformen des Vormärz, Paderborn München Wien Zürich 2002.
- Franz Irsigler, Hexenverfolgungen vom 15. bis 17. Jahrhundert, in: Günter Franz, Franz Irsigler(Hrsg.), Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung, Trier 1998, S. 3-20.
- Wilhelm Janssen, Marschallamt Westfalen – Amt Waldenburg – Grafschaft Arnberg – Herrschaft Bilstein-Fredeburg: Die Entstehung des Territoriums „Herzogtum Westfalen“, in: Harm Klueting(Hrsg.), Das Herzogtum Westfalen: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803, Münster 2009, S. 235-268.
- Günter Jerouschek, Vom Schadenszauber zum Teufelspakt: Von Spees Kampfschrift gegen ein Gesinnungsstrafrecht. Überlegungen zur Herausbildung von Hexereidelikt und Hexenprozeß aus rechtshistorischer Perspektive, in: Doris Brockmann, Peter Eicher (Hrsg.), Die politische Theologie Friedrich von Spees, München 1991. S. 133-154.
- Günter Jerouschek, Die Hexen und ihr Prozeß. Die Hexenverfolgung in der Reichsstadt Esslingen, in: Esslinger Studien, Bd. 11, Esslingen 1992, (Habilitationsschrift).
- Günter Jerouschek, Die Hexenverfolgungen als Problem der Rechtsgeschichte. Anmerkungen zu neueren Veröffentlichungen aus dem Bereich der Hexenforschung(Forschungsbericht), in: Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte, Bd. 15, 1993, S. 202-224.

- Günter Jerouschek, Die Fürstlich-Magdeburgischen Schöppen zu Halle und der Hexenprozeß. in: Norbert Brieskorn, Paul Mikat, Daniela Müller, Dietmar Willoweit (Hrsg.), Vom mittelalterlichen Recht zur neuzeitlichen Rechtswissenschaft. Bedingungen, Wege und Probleme der europäischen Rechtsgeschichte, Paderborn 1994, S. 273-284.
- Günter Jerouschek, Der Hexenprozeß als politisches Machtinstrument, in: Sönke Lorenz, Dieter Bauer (Hrsg.), Das Ende der Hexenverfolgungen, Stuttgart 1995, S. 117-128.
- Günter Jerouschek, Christian Thomasius, Halle und die Hexenverfolgungen, in: Juristische Schulung, Bd. 37, H. 7, 1995, S. 576-581.
- Günter Jerouschek, Juristen am Abgrund: Die Schöppen zu Halle und der Hexenwahn, in: Jürgen Goydke, Dietrich Rauschning, Rainer Robra(Hrsg.), Vertrauen in den Rechtsstaat, Beiträge zur deutschen Einheit im Recht, Köln 1995, S. 703-713.
- Günter Jerouschek, Friedrich von Spee als Justizkritiker. Die Cautio Criminalis im Lichte des gemeinen Strafrechts der frühen Neuzeit, in: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 108, H. 2, 1996, S. 243-265.
- Günter Jerouschek, Hexenverfolgung und Hexenangst. Zu Traumatisierung und Kriminalisierung in der frühen Neuzeit, in: Jahrbuch für Literatur und Psychoanalyse, Bd. 19, Würzburg 2000, S. 79-95.
- Günter Jerouschek, Heinrich Kramer: Zur Psychologie des Hexenjägers, in: Günther Mensching(Hrsg.), Gewalt und ihre Legitimation im Mittelalter, Symposium des Philosophischen Seminars der Universität Hannover 2002, Würzburg 2003, S. 113-137.
- Günter Jerouschek, Luthers Hexenglaube und die Hexenverfolgung, in: Heiner Lück, Heinrich de Wall(Hrsg.), Wittenberg. Ein Zentrum europäischer Rechtsgeschichte und Rechtskultur, Köln 2006, S. 137-149.
- Günter Jerouschek, Dämonologie und Magie im "Hexenhammer": Zur Kriminalisierung volksmagischen Brauchtums seit dem späten Mittelalter, in: Elmer Wadle, Heike Jung(Hrsg.), Das Recht und seine historischen Grundlagen, Festschrift für Elmer Wadle zum 70. Geburtstag, Berlin 2008, S. 407-423.
- Günter Jerouschek, Art. Hexereiprozesse, in: Falk Hess, Andreas Karg(Redaktion), Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2. Aufl., Berlin 2008, S. 1019-1025.
- Günter Jerouschek, Für und Wider die Hexenverfolgung. Zu Heinrich Kramers Malleus Maleficarum und Friedrich Spees Cautio Criminalis, in: Hans Kippenberg(Hrsg.), Europäische Religionsgeschichte, 2009, S. 253-287.

- Günter Jerouschek, Wolfgang Schild, Walter Gropp(Hrsg.), Benedict Carpzov: Neue Perspektiven zu einem umstrittenen sächsischen Juristen, Tübingen 2000.
- Claudia Kauertz, Wissenschaft und Hexenglaube. Die Diskussion des Zauber- und Hexenwesens an der Universität Helmstedt (1576-1626), Bielefeld 2001.
- Joseph Klaitz, Servants of Satan: The Age of the Witch Hunts, Bloomington 1985.
- Adolf Kettel, Kleriker im Hexenprozeß: Beispiel aus den Manderscheider Territorien und dem Trierer Land, in: Günter Franz, Franz Irsigler(Hrsg.), Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung, Trier 1998, S. 169-191.
- Richard Kieckhefer, European Witch Trials: Their Foundations in Popular and Learned Culture, 1300-1500, London 1976.
- Harm Klueting, Das kurkölnische Herzogtum Westfalen als geistliches Territorium im 16. bis 18. Jahrhundert, in: Harm Klueting(Hrsg.), Das Herzogtum Westfalen: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803, Münster 2009, S. 443-518.
- Shigeko Kobayashi, Kommissar und Bittschrift in der Kurkölnischen Hexenverfolgung, in: 5. Deutsch-japanisch-koreanisches Stipendiatenseminar (Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin), Bd. 63, 2012, S. 77-85.
- Gerhard Köbler, Historisches Lexikon der deutschen Länder: die deutschen Territorien und reichsunmittelbaren Geschlechter vom Mittelalter bis zur Gegenwart, München 1995.
- Arnd Koch, Denunciatio: zur Geschichte eines strafprozessualen Rechtsinstituts, Dissertation(Frankfurt a.M.) 2006.
- Arnd Koch, Die Grundlagen des deutschen Strafverfahrens. Zehn verbreitete Fehlvorstellungen und ihre notwendige Korrektur, in: Hinrich Rüping, Georg Steinberg(Hrsg.), Macht und Recht. Zur Theorie und Praxis von Strafe, München 2008, S. 393- 408.
- Arnd Koch, Wider ein Feindstrafrecht: Juristische Kritik am Hexereiverfahren, Berlin 2012.
- Josef Kohler, Willy Scheel, Die Carolina und ihre Vorgängerinnen. Text, Erläuterung, Geschichte, Darmstadt 1968.
- Anne Kuhn, Die Stuation von Frauen im ausgehenden Mittelalter und in der frühen Neuzeit, in: Autonomes Frauenreferat Universität Köln (Hrsg.), Frauen-Ringvorlesung Hexen, Köln 1987, S. 19- 29.
- Eva Labouvie, Männer im Hexenprozeß, in Geschichte und Gesellschaft, Bd. 16, 1990, S. 56- 78.

- Helmut Lahrkamp, Helmut Richtering, Die Geschichte des Geschlechtes von Fürstenberg im 17. Jahrhundert, Aschendorff 1971.
- Karen Lambrecht, Hexenverfolgungen und Zaubereiprozesse in den schlesischen Territorien, Köln 1995.
- Maximilian Lanzinner, Gerhard Schormann, Konfessionelles Zeitalter 1555-1618, Dreißigjähriger Krieg 1618-1648, Stuttgart, 2001.
- Christina Lerner, Crimen Exceptum? The Crime of Witchcraft in Europe, in: Vic Gatrell, Bruce Lenman and Geoffrey Parker(ed.), Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe since 1500, London 1980, pp. 49-75.
- Emmanuel Le Roy Ladurie, Montaillou: Ein Dorf vor dem Inquisitor 1294-1324, Frankfurt a.M. 1989.
- Siegfried Leutenbauer, Hexerei- und Zaubereidelikt in der Literatur von 1450 bis 1550. Mit Hinweisen auf die Praxis im Herzogtum Bayern, Berlin 1972.
- Brian Levack, The Witch-Hunt in Early Modern Europe, London 1995.
- Brian Levack, Hexenjagd, München 2003.
- Bernhard Löffler, Das Kommissarwesen in der Frühen Neuzeit. Staatstheoretische Grundlagen, verwaltungshistorische Interpretationen, politische Praxis (im bayerisch-ligistischen Heer während des Dreißigjährigen Krieges), in: Bernhard Löffler, Winfried Becker, Religiöse Prägung und politische Ordnung in der Neuzeit, Köln 2006, S. 137-167.
- Sabine Lohr, Die Behandlung der Hexerei durch die Juristenfakultät Tübingen. Eine Untersuchung zum Glauben und zur Argumentation der Tübinger Juristen des 17. Jahrhunderts in ihren Konsilien zu Hexenprozessen, Tübingen 1989.
- Sönke Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß. Dargestellt am Beispiel der Juristenfakultäten Rostock und Greifswald (1570/82- 1630), Frankfurt a.M. 1983.
- Sönke Lorenz, Dieter Bauer(Hrsg.), Das Ende der Hexenverfolgung, Stuttgart 1995.
- Sönke Lorenz, Dieter R. Bauer, Wolfgang Behringer und Jürgen Michael Schmidt(Hrsg.), Himmlers Hexenkartothek. Das Interesse des Nationalsozialismus an der Hexenverfolgung, Bielefeld 1999.
- Sönke Lorenz, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgung, in: Günter Jerouschek, Wolfgang Schild, Walter Gropp(Hrsg.), Benedict Carpzov: Neue Perspektiven zu einem umstrittenen sächsischen Juristen, Tübingen 2000, S. 91-109.
- Sönke Lorenz, Erich Mauritius(†1691 in Wetzlar) ein Jurist im Zeitalter der Hexenverfolgung : erweiterte und veränderte Fassung des Vortrags vom 28. Mai 1998 im Stadhaus am Dom zu Wetzlar, Wetzlar 2001.
- Jürgen Macha, Einerfundenes Hexereiverhör: Zu CAPVT V. der INSTRVCTION des

- Heinrich Schultheiß(1634), in: Burghart Schmidt, Katrin Moeller(Hrsg.), *Realität und Mythos. Hexenverfolgung und Rezeptionsgeschichte*, Hamburg 2003, S. 24-32.
- Alan Macfarlane, *Witchcraft in Tudor and Stuart England*, London 1970.
- Wolfgang Mährle, „Oh wehe der armen seelen“. Hexenverfolgungen in der Fürstpropstei Ellwangen (1588- 1694), in: Johannes Dillinger, Thomas Fritz, Wolfgang Mährle (Hrsg.), *Zum Feuer verdammt. Die Hexenverfolgungen in der Grafschaft Hohenberg, der Reichsstadt Reutlingen und der Fürstpropstei Ellwangen*, Stuttgart 1998, S. 325-500.
- Wolfgang Mährle, Fürstpropstei Ellwangen, in Sönke Lorenz, Jürgen Michael Schmidt(Hrsg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland*, Stuttgart 2004, S. 377-386.
- Harald Maihold, Die Bildnis- und Leichnamsstrafen im Kontext der Lehre von den *crimina excepta*, in: *Zeitschrift der Savigny- Stiftung für Rechtsgeschichte*, Bd. 130, 2013, S. 78-102.
- Gerhard Marquardt, *Vier rheinische Prozeßordnungen aus dem 16. Jahrhundert. Ein Beitrag zum Prozeßrecht der Rezeptionszeit*, Bonn 1938.
- Michael Maurer, *Kirche, Staat und Gesellschaft im 17. und 18. Jahrhundert*, München, 1999.
- Friedrich Merzbacher, *Die Hexenprozesse in Franken*, München 1957.
- Friedrich Merzbacher, Art. Hexenprozesse, in: Adalbert Erler, Ekkehard Kaufmann(Hrsg.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, Berlin 1971, S. 145-148.
- Jules Michelet, *La Sorcière*, Paris 1862.
- Hans Christian Erik Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany, 1562-1684: the Social and Intellectual Foundations*, Stanford 1972.
- Hans Christian Erick Midelfort, Alte Fragen und neue Methoden in der Geschichte des Hexenwahns, in: Sönke Lorenz, Dieter Bauer (Hrsg.), *Hexenverfolgung*, Würzburg 1995, S. 13- 30.
- Katrin Moeller, *Dass Willkür über Recht ginge: Hexenverfolgung in Mecklenburg im 16. und 17. Jahrhundert*, Bielefeld 2007.
- William Monter, *The Historiography of European Witchcraft: Progress and Prospects*, in: *The Journal of Interdisciplinary History* 2, 1972, pp. 435-451.
- Robert Muchembled, *Culture Populaire et Culture des Élités dans la France Moderne(XV^e- XVIII^e Siècles)*, Paris 1978.
- Robert Muchembled, *Kultur des Volks – Kurtur der Eliten. Die Geschichte einer*

- erfolgreichen Verdrängung, in: Rita Voltmer, Günter Gehl(Hrsg.), *Alltagsleben und Magie in Hexenprozessen*, Weimar 2003, S. 21-32.
- Gerald Mülleder, *Unterschiedliche Deliktvorstellungen bei Ober- und Unterbehörden am Beispiel der Salzburger Zauberer-Jackl-Prozesse*, in: Herbert Eiden (Hrsg.), *Hexenprozesse und Gerichtspraxis*, Trier 2001, S. 349- 394.
- Andreas Müller, *Zwischen Kontinuität und Wandel: Der Adel im kurkölnischen Herzogtum Westfalen*, in: Harm Klueting(Hrsg.), *Das Herzogtum Westfalen: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803*, Münster 2009, S. 419-442.
- Margaret Murray, *The Witch-Cult in Western Europe*, London 1921.
- Meiniger Museen(Hrsg.), *Hexen und Hexenverfolgung in Thüringen*, Bielefeld 2003.
- Petra Nagel, *Die Bedeutung der Disquisitiones magicarum libri sex von Martin Delrio für das Verfahren in Hexenprozessen*, Frankfurt a.M. 1995.
- Hans-Jörg Nesner, „Hexenbulle“ (1484) und „Hexenhammer“ (1487), in Georg Schwaiger (Hrsg.), *Teufelsglaube und Hexenprozesse*, 1991 München, S. 85- 102.
- Friederike Neumann, *Öffentliche Sünder in der Kirche des späten Mittelalters Verfahren: Sanktionen, Rituale (Norm und Struktur Bd. 28)*, Köln, 2008.
- Peter Oestmann, *Hexenprozesse am Reichskammergericht*, Köln 1997.
- Claudia Opitz, *Der Magistrat als Hexenjäger. Hexenverfolgung und staatliche Ordnung bei Jean Bodin*, in: Johannes Dillinger, Jürgen Michael Schmidt, Dieter Bauer(Hrsg.), *Hexenprozess und Staatsbildung*, Bielefeld 2008, S. 41- 58.
- Eva Ordlieb, *Im Auftrag des Kaisers: Die kaiserlichen Kommissionen des Reichshofrats und die Regelung von Konflikten im Alten Reich (1637- 1657)*, 2001 Köln.
- Wolf-Dietrich Penning, *Die weltlichen Zentralbehörden im Erzstift Köln von der ersten Hälfte des 15. bis zum Beginn des 17. Jahrhunderts*, Bonn 1977.
- Edward Peters, ‘Crimen exceptum’: The History of an Idea, in: Kenneth Pennington, Stanley Chodorow and Keith H. Kendall(Ed.), *Proceedings of the Tenth International Congress of Medieval Canon Law*, Città del Vaticano 1996, pp. 137-194.
- Edward Peters, *Destruction of the Flesh: Salvation of the spirit: the paradoxes of torture in medieval christian society*, in: Alberto Ferreiro(ed.), *The Devil, Heresy and Witchcraft in the Middle Ages*, Leiden Boston Köln 1998, pp.131-148.
- Christine Pflüger, *Kommissar und Korrespondenzen. Politische Kommunikation im Alten Reich (1552-1558)*, 2005 Köln.
- Herbert Pohl, *Hexenglaube und Hexenverfolgung im Kurfürstentum Mainz. Ein*

- Beitrag zur Hexenfrage im 16. und beginnendem 17. Jahrhundert, Stuttgart 1988.
- Herbert Pohl, Zauberglaube und Hexenangst im Kurfürstentum Mainz. Ein Beitrag zur Hexenfrage im 16. und beginnenden 17. Jahrhundert, Stuttgart 1998.
- Rudolf Quandel, Die Folter in der deutschen Rechtspflege sonst und jetzt, Dresden 1900.
- Sascha Ragg, Ketzler und Recht: Die weltliche Ketzergesetzgebung des Hochmittelalters unter dem Einfluß des römischen und kanonischen Rechts, Hannover 2006.
- Ottheim Rammstedt, Sekte und soziale Bewegung: Soziologische Analyse der Täufer in Münster(1534/35), Köln Opladen 1966.
- Elliot Rose, A razor for a goat, Toronto 1962.
- Alison Rowlands, Witchcraft and Masculinity in Early Modern Europe, Basingstoke 2009.
- Walter Rummel, Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574-1664, Göttingen 1991.
- Walter Rummel, Das ‚Ungestüme Umherlaufen‘ der Untertanen, Zum Verhältnis von religiöser Ideologie, sozialem Interesse und Staatsräson in den Hexenverfolgungen im Rheinland, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Nr. 67, 2003, S. 121-161.
- Walter Rummel, So mögte auch eine darzu kommen, so mich delädiget. Zur sozialen Motivation und Nutzung von Hexerei anklagen, in: Rita Voltmer(Hrsg.), Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis, Trier 2005, S. 205-228.
- Walter Rummel, Rita Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit, 2. Auflage, Darmstadt 2012.
- Arne Runeberg, Witches, demons, and fertility magic : analysis of their significance and mutual relations in West-European folk religion, Helsingfors 1947.
- Hinrich Rüping, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, München 1981.
- Hinrich Rüping, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 2. Auflage, München 1991.
- Hinrich Rüping, Günter Jerouschek, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 4. Auflage, München 2002.
- Hinrich Rüping, Günter Jerouschek, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 5. Auflage, München 2007.
- Hinrich Rüping, Günter Jerouschek, Grundriß der Strafrechtsgeschichte, 6. Auflage, München 2011.
- Jeffrey Burton Russell, Satan: the early Christian tradition, New York, 1977.
- Jeffrey Burton Russell, The Devil: perceptions of evil from antiquity to primitive Christianity, New York, 1977.

- Juffrey Burton Russell, *A history of witchcraft : sorcerers, heretics, and pagans*, London 1980.
- Jeffrey Burton Russell, *Witchcraft in the Middle Ages*, New York, 1984.
- Jeffrey Burton Russell, *Lucifer: the Devil in the Middle Ages*, New York, 1984.
- Jeffrey Burton Russell, *The Prince of Darkness: radical evil and the power of good in history*, New York, 1988.
- Jeffrey Burton Russell, *Mephistopheles: the Devil in the modern world*, New York, 1990.
- Marianne Sauter, *Hexenprozess und Folter: Die Strafrechtliche Spruchpraxis der Juristenfakultät Tübingen im 17. und beginnenden 18. Jahrhundert*, Bielefeld 2010.
- Geoffrey Scarre & John Callow, *Witchcraft and Magic in Sixteenth- and Seventeenth-Century Europe*, Basingstoke 2001.
- Wolfgang Schild, *Die Geschichte der Gerichtsbarkeit*, München 1980.
- Wolfgang Schild, *Die Dimension der Hexerei*, in: Sönke Lorenz, Jürgen Michael Schmidt (Hrsg.), *Wider alle Hexerei und Teufelswerk. Die europäische Hexenverfolgung und ihre Auswirkungen auf Südwestdeutschland, Ostfildern 2004*, S. 1- 104.
- Heinz Schilling(Hrsg.), *Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland: das Problem der „zweiten Reformation“*, Gütersloh, 1986.
- Heinz Schilling, *Die „Zweite Reformation“ als Kategorie der Geschichtswissenschaft*, in: ders., *Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland: das Problem der „zweiten Reformation“*, Gütersloh, 1986, S. 387-437.
- Heinz Schilling, *Das konfessionelle Europa. Die Konfessionalisierung der europäischen Länder seit Mitte des 16. Jahrhunderts und ihre Folgen für Kirche, Staat, Gesellschaft und Kùltur*, in: Joachim Bahlcke, Arno Strohmeier(Hrsg.), *Konfessionalisierung in Ostmitteleuropa: Wirkungen des religiösen Wandels im 16. und 17. Jahrhundert in Staat, Gesellschaft und Kultur*, Stuttgart 1999, S. 63-78.
- Anton Schindling/ Walter Ziegler(Hrsg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung. Land und Konfession 1500-1650*, Bd. 7, Münster, 1997.
- Eberhard Schmidt, *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege*, Göttingen 1965.
- Jürgen Michael Schmidt, *Glaube und Skepsis. Die Kurpfalz und die abendländische Hexenverfolgung 1446-1685*, Bielefeld 2000.
- Jürgen Michael Schmidt, *Die Hexenverfolgung im weltlichen Territorialstaat des*

- Alten Reiches. Das Beispiel Südwestdeutschland, in: Johannes Dillinger, Jürgen Michael Schmidt, Dieter Bauer(Hrsg.), Hexenprozess und Staatsbildung, Tübingen 2008, S. 149- 180.
- Heinrich Richard Schmidt, Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert, München, 1992.
- Helga Schnabel-Schüle, Überwachen und Strafen im Territorialstaat, Köln, Weimar, Wien, 1997.
- Roman Schunur(Hrsg.), Die Rolle der Juristen bei der Entstehung des modernen Staates, Berlin 1986.
- Sibylle Schnyder, Tötung und Diebstahl: Delikt und Strafe in der gelehrten Strafrechtswissenschaft des 16. Jahrhunderts, Köln Weimar Wien 2010.
- Othon Scholer, Die Trierer und Luxemburger Hexenprozesse in der dämonologischen Literatur, in: Gunther Franz, Günter Gehl, Franz Irsigler (Hrsg.), Hexenprozesse und deren Gegner im trierisch-lothringischen Raum, Weimar 1997, S. 99- 116.
- Othon Scholer, Der Hexer war's, die Hexe, ja vielleicht sogar der Dämon höchstpersönlich: von der Nutzung der Hexenideologie zur Verdeckung und Vertuschung von Peinlichkeiten, Unarten, Vergehen und Verbrechen, nebst einer Reihe von höchst informativen Vor-, Zwischen- und Nachspielen zu Nutz und Frommen der Spätgeborenen, Trier 2007.
- Klaus Scholz, Das Spätmittelalter, in: Wilhelm Kohl(Hrsg.), Westfälische Geschichte Bd. 1: Von den Anfängen bis zum Ende des alten Reiches, Düsseldorf 1983, S. 403- 468.
- Gerhard Schormann, Hexenprozesse in Nordwestdeutschland, Hildesheim 1977.
- Gerhard Schormann, Der Krieg gegen die Hexen : das Ausrottungsprogramm des Kurfürsten von Köln, Göttingen 1991.
- Gerhard Schormann, Die Hexenprozesse im Kurfürstentum Köln, in: Gunter Franz, Franz Irsigler (Hrsg.), Hexenglaube und Hexenprozesse im Raum Rhein-Mosel-Saar, Trier 1995, S. 181-193.
- Friedrich Christian Schroeder (Hrsg.), Die Carolina. Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. von 1532, Darmstadt 1986.
- Rolf Schulte, Hexenmeister. Die Verfolgung von Männern im Rahmen der Hexenverfolgung von 1530- 1730 im Alten Reich, Frankfurt a. M. 2001.
- Gerd Schwerhoff, Köln im Kreuzverhör. Kriminalität, Herrschaft und Gesellschaft in einer frühneuzeitlichen Stadt, Bonn 1991.
- Gert Schwerhoff, Hexerei, Geschlecht und Regionalgeschichte. Überlegungen zur Erklärung des scheinbar Selbstverständlichen. in: Gisela Wilbertz/ Gerd Schwerhoff/ Jürgen Scheffler(Hrsg.), Hexenverfolgung und Regionalgeschichte. Die Grafschaft

- Lippe im Vergleich, Bielefeld 1994, S. 325-353.
- Gerd Schwerhoff, Die Inquisition. Ketzerverfolgung in Mittelalter und Neuzeit, München 1999.
- Gerd Schwerhoff, Aktenkundig und gerichtsnotorisch. Einführung in die Historische Kriminalitätsforschung, Tübingen 2004.
- Harald Schwillus, Kleriker im Hexenprozeß, Würzburg 1992.
- Wolfgang Sellert, Friedrich Spee von Langenfeld: ein Streiter wider Hexenprozess und Folter, Neue Juristische Wochenschrift, Bd. 39, H. 19, 1987, S. 1222-1229.
- Friedrich Wilhelm Siebel, Die Hexenverfolgung in Köln, Dissertation(Bonn) 1959.
- Heinz Sieburg, Rita Voltmer, B. Weimann (Hrsg.), Hexenwissen: Zum Transfer von Magie- und Zauberei-Imaginationen in interdisziplinärer Perspektive, Trier 2017.
- Michael Siefener, Hexerei im Spiegel der Rechtstheorie. Das crimen magiae in der Literatur von 1574 bis 1608, Frankfurt a.M. 1992.
- Thomas Simon und Markus Keller, Kurköln, in: Karl Härter(Hrsg.), Deutsches Reich und geistliche Kurfürstentümer(Kurmainz, Kurköln, Kurtrier), Frankfurt a.M. 1996, S. 423-600.
- Wilhelm Gottlieb Soldan=Heinrich Heppe, Geschichte der Hexenprozesse, Stuttgart 1880.
- Monika Spicker-Beck, Räuber, Mordbrenner, umschweifendes Gesind: Zur Kriminalität im 16. Jahrhundert, Freiburg i.B. 1995.
- Michael Stolleis(Hrsg.), Juristen. Ein biographisches Lexikon: Von der Antike bis zum 20. Jahrhundert, München 2001.
- Monika Storm, Das Herzogtum Westfalen, das Vest Recklinghausen und das rheinische Erzstift Köln: Kurköln in seinen Teilen, in: Harm Klueting(Hrsg.), Das Herzogtum Westfalen: Das kurkölnische Herzogtum Westfalen von den Anfängen der kölnischen Herrschaft im südlichen Westfalen bis zur Säkularisation 1803, Münster 2009, S. 343-362.
- Dieter Strauch, Das Hohe Weltliche Gericht zu Köln, in: Dieter Laum, Adolf Klein, Dieter Strauch(Hrsg.), Rheinische Justiz, Geschichte und Gegenwart, 175 Jahre Oberlandesgericht Köln, Köln 1994, S. 743-831.
- Kieth Thomas, Religion and the Decline of Magic, London 1971.
- Kathrin Utz Tremp, Von der Häresie zur Hexerei: „Wirkliche“ und imaginäre Sekten im Spätmittelalter, Hannover 2008.
- Hugh Trevor-Roper, The European Witch-Craze of the Sixteenth and Seventeenth Centuries, London 1969.
- Winfried Trusen, *Forum internum* und gelehrtes Recht im Spätmittelalter. *Summae*

- confessorum* und Traktate als Wegbereiter der Rezeption, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung, Nr. 57, Weimar, 1971, S. 83-126.
- Winfried Trusen, Der Inquisitionsprozeß. Seine historische Grundlagen und frühen Formen, ZRG kA, 74, 1988, S. 168-230.
- Winfried Trusen, Benedict Carpzov und die Hexenverfolgungen, in: Ellen Schlüchter, Klaus Laubenthal(Hrsg.), Recht und Kriminalität: Festschrift für Friedrich-Wilhelm Krause zum 70. Geburtstag, Köln, Berlin, Bonn, München 1990, S. 19-35.
- Winfried Trusen, Zur Bedeutung des geistlichen Forum internum und externum für die spätmittelalterliche Gesellschaft, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung 76, 1990, S. 254-285.
- Winfried Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung, in: Sönke Lorenz(Hrsg.), Das Ende der Hexenverfolgung, Stuttgart 1995, S. 203-226.
- Winfried Trusen, Gelehrtes Recht im Mittelalter und in der frühen Neuzeit, Goldbach 1997.
- Rita Voltmer, Karl Weisenstein, Das Hexenregister des Claudius Musiel. Ein Verzeichnis von hingerichteten und besagten Personen aus dem Trierer Land (1586-1594), Trier 1996.
- Rita Voltmer, Hexenprozesse und Hochgerichte. Zur herrschaftlich-politischen Nutzung und Instrumentalisierung von Hexenverfolgung, in: Herbert Eiden, Rita Voltmer(Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, Trier 2002, S. 475- 525.
- Rita Voltmer(Hrsg.), Hexenverfolgung und Herrschaftspraxis, Trier 2005.
- Rita Voltmer, Monopole, Ausschüsse, Formalparteien, Vorbereitung, Finanzierung und Manipulation von Hexenprozessen durch private Klagekonsortien, in: Herbert Eiden, Rita Voltmer(Hrsg.), Hexenprozesse und Gerichtspraxis, Trier 2002, S. 5- 67.
- Rita Voltmer, Netzwerk, Denkkollektiv oder Dschungel? Moderne Hexenforschung zwischen „global history“ und Regionalgeschichte, Populärhistorie und Grundlagenforschung, in: Johannes Kunisch(Hrsg.), Zeitschrift für Historische Forschung, Bd. 34., 2007, S. 467- 509.
- Hans de Waardt, Jürgen Michael Schmidt, Hans Christian Erik Midelfort, Dämonische Besessenheit: Zur Interpretation eines kulturhistorischen Phänomens/Demonic Possession: Interpretations of a Historico-Cultural Phenomenon, Bielefeld 2005.
- Ferdinand Walter, Entwicklung ihrer Verfassung von fünfzehnten Jahrhundert bis zu

ihrem Untergang, Bonn 1866.
Rainer Walz, Hexenglaube und magische Kommunikation im Dorf der frühen Neuzeit,
Paderborn 1993.
Felix Wiedemann, Rassenmutter und Rebellin : Hexenbilder in Romantik, völkischer
Bewegung, Neuheidentum und Feminismus, Würzburg 2007.
Karl Wiedner, Die Anfänge einer staatlichen Wirtschaftspolitik in Württemberg,
Stuttgart, 1931.
Robert Zagolla, Folter und Hexenprozess: Die strafrechtliche Spruchpraxis der
Juristenfakultät Rostock im 17. Jahrhundert, Göttingen 2007.
Hugo Zweetslot, Friedrich Spee und die Hexenprozesse, Trier 1954.

イングリット・アーレント＝シュルテ(野口芳子、小山真理子訳) 『魔女にされた女性たち
ー近世初期ドイツにおける魔女裁判』勁草書房、2003年。
荒井真「中世イタリアにおける学識法律家の活躍とその背景:比較法律家論のための覚書」
『上智法學論集』第36巻1・2号、1992年、198-283頁。
池上俊一『魔女と聖女』講談社、1992年。
池上俊一「魔女のダンスとサバトの成立」『思想』第1125号、2018年、30-50頁。
池田利昭「中世後期・近世ドイツの犯罪史研究と「公的刑法の成立」:近年の動向から」
『史学雑誌』第114巻9号、2005年、1556-1580頁。
池田利昭『中世後期ドイツの犯罪と刑罰 ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』北海道大
学出版会、2010年。
石井三記「ルーダンの事件とその時代:17世紀フランスの悪魔憑き事件と国制の問題」
『東海法学』第11号、1993年、171-216頁。
石井三記「ロレーヌ地方の魔女裁判とサバト」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔
学』人文書院、1997年、151-184頁。
市川啓「間接正犯の淵源に関する一考察(1):19世紀のドイツにおける学説と立法を中心に」
『立命館法学』第361号、2015年、723-764頁。
伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国:ドイツ帝国諸侯としてのスウェー
デン』九州大学出版会、2005年。
伊藤宏二「ヴェストファーレン条約をつくった人たち」『ヨーロッパ文化史研究』第9号、
2008年、139-164頁。
井上正美「トレヴァ＝ローパー『魔女熱狂』論の検討:魔女裁判研究への覚書」『立命館
文学』第400-402号、1978年、718-739頁。
井上正美「十六・七世紀魔女裁判とキリスト教思想:特にプロテスタンティズムとの関係か
ら」『立命館文学』第412-414号、1979年、968-991頁。

- 井上正美「一六・七世紀魔女裁判研究への視覚」『立命館文学』第 442・443 号、1982 年、643-686 頁。
- 井上正美「魔女と悪魔と空模様」『立命館文学』第 534 号、1994 年、146-162 頁。
- 岩村等、三成賢次、三成美保『法制史入門』ナカニシヤ出版、1996 年。
- フェリックス・ヴィーデマン(牟田和男訳)「近代における魔女神話：ロマン主義からフェミニズムまで」『思想』第 1125 号、2018 年、86-99 頁。
- 上山安敏「魔女狩りの諸相」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997 年、7-88 頁。
- 上山安敏『魔女とキリスト教』講談社、1998 年。
- 上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997 年。
- 碓井隆「近世ドイツにおける請願と統治」『論究(中央大学大学院)』第 46 巻第 1 号、1-16 頁。
- ゲルハルト・エストライヒ(平城照介、阪口修平訳)「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」フリッツ・ハルトウング、ルドルフ・フィーアハウス他(成瀬治編訳)『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982 年、233-258 頁。
- ゲルハルト・エストライヒ(阪口修平、千葉徳夫、山内進編訳)『近代国家の覚醒：新ストア主義・身分制・ポリツァイ』創文社、1993 年。
- バーバラ・エーレンライク、ディアドリー・イングリッシュ『産婆・魔女・看護婦』法政大学出版社、1996 年。
- 奥田紀代子「魔女裁判におけるジェンダー・バイアス：『魔女への鉄槌』を道標に」『独逸文学』第 50 号、2006 年、213-221 頁。
- 踊共二「宗派化論：ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」『武蔵大学人文学会雑誌』第 42 巻 3・4 号、2011 年、270-221 頁。
- 踊共二・山本文彦「第 3 章 近世の神聖ローマ帝国と領邦国家」木村靖二・千葉敏之・西山暁義編『ドイツ史研究入門』山川出版社、2014 年、63-110 頁。
- 勝田有恒「ローマ法継受研究ノート：ドイツにおけるその原因について」『一橋研究』第 5 号、1959 年、74-83 頁。
- 勝田有恒／森征一／山内進編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004 年。
- 勝田有恒「第 12 章 学識法曹とローマ法継受」勝田有恒／森征一／山内進編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004 年、158-170 頁。
- 菊地英里香「近世初期の悪魔学 —J・ボダンの時代の裁判官たち(レミ、ボゲ、ランクル、デル・リオ)の言説」『古典古代学(筑波大学大学院人文社会科学研究所古典古代学研究室)』第 2 号、2009 年、9-39 頁。
- 上口裕「第 8 章 ベネディクト・カルプツォフ」勝田有恒、山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』ミネルヴァ書房、2008 年、136-147 頁。
- 川田牧人「〈研究動向〉個とマテリアリティに験ずる呪術：文化人類学における呪術研究」

- 『思想』第 1125 号、2018 年、120-126 頁。
- 清末尊大「最初の魔女狩り全書『魔女に下す鉄槌 Malleus Maleficarum』の研究(1)(2・完)」『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』第 49 卷 1 号、1998 年、123-139 頁；『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』第 49 卷 2 号、1999 年、17-40 頁。
- 楠義彦「〈名著再考〉キース・トマス『宗教と魔術の衰退』」『思想』第 1125 号、2018 年、127-133 頁。
- 公文孝佳「糺問手続における徴表(状況証拠)と自白に関する一考察」『神奈川法学』第 37 卷 1 号、2004 年、141-178 頁。
- フレッド・ゲティンクス(大瀧啓裕訳)『悪魔の事典』青土社、1992 年。
- ホール・ケーラス(船木裕訳)『悪魔の歴史』青土社、1994 年。
- 黒川正剛『図説 魔女狩り』河出書房、2011 年。
- 黒川正剛「呪術と現実・真実・想像 西欧近世の魔女言説から」白川千尋、川田牧人編『呪術の人類学』人文書院、2012 年、113-148 頁。
- 黒川正剛『魔女とメランコリー』新評論、2012 年。
- 黒川正剛『魔女狩り：西欧の三つの近代化』講談社、2014 年。
- 黒川正剛「表象としての魔女：図像と生成されるリアリティ」『思想』第 1125 号、2018 年、6-29 頁。
- 小林繁子「近世ドイツ農村における民衆と魔女」『西洋史論集』(北海道大学)5 号、2002 年、27-52 頁。
- 小林繁子「トリーア選帝侯領における魔女迫害：委員会を中心に」『史學雑誌』117 編 3 号、2008 年、40-63 頁。
- 小林繁子「魔女裁判における財産没収と請願：ポリツァイの視点から」『西洋史学』第 254 号、2014 年、93-110 頁。
- 小林繁子『近世ドイツの魔女裁判』ミネルヴァ書房、2015 年。
- 小林繁子「魔女研究の新動向：ドイツ近世史を中心に」『法制史研究』第 65 号、2015 年、113-138 頁。
- 小林繁子「魔女迫害と『神罰』：プロテスタントとカトリック」踊共二編著『記憶と忘却のドイツ宗教改革：語りなおす歴史 1517-2017』ミネルヴァ書房、2017 年、210-233 頁。
- 小林繁子「〈魔女〉は例外犯罪か」『思想』第 1125 号、2018 年、51-67 頁。
- ノーマン・コーン(山本通訳)『魔女狩りの社会史—ヨーロッパの内なる悪霊』岩波書店、1999 年。
- ジャン・ミシェル・サルマン(池上俊一監修)『魔女狩り』創元社、1991 年。
- 渋谷聡「近世ドイツ国制と帝国クライス制度：16 世紀末における帝国収税長官の対トルコ防衛政策をめぐって」『史林』第 74 卷第 1 号、1991 年、33-62 頁。
- ヒルデ・シュメルツァー(進藤美智訳)『魔女現象』白水社、1993 年。

- 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典 第一巻～第四巻、総索引』研究社、1996年；1998年；2002年；2009年。
- ジェフリー・スカル、ジョン・カロウ（小泉徹訳）『魔女狩り』岩波書店、2004年。
- ヴォルフガング・ゼレルト(武田紀夫訳)「ランゲンフェルトのフリードリヒ・シュペー：魔女裁判と拷問に対して戦った人」『東北学院大学論集 法律学』第41号、1992年、61-86頁。
- ミシェル・ド・セルトー(矢橋透訳)『ルーダンの憑依』みすず書房、2008年。
- 高橋直人「近代刑法の形成とバイエルン刑事法典(1751年)：啓蒙と伝統との交錯の中で」『同志社法学』第47巻6号、1996年、429-472頁。
- 高橋直人「近代刑法形成期における『魔女裁判』—バイエルン刑事法典(1751年)の処罰規定とその実際—」『同志社法学』第49巻1号、1997年、137-181頁。
- 高橋直人「ドイツ近代刑法史研究の現在」『法制史研究』第61巻、2012年、171-210頁。
- 高橋義人『魔女とヨーロッパ』岩波書店、1995年。
- 谷口智子「リマの異端審問：マリア・ピサロ事件におけるエクスタシーとユートピア幻想」『思想』第1125号、2018年、100-119頁。
- 田口正樹「中世後期ドイツの学識法曹」『北大法学論集』第58巻3号、2007年、285-305頁。
- 田島篤史「15世紀における『魔女への鉄槌』の受容：シュパイアーの印刷・出版業者ペーター・ドラッハの会計簿の分析を通じて」『歴史家協会年報』第7号、2011年、1-17頁。
- 田島篤史「ヘンリクス・インスティートーリス『魔女への鉄槌』における「契約」概念」『ドイツ文学論攷』第58号、2016年、25-48頁。
- 田島篤史「悪魔学の受容：魔女研究における方法論的試み」『思想』第1125号、2018年、68-85頁。
- 千葉徳夫「解題Ⅲ 近世における社会的紀律化とポリツァイ」ゲルハルト・エストライヒ(阪口修平、千葉徳夫、山内進編訳)『近代国家の覚醒：新ストア主義・身分制・ポリツァイ』創文社、1993年、146-154頁。
- 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『法律論叢』第67巻第2・3号、1995年、479-507頁。
- 千葉徳夫「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」『法律論叢』第67巻第4-6号、1995年、455-474頁。
- 辻泰一郎「ポリツァイ条令立法史研究の歩みを振り返って」『法学研究』第98号、2015年、1-62頁。
- キース・トマス(荒木正純訳)『宗教と魔術の衰退(上)(下)』法政大学出版局、1993年。
- 中野万葉子「レッシウスの私法体系：原状回復から契約へ」『法学政治学論究：法律・政治・社会(慶應義塾大学)』第103号、2014年、103-134頁。

- 西村稔『文士と官僚 ドイツ教養官僚の淵源』木鐸社、1998年。
- 庭山英雄『自由心証主義』学陽書房、1978年。
- クルト・バッシュビッツ(川端豊彦／坂井州二訳)『魔女と魔女裁判 集団妄想の歴史』法政大学出版局、1970年。
- アン・ルーエリン・バーストウ(黒川正剛訳)『魔女狩りという狂気』創元社、2001年。
- 波多野敏「悪魔学の知的背景」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、89-118頁。
- 波多野敏「ボダンの悪魔学と魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、185-212頁。
- 浜田道夫「アンシエン・レジーム期犯罪史研究の諸問題：『暴力から窃盗へ』の仮説、その後」『商大論集(神戸商科大学)』第47巻第1号、1995年、1-50頁。
- 浜林正夫『魔女の社会史』未来社、1978年。
- 浜林隆志／井上正美『魔女狩り』教育社、1986年。
- 浜本隆志『拷問と処刑の西洋史』新潮社、2007年。
- 林毅「中・近世ケルン市における魔女裁判」『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、1997年、227-249頁。
- 平野隆文『魔女の法廷 ルネサンス・デモノロジーへの誘い』岩波書店、2004年。
- ウルリッヒ・ファルク他編著(小川浩三／福田誠治／松本尚子監訳)『ヨーロッパ史のなかの裁判事例 ケースから学ぶ西洋法制史』ミネルヴァ書房、2014年。
- 福田真希「フランスにおける魔女と国家：魔女裁判と悪魔学における『近代性』」『思想』第1054号、2012年、30-47頁。
- 藤本幸二「中近世ドイツにおける証拠法の変遷について：カロリーナ刑事法典における法定証拠主義を中心として」『一橋論叢』第125巻1号、2001年、69-86頁。
- 藤本幸二「第14章 糾問訴訟と魔女裁判」勝田有恒／森征一／山内進編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年、187-200頁。
- 藤本幸二『ドイツ刑事法の啓蒙主義的改革と Poena Extraordinaria』国際書院、2006年。
- 不破武夫『魔女裁判』巖松堂書店、1948年。
- ヴォルフガング・ベーリンガー(長谷川直子訳)『魔女と魔女狩り』刀水書房、2014年。
- ハーラルト・マイホルト(森永真綱訳)「例外犯罪：近世における『敵に対する刑法』？」『ノモス(関西大学法学研究所)』第29号、2011年、123-141頁。
- 松宮孝明「『敵味方刑法』(Feindstrafrecht)という概念について」『法の科学』第38号、2007年、20-30頁。
- ジュール・ミシュレ(篠田浩一郎訳)『魔女(上)(下)』岩波書店、1983年。
- ミッタース=リーベリッヒ(世良晃志郎訳)『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社、1971年。
- ジョルジュ・ミノワ(平野隆文訳)『悪魔の文化史』白水社、2004年。
- 宮本弘典「刑事司法の原風景(1) カロリーナの審問手続、(2・完) ドイツ刑法学の祖カ

- ルプツォフ」『関東学院法学』第18巻第1号、2008年、75-106頁；第18巻第2号、2008年、101-144頁。
- ロベール・ミュシャンブレ(相良匡俊訳)「一六世紀における魔術、民衆文化、キリスト教：フランドルとアルトワを中心に」二宮宏之他編『魔女とシャリヴァリ』藤原書店、1986年。
- ロベール・ミュシャンブレ(平野隆文訳)『悪魔の歴史 12～20世紀：西欧文明に見る闇の力学』大修館書店、2003年。
- 牟田和男「東南ドイツの魔女裁判」『法経研究』第4巻1号、1992年、34-65頁。
- 牟田和男「魔女狩り積極派と批判派の抗争」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、119-150頁。
- 牟田和男「魔女狩りの研究史と現状」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、315-345頁。
- 牟田和男『魔女裁判－魔女と民衆のドイツ史』吉川弘文館、2000年。
- フランツ・メルツバッハー(瀬口朋子訳)「バンベルク司教領における魔女裁判」『阪大法学』第132号、1984年、261-288頁。
- 森暁洋「15・16世紀の神聖ローマ帝国および同時代の理論家たち」『法学ジャーナル』第91号、2016年、495-539頁。
- 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店、1972年。
- 山本文彦「近世ドイツ帝国国制に関する一考察」『北海道大学文学部紀要』第48巻第2号、1999年、79-114頁。
- ジェフリー・バートン・ラッセル(大瀧啓裕訳)『悪魔の系譜』青土社、1990年。
- ジェフリー・バートン・ラッセル(野村美紀子訳)『メフィストフェレス：近代世界の悪魔』教文館、1991年。
- ジェフリー・バートン・ラッセル(野村美紀子訳)『ルシファー：中世の悪魔』教文館、1989年。
- ジェフリー・バートン・ラッセル(野村美紀子訳)『魔術の歴史』筑摩書房、1987年。
- ジェフリー・バートン・ラッセル(野村美紀子訳)『サタン：初期キリスト教の伝統』教文館、1987年。
- ジェフリー・バートン・ラッセル(野村美紀子訳)『悪魔：古代から原始キリスト教まで』教文館、1987年。
- ハンス・フリードリヒ・ローゼンフェルト、ヘルムート・ローゼンフェルト(鎌野多美子訳)『中世後期のドイツ文化－1250年から1500年まで－』三修社、2006年。
- トレヴァ・ローパー(小川晃一他訳)『宗教改革と社会変動』未来社、1978年。
- 若曾根健治「近世ドイツ魔女裁判関係史料二題(一)(二・完)」『熊大法学』第45号、1985年、67-82頁；『熊大法学』第51号、1987年、161-192頁。
- 若曾根健治「告訴手続と糾問手続：継受立法の時代における」『熊本法学』第71号、

1992年、73-110頁。

若曾根健治『中世ドイツの刑事裁判 ー生成と展開ー』多賀出版、1998年。

若曾根健司「徴表と有罪の理論をめぐる一問題：カロリーナにおける」『熊本法学』第13号、2014年、416-329頁。